真岡市地域防災計画（改定案）

（風水害等対策編）

（震災対策編）

（原子力災害対策編）

（資料編）

令和４年３月

真岡市防災会議

〔目　　次〕

風水害等対策編

第１章　総　　則

第１節　計画の目的等 3
第２節　防災関係機関等の責務と業務の大綱..... 4
第３節　真岡市の概要 14
第４節　過去の主な災害 16

第２章　予　　防

第１節　防災意識の高揚・ボランティア連携強化..... 18
第２節　地域防災の充実に関する計画..... 23
第３節　防災訓練の実施 27
第４節　避難行動要支援者対策..... 29
第５節　物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備..... 34
第６節　災害に強いまちづくり..... 36
第７節　水防体制の整備 38
第８節　土砂災害予防対策 44
第９節　竜巻等突風災害予防対策..... 48
第１０節　異常降雪予防対策..... 51
第１１節　農林業災害予防対策..... 52
第１２節　情報通信・放送網の整備..... 53
第１３節　避難体制の整備 55
第１４節　消防・救急・救助体制の整備..... 61
第１５節　保健医療体制の整備..... 62
第１６節　火災予防対策 64
第１７節　緊急輸送体制の整備..... 67
第１８節　危険物施設等災害予防対策..... 69
第１９節　防災拠点の整備 72
第２０節　建築物等災害予防対策..... 74
第２１節　公共施設等災害予防対策..... 76
第２２節　文教施設等災害予防対策..... 79
第２３節　相互応援体制の整備..... 83
第２４節　孤立集落災害予防対策..... 85
第２５節　災害廃棄物の処理体制の整備..... 86

第３章　応急対策

第１節　活動体制の確立 87
第２節　情報の収集・伝達及び通信確保対策..... 91
第３節　災害拡大防止活動 95
第４節　相互応援協力・派遣要請..... 98
第５節　災害救助法の適用 102
第６節　避難対策 105
第６節の２　広域一時滞在対策..... 113
第７節　救急・救助活動 116
第８節　医療・救護活動 120
第９節　緊急輸送活動 122
第１０節　食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動..... 126
第１１節　消火活動 130
第１２節　農林水産業関係対策..... 133
第１３節　保健衛生活動 135
第１４節　遺体の捜索・処理・埋葬..... 138
第１５節　障害物等除去活動..... 141
第１６節　廃棄物処理活動 143
第１７節　文教施設等応急対策..... 146
第１８節　住宅応急対策 149
第１９節　労務供給対策 151
第２０節　公共施設等応急対策..... 152
第２１節　危険物施設等応急対策..... 159
第２２節　広報対策 166
第２３節　自発的支援の受入..... 169
第２４節　孤立集落応急対策..... 171

第４章　復旧・復興

第１節　復旧・復興の基本的方向の決定..... 172
第２節　民生の安定化対策 174
第３節　公共施設等災害復旧対策..... 178

震 災 対 策 編

第１章　総　　則

第１節　計画の目的等 187
第２節　防災関係機関等の責務と業務の大綱..... 187
第３節　真岡市の概要 187
第４節　地震被害想定 188

第２章　予　　防

第１節　防災意識の高揚・ボランティア連携強化..... 192
第２節　地域防災の充実に関する計画..... 196
第３節　防災訓練の実施 196
第４節　避難行動要支援者対策..... 196
第５節　物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備..... 196
第６節　震災に強いまちづくり..... 196
第７節　地盤災害予防対策 197
第８節　農林業災害予防対策..... 198
第９節　情報通信・放送網の整備..... 198
第１０節　避難体制の整備 198
第１１節　消防・救急・救助体制の整備..... 198
第１２節　保健医療体制の整備..... 198
第１３節　火災予防対策 198
第１４節　緊急輸送体制の整備..... 198
第１５節　防災拠点の整備 198
第１６節　建築物等災害予防対策..... 199
第１７節　公共施設等災害予防対策..... 202
第１８節　危険物施設等災害予防対策..... 205
第１９節　文教施設等災害予防対策..... 205
第２０節　相互応援体制の整備..... 205
第２１節　孤立集落災害予防対策..... 205
第２２節　災害廃棄物の処理体制の整備..... 205

第３章　応急対策

第１節　活動体制の確立 206
第２節　情報の収集・伝達及び通信確保対策..... 210
第３節　相互応援協力・派遣要請..... 212
第４節　災害救助法の適用 212

第５節　災害拡大防止活動 212
第６節　避難対策 213
第６節の２　広域一時滞在対策..... 214
第７節　救急・救助活動・消火活動..... 214
第８節　医療・救護活動 219
第９節　二次災害防止活動 219
第１０節　緊急輸送活動 220
第１１節　食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動..... 221
第１２節　農林水産業関係対策..... 221
第１３節　保健衛生活動 221
第１４節　遺体の捜索・処理・埋葬..... 221
第１５節　障害物除去活動 221
第１６節　廃棄物処理活動 221
第１７節　文教施設等応急対策..... 221
第１８節　住宅応急対策 222
第１９節　労務供給対策 222
第２０節　公共施設等応急対策..... 222
第２１節　危険物施設等応急対策..... 222
第２２節　広報対策 222
第２３節　自発的支援の受入..... 222
第２４節　孤立集落応急対策..... 222

第４章　復旧・復興

第１節　復旧・復興の基本的方向の決定..... 223
第２節　民生の安定化対策 223
第３節　公共施設等災害復旧対策..... 223

原子力災害対策編

第１章　総　　則

第１節　計画の目的等 227
第２節　原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲等..... 228
第３節　緊急事態区分及び緊急時活動レベル..... 229
第４節　運用上の介入レベル..... 231
第５節　計画の基礎とするべき原子力災害の想定..... 233
第６節　リスクコミュニケーションの充実..... 235

第２章　予　　防

第１節　初動体制の整備 236
第２節　市民等への情報伝達体制の整備..... 237
第３節　避難活動体制等の整備..... 238
第４節　市民等の健康対策 240
第５節　農林水産物・加工食品等の安全性確保体制の整備..... 241
第６節　児童生徒等の安全対策..... 241
第７節　緊急輸送体制の整備..... 242
第８節　市民等に対する普及・啓発活動..... 242
第９節　防災訓練の実施 242

第３章　応急対策

第１節　災害対策本部等の設置..... 244
第２節　情報の収集・連絡活動..... 248
第３節　市民等への情報伝達..... 250
第４節　屋内退避・避難誘導等..... 252
第５節　医療・救護活動等 254
第６節　農林水産物・加工食品等の安全性の確保..... 255
第７節　児童生徒等の安全対策..... 257
第８節　緊急輸送活動 257

第４章　復旧・復興

第１節　市民等の健康対策 258
第２節　風評被害対策 260
第３節　除染・放射性物質により汚染された廃棄物の処理..... 261
第４節　損害賠償 263
第５節　各種制限の解除 263

資　料　編

資料編は、現在修正中のため、「風水害等対策編」、「震災対策編」、「原子力災害対策編」の本文中に記載されている、資料の題名及びページ番号が一致しない場合があります。

風水害等対策編

第１章　総　　則

第１節　計画の目的等

第１　計画の目的

真岡市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、真岡市に係る防災に関し、市、関係機関及び市民が処理すべき事務又は作業の大綱を定め地域における災害に対する予防、応急対策及び復旧の各種対策を実施することにより市民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第２　計画の性格

この計画は、市及び防災関係機関等の防災対策の実施責任を明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものであり、その実施細目等については、別途関係機関が定める。

市、防災関係機関等は、国の防災基本計画に基づくとともに、この計画を踏まえて、具体的計画を定め、その推進を図る。

第３　計画の構成

この計画は、「風水害等対策編」、「震災対策編」、「原子力災害対策編」、「資料編」からなり、本編はこのうち「風水害等対策編」として、各災害に共通する対策と、震災と原子力災害を除く個別災害の応急対策を定める。

第４　修正

この計画は、市及び防災関係機関等において、引続き調査・研究を行い、必要な修正整備を図り、災害対策の確立に万全を期すものとする。

＜資 料 編　・真岡市防災会議条例（P 445）＞

＜資 料 編　・真岡市防災会議の組織（P 447）＞

第２節　防災関係機関等の責務と業務の大綱

災害に対する予防、応急、復旧対策が的確、円滑に実施されるよう、市、県及び防災関係機関等の防災に関する責務、災害時に果たすべき役割を明確にする。

第１　防災関係機関等の責務

いつどこでも起こりうる災害による人的被害や経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、市による「公助」はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした「自助」、身近な地域コミュニティの地縁の助け合いによる「互助」、ボランティアやＮＰＯ等の地縁に拠らない連携による「共助」が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携を図りながら、地域防災力の向上を図る必要がある。

１　市

市は、市の地域、市民の生命、身体、財産を災害から保護するため、県や他の市町の防災関係機関と連携しながら防災活動を実施する。また、指定地方公共機関等の防災に関する業務等の実施を助け、調整を行う。

２　県

県は、市や他の市町、防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。また、市や指定地方公共機関等の防災に関する業務等の実施を助け、調整を行う。

３　指定地方行政機関（災害対策基本法第２条第４号）

指定地方行政機関は、指定行政機関や他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言、その他適切な措置を行う。

４　指定公共機関、指定地方公共機関（災害対策基本法第２条第５号及び第６号）

指定公共機関、指定地方公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み、その業務を通じて防災に寄与するとともに、市及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

５　公共的団体、防災上重要な施設の管理者

公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

６　市民

市民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努める。

＜資 料 編　・防災関係機関の連絡先一覧（P 288）＞

第２　防災関係機関等の業務の大綱

防災に関し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき業務等の大綱は、次のとおりである。

１　市

機　関　名	業　務　等　の　大　綱
真岡市	市は、法令、真岡市地域防災計画等により、県に準じた予防、応急及び復旧・復興対策を実施する。ただし、災害救助法適用後は、知事の補助機関として応急対策を実施する。 １　災害予防対策 (1) 防災に関する組織の整備・改善 (2) 防災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施 (3) 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強いまちづくりの推進 (4) 災害危険箇所の災害防止対策 (5) 防災に関する施設・設備の整備、点検 (6) 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 (7) 他市町、県との相互連携体制の整備 (8) 自主防災組織等の育成支援 (9) ボランティア活動の環境整備 (10) 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表 (11) 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 (12) その他法令及び真岡市地域防災計画に基づく災害予防の実施 ２　災害応急対策 (1) 災害対策本部の設置に関すること (2) 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保 (3) 栃木県・自衛隊・災害時応援協定締結先への応援要請 (4) 専門家等の派遣要請 (5) 災害救助法の運用 (6) 消火・水防等の応急措置活動 (7) 被災者の救助・救急及び医療措置の実施 (8) 保健衛生、廃棄物処理に関する措置 (9) 緊急輸送体制の確保 (10) 緊急物資の調達・供給 (11) 災害を受けた児童、生徒への支援 (12) 施設、設備の応急復旧 (13) 犯罪の予防、交通の規制その他の災害における社会秩序の維持 (14) 市民への広報活動 (15) ボランティア受入に関する情報提供、義援物資・義援金の適切な受入 (16) 市外避難者の受入れに対する総合調整 (17) 県外からの避難者受入れに係る県への協力 (18) 県外からの広域一時滞在の受入れ (19) 市民の避難・屋内退避、立入り制限 (20) その他法令及び真岡市地域防災計画に基づく災害応急対策の実施 ３　災害復旧・復興対策 (1) 被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 (2) 民生の安定化策の実施 (3) 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 (4) 除染、放射性物質により汚染された廃棄物の処理 (5) 損害賠償の請求等に係る支援 (6) 風評被害による影響等の軽減 (7) 各種制限の解除 (8) その他法令及び真岡市地域防災計画に基づく災害復旧・復興の実施

2　県

機　　関　　名	業　　務　　等　　の　　大　　綱
栃木県	1　災害予防対策 (1) 防災に関する組織の整備・改善 (2) 防災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施 (3) 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進 (4) 災害危険箇所の災害防止対策 (5) 防災に関する施設・設備の整備、点検 (6) 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 (7) 県防災行政ネットワークの整備、運用、点検 (8) 消防防災ヘリコプターの運用、点検 (9) 国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備 (10) 自主防災組織等の育成支援 (11) ボランティア活動の環境整備 (12) 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表 (13) 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 (14) その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害予防の実施 2　災害応急対策 (1) 災害対策本部設置に関すること (2) 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保 (3) 活動体制の確立、他機関との連携による市町応援体制の確立 (4) 専門家等の派遣要請 (5) 災害救助法の運用 (6) 消火・水防等の応急措置活動 (7) 被災者の救助・救急及び医療措置の実施 (8) 保健衛生、廃棄物処理に関する措置 (9) 緊急輸送体制の確保 (10) 緊急物資の調達・供給 (11) 災害を受けた児童、生徒の応急教育 (12) 施設、設備の応急復旧 (13) 犯罪の予防、交通の規制その他の災害における社会秩序の維持 (14) 県民への広報活動 (15) ボランティア受入に関する情報提供、義援物資・義援金の適切な受入 (16) 県外避難者の受入れに対する総合調整 (17) 市民の避難・屋内退避、立入り制限 (18) 飲食物の安全性の確認及び摂取制限に関する市町、関係機関等への指示 (19) その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施 3　災害復旧・復興対策 (1) 被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 (2) 民生の安定化策の実施 (3) 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 (4) 除染、放射性物質により汚染された廃棄物の処理 (5) 損害賠償の請求等に係る支援 (6) 風評被害による影響等の軽減 (7) 各種制限の解除 (8) その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害復旧・復興の実施

3　消防機関

①消防本部等

機　　関　　名	業　　務　　等　　の　　大　　綱
芳賀地区広域行政事務組合 ・消防本部 ・真岡消防署 ・真岡消防署真岡西分署 ・真岡消防署二宮分署	災害予防対策 ア　消防力の維持・向上 イ　市と共同での地域防災力の向上 災害応急対策 ア　災害情報の収集・伝達 イ　救助救出活動・消火活動 ウ　浸水被害の拡大防止 エ　避難誘導活動 オ　行方不明者等の捜索 カ　危険物施設等の災害拡大防止活動 キ　その他災害対策本部長が指示する災害応急対策

②消防団

機　　関　　名	業　　務　　等　　の　　大　　綱
真岡市消防団	災害予防対策 ア　団員の能力の維持・向上 イ　市及び消防本部等が行う防災対策への協力 ウ　心肺蘇生法等の技術の習得と指導、啓発活動 災害応急対策 ア　消防・水防活動 イ　救助活動 ウ　避難誘導活動 エ　行方不明者等の捜索 オ　災害情報の広報 カ　避難場所等の管理、補助（女性団員） キ　その他災害対策本部長が指示する災害応急対策

4　警察

機　　関　　名	業　　務　　等　　の　　大　　綱
真岡警察署 長田交番 真岡駅交番 飯貝駐在所 小林駐在所 下籠谷駐在所 中駐在所 西田井駐在所 久下田駐在所 さくら駐在所 長沼駐在所 物井駐在所	災害予防対策 ア　災害警備計画の策定 イ　災害装備資機材の整備 ウ　危険物の保安確保に必要な指導、助言 エ　防災知識の普及 災害応急対策 ア　災害情報の収集・伝達 イ　被災者の救出及び負傷者等の救護 ウ　行方不明者の調査・捜索 エ　危険箇所の警戒及び市民に対する避難指示、誘導 オ　被災地、避難所等、重要施設の警戒 カ　緊急交通路の確保 キ　交通の混乱防止及び交通秩序の維持 ク　犯罪の予防及び災害における社会秩序の維持 ケ　広報活動 コ　死体の検分・検視

5　指定地方行政機関

機　　関　　名	業　　務　　等　　の　　大　　綱
関東管区警察局	1　管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること 2　他管区警察局及び警察庁との連携に関すること 3　管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること 4　警察通信の確保及び統制に関すること
関東財務局 (宇都宮財務事務所)	1　災害における金融上の措置に関すること 災害発生に際し、必要と認められる範囲内で災害関係の融資、預貯金の払戻し、中途解約、手形交換の便宜扱い、休日営業、保険金の円滑な支払、保険料の払込猶予、営業停止等における対応の周知徹底について、金融機関等関係方面に要請を行う 2　地方公共団体に対する融資に関すること 地方公共団体の特に緊急を要する災害対策事業及び応急復旧事業のために災害つなぎ資金（財政融資資金地方短期資金）を融通する 3　国有財産の管理、処分に関すること 地方公共団体が災害の応急措置の用に供する財産の無償貸付又は一時貸付など、国有財産に関する所要の措置を行う
関東信越厚生局	健康福祉に係る事務について、県又は市町に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとること
関東農政局(栃木県拠点)	1　災害予防 (1) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施、指導に関すること (2) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること 2　応急対策 (1) 農業に関する被害状況の取りまとめ、報告に関すること (2) 種もみ、その他営農資材の確保に関すること (3) 主要食料の需給調整に関すること (4) 生鮮食料品等の供給に関すること (5) 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導、病害虫の防除に関すること (6) 土地改良機械、技術者等を把握し、緊急貸出しや動員に関すること (7) 農産物等の安全性の確認に関すること 3　復旧対策 (1) 災害発生後は、できる限り速やかに査定を実施し、農地の保全に係る農地、農業用施設等について、特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること (3) 風評被害対策に関すること
関東森林管理局 (日光森林管理署)	1　国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること 2　災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること 3　国有林林産物等の安全性の確認に関すること
関東経済産業局	1　生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること 2　商工鉱業の従事者の業務の正常な運営の確保に関すること 3　被災中小企業の振興に関すること
関東東北産業保安監督部	1　火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等の危険物の保全に関すること 2　鉱山における災害の防止及び災害時の応急対策に関すること

機　　関　　名	業　　務　　等　　の　　大　　綱
関東運輸局 (栃木運輸支局)	1　運輸事業の災害予防に関すること 2　災害時における物資輸送や旅客輸送を円滑に行うための緊急・代替輸送（迂回輸送を含む）等に関する指導、調整に関すること 3　運輸事業の復旧、復興に関すること
東京管区気象台 (宇都宮地方気象台)	1　気象、地象及び水象の観測やその成果を収集発表すること 2　気象、地象（地震にあっては、地震動に限る）及び水象についての予測を行い、予報、特別警報・警報・注意報や台風、記録的大雨、竜巻等突風に関する情報等を適宜関係機関に伝達するとともに、報道機関等を通じてこれを市民に周知できるよう努めること 3　気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、利用の心得などの周知・広報に努めること 4　災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、県や市町に対して気象等に係る支援情報の提供を行うこと 5　市町が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行うこと 6　環境放射線モニタリングへの情報提供等の支援に関すること 7　県や市町、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること
関東総合通信局	1　非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること 2　災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること 3　非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること 4　電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等情報提供に関すること
栃木労働局 (真岡労働基準監督署) (真岡公共職業安定所)	1　産業安全（鉱山関係を除く）に関すること 2　雇用の安定と雇用保険失業給付の特例支給に関すること 3　労働者の被ばく管理の監督指導に関すること
関東地方整備局 (下館河川事務所)	直轄する河川、道路についての計画、工事、管理を行うほか次の事項に関すること 1　災害予防 (1) 防災上必要な教育、訓練 (2) 通信施設等の整備 (3) 公共施設等の整備 (4) 災害危険区域等の関係機関への通知 (5) 官庁施設の災害予防措置 (6) 豪雪害の予防 2　災害応急対策 (1) 災害に関する情報の収集、予警報の伝達等 (2) 水防活動、土砂災害防止活動、避難誘導等 (3) 建設機械と技術者の現況の把握 (4) 災害時における復旧用資材の確保 (5) 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事 (6) 災害時のための応急資機材の備蓄 (7) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 (8) 緊急交通路・緊急輸送路の確保に関すること

機　　関　　名	業　　務　　等　　の　　大　　綱
	3　災害復旧等 　災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること
東京航空局 (東京空港事務所)	1　災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること 2　遭難航空機の捜索、救助に関すること 3　指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること
関東地方環境事務所	1　有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2　廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 3　放射性物質（2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る）による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援 4　行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
国土地理院 関東地方測量部	1　災害時等における地理空間情報の整備・提供 2　復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言 3　地殻変動の監視

6　自衛隊

機　　関　　名	業　　務　　等　　の　　大　　綱
陸上自衛隊第12特科隊	天災地変その他災害に対して、人命、財産の保護のため必要があり、その事態がやむを得ないと認める場合に、部隊等を救援のため派遣し、応急対策又は応急復旧活動を実施する

7　指定公共機関

機　　関　　名	業　　務　　等　　の　　大　　綱
日本郵便(株)関東支社 (真岡郵便局、 真岡荒町郵便局、 真岡大谷台簡易郵便局、 芳賀山前郵便局、 真岡西田井郵便局、 飯貝郵便局、 真岡中村郵便局 久下田郵便局、 長沼郵便局、 物部郵便局)	1　郵便事業の業務運行及びこれらの施設等の保全に関すること 2　災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること 3　災害特別事務取扱いに関すること (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災者あて救援用郵便物の料金免除
日本赤十字社栃木県支部 (芳賀赤十字病院)	1　災害時における救護班の編成、医療・助産救護の実施に関すること 2　災害時における避難所の設置の支援としての生活環境の整備、こころのケアに関すること 3　災害救助等の協力奉仕者の連絡調整に関すること 4　義援金品の募集、配分に関すること 5　日赤医療施設等の保全に関すること 6　輸血用血液製剤の確保及び供給に関すること

機　　関　　名	業　　務　　等　　の　　大　　綱
日本放送協会宇都宮放送局	1　情報の収集 　災害の発生、被災状況、災害対策活動、その他各種情報の収集 2　報道 　災害、気象の予報、警報、避難・屋内退避、被害状況、官公署通報事項の周知 3　受信者対策 　避難所への受信機、拡声装置の貸与、受信機修理、被災地への情報提供 4　放送通信施設の保守 　陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守
東日本高速道路(株) 関東支社	1　高速自動車国道の保全及び復旧に関すること 2　緊急交通路・緊急輸送路の確保に関すること
東日本旅客鉄道(株) 大宮支社	1　災害により路線が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を自動車による代行輸送及び連絡社線への振替輸送を行うこと 2　災害により路線が不通となった場合 (1) 列車の運転整理、折返し運転、迂回を行うこと (2) 路線の復旧、脱線車両の復線、修理をし、検査の上速やかな開通手配をすること 3　路線、架線、ずい道、橋りょう等の監視及び場合によっては巡回監視を行うこと 4　死傷者の救護及び処理を行うこと 5　事故の程度によっては、部外への救護要請や報道機関への連絡を行うこと 6　停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守、管理を行うこと
東日本電信電話(株) (栃木支店)	1　平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関すること 2　電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上に関すること 3　災害時に重要通信を疎通させるための通信手段に関すること 4　災害を受けた通信設備の早期復旧に関すること 5　災害復旧及び被災地における情報流通について市民、国、県、市町、ライフライン事業者及び報道機関等との連携に関すること
東京ガス(株) (宇都宮支社)	1　ガス施設の安全、保全に関すること 2　災害時におけるガスの供給に関すること
日本通運(株) (宇都宮支店)	災害応急活動のため、知事の車両借上げ要請に対する即応体制の準備、配車に関すること
東京電力パワーグリッド㈱	電力供給施設の災害予防措置や被災状況の調査、その早期復旧に関すること
東京電力ホールディングス(株) 東京電力パワーグリッド㈱ (栃木総支社) 日本原子力発電(株)	1　原子力施設の防災管理に関すること 2　従業員等に対する教育、訓練に関すること 3　関係機関に対する情報の提供に関すること 4　放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること 5　原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること 6　原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること 7　県、市町、関係機関等の実施する防災対策活動に対する協力に関すること 8　除染、放射性物質により汚染された廃棄物に関すること

機　　関　　名	業　　務　　等　　の　　大　　綱
ＫＤＤＩ(株) (小山テクニカルセンター) ソフトバンク(株)	1　通信施設の運用と保全に関すること 2　災害時における通信の疎通の確保に関すること
(株)ＮＴＴドコモ (栃木支店)	1　移動通信施設の運用と保全に関すること 2　災害時における移動通信の疎通の確保に関すること

8　指定地方公共機関

機　　関　　名	業　　務　　等　　の　　大　　綱
東武鉄道(株) 関東自動車(株)	1　鉄道施設等の安全・保全に関すること 2　災害時における鉄道車両等による救助物資、避難者の輸送の協力に関すること
真岡市土地改良区 真岡土地改良区 勝瓜口土地改良区 宇芳真土地改良区 二宮土地改良区 二宮中部土地改良区 長沼西部土地改良区 清次郎口用水土地改良区 大井口土地改良区 穴川土地改良区連合 鬼怒川南部土地改良区連合	水門、水路の操作に関すること
(一社)栃木県ＬＰガス協会	1　ガス施設の安全・保全に関すること 2　災害時におけるガスの供給に関すること
(株)栃木放送 (株)エフエム栃木 (株)とちぎテレビ	1　市民に対する防災知識の普及に関すること 2　情報の収集に関すること 災害の発生、被害状況、災害対策活動、その他各種情報の収集 3　報道に関すること 災害及び気象予報、警報、避難・屋内退避、被害状況、官公署通報事項の周知 4　受信対策に関すること 避難所への受信機、拡声装置の貸与、被災地への情報提供 5　放送通信施設の保守に関すること 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守 6　義援金品の募集、配分等の協力に関すること
栃木県道路公社	1　有料道路の保全及び復旧に関すること 2　緊急交通路・緊急輸送路の確保に関すること
(一社)栃木県トラック協会 (一社)栃木県バス協会 (一社)栃木県タクシー協会	災害時における貨物自動車等による救助物資、避難者の輸送の協力に関すること
(一社)栃木県医師会 (一社)栃木県歯科医師会	災害時における医療救護活動に関すること

機　　関　　名	業　　務　　等　　の　　大　　綱
(一社)栃木県薬剤師会 (公社)栃木県看護協会 (一社)栃木県柔道整復師会	
(福)栃木県社会福祉協議会	真岡市災害ボランティアセンターの設置の支援に関すること
栃木県石油商業組合	災害時における燃料調達への協力に関すること
(一社)栃木県建設業協会	被災地における道路、橋りょう、河川等の公共施設の復旧への協力に関すること

9　公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機　　関　　名	業　　務　　等　　の　　大　　綱
真岡鐵道（株）	1　鉄道施設等の安全・保全に関すること 2　災害時における鉄道車両等による救助物資、避難者の輸送の協力に関すること
はが野農業協同組合等農林業関係団体	1　市が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力に関すること 2　農作物、林産物等の災害応急対策についての指導に関すること 3　被災農家に対する融資、又はその斡旋に関すること 4　協同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること 5　飼料、肥料等の確保保全に関すること 6　農林水産物等の出荷制限等への協力
真岡商工会議所 にのみや商工会	1　市が行う商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋等の協力に関すること 2　災害時における物価安定についての協力に関すること 3　救助用物資、衛生医薬品、復旧資材等の確保についての協力、斡旋に関すること
真岡市(いちごチャンネル)	災害及び気象警報、被害状況、官公署通報事項等の報道に関すること
(株) エフエム真岡	1　市民に対する防災知識の普及に関すること 2　災害及び気象警報、被害状況、官公署通報事項等の報道に関すること
(一社)芳賀郡市医師会	災害時における救急医療活動に関すること
(福)真岡市社会福祉協議会	1　真岡市災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること 2　災害救助金品の募集、被災者の救護に関すること 3　災害時のボランティア活動に関する連絡調整に関すること 4　ボランティアの登録・受付等及びその受入体制の確保に関すること 5　ボランティア活動参加希望者等に対する情報発信に関すること 6　その他市が実施する応援対策についての協力に関すること
病院等経営者	1　避難施設の整備と避難訓練等の実施に関すること 2　災害時における入院患者等の安全確保に関すること 3　災害時における負傷者等の医療と助産に関すること 4　被ばく医療への協力に関すること 5　被災した病院等の入院患者の受入れに関すること
危険物関係施設の管理者	災害時における危険物の保安措置に関すること

第３節　真岡市の概要

第１　自然的条件

１　位置・地勢

本市は、栃木県の東南部に位置し、西に鬼怒川をはさんで県都宇都宮市に隣接しており、また、首都東京から90㎞圏内の距離にある。

本市の面積は、167.34 ㎢で、東西 14.9 ㎞、南北 19.4 ㎞、これは栃木県の面積の約 2.60％にあたる。

海抜でも最も高い所は、南高岡の山間部の 284m、最も低い所は上江連の 41.9m、市役所付近の市街地は 65m である。

市役所の所在地	経緯度	海抜
栃木県真岡市荒町 5191 番地	東経 140° 00′ 47″ 北緯 36° 26′ 25″	海抜 65.5m

市　域	東端	上清水	東経	140° 04′ 22″	北緯	36° 29′ 23″
	西端	西大島	東経	139° 54′ 26″	北緯	36° 21′ 21″
	南端	上江連	東経	139° 54′ 47″	北緯	36° 20′ 06″
	西端	赤　羽	東経	140° 02′ 54″	北緯	36° 30′ 36″

２　自然・気候

本市は、太平洋岸型気候で内陸のため、最高気温と最低気温との較差が大きい。高温の年は関東南部より暖かくなり、低温の年は東北地方と同じような気温を示す。また、夏期は雷の発生が多く、盛夏期でも比較的雨量が多い。冬期は、朝夕の冷え込みが厳しいため、最低気温が氷点下の日が多い。

本市の主な河川は、次のとおりである。

河川名	市内流域延長
五行川	約 13,000m
小貝川	約 10,000m
鬼怒川	約 17,100m
行屋川	約 1,200m
江　川	約 4,000m

第２　社会的条件

１　人口

本市の総人口は、国勢調査によると、急速に進行する少子高齢化の影響により、平成 17 年の 83,002 人をピークに減少傾向に転じている。令和２年では 78,190 人となっており、平成 17 年と比較すると、4,812 人減少している。

世帯数は、核家族化の進行により増加傾向にあり、令和２年が 29,425 世帯となっており、人口が最も多かった平成 17 年と比較すると 2,519 世帯増加している。

1 世帯当たりの人口は、減少傾向にあり、令和２年が 2.66 人となっており、平成 17 年と比較すると 0.42 人減少している。

「真岡市の人口・世帯数の推移」

年	1980 S55	1985 S60	1990 H2	1995 H7	2000 H12	2005 H17	2010 H22	2015 H27	2020 R2
人口	69,967	74,551	79,228	80,643	81,530	83,002	82,289	79,539	78,190
(男)	35,100	37,515	40,278	40,713	41,156	42,115	41,386	39,910	39,482
(女)	34,867	37,036	38,950	39,930	40,374	40,887	40,903	39,629	38,708
世帯数	17,710	19,415	22,109	23,542	24,986	26,906	27,577	27,949	29,425
1世帯あたり人口	3.95	3.84	3.58	3.43	3.26	3.08	2.98	2.85	2.66

国勢調査（旧二宮分含む）

2　土地利用

本市の土地利用は、農地が多く（51.0%）、山林が少ないこと（8.7%）が特徴である。

地目別土地利用面積によると、土地利用は、田が 40.0%と最も高く、畑と併せると 51.0%が農地となっている。次いで、宅地が 14.3%となっている。

「地目別土地利用面積」　（単位：k㎡）

	総面積	田	畑	宅　地	池　沼	山　林	牧　場	原　野	雑種地	その他
真岡市	167.34	66.90	18.41	24.01	0.28	14.55	0.0	0.91	6.90	35.37
構成比(%)	100.0	40.0	11.0	14.3	0.2	8.7	0.0	0.5	4.1	21.1

栃木県統計年鑑 令和２（2020）年版より引用。

※1.令和２（2020）年１月１日現在

2.その他は、墓地、境内地、用悪水路、保安林、公衆用道路等を示す。

3　産業

本市の産業別就業人口比率は、平成27年、第１次産業9.4%、第２次産業36.0%、第３次産業49.6%である。第１次産業の就業者が少なく、第２次産業の製造業、第３次産業のサービス業及び卸小売業の就業者が多い。

「真岡市の産業別就業者数」　（上段：人、下段：%）

	第１次産業		第２次産業		第３次産業		分類不能		合　計		就業率（%）
	平22年	平27年	平22年	平27年	平22年	平27年	平22年	平27年	平22年	平27年	平27年
真岡市	4,529	3,839	16,568	14,693	20,826	20,229	196	2,026	42,119	40,787	62.0%
	10.8%	9.4%	39.3%	36.0%	49.4%	49.6%	0.5%	5.0%	100.0%	100.0%	

国勢調査

※就業率は人口総数における就業者の割合

第４節　過去の主な災害

本市における過去の主な災害は、次のとおりである。

1　風水害等

年　月　日	原　因	概　要
昭和51.9.9 （1976年）	竜　巻	主被害地域　田島、東郷地区 住　家　全壊2棟、半壊6棟、一部破損　28棟 非住家　全壊21棟、半壊10棟、一部破損42棟 損害見積額　42,696千円
昭和54.10.19 （1979年）	台　風	台風20号 住　家　全壊1棟、半壊2棟、一部破損　9棟 非住家　全壊7棟、半壊17棟 損害見積額　10,242千円
昭和57.9.12～13 （1982年）	台　風	台風18号 床下浸水　16棟 農産被害　66,504千円
昭和61.8.4～5 （1986年）	台風及び その後の低気 圧による大雨	台風10号 床上浸水　78棟　床下浸水487棟 田流出・埋没7.0ha、田冠水670.3ha 畑流出・埋没2.1ha、文教施設3か所 道路84か所、橋りょう6か所、河川35か所 崖崩れ4か所、鉄道不通1か所 公立文教施設　460千円 農林水産業施設　289,500千円 公共土木施設　245,400千円 その他公共施設　599千円 農産被害　517,196千円 畜産被害　28千円 商工被害　85,791千円 被害総額　1,138,974千円 （旧二宮町地内） 床上浸水　52棟　床下浸水105棟 崖崩れ10か所、石島大橋崩壊 被害総額　1,000,000千円 罹災人員　207名 避難勧告　旧真岡市：荒町、田町 旧二宮町：水戸部、沖、三谷、阿部品、桂（大根田）、反町
平成4.9.4 （1992年）	突風・竜巻・ 雷を 伴う降雹	主被害地域　清水・赤羽地区 住　家　全壊1棟、一部破損12棟 非住家　全壊2棟、半壊6棟、一部破損21棟 農産被害　148,778千円
平成6.8.19 （1994年）	突風被害	主被害地域　真岡・山前地区 建物全壊・半壊・一部破損　延べ60件
平成13.8.11 （2001年）	大雨被害	主被害地域　田島地区 床上浸水9件
平成24.5.6 （2012年）	竜　巻	主被害地域　西田井地区 住　家　全壊6棟、大規模半壊1棟、半壊8棟、一部損壊121棟 非住家　全壊45棟、半壊11棟、一部損壊124棟

年　　月　　日	原　　因	概　　要
令和元.10.12 （2019年）	台　風	台風19号 住　家　　一部破損6棟 非住家　　8棟（事業所、物置等） がけ崩れ　　1箇所（三谷） 通行止め　　6箇所（小林、田島、阿部岡、三谷、砂ケ原） 避難指示　　1箇所（三谷） 避難勧告　　10箇所（根本、青谷、君島、道祖土、大和田、高田、反町、水戸部、阿部岡） 避難所開設　11箇所（真岡小学校、真岡中学校、真岡市公民館真岡西分館、真岡市公民館山前分館、山前小学校、山前中学校、大内東小学校、大内西小学校、真岡市公民館中村分館、二宮コミュニティセンター、長沼小学校） 避難者数　　371名（149世帯）

2　震災等

年　　月　　日	原　　因	概　　要
平成23.3.11 （2011年） 東日本大震災 14時46分頃発生 規模 マグニチュード9.0 震度6強	地　震	主被害地域　市内一円 住　家　全壊12棟、半壊117棟、一部損壊14,190棟 厚生労働施設　50,074千円 農林水産業施設　6,333千円 公共土木施設　248,191千円 文教施設　399,818千円 その他公共施設　117,667千円 災害救助費　195,612千円 災害対策本部費　32, 942千円 災害廃棄物処分費　321,927千円 その他災害関連費用　464,265千円 損害見積額　1,836,829千円 ※市民会館復旧費を除く　H23.12.16時点

3　火災等

年　　月　　日	原　　因	概　　要
昭和35.4.16 （1960年）	火　災	赤羽地内　大内東小学校校舎2棟全焼 焼損面積　612㎡ 損害見積額　3,956千円
昭和35.9.29 （1960年）	火　災	台町地内　日本蓄音機（株）工場9棟全焼 焼損面積　1,919㎡ 損害見積額　20,528千円
昭和37.2.15 （1962年）	火　災	田町地内　門前火災　住家8棟全焼、2棟部分焼 焼損面積　603㎡ 損害見積額　3,644千円
昭和52.3.5 （1977年）	火　災	久下田地内　住家・店舗火災6棟全焼 焼損面積　約800㎡ 損害見積額　86,400千円
平成7.9.19 （1995年）	火　災	柳林地内　工場火災3棟全焼、1棟半焼、1棟部分焼 焼損面積　273㎡ 損害見積額　5,783千円
平成8.9.24 （1996年）	火　災	中地内　工場火災5棟全焼 焼損面積　2,671㎡ 損害見積額　436,705千円
平成14.6.12 （2002年）	火　災	下籠谷地内　タイヤ火災 古タイヤ約84,000本焼損

第２章　予　　防

第１節　防災意識の高揚・ボランティア連携強化

市は、市民が自ら身の安全を確保するとともに、地域社会の一員として、地域の防災活動に積極的に協力するよう、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、職員、児童生徒や防災上重要な施設の管理者に対し、災害時の適正な判断力を養い、迅速な初動体制が確立できるよう、積極的に防災教育を行う。また、災害時におけるボランティア活動の必要性、重要性を考慮し、活動を円滑に行うため、平常時からボランティア関係団体相互の連絡・協力体制の整備を図るとともに、災害ボランティアの活動に関する情報交換を行い、ボランティアの育成を推進する。

第１　一般市民に対する防災知識の普及

１　防災知識の普及啓発

市民一人ひとりが自らの身の安全は自ら守るという自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時は、自ら身の安全を守るよう行動することが重要である。平常時には、市、県、地域自主防災組織等が行っている防災活動に協力する一方で、風水害の原因となる気象現象について基本的な知識を身に付けるよう努め、災害時には、的確に身を守る、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難所等で自ら活動する、あるいは市、県、自主防災組織等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、市は、市民に対し、自主防災思想や正確な防災・気象に関する知識、特に「生命（いのち）・身体（み）を守る」ことに関する知識の普及、啓発の徹底を図る。

避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所（以下「緊急避難場所」という。）への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。

【生命・身体を守る方法】：内閣府（防災担当）「減災のてびき～今すぐできる７つの備え～」から

（共通）

◆ ラジオやテレビの気象情報に注意する。
◆ インターネットや携帯電話等から気象情報を入手する方法を知っておく。
◆ 停電に備えて、懐中電灯を用意する。
◆ 非常時の持出し用の荷物を用意し、点検しておく。
◆ 日頃から避難所等や避難経路、近所の危険箇所を確認しておく。
◆ 自分が住む地域が、過去に風水害を経験した土地かどうか、日頃から調べておく。

（水害）

◆ 河川や用水路、田んぼや低地などを見に行くなどの外出を控える。
◆ 地面の大半がコンクリートやアスファルトで覆われている都市部で短時間の大雨が発生したときは、地下街や地下室等の水没に注意する。

（土砂災害）

◆ 次のような土砂災害の前触れが発生したときは、すぐに周りの人たちと安全な場所に避難し、市役所や消防、警察署等に通報する。

・ 川の流れが濁り、流木が混ざりはじめる。【土石流】
・ 雨は降り続いているのに川の水位が下がる。【土石流】
・ 山鳴りがする。【土石流】
・ 沢や井戸の水が濁る。【地すべり】
・ 地割れができる。【地すべり】
・ 斜面から水が噴き出す。【地すべり】
・ 崖から小石がパラパラと落ちてくる。【崖崩れ】
・ 崖から水がわき出ている。【崖崩れ】
・ 崖に割れ目が見える。【崖崩れ】

（竜巻等の突風）

◆ 次のような発達した積乱雲が近づく兆しがあるときは、頑丈な建物の中など安全な場所に避難する。

・ 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
・ 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
・ ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
・ 大粒の雨やひょうが降り出す。

◆ 屋内では次のような行動をとる。

・ 雨戸やシャッター、窓やカーテンを閉める。
・ 窓から離れる。ガラス窓の周辺は大変危険。
・ １階の窓のない部屋の中央に移動する。
・ 丈夫な机やテーブルの下に入り、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。

◆ 屋内に避難できないときは、次のような行動をとる。

・ 頑丈な構造物の物陰に入り、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。
・ 物置や車庫・プレハブの中や電柱や太い木、橋や陸橋の下などは倒壊の可能性が高く危険なので、避難場所としては避ける。
・ 身を隠す場所がないときは、窪地等に入り、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。

(1) 主な普及啓発活動等

ア　防災講演会・講習会・出前講座等の開催
イ　ハザードマップ、防災パンフレット、チラシ等の配布
ウ　テレビ、ラジオ、新聞、広報紙、ホームページ、ＳＮＳ等による広報活動の実施
エ　防災訓練の実施促進
オ　防災器具、災害写真等の展示
カ　各種表彰の実施

(2) 普及啓発すべき防災知識・技術

ア　災害時の心得
イ　避難経路、避難所等の場所

ウ　気象に関する知識
エ　応急手当・救出救護方法
オ　家庭での防災・安全対策
カ　災害の前兆現象
キ　災害危険箇所

(3) 防災週間、火災予防運動等の実施

防災週間や全国火災予防運動をはじめ、各種防災・安全運動等を通じ、自主防災意識の普及、徹底を図る。

ア　防災とボランティア週間（１月15日～１月21日）
イ　春季全国火災予防運動（３月１日～３月７日）
ウ　とちぎ防災の日（３月11日）
エ　水防月間（５月１日～５月31日）
オ　山地災害防止キャンペーン（５月20日～６月30日）
カ　がけ崩れ防災週間（６月１日～６月７日）
キ　土砂災害防止月間（６月１日～６月30日）
ク　防災週間（８月30日～９月５日）
ケ　秋季全国火災予防運動（11月９日～11月15日）

２　県消防防災総合センター（県防災館）の活用

県は、県民の防災意識の高揚や防災知識の普及啓発の中核的な施設として消防防災総合センター（栃木県防災館）を宇都宮市に設置している。

市は、広報紙等を通じて当該施設の周知、利用促進を図り、大雨、大風等の疑似体験や応急処置の実地体験等を通して防災技術や防災知識の普及を図る。

３　効果的な防災情報の提供

防災知識の普及にあたって、インターネット等ＩＣＴ技術を活用し、災害情報の発信を積極的に実施する。

第２　職員に対する防災教育

市は、職員の災害時の適正な判断力の養成と、的確な防災活動の確保のため、講習会や研修会の開催、防災活動に関するマニュアル等の作成・配布を行うとともに、定期的な防災訓練の実施を行い、防災教育の徹底に努める。

１　気象予警報、洪水や土砂災害、竜巻等突風あるいは、災害危険箇所等災害に関する知識
２　災害に対する予防、応急対策に関する知識
３　災害発生時における職員が取るべき行動と具体的役割（職員の初動体制と役割分担等）
４　防災行政ネットワーク等通信施設の利用方法
５　その他災害対策上必要な事項

第３　児童生徒等及び教職員に対する防災教育

市は、学校教育を通じて児童生徒等に対する防災教育の充実に努めるとともに、避難訓練等を通じて学校、家庭、地域における正しい防災のあり方について習得させるものとする。

1　防災教育の充実

(1) 学校等では、学校安全計画に基づき、児童生徒等の発達の段階に応じた防災教育の充実を図る。

(2) 防災教育の実施にあたっては、地域の自然環境や過去の災害の事例などを理解させ、災害時の対応力を育むことに留意する。

　また、県（教育委員会事務局）が作成した防災関係指導資料や、国が作成する防災教育用読本等の啓発資料をはじめ、県防災館等の施設の活用などに配慮する。

(3) 災害発生時に、児童生徒等が自らの安全を守ることはもとより、その発達の段階に応じて進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるよう、ボランティア活動等を通じて他の人々を思いやる心や安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める教育を推進する。

2　避難訓練等の実施

　避難訓練の実施にあたっては、実践的な想定を行うなど災害時に安全に避難できる態度や能力を体得させるようにする。また、家庭や地域の関係機関と連携した訓練や専門家に避難行動を評価してもらうなど訓練方法の工夫を行う。

3　教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

　教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育指導資料等を活用するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。

第４　防災上重要な施設の管理者等の教育

　市は、消防本部等と協力・連携して、次のような防災上重要な施設の管理者等に対して防災教育を実施し、防災意識の高揚並びに資質の向上を図るとともに、特に被害拡大防止、初期応急対策、避難誘導等の行動力及び指導力を養うなど緊急時に対処できる自主防災体制の確立を図る。

　また、その他の企業等の管理者に対しても防災教育を行い、平常時の予防、災害時の応急対策について知識の普及に努める。

1　危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の危険物の保安管理施設

2　病院、社会福祉施設

3　ホテル、旅館、大規模小売店舗等の不特定多数の者が利用する施設

第５　防災に関する調査研究

　災害は、広範囲にわたる複雑な現象であり、地域特性を有するとともに、予防、応急対策にあたっては高度な知識と技術が要求される。

　このため、市は、県、防災関係機関と緊密な連携を取り合い、地域の危険度測定、災害発生の予測、災害発生時の被害の予測など基礎的な調査研究を推進するよう努める。

第６　防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

　防災知識の普及、訓練を実施する際は、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第７　災害ボランティアの連携強化

１　ボランティア活動の支援

市は、県、県社会福祉協議会及び市社会福祉協議会と連携して、市民のボランティア意識を高揚させるとともに、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備等、各般にわたる施策を展開して、ボランティア活動の環境整備に努める。

(1) ボランティアに係る広報の実施（県、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会）

(2) 災害ボランティアの災害対応力の強化のための訓練の実施（県社会福祉協議会、市社会福祉協議会）

(3) 災害ボランティア、災害ボランティアコーディネーターの養成・研修事業の実施（県、市、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会）

(4) ボランティア団体の育成・支援（市、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会）

(5) 災害救援活動に係るマニュアルの策定（県社会福祉協議会）

２　行政とボランティア団体等との連携

市は、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から日本赤十字社栃木県支部、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、ボランティア団体、災害時に各種支援活動を行うＮＰＯ法人等民間組織との連携を図り、ボランティア活動に必要な協力体制づくりに努める。

第８　言い伝えや教訓の継承

市及び市民は、過去に発生した災害に関する言い伝えや、過去の災害の教訓等、大人からこどもへ語り継ぐ機会を設けたり、郷土史に編纂したりする等、これらが風化することなく後世に継承されるように努める。

第２節　地域防災の充実に関する計画

市民一人ひとりが「自らの身の安全、自らの地域は自らが守る」という自助、互助・共助の精神に基づき、災害に対応できる体制を整えるため、自主防災組織の育成・強化、消防団の活性化を図るとともに、被災者への細やかな支援が期待できるボランティアの活動支援体制の整備を図る。

第１　個人・企業等における対策

１　市民個人の対策

市民は、平常時から、災害に対して十分な備えを行うとともに、災害が発生した場合においては、迅速かつ的確に対応できるよう、災害時の活動についての習熟に努める。

(1) 防災に関する知識の習得

・天気予報や気象情報
・気象警報・注意報、水防警報、土砂災害警戒情報、洪水予報、竜巻注意情報等の警戒情報
・過去に発生した被害状況
・ハザードマップ等による近隣の洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の把握
・災害時に取るべき生命（いのち）・身体（み）を守るための行動（避難指示等発令時の行動、避難方法、避難所等での行動等）

(2) 家族防災会議の開催

・避難所等、避難経路の確認
・非常持出品、備蓄品の選定
・家族の安否確認方法（ＮＴＴや各携帯電話会社が提供する災害用伝言サービスの活用等）
・災害時の役割分担（非常持出品の搬出、幼児や高齢者に対する責任等）

(3) 非常用品等の準備、点検

・飲料水、食料、衣料品、医薬品、携帯ラジオ、懐中電灯等の非常持出品の準備・点検
・飲料水、食料、生活必需品等の３日分相当の非常備蓄品の準備・点検
・土のう、スコップ、大工道具、発電機（発電又は蓄電機能を有する車両を含む）等資機材の整備・点検

(4) 医療機関から処方された治療薬、人口呼吸器等の医療機器の停電時における非常用電源、介護用品の準備・点検

(5) 応急救護方法の習得（心肺蘇生法、止血法、ＡＥＤの使用方法等）

(6) 市、県、又は地域で行う防災訓練、防災講演会等への積極的参加

(7) 地域が行う、地域の相互協力体制の構築への協力等

２　市民の防災意識の高揚

市は、各種広報や防災教育、防災訓練等の実施を通じて、市民の防災意識の高揚及び防災知識の普及啓発を図る。

＜資料編　・個人の防災心得（P 502）＞

３　住宅防災・防火対策の推進

住宅の安全性の向上及び住宅火災の発生を防止するため、住宅の耐震性や耐火性の向上等住宅防災・防火対策の推進を図る。

4　企業、事業所等の対策

企業、事業所等は、困ったときはともに助け合う「共助」の精神に基づいて、災害時に果たす社会的役割（従業員や顧客等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献や地域との共生）を十分に認識し、災害時において被害を最小限に食い止めることができるよう、平常時から、災害時において重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、従業員への防災教育の実施等防災活動の推進に努める。

また、災害発生時に従業員等を一定期間事業所内等に留めておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や必要な物資等の備蓄など、帰宅困難者対策の推進に努める。

さらに、地域社会の一員として、行政や地域の行なう防災活動に協力できる体制を整える。

市は、こうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行う。

※事業継続計画（ＢＣＰ：Business Continuity Plan）とは、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは、早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

第２　自主防災組織の整備

1　自主防災組織の役割

大規模な風水害等が発生した際の初動期には、情報等も混乱し、防災関係機関による適切な対応が困難となることから、困ったときには隣近所でお互いに助け合う「互助」の精神に基づき、地域市民が相互に助け合い、避難実施や救出救護に努めることが被害の軽減に大きな役割を果たす。各地域は、「自分達の地域は自分達で守る」という自覚のもと、市民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（以下、「自主防災組織」という。）を作り、平常時から、地域を守るために各種手段を講じるとともに、災害発生時には、連帯して活動を行う。

2　自主防災組織の対策

(1) 危険箇所等の把握

地域内の危険物集積地域、延焼拡大危険地域、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、ブロック塀の安全度等の把握と改善に努めるとともに、避難経路、避難所等、消火栓や貯水槽・防火水槽等の消防水利の所在及び状態を点検・確認し、危険箇所や避難所等への経路等を記載した防災・避難マップを作成するなど、平常時から地域全体で危険箇所等の把握や情報共有に努める。

(2) 防災資機材の整備

各地域の実情に応じ、情報収集・伝達、水防、救出・救護、避難誘導等の活動用資機材の備蓄を共同で整備する。また、防災訓練等を通してこれらの資機材の使用方法の習熟に努める。

(3) 防災知識の技術習得

県や市が実施する研修会・講演会の参加や、消防機関等が実施する救命講習等の受講により、災害対策に関する正しい知識の技術習得を行う。

(4) 地域の避難行動要支援者の把握

市、消防機関、女性防火クラブ、福祉関係者等の連携のもと、定期的な連絡会議の開催や合同による巡回相談・指導により、地域の避難行動要支援者の把握と災害時における救助・救護体制の確立に努める。

(5) 活動体制・連携体制の整備

防災訓練や会合等を通して、災害時の応急・復旧対策活動における組織の活動体制、消防団、他の自主防災組織、ボランティア団体等との連携体制を確立する。

3　自主防災組織の育成・強化

市は、自主防災組織の100％組織化を目指し、既存の町内会、自治会等を積極的に活用し、結成推進、育成を図る。また、結成後の活動の惰性化を防ぐため、組織のリーダーを中心として意識の高揚を常に図るとともに、平常時の防災活動を楽しみながら参加できる環境を作り上げるなどの工夫を行い、自主防災組織活動の活性化を図る。さらに、男女双方の視点による防災活動が可能となるよう、女性の参画促進と女性リーダーの育成を図る。

・自主防災組織への資機材の整備支援
・自主防災組織が行う防災マップ作成の支援
・自主防災組織が行う防災訓練実施の支援
・自主防災組織に対する各種研修会・説明会の開催
・広報活動（地域市民に対する自主防災組織に関する知識の普及）　等

＜資料編　・栃木県自主防災組織育成方針（P 510）＞

第３　消防団の活性化の推進

消防団、災害時においては水防、消火、救助救出活動、避難誘導等を実施するとともに、平常時においては地域に密着したきめ細かい予防活動、啓発活動等を実施するなど、地域防災の核として大きな役割を果たしている。

このため、市は、次のような事業を実施し、消防団の育成・強化と装備の充実を図るとともに、団員の加入促進等を行い、地域の防災力の向上、地域市民の安全確保を図る。

また、消防団は、定例の活動の外、防災訓練や会合等を通して自主防災組織やボランティア団体等との連携を図る。

・消防団活動の円滑化のための事業の推進
・消防団活動に必要な各種資材の整備・充実
・消防団員に対する各種教育訓練の実施
・地域市民に対する消防団活動や加入促進の広報　等

＜資料編　・消防団員の定員及び実員（P 309）＞

第４　女性防火クラブ等の育成強化

市は、地域の防火・防災意識の高揚と自主防災活動の活性化を図るため、女性防火クラブ等の育成・強化を推進する。

第５　災害関係ボランティアとの連携

１　一般ボランティア

市は、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えるボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進する。

(1) ボランティア活動の環境活動

市及び市社会福祉協議会は、市民のボランティア意識を高揚させるとともに、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備等、各般にわたる施策を展開して、ボランティア活動の環境整備に努める。

・ボランティアに係る広報の実施＜市社会福祉協議会＞
・災害ボランティアの災害対応力の強化のための訓練の実施＜市社会福祉協議会＞
・災害ボランティア、災害ボランティアコーディネーターの養成・研修事業の実施＜市、市社会福祉協議会＞
・ボランティア団体の育成・支援＜市、市社会福祉協議会＞

(2) 行政とボランティア団体等との連携

市及び県は、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から日本赤十字社栃木県支社、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携を図り、ボランティア活動に必要な体制を整備する。

第６　人的ネットワークづくりの促進

災害発生時における被害を最小限に防ぐため、市は、県の協力を得て、消防、警察等の防災関係機関、自主防災組織、女性防火クラブ、福祉関係者及びボランティア等の連携を促進することにより、人的ネットワークを形成し、災害情報の地域市民への伝達や避難誘導、救出・救助といった応急行動が、相互扶助により効果的に実施される体制づくりに努める。

第７　市民及び事業者による地区内の防災活動の推進（地区防災計画策定の推進）

市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者が、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるため、必要に応じて、当該地区内における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として真岡市防災会議に提案することができる。

市は、真岡市防災会議において、提案された計画の趣旨を踏まえた上で、真岡市地域防災計画に当該計画を位置づけるものとする。

第３節　防災訓練の実施

市は、防災関係機関等と連携して、災害応急対策の円滑な実施を図るとともに、地域市民の参加の下、初動体制に力点を置いた実践的、具体的な訓練を実施する。

また、防災訓練の実施後は、その結果の評価を行い、課題等を明らかにした上で、必要に応じ初動体制等の改善を図る。

さらに、訓練を実施する際、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める必要がある。

第１　総合防災訓練

市は、災害発生時における迅速、的確な初動体制の確立や、防災関係機関等の連携の強化及び市民の防災意識の高揚を図ることを目的とし、防災関係機関及び市民の参加、学校や事業所等との連携を得て、総合防災訓練を実施する。実施にあたっては、東日本大震災等の経験を踏まえ、実践的な訓練想定を設定し、自助、互助・共助による活動を重視する。

また、市民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、市は、防災訓練に際して広く市民の参加を求めるとともに、市民は、防災対策の重要性を認識し、各種の防災訓練に積極的に参加するよう努める。

総合防災訓練は、地域の特性や防災環境の変化に配慮するとともに、実際に道路の通行を禁止、制限して実施するなど効果的な訓練となるよう、次のような訓練を適宜実施する。

・災害対策本部員（職員）の参集及び動員訓練
・災害対策本部の設置及び運営訓練
・情報の収集・各種指令等伝達通信、災害広報訓練
・水防訓練
・救出・救助訓練
・避難誘導、避難所・救護所設置運営及び炊出し訓練
・応急救護、応急医療訓練
・ライフライン応急復旧訓練
・警戒区域の設定及び交通規制訓練
・救援物資及び緊急物資輸送訓練
・ヘリコプターを活用した訓練
・広域応援訓練
・避難行動要支援者避難支援訓練
・災害ボランティアセンター設置運営訓練

第２　防災図上訓練

市、防災関係機関等は、災害時における迅速、的確な災害応急対策の実施を図るため、大規模災害を想定した防災図上訓練の実施に努める。

特に発災初動時における迅速・的確な災害対策本部活動の重要性を考慮し、災害対策本部員等参

加者自身の状況判断や対応策の立案を求められる内容を盛り込むなど実践的な訓練を行い、緊急時に適切な対応を措置できる体制の強化に努める。なお、訓練の実施にあたっては、ハザードマップや被害想定等を考慮し、より現実的な内容となるよう努める。

・状況予想型図上訓練
・図上シミュレーション訓練
・避難所運営訓練　　等

第３　通信訓練

市及び防災関係機関等は、災害時の被害状況の把握及び応急対策の指令を迅速かつ適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施する。

第４　非常招集訓練

市は、災害時における職員の動員を迅速に行うため、大規模災害を想定した非常招集訓練を適宜実施する。

第５　水防訓練

水防管理団体（市）は、消防本部等と協力し、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、消防団の参加を得た水防訓練を適宜実施する。

第６　土砂災害・全国防災訓練

土砂災害警戒情報を活用した避難指示等による市民及び要配慮者利用施設の避難訓練を実施し、警戒避難体制の強化と市民の防災意識の高揚を図る。

第７　市民、自主防災組織、事業所等の訓練

防災意識の高揚や組織的な習熟など地域の防災力の強化を図るため、自主防災組織が中心となり、広く地域市民や地域の事業所、防災関係機関が参加した訓練を実施することなどを通じて、地域市民が主体となった自助、互助、共助による活動の充実に努める。

・情報伝達訓練
・避難訓練、避難誘導訓練
・救出・救護訓練
・初期消火訓練
・避難行動要支援者避難支援訓練　等

第４節　避難行動要支援者対策

市は、要配慮者のうち、災害時の一連の行動に支援を必要とする「避難行動要支援者」に対して、避難行動要支援者名簿の作成や情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制の整備や公共施設のバリアフリー化等の対策を実施し、災害時の全面的な安全確保を図る。

第１　避難行動要支援者の現状

災害が発生した場合において、人的な被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりが必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの行動をとる必要がある。

こうした災害時の一連の行動に支援を必要とする一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人などの要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものである避難行動要支援者は、高齢化の進行、国際化の進展等により、増加傾向が続いており、対策の重要性は増していくと思われる。

第２　地域における安全性の確保

避難行動要支援者に対する安全確保を図るため、平成25年６月の災害対策基本法の改正により、市は名簿を作成し、避難支援等の実施に必要な限度で、本人からの同意を得て消防、警察、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者にあらかじめ情報提供することとなった。このため市は、避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画、避難行動要支援者名簿及び個別計画）を改定し、自治会や自主防災組織等の関係機関と連携を図り、平常時からの避難行動要支援者の見守り体制の整備を努め、かつ避難行動要支援者個々のニーズに応じた避難支援を行う。

１　市における計画

市は、避難行動要支援者対策に係る全体的な考え方を整理し、真岡市地域防災計画の中で、次の事項を定めておくとともに、下位計画として全体計画を策定する。

(1) 避難支援等関係者となる者
(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
(4) 名簿の更新に関する事項
(5) 名簿情報の提供に際し情報漏洩を防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置
(6) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
(7) 避難支援等関係者の安全確保
(8) その他必要事項

２　避難行動要支援者名簿の作成

(1) 避難行動要支援者の把握

市は、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市内の関係部局で把握している高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努めるとともに、必要に応じ県やその他の機関に対して情報提供を求める。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者の範囲について要件を設定し、要件に該当する者について、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要と認める事項を名簿に掲載する。

ア　避難行動要支援者の範囲

要配慮者のうち自ら避難することが困難な者を対象とする。

イ　避難支援等関係者の範囲

災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、警察、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者

(3)　避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化することから、市は、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

(4)　避難行動要支援者名簿の管理

市は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても避難行動要支援者名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

3　地域の協力体制の整備

避難行動要支援者を災害から守るためには、地域の人々が相互に助けあう環境が整備されることが重要である。そのため、市は、自主防災組織、自治会、消防団、民生委員・児童委員、警察署、医療機関、福祉関係機関等と協力して、避難行動要支援者と近隣市民とのコミュニケーションづくりを推進するとともに、避難行動要支援者への災害情報の伝達及び避難誘導、安否確認等を行う地域支援体制を整備する。

(1) 関係機関による名簿情報の共有

市は、消防本部、消防団、警察、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織、地域防災活動推進員、女性防火クラブ、その他の避難支援等の実施に携わる関係者をあらかじめ避難支援等関係者として定め、避難支援に必要な避難行動要支援者の情報を平常時から共有する。

なお、名簿情報の共有にあたっては、名簿掲載者に対し、平常時から名簿情報を外部提供することへの同意を得るほか、関係者に対しては、必要に応じ誓約書等の提出を求めるなど守秘義務を確保する。

(2) 名簿情報の活用

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、名簿情報に基づき避難支援を行う。平常時からの情報提供に不同意であった者についても、生命又は身体を保護するために特に必要と認められる場合には、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供することができる。この場合には、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(3) 避難支援の具体化

市は、避難行動要支援者の個々の状況に応じた避難支援を迅速に行うため、本人や避難支援等関係者と打合せをするなどして、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うにあたっての留意点及び避難所等、避難経路等の具体的な支援方法等を個別計画として定める。

(4) 福祉避難所の確保等

市は、身体介護や医療相談等の必要な生活支援が受けられるなど、避難行動要支援者が安心して避難生活ができる体制・設備を整備した避難所を福祉避難所として指定し必要数を確保する。また、様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を平常時から市民に事前周知するとともに、要配慮者のニーズに適切に応えられるよう、相談窓口を設置する。

(5) 避難支援等関係者等の安全確保の措置

避難支援等関係者等は、本人又は家族等の生命及び身体の安全確保を最優先に地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を実施することを原則とする。

そのため、避難支援等関係者等の被災状況によっては、安否確認・避難誘導などの避難支援が困難となるおそれがあることを、避難行動要支援者とその家族に十分に理解を得るよう、周知徹底を図る。

5　緊急通報システム等の整備

市は、災害時におけるひとり暮らし高齢者等の安全確保を図るため、緊急通報システムの整備を促進する。

6　乳幼児対策

市は、幼稚園・保育所等の管理責任者に対し、災害時における乳幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制等を具体的に定めておくとともに、避難訓練等の防災訓練を計画的に実施するよう指導する。

7　防災知識の普及・啓発

市は、避難行動要支援者及びその家族に対し、パンフレット、ちらし等を配布する等広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

8　円滑に避難を実施するための情報伝達の配慮

市は、災害発生時や発生のおそれがある時に、電話、メール、ＦＡＸ、広報車等の手段により、高齢者等避難等の緊急情報を提供する。また、発令された高齢者等避難等が要配慮者に届くように、情報伝達手段を複数組み合わせるなど、情報伝達体制の整備を推進する。

第３　社会福祉施設等における安全性の確保

1　施設の整備

(1) 公立社会福祉施設

市は、公立社会福祉施設（総合福祉保健センター）について、施設の耐久性を定期的に点検し、建築年数や老朽度合等に応じて必要な修繕等を行うとともに、応急対策用資機材や非常用食料等の備蓄に努める。また、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

(2) 民間社会福祉施設

市は、民間社会福祉施設の管理責任者に対して、公立社会福祉施設と同様の適切な対策を行うよう指導を行う。また、非常用通報装置を設置するよう指導を行う。

さらに、市は、自力避難が困難な者が多数入所する社会福祉施設（乳児院、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、障がい者支援施設等）のうち、スプリンクラーの設置義務施設については、早急に設置を指導するとともに、義務設置でない施設に対しても設置を促進する。

2　非常災害に関する計画の作成

市は、社会福祉施設の管理責任者に対し、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下「非常災害対策計画」という。）の作成を指導するとともに、施設が避難訓練等を通じて実効性のある計画となるよう適宜検証を行っているかを確認する。

社会福祉施設の管理責任者は、非常災害対策計画に基づき、非常災害発生時における関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制を整備し、定期的に、当該計画及び体制を従業者及び利用者に周知するとともに、当該計画に基づいて避難訓練を実施するものとする。

3　緊急連絡体制の確保

市は、社会福祉施設に防災行政無線等の通信手段を整備し、災害時に必要な情報を確実に連絡できる体制づくりに努める。

4　社会福祉施設機能の弾力的運用

市は、災害により被災した高齢者、障がい者等要配慮者に対する支援が円滑に行われるよう、特別養護老人ホームのショートステイの活用による高齢者処遇など、災害時における社会福祉施設機能の弾力的運用が可能な体制の整備を図る。

5　夜間体制の充実

市は、社会福祉施設の管理責任者に対し、夜間、休日の職員の勤務体制について、施設の性格、規模、介護需要の必要性等により、実態に応じた体制をとるよう指導を行う。特に、特別養護老人ホームについては、管理宿直員を配置するよう指導する。

6　洪水浸水想定区域等や土砂災害警戒区域の情報提供等

市は、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設、その他の主として防災上配慮を要する者が利用する施設であって、その利用者の洪水時等に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、真岡市地域防災計画にその名称及び所在地を定めるものとし、浸水害や土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所・避難経路等の周知を行い、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。

7　防災教育・訓練の充実

市は、社会福祉施設の管理責任者に対し、非常災害対策計画や避難確保計画に基づき、職員、利用者の防災訓練を定期的に実施するとともに、施設の近隣市民に対しても利用者の避難の際の協力を要請し、地域ぐるみの自主防災体制を確立するなど災害時の避難対策を確立するよう指導する。

＜資料編　・浸水想定区域内避難行動要支援者関連施設連絡網（五行川）（P 312）＞

＜資料編　・避難行動要支援者関連施設名簿（P 313）＞

第４　災害時に重要な役割を果たす公共的施設における対策

1　「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく対策

市は、高齢者及び障がい者等が災害時においてもできるだけ支障の少ない生活が過ごせるよう、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、自ら設置又は管理する公共的施設（避難所等となる学校、社会福祉施設及び公園等）について、出入口、廊下、階段等のバリアフリー化や専用のトイレ、駐車場等の設置等、要配慮者に配慮した対策を推進する。

2　一時避難のための配慮

市は、洪水等の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、自ら設置又は管理する公共的施設（社会福祉施設、避難所等となる施設等）について、２階建て以上にするなど、一時避難が可能なよう配慮する。

第５　外国人に対する防災対策

1　外国人への防災知識の普及

市は、外国人に対して、自らの広報媒体への多言語による防災啓発記事の掲載や多言語による防災啓発パンフレットの作成・配布等、多言語による防災知識の普及啓発や避難所等、緊急連絡先等の情報提供を推進する。

また、市は、外国人に配慮し、避難場所標識や避難場所案内板等の多言語化やマーク（平成28年３月28日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）・総務省消防庁国民保護・防災部防災課長連名による事務連絡「災害種別図記号による避難場所表示の標準化の取組について」で使用すること等を指示された平成28年３月22日付で日本工業規格（以下「ＪＩＳ」という。）において、制定・改正され、公示されたピクトグラム）の共通化に努める。

2　地域等における安全性の確保

市は、外国人の地域等における安全性の確保のため、次の点に留意するものとする。

・外国人の中には、これまで自然災害の体験や防災訓練への参加が少ない者もおり、災害時の行動に支障をきたすことが予想されることから、外国人を含めた防災訓練の実施に努める。
・自主防災組織等によりこれらの外国人を地域全体で支援する体制を推進する。
・外国人雇用者の多い企業、事業者等の責任者に対し、これらの者への防災教育等を実施するよう指導する。

3　災害時外国人サポーターの確保

市は、県の対策に準じ、通訳・翻訳ボランティア等外国人支援者の確保に努める。

4　災害時における外国人支援体制の整備

市は、災害の規模・被害等に応じ「災害多言語支援センター」を設置するなど、災害時に多言語による情報提供や相談業務などを行うことにより、外国人の安全性の確保に努める。県及び（公財）栃木県国際交流協会は、災害時に市が実施する外国人支援施策について、災害時外国人サポーターの派遣など適切な支援を行う。

第５節　物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備

市は、大規模な災害が発生した直後、地域市民の生活を確保するため、食料、生活必需品、医薬品、防災資機材等の現物備蓄及び流通備蓄調達体制を整備する。

第１　食料、生活必需品の備蓄、調達体制の整備

１　市民の備蓄推進

市民は、災害発生から２～３日間は、平常時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、自分の身は自分で守るという「自助」の精神に基づき、各家庭において非常持出品の他、３日分相当の食料、飲料水、生活必需品の備蓄を行うよう努める。

市は、講演会、広報紙、インターネット等各種媒体を通して市民自らの家庭内備蓄に関する啓発を行う。

２　市による備蓄の推進

市は、食料、生活必需品の備蓄にあたり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。さらに、関係機関との協定締結により流通備蓄を行うほか、必要に応じて近隣市町との共同備蓄を行い、災害時に必要となる食料及び生活必需品の供給に万全を期すよう努める。

なお、備蓄にあたっては、避難行動要支援者や女性、子ども、食物アレルギーのある者等にも配慮した品目選定を行うよう努めるとともに、目標数量については、県の地震被害想定等を参考に設定し、計画的に備蓄を行うよう努める。

３　企業・事業所等の備蓄推進

企業、事業所等は、災害時に備えて事業継続に必要な分として、２～３日間の物資等の備蓄を行うよう努める。

第２　防災用資機材の備蓄及び調達体制の整備

市は、災害応急対策活動や被災市民の生活支援に必要な資機材の迅速、円滑な確保を図るため、備蓄、調達体制を整備する。

１　備蓄対象品目

市は、消火・人命救助活動、水防活動、被災市民の避難生活等において必要な資機材を備蓄するものとする。

２　市の対策

市は、地域の実情に応じ必要と想定される資機材を中心に、備蓄、調達体制を整備する。

なお、市単独の備蓄のほか、必要に応じ、近隣市町との共同備蓄の推進に努める。

また、各地域の自主防災組織に対して、必要な資機材の備蓄を行うよう指導する。

第３　物資・資機材等備蓄スペースの確保

市は、必要な物資や資機材等の備蓄を行うにあたり、学校や公民館等避難場所となる施設の空きスペースを積極的に活用するものである。

第４　物資の供給体制及び受入体制の整備

市は、災害時に混乱なく被災市民等へ物資を供給することができるよう、確保した物資の輸送手段の確保や配送方法の確立等、避難所等への供給体制の整備と被災地外からの救援物資等の受入体制の整備に努める。

第６節　災害に強いまちづくり

市は、都市整備に関係する機関と協力して、道路、公園、河川などの骨格的な都市基盤としての公共施設整備のほか、住宅、産業、教育、福祉医療等の施設の配置についても防災の観点を踏まえた計画的な土地利用を図り、防災上危険な市街地の解消を図るなど総合的な施策を展開し、災害に強いまちづくりを推進する。

第１　災害に強い都市整備の計画的な推進

災害に強い都市整備を進めるにあたっては、防災安全空間づくりのための総合的な計画づくりを実施することが重要である。

市は、県の協力を得て次の事業の実施を図るものとする。

１　防災に配慮したまちづくりの計画策定の推進

災害発生時における市民の生命、財産の安全確保を図るため、防災に配慮した総合的なまちづくり計画の策定を推進する。

２　防災の観点を踏まえた都市計画マスタープランの策定

都市計画マスタープランは、土地利用に関する計画、都市施設に関する計画などを含む将来の望ましい都市像を市民の意見を反映した形で明確にするものであり、都市計画策定上の指針となるべきものである。

このため、「真岡市都市計画マスタープラン」では、市街地や集落地における防災ネットワークの形成を図るなど、防災の観点を踏まえた都市計画マスタープランを策定し、災害に強い、安全性の高いまちづくりの推進を図っている。

第２　災害に強い都市構造の形成

１　土地区画整理事業等の面的整備事業の推進による防災都市づくり

防災上危険な密集市街地の解消のためには、幹線道路、都市河川などの主要な公共施設整備だけでなく、区画道路や公園、水路などを総合的、一体的に整備することが重要であり、災害に強い都市構造とするには、総合的な都市整備手法である土地区画整理事業等の推進が必要である。

このため、市は、土地区画整理事業等の実施に努め、災害に強いまちづくりを推進する。

２　防災機能を有する設備の整備

市は、関係機関と連携して、土地区画整理事業等による都市基盤の整備に併せて、災害時における応急対策の活動拠点となる医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の整備を推進する。

３　火災に強い都市構造の形成

市及び県は、建築物の不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽、河川等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による火災に配慮した土地利用への誘導等により、火災に強い都市構造の形成を図る。

４　避難行動要支援者に配慮した施設の整備

本章第４節第３の１のとおり整備を推進する。

第３　災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備

１　公園の整備

市は、食料等の備蓄倉庫、貯水槽、ヘリポート、通信施設等の災害応急対策施設を備え、避難場所となる公園の整備を推進する。

２　その他公共施設の整備

道路、公園、河川、砂防等の公共施設管理者は、その施設整備にあたり、災害の拡大防止や安全な避難所等・避難路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。

第４　火災延焼防止のための緑地整備

避難所等として利用される公共施設・学校等の緑化に際しては、樹木の延焼阻止機能等を活かし、常用広葉樹を主体に植栽するなど火災に強い緑地の整備に努めるとともに、樹木の延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭、事業所その他の施設に至るまで、火災に強い緑づくりを推進する。

第５　再生可能エネルギーの利活用促進

市は、太陽光や小水力などに恵まれているという本県の地域特性を活かした再生可能エネルギーの利活用を促進するとともに、一般住宅や事業所、防災拠点等への導入促進を図り、災害に強い地域づくりを推進する。

第７節　水防体制の整備

大雨、洪水等による河川の氾濫や浸水等からの被害の軽減を図るため、必要な水防施設等の整備を図るとともに、平常時における水防活動体制並びに洪水予報・水防警報等の警戒情報伝達体制等の整備を推進する。

第１　水防管理団体の義務

１　水防管理団体等の責務

(1) 水防管理団体の責務

水防管理団体（市）は、「水防法（昭和24年法律第193号）」第４条の規定に基づき、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体に指定されており、その区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

(2) 水防管理者の責務

水防管理者（市長）は、平常時から消防団による地域水防組織の整備に努める。

(3) 居住者等の水防義務

当該水防管理団体の区域内に居住する者、水防の現場にある者は、水防管理者、消防団長、消防機関の長が、水防のためやむを得ない必要があって命じた水防活動に従事しなければならない。

２　水防計画の策定

当該水防管理団体の水防管理者は、県の水防計画に応じた水防計画を定め、又は変更したときは遅滞なく知事に届け、関係機関に周知する。

第２　水防活動体制の整備

１　資機材等の整備

(1) 市（水防管理団体）

市は、河川の状況、堤防護岸の状況、過去の災害の状況等を勘案して、水防倉庫等を設置し、次の基準により、地域の実情に即応した水防器具、資材の整備に努める。

「水防管理団体水防倉庫備蓄基準」（令和３年度「栃木県水防計画」より）

	器具							資材					
資器材名	掛矢	ノコギリ	ツルハシ	スコップ	なた	ペンチ	かま	土のう袋等	シート類	杭鉄木	鉄線	ロープ等	竹
数量	5丁	5丁	5丁	20丁	5丁	3丁	5丁	500袋	100枚	70本	50kg	50kg	15kg

＜資料編　・水防倉庫・水防資材一覧（P 319）＞

２　水防施設の整備

市、県及び国土交通省関東地方整備局は、水防活動拠点となる河川防災ステーション等の適正な維持管理に努める。

（河川防災ステーションの整備概要）

河川名		水防管理団体	設置場所
国管理	鬼怒川	真岡市	真岡市若旅地先

（防災ヤードの整備概要）

河川名		水防管理団体	設置場所
県管理	五行川	真岡市	真岡市大和田

3　観測・伝達体制の強化

市は、市民に対して、市防災行政無線、市ホームページ等により雨量、水位情報等の提供を行うほか、県の提供するインターネット（とちぎリアルタイム雨量・河川水位観測情報システム）等の周知徹底に努める。

＜資料編　・水位観測所（P 318）＞

4　訓練、研修等による消防団の育成・強化

(1) 市は、平常時から消防団に対する研修会等を実施し、育成・強化に努める。

(2) 市は、毎年出水期前に１回以上の水防訓練を実施する。

(3) 市は、河川ごとに、重要水防箇所等の具体的な水防工法をあらかじめ検討する。

＜資料編　・重要水防箇所（P 315）＞

第３　洪水予報伝達体制の整備

1　国及び県が指定して洪水予報を実施する河川

国土交通省関東地方整備局は、洪水により経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川を指定するとともに、指定した河川ごとに、洪水予報を気象庁と共同して関係機関に通知を行う体制を整備する。

また、県は、国土交通省が指定した河川以外で流域面積が大きく相当な被害を生じるおそれがある河川をあらかじめ指定するとともに、指定した河川ごとに、洪水予報を宇都宮地方気象台と共同して実施する。

(1) 本市における国が指定する河川

河川名	区域		基準観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	担当官署
鬼怒川	左岸	栃木県塩谷郡塩谷町大字風見1201番16地先から利根川への合流点まで	佐貫(下)	1.50m	2.30m	2.60m	3.30m	下館河川事務所
			石井(右)	1.00m	1.50m	2.60m	3.30m	
	右岸	栃木県宇都宮市宮山田町字ｶﾊﾀﾆ1302番地先から利根川への合流点まで	川島	0.00m	1.10m	1.90m	2.90m	
			鬼怒川水海道	1.50m	3.50m	5.60m	6.30m	
小貝川	左岸	栃木県芳賀郡益子町大字長堤字下田2435番地先から茨城県龍ヶ崎市大字河原代町88番3地先まで	三谷	1.40m	1.80m	2.90m	3.20m	宇都宮地方気象台
			黒子	2.50m	3.80m	5.10m	5.80m	
	右岸	栃木県真岡市根本2169番地先から茨城県取手市宮和田字東正寺裏524番2地先まで	上郷	3.00m	3.60m	4.80m	5.20m	水戸地方気象台
			小貝川水海道	3.80m	4.60m	6.10m	6.50m	

(2) 本市における県が指定する河川

河川名	区域		基準水位観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	流域内雨量観測所
小貝川	左岸	芳賀郡市貝町大字市塙金井橋から芳賀郡益子町大字上山まで	鉄道橋下（益子）	1.00m	1.50m	2.10m	2.60m	千本 浅間山
	右岸	芳賀郡市貝町大字市塙金井橋から真岡市根本まで						
五行川	左岸	芳賀郡芳賀町大字芳志戸秋場橋から真岡市大根田まで	妹内橋（真岡）	1.60m	1.90m	2.70m	3.20m	(気)高根沢 (気)真岡 氏家 芳賀 真岡土木
	右岸	芳賀郡芳賀町大字芳志戸秋場橋から真岡市大根田まで						

※（気）気象庁観測施設

(3) 洪水予報の種類及び発表基準

洪水予報は、河川ごとに、その地点の水位や流量を示して発表する。その種類は次のとおりである。

洪水予報の標題（洪水予報の種類）	発　表　の　基　準
氾濫発生情報（洪水警報）	氾濫が発生した後速やかに発表する。
氾濫危険情報（洪水警報）	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に到達した場合に、速やかに発表する。
氾濫警戒情報（洪水警報）	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
氾濫注意情報（洪水注意報）	予報区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。

※解除　氾濫注意情報の解除は、氾濫注意水位（警戒水位）を下回ったときに発表する。

第４　洪水予報河川等に指定されていない中小河川における対策

市は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として市民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

第５　洪水浸水想定区域等における対策

１　洪水浸水想定区域の指定

国土交通省関東地方整備局及び県は、第３により指定した洪水予報を実施する河川について、洪水時の円滑な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合の想定水深、浸水継続時間等を公表するとともに、市に通知する。

２　市が実施する対策

市は、洪水浸水想定区域の指定があった場合、当該洪水浸水想定区域ごとに次の事項を定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置により市民及び要配慮者利用施設等に周知を図る。

・洪水予報の伝達方法
・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
・その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項
・地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合は、その名称及び所在地
・要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、その施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合は、その名称及び所在地
・要配慮者利用施設のうち、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設については、洪水予報等の確実な伝達を行うため、当該施設を所管する各課より電話等で連絡をする。
・市の条例で定める用途及び規模に該当する大規模な工場その他の施設で、その洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもので、かつ、当該施設の所有者又は管理者からの申出があった場合は、その名称及び所在地

3　市は、市地域防災計画に定めたこれらの施設等に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

4　市は、効果的な避難等応急対策に資する洪水ハザードマップを各世帯に配布した上で、その有効利用を進める。

5　市は、市地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について、支援するものとし、必要な指示をすることができる。

なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

6　市は、避難確保計画の報告を受けたときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

7　水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

＜資料編　・指定緊急避難場所・指定避難所一覧（P　　）＞

＜資料編　・浸水想定区域内避難行動要支援者関連施設連絡網（五行川）（P 312）＞

＜資料編　・避難行動要支援者関連施設名簿（P 313）＞

第６　水防警報伝達体制の整備

国土交通省関東地方整備局及び県は、洪水により重大な損害を生じるおそれがあると認めて指定した河川について、水防警報を発し、水防管理団体の水防活動に対して、待機、準備、出動等の指針を与える体制を整備するとともに、水防警報を円滑かつ確実に伝達できるよう、県水防計画に基づく伝達体制を河川ごとに確保する。真岡市の指定河川は以下のとおりである。

1　国土交通大臣が指定する河川及びその区域、基準水位観測所等

河川名	区　　域		基準水位観測所				発表者
			水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	
鬼怒川	左岸	宇都宮市板戸町から真岡市上江連まで	石井（右）（宇都宮）				下館河川事務所長
	右岸	宇都宮市柳田町から小山市大字中河原まで	1.00m	1.50m	2.60m	3.30m	
小貝川	左岸	芳賀郡益子町大字長堤字下田2435番地先から茨城県筑西市蕨まで	三谷（真岡）				下館河川事務所長
	右岸	真岡市根本2169番地先から茨城県筑西市蕨まで	1.40m	1.80m	2.90m	3.20m	

2　知事が指定する河川及びその区域、基準水位観測所等

河川名	区　　域		基準水位観測所				流域内雨量観測所
			水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	
小貝川	左岸	芳賀郡市貝町大字市塙金井橋から芳賀郡益子町大字上山まで	鉄道橋下（益子）				千本 浅間山
	右岸	芳賀郡市貝町大字市塙金井橋から真岡市根本まで	1.00m	1.50m	2.10m	2.60m	
五行川	左岸	さくら市馬場国道４号から真岡市大根田まで	妹内橋（真岡）				(気)高根沢 (気)真岡 氏家 芳賀 真岡土木
	右岸	さくら市馬場国道４号から真岡市大根田まで	1.60m	1.90m	2.70m	3.20m	

※（気）気象庁観測施設

3　水防警報の種類及び発表基準

種類	内　容	発表基準	
		国管理河川	県管理河川
待機	１．不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 ２．水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。	気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。

準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。	氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位が上昇するおそれがあるとき 又は、雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。 又は、水位、流量等その他河川の状況により必要と認めるとき。	氾濫注意水位（警戒水位）を超え、さらに水位が上昇するとき。 又は、雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
指示及び情報	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、又は、すでに氾濫注意水位（警戒水位）を越え災害の起こるおそれがあるとき。	水位、流量等その他河川の状況により、警戒を必要とする事項を指摘して警告を行う必要があるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき 又は、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。 又は、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

第７　施設等の水害予防対策

1　河川管理施設等

河川管理者、水防管理者は、河川の氾濫防止、治水安全度の向上を図るため、必要に応じて巡視点検を実施するとともに、洪水時における円滑な水防活動を期すため、水防用資材の備蓄、維持管理に努める。

また、緊急時における水門等の操作を的確に実施するため、操作基準、連絡方法について、平常時から関係機関との協議調整を図る。

第８　道路の冠水対策

近年の集中豪雨は、特に狭所に集中し、かつ多発化しており、これらの局地的大雨（いわゆるゲリラ豪雨）による道路冠水対策については、喫緊の課題となっている。道路管理者（県・市）は冠水箇所を公表して注意を喚起し、併せて冠水情報板の整備等を行い、初動対応の短縮を図る。

第８節　土砂災害予防対策

豪雨、長雨等発生時の土砂災害から市域を保全し、市民の生命、身体、財産を保護するため、関係機関と連携し、計画的な災害予防対策を実施する。

第１　土砂災害防止法に基づく被害防止対策

土砂災害（崖崩れ・地すべり・土石流）から市民の生命及び身体を守るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」（土砂災害防止法）に基づき、県及び市は連携して次の対策を実施する。

１　基礎調査の実施

県は、渓流や斜面及びその下流など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、降水等の状況、土地利用状況等について基礎調査を実施する。

なお、ハード整備対策の実施や土地の改変により、区域の見直しが必要な箇所にあっては、再度調査を実施する。

２　土砂災害警戒区域の指定等

(1) 県は、市の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域」（以下、「警戒区域」という。）と指定する。

(2) 市は、警戒区域の指定があった場合、警戒区域ごとに、次に掲げる事項を定め、必要な避難体制の整備を図るとともに、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難所等に関する事項等について市民への周知を行う。

ア　土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

イ　避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ　防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ　警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地及びこれらの施設への情報伝達体制（土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達）に関する事項

オ　救助に関する事項

カ　警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(3) 市は、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所に関する事項等警戒区域における円滑な警戒避難を行うために必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップを作成し、土砂災害警戒区域内の地域市民及び要配慮者利用施設に配布する。

(4) 県及び市は、市地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について、支援するものとし、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

３　情報収集及び伝達・避難体制

情報収集及び伝達・避難体制は、消防団や自治会長（自主防災組織の長）、防災行政無線等を通じて行う。また、警戒区域内の要配慮者利用施設への伝達方法は、電話、メール、ＦＡＸ、広報車等を利用したそのときに最も迅速確実と考えられる手段をもって行う。

＜警戒区域における情報収集及び伝達・避難体制の体系＞

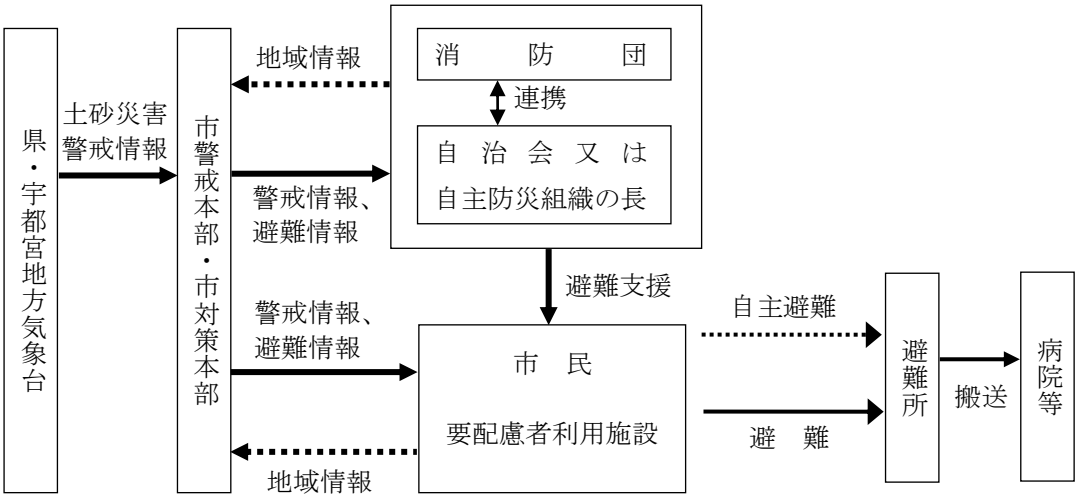

４　土砂災害特別警戒区域の指定

県は、市の意見を聴いて、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には建築物に損壊が生じ、市民に著しい危害を生じるおそれがある区域を「土砂災害特別警戒区域」として指定し、当該土砂災害特別警戒区域において次の措置を実施する。

・住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する制限
・建築基準法に基づく建築物の構造規制等
・土砂災害発生のおそれが切迫し、著しい損壊を生じる建築物に対する移転等の勧告
・勧告等による移転者への融資、資金の確保　等

第２　宅地造成等規制法に基づく対策

県及び権限を有する市は、「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）」に基づき、宅地造成に伴う崖崩れや土砂の流出による災害が生じるおそれの大きい市街地等の区域を「宅地造成工事規制区域」として指定している。

本市は宅地造成等規制法による宅地造成工事規制の区域外であるが、「都市計画法（昭和36年法律第100号）」及び「建築基準法（昭和25年法律第201号）」により、擁壁の構造、敷地の安全等について規制を受けることとなる。

第３　被災宅地危険度判定制度の整備

市は、県と連携し豪雨等により被災した宅地の二次災害に対する安全性を判定するため、被災宅地危険度判定士制度を整備する。

1　被災宅地危険度判定士の運用・支援体制の整備

被災宅地危険度判定士の派遣、輸送、判定準備等の運用・連絡網について整備する。

2　被災宅地危険度判定実施体制の整備

栃木県被災宅地危険度判定地域連絡協議会及び県内市町等と連絡調整を図るほか、被災宅地危険度判定実施体制について整備する。

第４　山地災害防止対策

本市の山地災害危険地区は、山腹崩壊危険地区が７地区、崩壊土砂流出危険地区が２地区ある。県は、これらの山地災害危険地区における被害発生を防ぐため、パトロール等による情報収集を実施するとともに、地況、林況、地質特性、保全対象等から危険度を判定し、危険度の高いものから順次対策工事を実施する。また、市は、県と協力して危険箇所について広く市民に周知を行い、台風や豪雨時等における被害発生の未然防止及び被害の軽減を図る。

第５　急傾斜地崩壊対策

本市における土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）は31箇所（令和元年5月21日時点）である。崩壊するおそれのある急傾斜地については、市民に周知を図る等の措置を講じているところであるが、今後、さらに警戒避難体制の整備を図るとともに、危険度の高いものについては対策工事等を実施し、災害の発生による被害の防止・軽減を推進する。

1　危険箇所の実態調査

県及び市は、急傾斜地崩壊により被害が発生するおそれがある箇所について調査点検を行う。

2　急傾斜地崩壊防止工事

県は、急傾斜地の所有者、管理者、占有者、急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれがある者が施工することが、困難又は不適当と認められるもののうち、緊急度の高い箇所より「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて「急傾斜地崩壊危険区域」に指定して、崩壊防止工事を実施する。

3　土地所有者等に対する防災措置

(1) 土地所有者等に対する指導

市は、危険箇所調査結果に基づき、危険箇所の土地所有者、管理者、占有者に対し、擁壁、排水施設等必要な防災工事を促すとともに、常に監視を行い災害時における安全の確保を図るよう指導を行う。

県は、急傾斜地崩壊危険区域の指定区域において、市と協力し、土地所有者、管理者、占有者に対して、必要な防災工事を促すよう指導を行う。

(2) 融資制度の周知

県及び市は、急傾斜地崩壊危険区域（災害危険区域）及び土砂災害特別警戒区域等において、土地所有者、管理者、占有者による家屋の移転等を行う場合に、公的助成制度が活用できる旨、周知を行う。

・がけ地近接等危険住宅移転事業（所管：国土交通省）

4　市民への周知

県は、市に危険箇所に関する資料を提供するとともに、市と協力して、周辺の市民及び要配慮者利用施設等を中心に、広く危険箇所の周知を行う。また、県及び市は、市民に対し、次の事項に注意し、異常を察知した場合、市又は消防、警察に速やかに通報を行うよう周知を行う。

○危険状況判断のための着眼点

・降雨量、積算雨量等の増加
・崖中途からの地下水の湧水の発生、また急激な増加、減少
・斜面に膨らみ、割れ目がみられる
・小石が斜面からばらばらと落ち出す

第６　土石流防止対策

市内における土砂災害警戒区域等（土石流）は35箇所（平成26年４月１日時点）である。

市は、砂防工事の実施を県に要請するとともに、土砂災害警戒区域等（土石流）の周知や警戒避難体制の確立などのソフト面の対策を含めた総合的な土石流対策の推進を図る。

1　市民への周知

県は、市に危険箇所に関する資料を提供するとともに、市と協力して、周辺の市民及び要配慮者利用施設等を中心に、広く危険箇所の周知を行う。また、県及び市は、市民に対し、次の事項に注意し、異常を察知した場合、市又は消防、警察に速やかに通報を行うよう周知を行う。

○危険状況判断のための着眼点

・立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合
・渓流の流末が急激に濁りだした場合や流木がまざりはじめた場合
・降雨が続いているにも関わらず、渓流の水位が急激に減少しはじめた場合
（上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険がある。）
・渓流の水位が降雨量の減少にも関わらず低下しない場合
・渓流付近の斜面に落石や斜面の崩壊が生じはじめた場合やその兆候が出はじめた場合

第９節　竜巻等突風災害予防対策

竜巻等突風災害による被害の軽減を図るため、気象予警報及び竜巻注意情報等の情報収集、伝達体制の整備等の予防対策を実施する。

第１　市民が行う対策

１　自主防災思想の徹底（予防対策）

「自らの身は自ら守る」という「自助」の精神に基づき、竜巻などの激しい突風（以下「竜巻等」という。）による災害に備えて、平常時から次に掲げる「生命・身体を守るための行動」を心がける。

(1) 竜巻等に関する気象情報に留意する。

(2) 竜巻注意情報が発表されたら、周囲の空の様子を見て積乱雲が近づいている兆候がないかを確認する。

(3) 積乱雲が近づいている兆候が見られたときは、「生命・身体を守るための行動」の準備をする。

(4) 竜巻等が間近に迫ったときは、直ちに「生命・身体を守るための行動」を実践する。特に、人が大勢集まる屋外行事や高所作業のように避難に時間がかかると予想される場合には、早めの避難開始を心がける。

〇住宅内では

・雨戸、シャッターを閉め、カーテンを引く。

・窓から離れる。

・地下室か最下階へ移動する。

・できるだけ家の中心部に近い窓のない部屋に移動する。

・丈夫な机やテーブルの下に入り、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。

〇オフィスビル・病院などにいるときは

・窓のない部屋や廊下等へ移動する。ガラスのある場所から離れる。

・ビル内部の階段室も避難場所となる。その際、可能であれば下の階に移動する。

・丈夫な机やテーブルの下に入り、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。

・エレベーターは停止するおそれがあるので乗らない。

〇外にいるときは

・近くの頑丈な建物に避難する。

・そのような建物がなければ、飛散物から身を守れるような物陰に身を隠し、下向きに身を小さくして頭や首筋を腕で覆う。

・物置や車庫・プレハブの中や電柱や太い木、橋や陸橋の下などは倒壊の可能性が高く危険なので、避難場所としては避ける。

・上記に比べれば自動車の中の方が安全ではあるが、強い竜巻等の場合は飛ばされるおそれがあるので、頭を抱えてうずくまる姿勢をとることが必要である。

2　竜巻に関する情報の入手・利用（予防対策）

竜巻等に関する気象情報は、気象庁が発表するとほぼタイムラグなしで全国瞬時警報システム「J-ALERT」により県内全市町に伝達される。

伝達の方法及び実施の是非は各市町に委ねられているが、各市町から市民への伝達手段がまちまちであること、竜巻注意情報等の精度が低いこと、各市民の情報の要否が一様でないこと等から、その実施の判断は非常に難しいものと思われる。

このことを踏まえ、市民、その中でも特に野外活動を行ったり指導したりする者は、竜巻等に関する気象情報の入手に努めるものとする。

なお、市からの伝達の他、主な入手方法は次のとおりである。

(1) 気象庁ホームページ

(2) テレビ、ラジオ（ニュース、天気予報での解説、テロップ）

(3) 携帯電話等のメールサービスを利用した情報提供（(一財)日本気象協会等民間事業者（有料）、一部の市町）

また、入手した情報は、資料編P496「〇竜巻災害について」４(1)(2)のとおり、観天望気の結果と併せて危険回避行動（「身を守るための行動」）実行の要否の判断に利用する。

3　その他の予防対策

非常持出品の備え等のア、イ以外の予防対策は、台風や大雨のときに準じて行う。

4　自主防災行動の実施（応急対策）

実際に竜巻等が間近に迫ったときは、直ちに「生命・身体を守るための行動」を実践する。

5　その他の応急対策

避難所への避難等の(４)以外の応急対策は、台風や大雨のときに準じて行う。

第２　市が行う対策

1　局所的災害についての即報体制の整備（予防対策）

初動の遅れが懸念される休日や閉庁時間帯における迅速な災害情報の把握を目的として、竜巻等発生の把握が困難である局地的かつ突発的な自然災害による被害の情報を、県消防防災課からの即報により収集し、重要な情報は消防署や警察署に情報提供を行う体制を整備する。

2　その他の予防対策

上記の竜巻災害固有の特性、対策を念頭に置きながら、台風や大雨のときに準じて行う。

3　局所的災害についての即報の実施（応急対策）

竜巻等発生の把握が困難である局地的かつ突発的な自然災害が、休日や閉庁時間帯に発生したときに、その被害の情報を県消防防災課からの即報により収集し、重要な情報は消防署や警察署に情報提供を行う。

4　その他の応急対策

上記の竜巻災害固有の特性、対策を念頭に置きながら、台風や大雨のときに準じて行う。

第３　関係機関が行う対策

上記の竜巻災害固有の特性、対策を念頭に置きながら、台風や大雨のときに準じて行う。

まとめ

- 竜巻は、発達した積乱雲又は積雲に伴って発生する。わかりやすい前兆現象として、厚く黒い雲、雷、大粒で強い雨、ひょう、冷たい風が発生する。
- 竜巻に関する気象情報は、発生の可能性に応じて段階的に発表される。もっとも切迫したタイミングで発表されるのが、「竜巻注意情報」であり、これを補完する最も詳細な情報が「竜巻発生確度ナウキャスト」である。
- 竜巻に関する気象情報は、台風等に比べると非常に規模が小さく希にしか発生しないという竜巻の特性のため、予測が難しくその精度も低い。そのため、空の模様を眺めるなど、竜巻発生の前兆現象を実際に確認することなどが必要となる。
  夜間など空の模様がわかりづらいときは、「竜巻発生確度ナウキャスト」を参考にすることができる。
- 竜巻から身を守る方法を市民の一人ひとりが十分に理解し、必要に応じて竜巻に関する気象情報を入手する必要がある。

＜資 料 編　・竜巻災害について（P 496）＞

第１０節　異常降雪予防対策

異常降雪による被害の軽減を図るため、除雪体制の整備等の予防対策を実施する。

第１　積雪対策

１　除雪体制の整備

異常降雪発生時に、緊急に道路交通を確保し、また、市民の除雪中の事故防止を図るため、県、市、その他の道路管理者は、次のような除雪を実施する体制の整備に努める。

・市内建設業者等との協力体制の充実

・除雪要員等の動員体制

・所管施設の点検

・除雪資機材、融雪剤等の備蓄

・備蓄品の保管庫の整備

また、市は、市民の住家除雪中の事故発生を未然に防ぐため、地域コミュニティの互助による雪処理活動を行う仕組みを整備するよう努める。

２　連絡体制の強化

異常な降雪により通信障害が発生した場合においても、連絡体制が確実に機能するよう、通信手段の多様化に努める。

３　道路除雪の優先付け

道路管理者は、主要幹線道路や緊急輸送道路など、交通寸断により社会経済活動に与える影響が大きい道路について、優先的に除雪を行う。

また、道路除雪について優先基準の明確化を図る。

４　除雪応援体制

本市は、豪雪地域でないため除雪体制が脆弱であることから、除雪機械や除雪要員等について、協定締結市町との応援体制づくりに努める。

５　市民に対する広報

市は、県及びライフライン関係機関と連携し、停電等の復旧情報について迅速に市民に対する広報に努める。

第１１節　農林業災害予防対策

災害の発生に際して、農林業被害を最小限に止めるため、市、県、農地・農業用施設及び林業用施設等の管理者等は、連携して予防対策を実施する。

第１　農地・農業施設対策

土地改良区等の農地・農業用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

県及び市は、その実施と老朽化等により施設の改良が必要なものは、国の補助事業、県単事業等により改善するよう指導する。

１　各施設の共通的な対策

(1) 管理体制の整備

頭首工、取水堰、農業集落排水処理施設等の農業用施設の管理者は、施設の適正な維持管理計画を定め、管理技術者の育成・確保など管理体制の強化を図る。

(2) 施設等の点検

各施設の管理者は、平常時から定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

２　ため池施設対策

ため池の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努めることとし、市は、ため池の管理者に対し、適正な管理点検を実施するよう指導する。

出水時、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備し、貯水制限等の措置を講じて、災害に未然防止に努める。

また、老朽化等により施設の改良が必要なものは、計画的な整備に努める。

市は、ため池の管理者に対し、施設の管理点検や整備を実施するよう指導する。

３　用排水施設対策

頭首工、取水堰、農業集落排水処理施設等の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、出水時、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備するなど、災害の未然防止に努める。

また、施設機能保持のため改良が必要なものについては、計画的な整備に努める。

第２　農林業共同利用施設対策

農業協同組合、森林組合、市等の農林業共同利用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

１　管理体制の整備

農林業共同利用施設（農林産物倉庫、農林産物処理加工施設、農林業用生産資材製造施設、種苗生産施設、家畜飼養管理施設等）の管理について、各管理主体は、管理者の育成・確保などにより、管理体制の整備・強化を図る。

２　各施設の予防対策

施設管理者は、平常時から適切な維持管理等を行い、災害の予防に努める。

第１２節　情報通信・放送網の整備

災害時における迅速かつ的確な情報の収集、伝達体制を確保するため、各種通信施設の災害対策を講じる。

第１　本市の通信施設の現状

市は、通信施設の整備充実を図るとともに、万一これらの施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め、通信連絡機能の維持を図る。

本市において利用可能な通信施設は、次のとおりである。

１　真岡市防災行政無線システム（同報系システム、移動系システム）
２　県防災行政ネットワーク
３　一般加入電話（災害時優先電話を含む。）
４　携帯電話（緊急速報メール）
５　インターネット（市ホームページ、真岡市公式アプリ、市防災ＷＥＢ、ＳＮＳ等）
６　ケーブルテレビ（いちごチャンネル）
７　テレドーム　防災行政無線情報案内（℡0180-992-525）
　　テレドーム　火災情報案内（℡0180-992-118）
８　コミュニティＦＭ（ＦＭもおか）

第２　市防災行政無線

市は、災害時における迅速かつ的確な情報の収集・伝達を確保するため、デジタル方式による二系統の防災行政無線（同報系・移動系）を設置している。

この無線施設は、直接市民に通報するための同報系システムと、市庁舎（消防署）と市内各地との情報収集・交換を行う移動系システムで構成してあり、同報系システムは、市庁舎に設置した親局から、市内各所に設置した屋外拡声子局に情報が送信され、災害時緊急放送を傍受することができる。

また、移動系システムは、市庁舎（消防署）と市内各地に移動できる移動局（車載・携帯）の間で、相互通信が可能な無線設備であり、災害時に有効な通信手段として整備されている。

また、市防災行政無線については、災害に備えて、通信設備・施設の耐久性向上を図り、停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、非常用発電設備等の非常用電源設備の整備を促進し、発電機用燃料の確保に努めるとともに、定期的に通信設備操作の研修や端末操作を含む通信訓練を実施し、習熟に努める。

＜資料編　・防災行政無線局回線構成（P 512）＞

＜資料編　・防災行政無線局固定系屋外拡声子局の名称及び設置場所（P 513）＞

第３　県防災行政ネットワーク

県、市町、防災関係機関相互の災害時における迅速、的確な情報の収集、伝達を確保するために県により県防災行政ネットワークが整備されている。

県は、災害によって生じる通信回線の途絶等の障害の発生を防止するため、定期保守点検の実施や停電対策等の対策を講じ万全を期している。

○県防災行政ネットワークの概要

・地域衛星通信ネットワーク（衛星系）（平成30(2018)年機器更新）と自営の移動無線（移動系）とを組み合わせたシステムを構築し確実な情報伝達を図っている。
・県庁を中心に、市町、消防、防災関係機関106箇所を衛星系と移動系で整備している。
・衛星系、移動系とも、専用の回線を保持し、防災上最低限必要な回線数を確保している。
・危機管理センターの整備に併せ、防災情報システムを整備し、市町・消防本部等に気象データの提供や地震情報の提供を行うとともに、県への被害等の報告機能を取り入れ、情報収集の迅速化を図り、関係機関の連携を強化拡充した。

第４　一般加入電話（災害時優先電話等）

災害時においても一般加入電話を活用して、各関係機関や団体との通信の確保を図るものとするが、災害時には一般加入電話が輻輳し、使用が困難になる状況が予想される。このような状況でも災害時優先電話は比較的通話が可能な状態となるので、市は、災害発生時に市内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況等を収集するため災害時優先電話を優先的に発信専用として利用するものとする。

また、避難所において、避難者の情報伝達手段を確保するため、避難所用の特設公衆電話を整備する。

第５　その他の市民伝達手段の整備等

市は、豪雨時等の激しい雨により音声が届かないことも考慮し、防災行政無線のみならず、第１の４～８等を活用し、迅速かつ的確な情報伝達を図るとともに、地域の実情に合わせた災害時における多様な通信連絡手段の充実に努める。

また、消防機関と協力して、トランシーバーやメール等消防団で効果的に活用できる通信手段の導入に努める。

第１３節　避難体制の整備

市は、災害発生時に危険区域に居住する市民、帰宅困難者、大規模店舗、旅客施設等の利用者を混乱少なく避難させるため、あらかじめ避難場所等の選定、避難誘導体制、避難場所等運営体制の整備を促進し、避難民の安全確保に努める。

また、逃げ遅れをなくすため、避難に関する知識を市民に対し周知徹底するとともに、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を市民に周知する。

第１　緊急避難場所及び指定避難所の指定

１　緊急避難場所の指定

市は、発生しうる災害の想定を踏まえ、公園、グラウンド、公民館、学校、体育館等公共的施設等を対象に、その管理者の同意の下、緊急避難場所又は、指定避難所（以下「避難所」という。）として指定し、市地域防災計画に定めておく。

また、要配慮者が必要な支援を受けられる体制を整備した福祉避難所を指定する。

さらに、現在指定している箇所が、避難した市民を受入れる施設として適切であるか随時確認を行い、適切でないと判断された場合、４に記載の事項に留意し適切な整備、又は指定替えを行う。

新たに指定を行い、又は指定を解除した場合には、速やかに公示して市民に周知するとともに、県に対して報告を行う。

(1) 指定にあたっては、次の基準に基づき、指定するものとする。

ア　災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。

イ　災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に立地していること。

ウ　安全区域外に立地する場合には、当該災害に対して安全な構造であること。

エ　地震を対象とする施設又は場所を指定する場合には、当該施設が地震に対して安全な構造であること、当該場所又はその周辺に地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。

(2) 市は、災害の危険が去った後に、自宅が損壊するなど一定期間の避難生活を余儀なくされた被災者について、緊急避難場所から避難所への円滑な移動がなされるよう配慮する。

２　指定避難所の指定

(1) 市は、一時的に難を逃れる緊急時の避難場所とは区別して、被災者が一定期間生活する場所としての避難所を平常時から事前に必要数指定する。

(2) 指定にあたっては、次の基準に基づき、指定するものとする。

ア　被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模を有していること。

イ　速やかに、被災者を受入れ、又は生活物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有していること。

ウ　想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。

エ　物資の輸送等が比較的容易な場所にあること。

(3) 避難所の指定については、上記（2）の基準に加えて、次のことにも留意すること。

ア　原則として地区別に指定し、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保されること。

イ　耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図り、災害により重大な被害が及ばないこと。

ウ　生活面を考慮し、バリアフリー化された学校、公民館等の集会施設、福祉センター、スポーツセンター、図書館等の公共施設とすることが望ましいこと。

エ　緊急避難場所と避難所は、相互に兼ねることができること。

3　福祉避難所の指定

(1) 市は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を必要数確保し、指定する。

(2) 指定にあたっては、２に記載する避難所の指定基準のほか、次の基準に基づき、指定するものとする。

ア　耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策が図られ、バリアフリー化された施設であること。

イ　要配慮者に対する相談や介助等の支援体制等を有すること。

(3) 福祉避難所の指定には、バリアフリー化されているなど要配慮者の利用に適しており、かつ生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センターや介護保険施設、障がい者支援施設等の施設を活用すること。

4　避難所の整備

(1) 避難所の整備

市は、避難所の整備にあたっては、男女共同参画の視点を重視しながら、避難者の良好な生活環境を確保するため、次のようなことに留意するものとする。

〇整備にあたっての留意事項

・避難所においては、十分な耐震性が確保されるよう努めること。
・電話の不通、停電、断水等の事態に備え、必要な設備の整備に努めること。
・放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備の整備に努めること。特に視覚障がい者や聴覚障がい者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行う。
・換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めること。
・帰宅困難者、観光客等地区外の避難者の避難に資するため、標識（平成28年３月28日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）・総務省消防庁国民保護・防災部防災課長連名による事務連絡「災害種別図記号による避難場所表示の標準化の取組について」で使用すること等を指示された平成28年３月22日付でＪＩＳにおいて、制定・改正され、公示されたピクトグラム）の共通化、誘導標識、案内板等の設置に努めること。また、外国人の避難に資するため、多言語表示シート等を整備しておくこと。
・食料・飲料水の備蓄又は供給体制について検討しておくこと。また、高齢者、乳幼児、女性等に配慮した生活必需品等の備蓄や生活用水の確保も検討すること。
・要配慮者の避難状況に応じ迅速に洋式トイレのほか、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設できるよう、あらかじめこれらの調達方法を整理しておくこと。

・要配慮者に対する必要な育児・介護・医療用品の調達方法を整理しておくこと。
・体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合に備えて、畳、マット、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーション等の購入や、冷暖房機器等の増設などの環境設備の整備に努めること。
・通信事業者（東日本電信電話（株）外）の協力を得て、災害発生時に速やかに避難所へ非常用固定電話やインターネット等の通信施設が設置できるよう、あらかじめ設置場所等を定めておくとともに、公衆無線ＬＡＮ（Ｗｉ-Ｆｉ）の利用ができる環境整備に努めること。
・必要に応じて家庭動物（ペット）のためのスペースの確保に努めること。
・安否情報システムの使用が可能となる通信環境の整備や人員等の確保について検討しておくこと。

(2) 施設の配置

地域市民に対して適切な避難所等と災害情報等の提供を行うため、各地区の人口分布、都市化の進展状況、地形的条件等に配慮し、予想される避難者を迅速に収容できるような配置にする。

5　学校等における竜巻被害対策としての緊急避難場所の確保

学校等の管理者は、竜巻災害に備えて、児童生徒等の身の安全を守ることが可能な安全な避難場所を確保するように努める。

また、登下校時の安全確保の方策についても確立するよう努める。

第２　避難に関する知識の周知徹底

県、市及び警察は、避難の万全を図るため、自治組織や広報紙等の媒体、案内標識等を活用して、緊急避難場所等の位置、避難経路、避難にあたっての注意事項、緊急避難場所等への持出品、警戒レベルとそれに応じて市民が取るべき行動、避難指示等の意味等避難に必要な知識等について幅広い年代の市民への周知徹底に努め、企業、事業所等はこれに協力する。

さらに、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市は、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

○主な周知方法

・自主防災組織等を通じた周知
・標識、誘導標識、案内板等の設置による周知
・ハザードマップ配布による周知
・広報紙、市ホームページ等への掲載による周知
・避難訓練の実施＜自主防災組織等＞

第３　避難実施・誘導体制の整備

1　避難基準の設定

市は、土砂災害警戒区域や、浸水が予想される地域の市民に対する避難指示等を行う場合の基準を、あらかじめ降雨量、河川の水位、土砂災害警戒情報及び洪水予報の基準等により検討し、設定する。

その際、降雨量、河川の水位、土砂災害警戒情報、洪水予報に加え、流域雨量指数の予測値（洪水警報の危険度分布）、土砂災害警戒判定メッシュ情報等により検討、設定する。

また、対象区域をあらかじめ設定して、当該区域内の世帯数・居住者数と避難行動要支援者の状況、要配慮者利用施設の所在状況など避難指示等の実施にあたって必要となる情報を事前に把握・整理しておき、必要に応じ見直すよう努める。

警戒レベル	市民が取るべき行動	市民に行動を促す情報	市民が自ら行動を取る際の判断の参考となる情報（警戒レベル相当情報）		
		避難指示等	洪水に関する情報		土砂災害に関する情報
			水位情報がある場合	水位情報がない場合	
警戒レベル５	・すでに災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	・緊急安全確保 ※必ず発令されるものではない	・氾濫発生情報	・大雨特別警報（浸水害）	・大雨特別警報（土砂災害）
警戒レベル４	・指定緊急避難場所等への避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。	・避難指示	・氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布（非常に危険）	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報（非常に危険） ・土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）
警戒レベル３	・要配慮者等は避難する。 ・要配慮者以外の者は、避難の準備をし、自発的に避難する。	・高齢者等避難	・氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布（警戒）	・大雨警報（土砂災害） ・土砂災害に関するメッシュ情報（警報）
警戒レベル２	・避難に備え自らの避難行動を確認する。	・洪水注意報 ・大雨注意報	・氾濫注意情報	・洪水警報の危険度分布（注意）	・土砂災害に関するメッシュ情報（注意）
警戒レベル１	・災害への心構えを高める。	・早期注意情報			

※災害は「自然現象」であるため、不測の事態も想定される。このため、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切であると言えず、浸水の程度によっては、避難所等に避難する際に被害に遭うことが予想されるため、状況に応じ自宅や隣接建物の２階以上に避難させる等、適切な避難指示等の発令が必要である。

2　高齢者等避難発令体制の確立

市は、気象情報、降水量、河川の水位、その他各種情報から判断して、避難を要する状況になる可能性がある場合、危険予想地域の市民に避難指示を発令する準備に入ったことを知らせる高齢者等避難を発令する体制を確立する。

また、発令は、避難行動に時間を要する避難行動要支援者にも十分配慮する。

3　避難指示等の伝達手段の整備

市は、土砂災害警戒区域や、浸水が予想される地域の市民に避難指示等の重要な情報を確実に知らせるため、同報系の防災行政無線を中心とした通信施設の整備を推進するとともに、職員による広報車等での伝達や、消防団、自主防災組織等を活用した戸別伝達、放送事業者の活用、緊急速報メール等多様な伝達手段の整備に努める。特に、避難行動要支援者に対しては、障害の状況に応じて、文字放送や読み上げ機能のある電子メール等の活用を図るなど、十分に配慮する。

4　避難誘導体制の確立

(1) 各機関連携による地域の避難体制の確立

市は、消防機関、警察、自主防災組織等の協力を得て、発生しうる災害の想定を踏まえ、平常時から次のことに留意して避難誘導体制を確立しておく。

・各地区の責任者を事前に決定しておくこと。
・地区の実態に応じ、避難経路を２箇所以上選定しておくこと。
・避難行動要支援者の安全確保及び優先避難を考慮すること。
・避難経路となる道路の安全性の向上に努めること。
・水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めること。

(2) 避難時に困難が生じると予想される者への対策

ア　避難行動要支援者対策

市は、在宅の高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の速やかな避難誘導を図るため、自主防災組織及び福祉関係者（民生委員・児童委員等）と連携し、避難行動要支援者の個々の状態に応じた避難支援内容を具体的に定めるとともに、災害時に安全かつ迅速に避難行動要支援者を誘導できるよう、平常時においても所在や健康状態の把握に努める。

また、避難行動要支援者が利用する公立社会福祉施設について、施設利用者の個々の様態に対応できる避難支援プランを策定するよう努めるとともに、民間の社会福祉施設に対して避難体制を整備するよう指導を行う。

イ　帰宅困難者対策

鉄道事業者は、災害が発生し交通機関の運行が停止した場合における利用者の避難誘導体制や利用者を一定期間留める場所・備蓄の確保など、利用者保護に係る計画を定めるとともに、平常時から計画に基づく訓練を実施する。

企業は、施設内待機など一斉帰宅を抑制するための計画を定め、関係者に対し周知するとともに、従業員等が一定期間留める場所や飲料水、食料等の備蓄をあらかじめ確保する。

ウ　不特定かつ多数の利用者がいる施設等の対策

市及び消防本部は、大規模店舗等不特定かつ多数の人の集まる場所の管理者に対し、非常の際の誘導要領、施設内の避難経路の明示、照明・予備電球の確保等について指導を行う。

また、避難訓練の実施に努めるよう指導を行い、安全体制の確保に努める。

第４　避難所管理・運営体制の整備

１　避難所管理・運営体制の確認

市は、避難所がスムーズに開設・運営できるよう、避難所管理・運営マニュアルを作成するとともに、各避難所の管理責任者をあらかじめ定め、責任者への連絡手段・方法、地元自治体との協力体制等も毎年度確認しておく。

２　職員派遣体制の整備

市は、災害発生初期において避難所管理・運営を円滑に行うため、避難所への職員派遣基準及び体制を事前に明確にしておく。

３　自主防災組織、ボランティア団体等との連携

円滑な自主運営体制の確立を図るため、自主防災組織、自治会、市社会福祉協議会、ＮＰＯ法人及びボランティア団体等の協力を得るなど、連携して避難所運営体制を事前に検討しておく。

４　指定管理者等との役割分担の明確化

市は、指定管理施設を避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を明確にしておく。

５　専門家等との情報交換

市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

第１４節　消防・救急・救助体制の整備

大規模災害時に、迅速かつ的確に被災者の救助活動・応急措置・救急搬送等が行えるよう、消防機関等と連携して、平常時から消防・救急・救助体制の整備充実を図る。

第１　組織の充実強化

市町及び消防本部は、「消防力の整備指針」に基づいて消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った効率的な組織づくりを推進し、消防体制の強化に努める。特に、団員の減少やサラリーマン化、高齢化の問題を抱える消防団について、団員の確保と資質の向上を図る。

第２　救急・救助用車両・資機材等の整備

消防本部は、救急・救助隊の増強を進めるとともに、「消防力の整備指針」等により、救急・救助用車両、資機材等の整備を計画的に推進し、さらには、救急救命処置を行う救急救命士の養成をはじめとする、高度な救急・救助需要に対応できる職員の養成を行い、救急・救助体制の充実を図る。

第３　地域防災力の向上

市及び消防本部は、各種防災訓練や応急手当に関する講習会等を開催するなどして地域の自主防災組織等の育成・強化を図るとともに、市民が自発的に情報提供や救助活動への協力を実施する体制を整備する。

第４　医療機関との連携強化

消防本部は、同時多発する救急要請に対し、迅速かつ的確な医療機関への搬送を行うため、医療機関との連携強化を図る。

第５　応援受入、連携体制の整備

消防本部は、本章第23節第３及び第４のとおり広域的な救急・救助応援受入れ体制を整備する。

また、同節第５のとおり、警察及び自衛隊との連携体制の整備を図る。

第１５節　保健医療体制の整備

大規模災害時に、負傷者への迅速かつ適切な医療救護活動や保健活動を実施できるよう、市は、医療機関等と連携を図り、災害に備え保健医療体制及び後方医療体制等の整備・充実を図る。

第１　保健医療体制の整備

１　市の対策

(1) 消防機関及び関係医療機関と連携し、救護所に充てるべき建物・場所を調査し、その一覧を作成しておく。

(2) 救護所に備えるべき器材をあらかじめ検討し、その確保方法を確立しておく。また、臨時・移動式救護所を開設するための資材（天幕、テント等）の整備を図る。

(3) 救護班の編成及び出動体制を確立する。

(4) 管内における被災者搬送先医療機関体制を整備する。

２　医療機関の対策

医療機関は、自らの被災状況の早期把握や、医療継続の可能性の判断ができる体制を整備するとともに、広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）に被災状況等を入力する体制を整備する。

また、被災地へ出動する救護班の編成や、救護所の設置など救急医療の体制を整備する。

＜資料編　・市内医療機関一覧（P 303）＞

第２　後方医療体制等の整備

１　県への要請

市は、救護所において救護班では対応できない事態が発生した場合は、速やかに県に医療救護活動の実施を要請する。

２　災害拠点病院の整備

県は、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度診療機能、被災地からとりあえずの重症傷病者の受入れ機能、ＤＭＡＴ等の受入れ機能、広域搬送への対応機能、ＤＭＡＴの派遣機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出機能等を有する災害拠点病院の指定により災害時における医療の確保を図る。

市は、県及び関係機関との連絡体制の確立に努める。

４　ＤＭＡＴ・ＬＤＭＡＴ指定病院の整備

県は、災害急性期（災害発生48時間以内）に被災地で医療救護活動を行うＤＭＡＴの派遣機能を有する病院のうちＤＭＡＴ指定病院として13の災害拠点病院等と、また、ＬＤＭＡＴ指定病院として３病院と、それぞれ協定を締結しており、これにより災害の急性期における医療の確保を図る。

市は、県及び関係機関との連絡体制の確立に努める。

5　ＤＰＡＴの体制整備

県は、災害時に精神保健医療ニーズに対応するＤＰＡＴについて、規程等を整備するとともに、ＤＰＡＴを養成するための研修や訓練を実施する。

市は、県及び関係機関との連絡体制の確立に努める。

6　広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の整備

市及び県は、医療機関等と連携し、国、県、市、栃木県医師会、病院、消防本部等をネットワークで結ぶ「広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）」を活用した迅速な搬送体制の確立と救急医療の提供を図る。

7　災害発生に備えた研修・訓練の実施

医療機関は、病院防災マニュアルを作成し、トリアージ等を含めた研修・訓練を計画的に実施するよう努める。

第３　医療体制の確保

医療機関においては、災害時に備えて、施設・設備の防災性の向上を図るとともに、病院防災マニュアルの整備など医療体制の確保を図るための措置を講じておく。

1　非常事態に即応するため、平素から入院患者の実態把握に努め、患者の容体等により「担送」「護送」「その他」等に区分し、避難・誘導、搬送の体制を確立する。

2　年間２回以上避難訓練を実施し、そのうち１回は夜間にも実施するよう努める。

3　避難器具の設置場所と使用方法を患者、職員に周知する。

4　病院、診療所においては、重症患者、高齢者、乳幼児等で自力では避難することが困難な患者は、ナースステーションに隣接した場所など避難・誘導、搬送の容易な場所に収容するなど特別の配慮をする。

また、介護老人保健施設については、自力避難が困難な入所者の療養室はできる限り一階部分とするなど、避難が容易になる対策を講じる。

5　災害時の負傷者等の応急手当のできる体制を確立しておく。

第１６節　火災予防対策

大規模災害時に、火災の被害の未然防止・被害軽減のため、消防機関と連携して、火災予防の徹底に努める。また、大規模な震災発生時に、迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が行えるよう、消防機関は、平常時から災害に備えた体制の整備充実を図る。

第１　火災予防対策

１　地域市民に対する指導

市及び消防本部は、一般家庭に対し、各戸巡回や各種会合等における消火訓練などで消火器の取扱方法等の指導を行い、地震発生時における火災の防止と消火の徹底を図る。

また、市及び消防本部は、防火思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげている女性防火クラブなど民間の防火組織の育成、指導を強化する。

２　住宅防火対策の推進

地域市民、特に、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を住宅火災から守るため、市、消防本部、女性防火クラブ等関係機関は、自主防災組織等と連携して、住宅用火災警報器等の普及啓発活動を実施するなど住宅防火対策の一層の推進を図る。

３　建築物設置者・管理者に対する指導

(1) 消防本部による指導

消防本部は、消防同意制度を通じ、「消防法（昭和23年法律第186号）」等防火に関する規定について建築物を審査し、設置者・管理者に対する具体的な指導を行うことで、建築物の防火安全性の確保を図る。

また、消火設備、警報設備、避難設備等の消防用設備等について、建築物の用途、規模、構造及び収容人員に応じて設置するよう、指導を行う。

(2) 県による指導

県は、建築物の新築・増改築の際に、「建築基準法（昭和25年法律第201号）」に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、百貨店・旅館等の不特定多数の人が集まる建築物を中心に、防災、避難施設等の診断、建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用した建築物の安全性能確保と施設改善を指導する。

４　防火・防災管理者の育成

消防本部は、防火及び防災管理者に対して施設における消防計画の策定、防火訓練の実施、消防設備等の整備、点検、火気の使用等について指導し、資質の向上を図る。

５　予防査察の強化・指導

消防本部は、消防法に規定する山林、建築物その他の工作物、物件等の消防対象物の用途、地域等に応じて計画的に立入検査を実施し、常に区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険がある箇所の発見に努め、関係者に対し予防対策に万全を期すよう指導する。

６　自衛消防力の強化

(1) 自衛消防組織の確立

建築物の高層化、危険物施設の増加等により、火災初期における活動の重要性が益々高まってきていることを踏まえ、消防本部は、防火管理者、危険物保安監督者制度の効果的な運用等をもって自衛消防組織の確立強化に努め、火災に対する初動体制に万全を期す。

(2) 消防用設備等の整備充実

消防本部は、火災初期での消火、速やかな火災発生の報知、避難の迅速かつ円滑な実施のため、消防法第17条に規定する防火対象物の関係者に対し、消防用設備等を設置、維持させることにより、火災による被害の軽減に努める。

7　消防団の警戒態勢

(1) 警戒出動のための要員出動又は伝達方法

警報が発令され、特に警戒出動を要する場合には直ちに要員が確保できるように、消防団員のうちから要員及び責任者を指名しておくものとする。

また、出動要請についての連絡事項の伝達方法、参集場所、報告要領などを定めておくものとする。

(2) 消防本部との相互協力

消防活動は、被害を最小限にとどめるために、火災その他の災害の防御の基本として、消防本部及び消防団は一体となって活動するものとする。

8　防火地域及び準防火地域

市は、県と協議し、「都市計画法（昭和43年法律第100号）」に基づく防火地域又は準防火地域を指定することにより、地域内の建築物の防火性能の確保を図る。

＜防火地域及び準防火地域の指定状況＞

都市計画 区 域 名	市町名	決定面積（ha）		決定年月日 （最　　終）
		防火地域	準防火地域	
宇都宮	真岡市	－	約86.2	S60.12.10

第２　消防力の整備強化

1　消防組織の充実強化

市は、地域の実情を勘案の上「消防力の整備指針」に基づき、消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った効率的な組織づくりを推進し、消防体制の強化に努める。特に、団員の減少やサラリーマン化、高齢化の問題を抱える消防団について、団員の確保と資質の向上を図る。

＜資料編　・消防団員の定員及び実員（P 309）＞

＜資料編　・消防団管轄区域（P 309）＞

＜資料編　・消防車等の現勢（P 310）＞

＜資料編　・消防水利の状況（P 310）＞

2　消防施設等の整備充実

市及び消防本部は、「消防力の整備指針」等により、車両、資機材等の消防施設等の整備充実について計画的な推進を図る。

3　消防水利の確保・整備

市は、「消防水利の基準」等により、消防水利施設の整備充実について計画的な推進を図る。

また、大規模地震災害では、消火栓の断水等により消火活動に困難をきたす可能性が高いことから、河川等の自然水利を活用した消防水利の整備や耐震性貯水槽・防火水槽等の設置など多様な水利を確保していく。

(1) 消防水利施設の整備

市は、消防活動に必要な水利を確保するため、消火栓、耐震性貯水槽、防火水槽、その他自然水利等の整備充実に努める。

(2) 河川水の緊急利用

市は、都市部を流下する小河川を中心に、流水利用についての調査・検討を行い、河川水の有効利用を一層推進するものとする。

(3) 耐震性貯水槽・防火水槽等の設置

市は、庁舎、公立学校、その他公共上重要な施設について、必要に応じ耐震性貯水槽・防火水槽の整備やプールの耐震化を図り、必要な水利の確保を図る。

4　化学消火薬剤の備蓄

消防本部は、管内の実情に応じ、危険物等に起因する火災等に備えて化学消火薬剤の確保を図る。

第１７節　緊急輸送体制の整備

大規模災害発生時に、被災地域へ応急対策活動人員、援助物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、市、国、県、警察その他の関係機関は、災害に備え緊急輸送体制の整備を図る。

第１　緊急輸送道路の指定

災害時の応急対策活動人員、物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、下記設定基準に基づき、本市域における主要な道路が、緊急輸送道路として指定されている。

緊急輸送道路は、防災上重要な機能を果たす公共施設等を結ぶ、重要な道路ネットワークであり、各道路管理者は定期的に点検を行うなど、維持管理の徹底に努める。

区　　分	設　定　基　準
第１次緊急輸送道路	・県庁所在地、地方中心都市を連絡する道路 ・県内を縦貫し隣接県に連絡する広域幹線道路
第２次緊急輸送道路	・第１次緊急輸送道路と市町役場、地方合同庁舎等の主要な施設を連絡する道路
第３次緊急輸送道路	・第１次、第２次緊急輸送道路の機能を補完する道路

＜資料編　・緊急輸送道路（P 344）＞

第２　陸上輸送体制の整備

１　道路管理者による輸送体制の整備

(1) 道路・橋りょうの整備

市は、国、県と連携を図り、災害時における道路機能を確保するために、道路、橋りょうの整備にあたっては、災害に強い施設の整備を推進する。

また、落石、倒木等が発生しやすい場所の点検、パトロールを実施し、補強等の対策工事の必要な箇所について、緊急度の高い箇所から順次対策を実施する。

(2) 情報収集・連絡体制の整備

市は県と連携を図り、災害時における交通の支障を防止し、併せて災害応急対策活動等を容易にするため、災害情報の収集・連絡体制を整備する。

第３　空中輸送体制の整備

市は、台風や豪雨時に、道路が土砂崩れ、冠水等により寸断され、陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、臨時ヘリポート候補地を陸上輸送との連携を考慮して選定し、確保する。

＜資料編　・飛行場外・緊急離着陸場一覧（P 342）＞

第４　物資集積所の整備等

市は、救援物資の集積及び配布の円滑化を図るため、物資集積の役割を担う地域物資拠点について、建物の堅牢化を行うなど必要な整備を図る。

また、物資集積・輸送上重要な施設（トラックターミナル、卸売市場等）の把握に努める。

第５　関係機関との連携による輸送体制の強化

１　建設関係機関との連携体制

県は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等を速やかに実施するため、栃木県建設産業団体連合会との間に締結している協定に基づき、事前に協力内容や実施体制について確認しておく等平常時から連携体制の強化を図る。

また、市は、県の対策に準じ、協定の締結等により建設関係機関との連携強化を図り、道路復旧作業等に必要となる人員や資機材等を速やかに確保できる体制の整備に努める。

２　物資輸送機関との連携体制

市は県と連携し、大規模な災害が発生した際には、救援物資が短時間のうち大量に搬送され集積場所に滞留し、避難所等の必要な場所に届かないことが懸念されるため、民間物流事業者等のノウハウ、マンパワー、物流施設を活用し、救援物資の供給が迅速かつ円滑に実施できるよう、あらかじめ、物資輸送機関と協定を締結するなど体制の整備に努める。

また、協定締結後は、事前に協力内容や実施体制について確認し、平常時から連携体制の強化を図る。

第６　市による緊急輸送道路の選定

災害時に効率的な緊急輸送が行えるよう、市内の県指定緊急輸送道路と、市役所、指定避難所、ヘリポート、救援物資集積所など市の防災活動拠点を結ぶ市道を市の緊急輸送道路として選定し、災害に強い道路を整備する。

第１８節　危険物施設等災害予防対策

災害に起因する危険物等による事故を防止するため、県、市町、事業者等関係機関は、連携して各種予防対策を実施する。

第１　消防法上の危険物

消防本部は、危険物施設（完成検査済証交付施設）や火災予防条例で規制されている少量危険物施設等に対し、適時、必要な安全対策の指導を行っている。

消防本部及び「消防法（昭和23年法律第186号）」上の危険物を取扱う施設（以下、本節において「危険物施設」という。）の所有者等は、災害に起因する危険物の漏洩、爆発等に備え、平常時から次により危険物施設の安全確保に努める。

１　危険物施設の所有者等が実施する対策

(1) 危険物施設の巡視、点検、検査を的確に行うとともに、危険物の貯蔵量、使用量を常に把握しておく。

(2) 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務、組織等に関する事項を明確にしておく。

(3) 大規模な災害による影響を十分に考慮し、施設の耐震性の向上に努める。

(4) 自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。

(5) 従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、防災訓練を実施する。

(6) 防災資機材、化学消火剤等の危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。

(7) 近隣、関連事業所等と相互に連絡協調して、防災人員、防災資機材等について相互応援体制の整備に努める。

２　消防本部が実施する対策

(1) 危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、災害による影響を十分に考慮した位置、構造、設備とするよう、設置者（申請者）に対し指導する。

(2) 震災時等に危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請が想定される者（電気関係業者、建設業者、製造業者、石油関係業者、官公庁等）に対して、臨時的な危険物の貯蔵・取扱い形態等について検討させるとともに、安全対策について事前に計画しておくよう指導する。

(3) 既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の発生を予防するため、施設の所有者等に対し、災害時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。

(4) 危険物施設の所有者等に対し、耐震性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。

(5) 立入検査等の予防査察については、次の事項を重点に実施する。

ア 危険物施設の位置、構造、設備の維持管理状況の検査

イ 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬についての安全管理状況の検査

(6) 危険物安全週間推進行事を実施し、自主保安意識の高揚を図る。

(7) 化学消防自動車等の整備に努める。

第２　火薬類

火薬類製造・販売事業者及び火薬類消費者等は、平常時から、災害に起因する火薬類事故の抑止に努めるとともに、危害予防規程の充実及び確実な履行を促進し、自主保安体制の強化を図る。

第３　ＬＰガス

販売事業者、保安機関等（以下「販売事業者等」という。）は、次の対策を行う。

１　一般消費者等に対する災害予防措置の実施

(1) 災害に起因するＬＰガスの災害事故を防止するため、容器の転倒・転落防止措置を確実に行うとともに、ガス漏れ警報器、耐震自動ガス遮断器付マイコンメーター、ガス放出防止器、ヒューズコック、一酸化炭素警報器等の安全機器の整備を促進する。

(2) 災害時における措置及び事故防止について、パンフレット等により具体的に指導する。

２　販売事業者等の災害予防体制の強化

(1) 従業員の資質の向上を図るため、保安教育を強化するとともに保安講習会、防災訓練等に積極的に参加させる。

(2) 災害に起因するガス漏洩事故等緊急時に的確な対応ができるよう緊急点検に必要な資機材、緊急出動体制を整備するとともに、従業員等の関係者や消費者への周知を徹底する。

(3) 容器の二段積みを避けるとともに、転倒・転落防止の措置をするなど、容器置場の適正な管理を徹底する。

第４　高圧ガス

高圧ガス施設の所有者等（以下「高圧ガス事業者」という。）は、災害に起因する高圧ガス事故の防止のため、次の対策を行う。

１　災害予防措置の実施

(1) 高圧ガス設備の架台、支持脚等を補強し、基礎は耐震上有害な歪みが生じないよう不同沈下の軽減を図るなどの措置を講じる。

(2) 消火設備、緊急遮断装置、散水用エンジンポンプ、バッテリー、除害装置等の保安設備を重点に点検業務を強化し、正常な機能を常に確保するなど安全対策を推進する。

(3) 高圧ガスを充てんするための容器を取扱う施設は、容器置場の平坦化、ロープ掛等により容器の転倒・転落防止を図る。

(4) 防災資機材、緊急点検及び応急措置に必要な資機材の整備を充実強化する。

(5) 緊急時には、高圧ガス設備について速やかに点検及び連絡通報ができる体制を整備する。

(6) 高圧ガスのうち可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス、酸素を移動する際には、運転者は必ずイエロー・カード（事故時の措置・連絡用資料）を携帯する。

また、移動開始前には必ず安全装置の状況、配管等からのガスの漏洩等の異常の有無等を点検するとともに、移動経路において応援を受けるための措置として災害時応援要請事業所の確認等を実施する。

２　災害予防体制の強化

(1) 保安統括者等は、保安管理体制（事業所内外の保安管理組織）、保安教育計画の整備を図り、従業員等に対して、保安意識の高揚、保安技術の向上、災害時の措置等についての教育・訓練を計画的、効率的に実施し自主保安体制の充実強化に努める。

(2) 自衛消防組織の充実強化を図り、災害時における従業員の任務及び招集体制を明確に定めるとともに、防災訓練を実施する。

また、（一社）栃木県一般高圧ガス安全協会、（一社）栃木県ＬＰガス協会、消防署、警察署等防災関係機関との応援協力体制を充実強化するほか、他の事業所など地域の応援協力体制の構築を図る。

第５　毒物・劇物

市は、県、消防本部及び医療機関等と連携して、有毒物質による事故対策を迅速、的確に実施するための連絡体制を整備する。

第６　放射性物質

放射性同位元素及び放射線使用施設（以下「放射性物質取扱施設」という。）の管理者は、災害に起因する漏洩による人体及び環境への被害を防止するため、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等に基づく必要な予防措置を講じるとともに、市は、県及び消防本部と連携し、次の災害予防対策を実施し、安全の確保に努める。

１　市・県・消防機関等の対策

(1) 市、県及び消防本部は、県が平成14年度に策定した「放射性物質事故・災害対応マニュアル」に基づき、放射線検出体制や汚染検査及び除染体制の整備等、事前対策を行うとともに、応急対策の流れについて熟知し、災害に起因する放射性物質事故が発生した場合に備える。

(2) 市、県及び消防本部は、放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。

(3) 市及び県は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化するとともに、県は必要に応じて専門家の助言が得られるよう、国や関係機関との連携を図る。

(4) 県は、あらかじめ県内及び近隣県の医療機関に対して、放射線被ばくによる障害の専門的治療が可能な施設・設備の有無について把握するものとする。また、放射性物質事故災害が発生した際に、迅速かつ円滑に周辺市民等に対する放射性物質付着検査等を実施できるよう、あらかじめ県内の医療機関における検査体制について把握しておく。

(5) 県、警察及び消防本部は、放射性物質事故等に備えて、救急・救助活動等に必要な放射線防護資機材の整備に努める。

第７　古タイヤ等堆積物

市は、県及び消防本部と連携して次のとおり古タイヤ、自動車、廃棄物等野外堆積物の火災発生の防止に努める。

１　野外堆積物の場所、品目、数量、面積等を把握し、事業者に対し火災予防や火災発生時の速やかな通報等について適切な指導を行う。

２　地域市民等の要望がある場合は、これを事業者に伝え、必要に応じて適切な措置について検討、指導を行う。

第１９節　防災拠点の整備

市及び関係機関は、大規模災害発生時における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、消火、救出・救助活動、物資輸送活動、医療活動等において重要な役割を担う防災拠点を、連携を図りながら計画的に整備していく。

第１　防災拠点の概要

１　防災拠点の種類

本市の防災拠点の種類は次のとおりである。

- (1)　災害対策活動拠点
  - 市災害対策本部
  - 広域災害対策活動拠点
  - 地域災害対策活動拠点
  - 広域物資拠点
  - 地域物資拠点
- (2) 災害拠点病院

２　防災拠点の体系

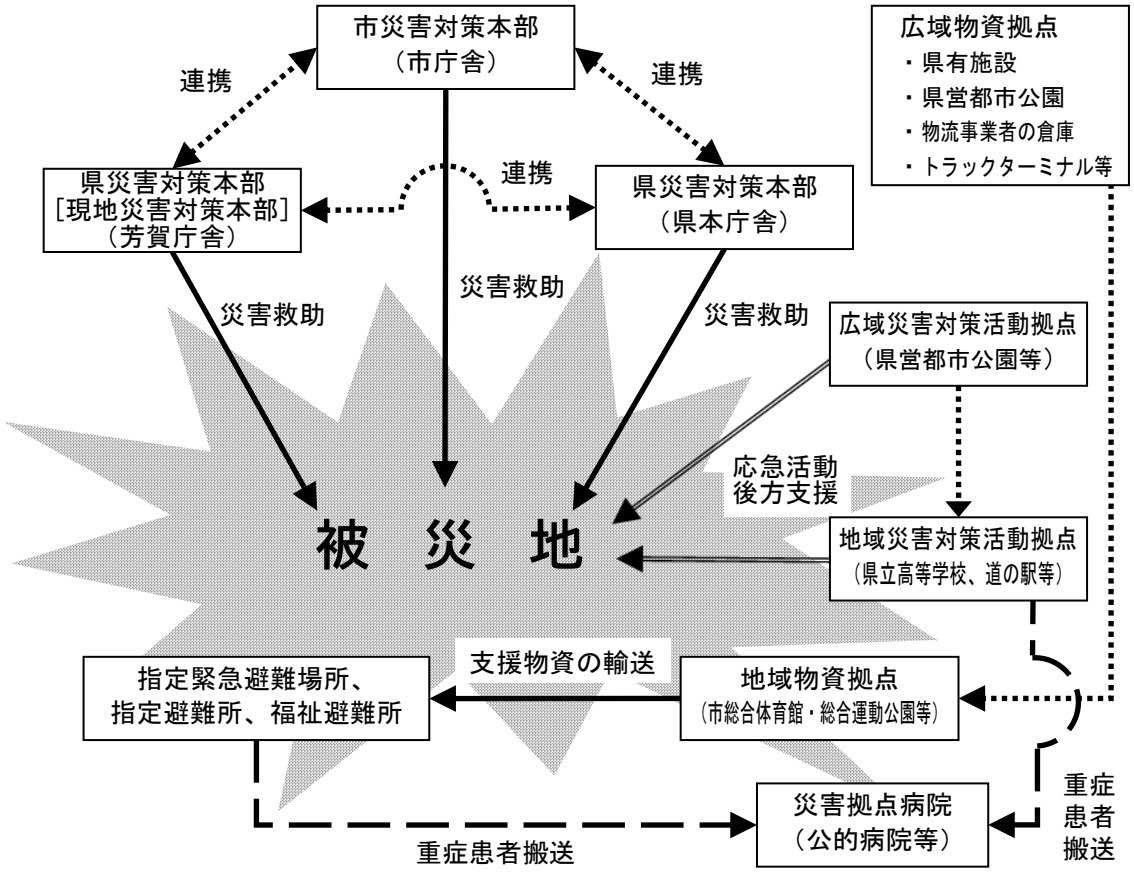

第２　災害対策活動拠点の整備

災害対策活動における中核的な役割を担う活動拠点の整備について、関係機関と連携を図りながら推進していく。

１　災害対策活動拠点の種類

(1) 市災害対策本部

市は、情報の収集・伝達、広報、防災関係機関との連絡調整、災害対策の指示・調整、災害救助法に基づく救助の実施、その他の災害応急対策活動とともに復旧活動の中枢機関として極めて重要な拠点である。このため、市は、市庁舎に対して災害対策本部機能を十分果たすことができるよう、必要な整備を図る。

また、被災により市庁舎の機能が失われる場合を想定して、事前に災害対策本部設置場所の代替施設を確保しておく。

(2) 広域災害対策活動拠点

県は、県営都市公園を中心に、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊及び自衛隊の後方活動及び野営の拠点として、必要な整備を図る。

(3) 地域災害対策活動拠点

県は、県立高等学校を中心に、被災地への捜索・救助活動、災害医療に係る現地活動や必要な情報の提供を行うための中継の役割等を担う拠点として必要な整備を図る。

また、道の駅については、避難場所や捜索・救助活動、災害医療に係る現地活動拠点など地域における防災拠点として位置づけ、県は、市や関係機関と連携しながら、道の駅の防災機能の充実・強化の取組を促進する。

(4) 広域物資拠点（一次集積拠点）

県は、全国からの支援物資の一次的な集積及び配分活動の拠点として、県有施設や県営都市公園、また、（一社）栃木県トラック協会及び栃木県倉庫協会と締結した災害時協定に基づき、同協会会員施設からあらかじめ幹線道路からのアクセス等を踏まえて複数の候補施設を選定して、広域物資拠点を確保するよう努める。

(5) 地域物資拠点（二次集積拠点）

市は、市施設を中心に、避難所への支援物資の提供を行うための中継の役割等を担う地域物資拠点の必要な整備を図る。

＜資料編　・防災拠点施設一覧（P　　）＞

第３　防災拠点の整備

市は、各防災拠点の機能に応じ、施設・設備の整備充実に努める。

・建築物の耐震化・堅牢化
・備蓄倉庫の設置
・耐震性貯水槽・防火水槽の設置
・非常用電源の確保
・施設の出入り口等の段差解消や障がい者用トイレや手すりなどの設置
・災害時優先電話の整備

第２０節　建築物等災害予防対策

大規模災害時における建築物の安全性の確保を促進するため、市、施設等の管理者等は、強風に対する建築物の堅牢化、附属物の落下・飛来防止、火災等の未然防止等必要な防災対策を講じる。

第１　一般建築物の安全対策

１　老朽危険建築物に対する調査、指導

県は、老朽建築物等で著しく保安上危険であると認める場合、建築物の構造、敷地、危険度等について調査し、除去、移転、補修、改築、使用禁止等の措置を講ずるよう所有者等に対して指導、助言を行う。

２　特殊建築物の検査、指導

県は、旅館、ホテル、百貨店、大規模販売店、量販店、病院、集会場等の不特定多数の人が集まる既存特殊建築物及びその設備について、防災性能を常時適正に確保するため、防災、避難施設等の診断、定期報告制度の活用により、建築物の安全性能確保と施設改善を指導する。

３　落下物・飛来物防止対策

県は、風水害等発生時における建築物からの落下物を防止できるよう、定期報告等の機会を通じて管理者に対して適切な改善指導を行う。また、新築、改修が行われる建築物についても、外壁タイル張り、モルタル下地吹き付け等の仕上げを計画している場合、設計、施工上、十分留意するよう指導する。

また、屋根ふき材、外装材、広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものが風圧で脱落・飛来しないよう指導に努める。

第２　土地区画整理事業の推進

市及び県は、市街地の土地の合理的な高度利用、都市機能の更新、公共施設の整備改善を図るため、「土地区画整理法（昭和29年法律第119号）」に基づき、土地区画整理事業を推進する。

第３　防災上重要な公共建築物の災害予防対策

災害時における応急対策活動の拠点、又は避難場所として重要な役割を果たす公共建築物の管理者は、その機能を確保するため、次のような災害予防対策を実施するものとする。

１　防災上重要な公共建築物

(1) 防災拠点（災害対策活動拠点、災害拠点病院）

(2) 医療救護活動の施設（病院等）

(3) 応急対策活動の拠点（警察署、消防署等）

(4) 避難収容施設（学校、体育館、公民館等）

(5) 社会福祉施設等（養護老人ホーム、障がい者支援施設等）

２　防災対策の実施

防災上重要な建築物は、災害時の応急対策活動や避難の施設として重要であるばかりでなく、復旧活動における拠点施設としても重要であり、これらの機能を確保する必要があるため、次に示す防災対策を推進する。

(1) 建築物、建造物の安全確保

施設管理者は、「建築基準法（昭和25年法律第201号）」、「消防法（昭和23年法律第186号）」等の法令で定める技術基準を遵守し、常に災害に対応できるよう施設の管理に努める。

(2) 防災設備等の整備

施設管理者は、次に掲げるような防災措置を実施するとともに、防災機能の強化に努めるものとする。

ア　飲料水の確保

イ　非常用電源の確保

ウ　敷地内の排水施設、擁壁等の整備

エ　配管設備等の固定・強化

オ　施設・敷地内の段差解消等、避難行動要支援者に配慮した施設設備の整備

カ　その他防災設備の充実

(3) 施設の維持管理

施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検などの維持管理に努める。

ア　法令に基づく点検等

イ　建設時の図面及び防災関連図面

ウ　施設の維持管理の手引

3　公共建築物の耐震耐火対策

(1) 施設管理者は、老朽度の著しい建物又は構造上危険と判定されるものは、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震耐火構造建物へ改築を図る。

(2) 施設管理者は、建物の定期点検及び臨時点検を実施して破損箇所等は補修又は補強し、災害による被害の防止に努める。

第４　旅館・ホテル等特殊建築物等の防火対策

旅館・ホテル等の宿泊施設の火災では、設備及び建築構造等の維持管理体制、防火管理体制の不備により、多数の尊い人命が失われる危険性が非常に高いため、施設管理者は、不特定多数の人々が宿泊する旅館等における火災その他の事故を防止するための総合的な安全対策を樹立するとともに防火体制の万全を期し防火対策を推進する。

第２１節　公共施設等災害予防対策

災害時における応急対策活動の実施や市民生活の安定に重要な役割を果たす鉄道、上下水道、電力、ガスその他の公共施設の管理者は、大規模な災害発生時においてもその機能が確保できるよう、平常時から災害に対する安全性を考慮した施設整備に努める。

第１　鉄道施設

鉄道事業者は、災害時に備え、施設等の整備に努めるとともに、運転規則、巡回、点検等によって災害予防対策を講じる。

１　施設等の整備

施設等構造物の建造にあたっては、関係基準に定められた安全設計を行う。

また、従来からの構造物についても、危険性を有するものについては、定期的に補修・改良に努める。

２　施設等の点検巡回

災害による被害を最小限に抑えるため、平常時から施設関係職員による定期的な点検、巡回を行う。

３　運転規則

災害時により異常事態が発生した場合に、適切な判断に基づいた旅客の避難誘導ができるよう、災害に備えて平常時から訓練教育を行うとともに、運転規則によって災害の防止に努める。

(1) 列車運転中に災害等による異常を感知したときは、速やかに列車を停止させる。

(2) 異常を認めた場合は、駅又は運転指令へ連絡して指示を受ける。

(3) 運転を再開する場合は、注意運転によって最寄り駅まで運転し、駅の指示を受ける。

(4) 状況により諸施設担当責任者は、施設の点検巡回の手配を行う。

第２　水道施設

水道事業者は、災害に強い水道施設づくりを心がけ、水道水の安定給水と二次災害防止のため、次により水道施設の整備を図る。

１　書類の整備

施設の完成図面、図面台帳、設備仕様書等を整備しておく。

２　防災体制の編成

防災体制の編成、危機管理マニュアル、緊急連絡系統図等を作成する。

３　貯留水の確保

配水池等の貯水施設の堅牢化を図るほか、流入管、流出管には、緊急しゃ断弁等を設置し、貯水施設内の水を安全に確保できるようにする。

４　二次災害防止

ポンプ場、浄水場内での薬液注入設備等、特に塩素ボンベ室塩素注入設備、重油、ガス等の燃料用設備の設置にあたっては、台風、豪雨等の発生に伴う漏洩、その他の二次災害の発生を防止するための措置を講じる。

5　施設の維持管理

点検基準等に従い機器又は設備の保守管理に努め、施設のリスクを表示し、職員に周知徹底させるとともに、発災の際には、早期発見と改善を行い施設の機能保持を図る。

また、消火機器、塩素ガス漏洩検知装置、中和装置、救護用具、医薬品等を適宜点検し、常に使用可能な状態にしておく。

6　配水管路等の改良

石綿セメント管等の老朽管や耐震性の低い管路の布設替えを行い、管路の強化に努めるとともに、地盤の特性を考慮した、材料の選定を行う。

7　応援体制の整備

給水系統相互間における水の融通体制を強化するとともに、隣接水道事業者間等の相互連携に努める。

8　応急復旧用資機材の備蓄

応急復旧が速やかに実施できるように、主要施設の資機材の備蓄に努める。

＜資料編　・水道事業浄水施設一覧、給水用資機材保有状況（P　　）＞

9　重要給水施設の把握

避難所、医療施設等、災害時に重要となる施設を把握し、給水体制の確保に努める。

第３　下水道施設

1　施設の整備

下水道施設の管理者は、施設の新設、増設にあたっては、風雨や降雪に対して堅牢な構造とするとともに、河川敷内に伏越し水管橋、放流ゲートを設置する場合は、設置位置、構造、在来護岸補強方法等は、河川管理者と事前に十分打ち合わせた上で設計を行う。

また、すでに共用している施設については、実情に応じ、補修、補強等を実施する。

2　危険箇所の改善

下水道施設の管理者は、施設の点検等により危険箇所の早期発見と改善に努める。

＜資料編　・下水道施設一覧（P　　）＞

第４　電力施設

東京電力パワーグリッド（株）は、災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、平常時から防災体制を整備する。

第５　都市ガス施設

都市ガス事業者は、災害時における施設に係る災害の未然防止のため、安全化対策に努めるとともに、広範囲にわたる都市ガス施設の被害やガスによる二次災害の防止、被害の軽減、早期復旧等を図るため、防災体制を整備する。

また、災害の発生が予想され、又は発生した場合に、県、市、消防本部、警察、防災関係機関、関連工事会社との情報連絡等が円滑に行えるよう、あらかじめ連絡方法を確認するなど連携体制を整備しておく。

第６　廃棄物処理施設

市、処理業者、民間事業者は、災害時においても、災害廃棄物及びその他の通常の廃棄物（以下「災害廃棄物等」という。）を迅速かつ円滑に処理することができるよう、次の対策を講じておく。

(1) 処理施設における耐震化、耐水化、燃料等の備蓄、始動用電源の確保等を図る。

(2) 被害を最小限とするため各設備の保守点検を定期的に行い、破損している箇所については、速やかに補修する。

(3) 廃棄物処理施設に被害があった場合に備え、緊急連絡体制、応急復旧体制（メーカーからの技術者の応援体制を含む。）を整備する。

(4) 応急復旧のための資機材を整備するとともに、定期的にその保守点検を行う。

(5) 廃棄物の最終処分場（平成10年６月以降許可分）の災害防止については、許可申請時の災害防止の計画に基づき、速やかな処理体制を整備する。

また、市は、施設が被災した際は、相互応援協定等に基づき県に応援を求め、緊急事態に対処する。

第２２節　文教施設等災害予防対策

学校等は、災害時において、幼児児童生徒及び教職員の安全を確保するため、防災面における安全教育と安全管理の充実を図るとともに、防災体制の強化に努める。

第１　学校安全計画等の作成

学校等の長（以下「校長等」という。）は、「学校保健安全法（昭和33年法律第56号）」に基づき作成する「学校安全計画」の中で災害安全の事項を盛り込むとともに、地域・学校の実態、地域の特性等に応じ、大規模災害時における幼児児童生徒（以下「児童生徒等」という。）の安全確保、保護者等との連絡体制、施設設備の被害状況の把握、時間外における教職員の参集方法等について別途定めておき、防災面における安全教育の充実と安全管理の徹底を図る。

学校安全計画作成上の留意点
年間を見通した総合的な基本計画として、次のような事項を盛り込み立案する。 (1) 防災教育に関する事項 ・学年別、月別の関連教科、道徳及び総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間における指導事項 ・特別活動、部活動等における指導事項 (2) 防災管理に関する事項 ・防災のための組織づくり、連絡方法の設定 ・避難所等、避難経路の設定と点検・確保 ・防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定 ・防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査 (3) 災害安全に関する組織活動 ・家庭、地域社会と連携した地域の危険箇所の点検、防災訓練の実施 ・教職員や保護者等を対象とした防災に関する研修

＜資料編　・学校安全計画の概要（P 508）＞

「危険等発生時対処要領」作成上の留意点
学校安全計画を受け、地域・学校の実情等に応じ、次のような事項を盛り込み作成する。 ・大規模災害時における児童生徒等の安全確保の方策 ・時間外における教職員の参集体制 ・保護者への引渡し又は学校の保護方策、臨時休業等の措置など保護者等との連絡体制　など

第２　学校等の防災体制の確立

１　事前対策の確立

校長等は、台風や雷、豪雨時等の児童生徒等の安全確保のために、適切な指示や支援をすることが求められる。そのため、必要な知識や技能を身に付けるとともに、役割分担等を明確にした上で、学校等の防災管理・組織活動を具体的に示した学校等防災マニュアルの充実を図る。

２　応急対策の備え

校長等は、災害時における児童生徒等の退避・保護の方法をはじめとした防災応急対策について検討するとともに、教職員、児童生徒等に教育・訓練を実施し、保護者にも周知徹底を図る。

3　施設・設備の安全管理

校長等は、校舎内や避難通路の安全の確保を図るため、学校設備・物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底等の安全対策を講じる。

第３　児童生徒等及び教職員に対する防災教育

市は、学校教育を通じて児童生徒等に対する防災教育の充実に努め、避難訓練等を通して学校、家庭及び地域における防災の知識や避難方法等を習得させる。

1　防災教育の充実

学校等では、学校安全計画に基づき、児童生徒等の発達段階に応じた防災教育の充実を図る。

(1) 自らの危険を予測し、回避する能力を高める防災教育の推進

防災教育の実施にあたっては、地域の自然環境や過去の災害の事例などを理解させ、災害時の対応力を育むことに留意する。

その際に、県が作成した防災関係指導資料や、国が作成した防災教育用読本等の啓発資料をはじめ、県防災館等の施設の活用などに配慮する。

～自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」の育成～

想定した被害を超える災害が起こる可能性が常にあり、過去の地震・津波でも状況に応じ、臨機応変な判断や行動を取る教育により危険を回避することができた例があったことから、想定を超えた場合の行動や対応を可能とすることを目指して指導していく。

また、児童生徒が主体性をもって自らの命を守り抜く、そのために行動するという態度を身に付けるよう指導していく。

～防災教育の基礎となる基本的な知識に関する指導の充実～

災害発生時に、自ら危険を予測し回避するため、災害に関する知識に基づいて的確に判断し、迅速に行動する力を身に付け、主体的に行動する態度を育成する指導をしていく。

また、東日本大震災の教訓だけではなく、地域において現在も生き続けている、過去の震災の教訓を踏まえた知恵、工夫、生活様式を学ぶことも有用である。

(2) 支援者としての視点から、社会に参画する意識を高める防災教育の推進

災害発生時に、児童生徒等が自らの安全を守ることはもとより、その発達の段階に応じて進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるよう、ボランティア活動等を通じて安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める教育を推進する。

ボランティア活動は、他人を思いやる心、互いを認め合いともに生きていく態度、自他の生命や人権を尊重する精神などに支えられている。また、よりよい社会づくりに主体的・積極的に参加・参画していく手段として期待されており、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるような資質や能力を養うことにつながる。

2　避難訓練の実施

学校等における避難訓練の実施にあたっては、実践的な想定を行うなど災害時に安全に避難できる態度や能力を体得させるようにする。また、家庭や地域の関係機関と連携した訓練や専門家に避難行動を評価してもらうなど訓練方法の工夫を行う。

3　教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育指導資料等を活用するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。

第４　社会教育施設の対策

１　社会教育施設危機管理計画の作成

公民館や図書館、博物館等の社会教育施設の長（以下「施設長」という。）は、利用者の安全確保のため、施設設備の被害状況の把握、時間外における職員の参集方法等について別途定めておき、防災における安全管理の充実を図る。

施設危機管理計画作成上の留意点
年間を見通した総合的な基本計画として、次のような事項を盛り込み立案する。 ア　災害管理に関する事項 ・防災のための組織作り、連絡方法の設定 ・避難所等、避難経路の設定と点検・確保 ・防災設備・備蓄品の点検、防災情報の活用方法の設定 ・防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査 イ　災害に関する組織活動 ・地域社会と連携した周辺危険個所の点検、防災訓練・避難所運営訓練の実施 ・職員を対象とした防災に関する研修 ・利用者に対する防災情報提供

２　社会教育施設の防災体制の確立

(1) 事前対策の確立

施設長は、地震発生時の利用者の安全確保のために、事業の運営・継続・中止について、事業運営担当者との連携を図り、事前対策を確立しておく。

(2) 応急対策への備え

施設長は、災害時における利用者の退避・保護の方法をはじめ、交通機関・情報手段、水道・電気等ライフライン途絶時の安全確保などの災害応急対策について検討するとともに、職員等に研修・訓練を実施し、周知徹底を図る。

(3) 施設・設備の安全管理

施設長は、施設・敷地や避難通路の安全の確保、重要収蔵物の安全を図るため、設備、物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底、防災機器の点検・使用法の習熟等の安全対策を講じる。

３　利用者、地域市民及び職員に対する防災教育

市は、社会教育を通じて市民に対する防災教育の充実に努め、地域における防災の知識や避難方法等の習得について機会を充実する。

(1) 防災教育の充実

ア　社会教育施設では、それぞれの施設の機能を活用した市民への防災教育の充実に努める。

イ　防災教育の実施にあたっては、市民が地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどを理解し、主体的な避難行動や防災・減災の活動に資するよう配慮する。

ウ　災害発生時に、市民等が自らの安全を守ることはもとより、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことが出来るよう、共助を育む仕組みづくりや学習機会を充実する。

(2) 避難訓練の実施

社会教育施設における避難訓練の実施にあたっては、実践的な想定を行うなど災害時に利用者等が安全に避難できるように行う。また、近隣地域市民や関係機関と連携した訓練や専門家に避難行動を評価してもらうなど訓練方法の工夫を行う。

(3) 職員の防災意識の高揚と指導力の向上

市は、社会教育施設職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育を推進するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。

第５　文化財災害予防対策

市は、市民の貴重な財産である文化財等を災害から守り、将来に引き継いでいくため、次の安全対策の促進を図る。

１　文化財の所有者又は管理者又は管理団体若しくは文化財施設の所有者に対し、防災に関する指導、助言を行う。

２　文化財の特性に応じた防火管理や収蔵庫、火災報知器、消火栓、避雷針等の防火施設・設備の整備充実を促進する。

また、非常時に備えて収蔵品等個々の文化財の所在は所有者等に明確に把握させておくとともに、防火標識等の設置を促進し、所有者や見学者等の防火意識の高揚を図る。

３　「文化財防火デー」（１月２６日）を中心として防火訓練を実施するとともに、文化財についての防火思想の普及啓発を図る。

第２３節　相互応援体制の整備

市の対応能力を超える大規模災害の発生に備え、協定市町間等における支援部隊や物資等の相互応援体制を整備する。

第１　市町相互応援体制の整備

１　県内市町間相互応援協定

市は、市単独では十分な災害応急対策が実施できないような大規模災害の発生に備え、平成８年度に県内全市町村間で締結した「災害時における市町村相互応援協定」の適切な運用を図るため、相互連携のもと、広域的な防災体制の充実、強化を図るとともに、災害発生時における必要な応援を実施する体制の整備に努める。

２　県との連携強化

市は、県により行われる市防災担当職員に対する説明会、各種防災訓練の合同実施、市地域防災計画の修正における助言・支援等により、市全体の防災力の向上を図るとともに、県と連携した災害対策が実施できるよう、より一層の連携体制の強化に努める。

３　その他災害時相互応援協定の締結の推進

大規模災害発生時においては、被災地外からの人的・物的支援が有効であることから、市は、できるだけ多くの県内外の市町村や関係機関との災害時応援協定締結に努め、締結後は、事前に協力内容、輸送方法、応援・受援体制等について確認しておく等平常時から連携体制の強化を図る。

＜資料編　・災害協定等一覧（P　　）＞

第２　応援の受入れ体制、応援体制の整備

市は、他都道府県・関係機関及び県内他市町等からの応援が円滑に受入れられるよう、必要な施設を確保するなど受入れ体制の整備に努める。

また、他市町等からの応援要請等に基づく応援業務が円滑かつ迅速に実施できるよう、職員の派遣、救援物資の送付等に関する体制の整備に努める。

第３　消防広域応援体制の整備

１ 県内消防相互応援体制の整備

(1) 協定の適切な運用

消防本部は、一消防本部の対応能力を超える災害が発生した場合に備えて昭和５６年に締結した特殊災害消防相互応援協定並びにその他隣接地区消防本部（局）等と締結している各種協定が適切に運用できる体制の整備を図る。

(2) 栃木県広域消防応援等計画による充実強化

消防本部は、「特殊災害消防相互応援協定」に基づく応援に具体性を持たせるため、県で平成30（2018）年4月に施行した「栃木県広域消防応援等計画」に基づき、情報連絡体制、応援部隊編成、指揮体制、通信体制、後方支援体制等必要な事前体制について整備する。また、応援要請方法、応援出動方法等発災時の対応について、消防機関の有機的連携の確保及び広域応援体制の充実強化を図る。

(3) 広域消防応援訓練の実施

県及び消防本部は、県内全消防本部による合同訓練を実施し、「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援要請、応援出動及び相互連携した応急活動が円滑に行えるよう努めるとともに、訓練後に明らかになった課題等を踏まえ、体制及び計画の改善を行い、より効果的な広域応援体制の整備を図る。

第４　緊急消防援助隊の整備

県及び消防本部は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、相互に協力して、国内で発生した大規模災害時における人命救助活動等を効果的かつ充実したものとするため創設された「緊急消防援助隊」の受援体制の整備に努めるとともに、県外への栃木県隊出動体制の整備に努める。

第５　警察、消防本部及び自衛隊との連携体制の強化

市は、市内に大規模災害が発生した場合、警察、消防本部及び自衛隊の各機関と連携を密にしながら、初期の段階における消火、救助、捜索等を迅速かつ的確に実施することにより市民の生命・財産を守るため、相互連携体制の強化を図る。

第６　災害時応援協定締結企業等との連携

市は、災害時応援協定の締結を推進し、締結企業等と連絡体制の充実を図る等、平常時より連携を強化しておくとともに、要請手順、調達方法、経費負担等の確認を行っておく。

第２４節　孤立集落災害予防対策

水害・台風、竜巻等風害発生時に土砂崩れ等による道路や通信の途絶により孤立する可能性のある地区に対する応急対策活動に資するため、市、県及び市民は連携して平常時から、情報連絡体制や物流体制、備蓄等の整備に努める。

第１　孤立可能性地区の実態把握

市は、地形・道路の状況や通信手段の状況から孤立可能性地区について、平常時から現状の把握に努める。

第２　未然防止対策の実施

１　道路の整備

道路管理者は、孤立可能性地区に通じる道路防災危険箇所や孤立可能性地区に通じる緊急輸送道路で耐震化の必要な橋りょうについて対策工事を推進する。

２　通信手段の確保

市は、孤立可能性地区においては、衛星携帯電話の配備や災害時優先電話の登録など通信手段の確保に努める。

第３　発生時に備えた取組みの実施

１　連絡体制の整備

市は、孤立可能性地区について、あらかじめ災害時の連絡担当者を把握しておくなど、情報連絡体制の整備を図る。

２　避難所等の確保

市は、孤立可能性地区ごとに市民の避難先となり得る施設を把握し、必要に応じて非常用電源設備の整備や、水・食料等の生活物資、医薬品、簡易トイレ等の備蓄を行う。

３　緊急離着陸場の確保

市は、道路交通が応急復旧するまでの間、救助活動や物資輸送をヘリコプターにより実施することになるため、ヘリの緊急離着陸場に適した土地の確保に努める。

４　孤立可能性地区の資機材等整備に対する支援

市は、孤立可能性地区における自主防災組織化及び消防団等の資機材整備促進を支援する。

５　市民への普及啓発

市は、孤立可能性地区内の自主防災組織及び一般世帯での備蓄や、自主防災組織等による防災訓練等の実施を推進する。

６　市民の対策

孤立可能性地区に住む市民は、備蓄量３日分に加え、１週間程度の量を確保しておくよう努める。

また、孤立可能性地区の自主防災組織・自治会・事業所等は、行政機関等が到着するまで、連携協力して、安否確認や救出・救助、初期消火、炊き出し等を行うとともに、外部に向けて被害状況や救援要請などの情報を発信するため、操作や手順等の訓練を実施する。

第２５節　災害廃棄物の処理体制の整備

災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理することができるよう、平常時からそのための体制の整備を図る必要がある。

第１　災害廃棄物等の処理体制の整備

１　市の対策

市は、災害時における災害廃棄物等の処理体制の整備、処理施設における災害対策の強化等を図る。

また、あらかじめ仮置場の設置・運用等を示した「災害廃棄物処理計画」の策定など平常時の備えについて努める。

２　処理業者の対策

処理業者は、災害時において事業を継続し、災害廃棄物の処理を行うことができるよう、事業継続計画（ＢＣＰ）の策定、処理施設における災害対策の強化等に努める。

第３章　応 急 対 策

第１節　活動体制の確立

大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は災害対策本部を設置し、防災関係機関と相互に連携し、被災者の救助・救護等の応急対策活動を迅速、的確に実施する。

第１　市の活動体制

災害の規模に応じた職員の体制区分、配備基準は、原則として次のとおりとし、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

活動体制の種類	災害の態様	体制の概要	配備要員
注意体制	小規模な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合	小規模災害の情報収集及び応急対策を行う体制	災害対策関係職員のうち、参集を指定されている者
警戒体制	災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（台風接近、集中豪雨等により被害の発生が見込まれる場合等）	災害警戒本部を設置し、災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	警戒体制に該当する職員
第１非常体制	大規模な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合	災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施するとともに、災害の拡大に備える体制	第１非常体制に該当する職員
第２非常体制	①気象特別警報が発表された場合 ②災害が拡大し、甚大な被害を出すおそれがある場合	災害対策本部を設置し、市の全組織をあげて災害応急対策を実施する体制	全職員

第２　注意体制

市は、災害警戒本部を設置するに至らない小規模な災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、注意体制をとる。参集者に指定されている災害対策関係職員は、直ちに登庁し、次の措置を講じる。

１　気象情報及び災害に関する情報の収集
２　被害情報の把握及び県への報告
３　必要に応じて関係課等への通報
４　必要に応じて市長・副市長等への報告
５　災害応急対策（小規模）

第３　災害警戒本部の設置

市は、災害対策本部の設置に至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的に、迅速かつ的確に行うため、副市長を本部長とする災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

1　災害警戒本部の設置、解散の時期

(1) 災害警戒本部の設置基準

ア　市内に気象注意報、気象警報その他災害に関する情報が発せられる等、中規模な災害発生のおそれがあるとき

イ　市内に中規模な災害が発生したとき

(2) 設置場所

災害警戒本部は、真岡市役所内に設置する。ただし、市役所内に災害警戒本部を設置することができない場合は、本部長の指定する場所に設置する。

(3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

ア　災害の発生するおそれがなくなったと本部長が認めたとき

イ　災害応急対策がおおむね終了したと本部長が認めたとき

ウ　災害対策本部が設置されたとき

2　災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、次の災害対策業務を行う。

(1) 災害対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること

(2) 災害対策本部の設置に関すること

(3) 災害応急対策の実施に関すること

3　代決者

本部長（副市長）不在時等の意思決定は、副本部長（市民生活部長）が行う。

第４　災害対策本部の設置

1　災害対策本部の設置、解散時期等

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条及び真岡市災害対策本部条例（昭和38年7月7日条例第20号）の規定により、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害応急対策をする。

＜資料編　・真岡市災害対策本部条例（P 448）＞

(1) 設置基準

次の各号に掲げる場合において市長が必要と認めるときに設置する。

ア　市内に特別警報が発表された場合（自動的に設置する）

イ　市内に気象注意報、気象警報その他災害に関する情報が発表され、大規模な災害発生のおそれがある場合

ウ　市内に災害救助法による救助を適用する災害又はこれに準じる大規模な災害が発生した場合

エ　市内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

(2) 設置場所

災害対策本部は、真岡市役所内に設置する。ただし、市役所内に災害対策本部を設置することができない場合には、本部長の指定する場所内に設置する。

(3) 県現地対策本部との連携

災害対策本部を設置し、県の現地災害対策本部が設置された場合には、情報交換等連絡を密にし、相互に連携をとって業務にあたる。

(4) 災害対策本部の解散

災害対策本部は、災害のおそれが解消し、災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めたとき解散する。

2　防災関係機関等への通報

災害対策本部を設置したときは、速やかに次のうち必要と認める機関に通報する。

(1) 栃木県庁

(2) 芳賀地区広域行政事務組合消防本部

(3) 真岡警察署

(4) 陸上自衛隊宇都宮駐屯地第12特科隊

(5) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関

(6) その他の関係機関（隣接市町等）

3　災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、「真岡市災害対策本部組織図」及び「真岡市災害対策本部事務分掌」のとおりとする。

本部及び各班の運営体制については、災害の規模や内容、時期に応じてその都度配置を見直す等柔軟に対応するとともに、災害対応が長期にわたる場合には継続した運営が可能となるよう全庁からの応援を受けて従事職員のローテーションを確保するよう努める。また、職員招集の迅速化を図るため、職員初動マニュアルを整備する。

なお、初動期において全庁体制による業務継続が可能となるよう、あらかじめ災害時に必要となる人員、物資等を想定した上で、災害応急対策業務及び継続の必要性の高い通常業務等の優先すべき業務を特定し、当該業務に適切な人員配置を行うことができるように準備しておく。

＜資料編　・真岡市災害対策本部組織図（P　　）＞

＜資料編　・真岡市災害対策本部事務分掌（P　　）＞

4　災害対策本部の業務

災害対策本部は、次の災害対策業務を実施する。

(1) 災害救助法の実施に関すること

(2) 災害予防及び災害応急対策の的確かつ迅速な実施のための方針の作成に関すること

(3) (2)で作成した方針に沿った災害予防及び災害応急対策の実施に関すること

(4) 災害に関する情報の収集に関すること

(5) 本部の活動体制に関すること

(6) 現地本部の活動体制に関すること

(7) 関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互の連絡調整に関すること

(8) 県及び他市町等への応援要請に関すること

(9) 自衛隊の災害派遣要請、配備に係る調整に関すること

(10) 応援に関すること

(11) 災害広報に関すること

(12) 災害対策本部の解散に関すること

(13) その他重要な事項に関すること

5　代決者

本部長（市長）不在時等の意思決定は副本部長(副市長)が、本部長、副本部長ともに不在時等の場合には、市民生活部長が行う。

6　職員の動員体制

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、次により職員の動員を行う。

(1) 動員体制の整備

ア　各部長は、職員一人ひとりに業務内容を周知し、勤務時間外や休日等における動員体制表や連絡系統図等を作成し、確実な動員体制を整備する。

イ　配備要員となる職員は、休日その他勤務時間外において動員の伝達を受けたときは、直ちに登庁する。

(2) 動員の伝達方法

本部長（市長）が決定した非常体制における職員等への伝達は、次により行う。

第５　業務の継続

市は、ヒト・モノ・情報・ライフライン等の利用する資源に制約を受ける状況が考えられる中で、発災初動期において、応急業務等を実施するとともに、中断することのできない優先度の高い通常業務を継続するため、業務継続計画（大規模災害編）に準じて、全庁体制で業務を実施・継続する。

第６　市の業務継続性の確保

防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（ＢＣＰ）の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行う。

特に市は、災害応急対策活動等の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の策定等に当たっては、「市町村のための業務継続計画作成ガイド（内閣府）」に示されている重要６要素について定めておく。

第２節　情報の収集・伝達及び通信確保対策

市は、気象予警報、水防警報等を関係機関、市民に対し迅速に伝達する体制を整備する。また、災害が発生した場合、関係機関と連携して速やかな情報収集に努めるとともに、その情報を迅速かつ的確に伝達・報告するため、各種通信手段の確保を図る。

第１　情報収集体制

市は、災害発生時の情報の収集、伝達を24時間365日体制で迅速、適切に実施する。

１　災害対策幹部職員の体制

災害対策を実施するにあたり、直接指揮にあたる災害対策本部員は、災害発生後直ちに登庁し、被害状況の収集等初期災害応急対策を指揮する。

２　災害対策主管課の体制

(1) 緊急登庁体制

災害対策の主管課職員は、災害発生後速やかに登庁し、被害情報の収集、県や防災関係機関との連絡調整にあたる。

(2) 連絡体制

消防本部、警察及び宇都宮地方気象台等からの災害情報、気象予警報等を24時間365日体制で受信し、速やかに職員及び関係機関に伝達する。

３　各災害対策関係課の体制

(1) 緊急登庁体制

各災害対策関係課職員は、各課の定めに基づき登庁し、被害情報の収集にあたる。

(2) 連絡体制

災害等の状況に応じ、関係機関等からの情報収集を行うとともに、災害対策主管課に被害情報等を報告する。

４　携帯電話の活用

個人の所有する携帯電話等を活用し、職員参集メール等により、災害時における緊急通信の確保を図るとともに、ＩＣＴ技術及び無線通信等を活用した情報伝達についても検討を行う。

５　休日等における自然災害被害に関する情報収集

市は、初動の遅れが懸念される休日や閉庁時間帯において、迅速な災害情報の把握を目的として、竜巻等発生の把握が困難である局地的かつ突発的な自然災害による被害の情報を市職員からの通報により収集し、重要な情報は迅速に消防本部や警察署に情報提供を行う。

第２　一般市民からの通報

１　発見者（一般市民）の通報責務

災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した者は、市又は消防、警察に通報する。

なお、土砂災害危険箇所において土砂災害発生の兆候を発見した場合、遅滞なく県（土木事務所）、市又は消防、警察に通報する。

2　市、警察の処置

(1)異常現象や災害による被害の通報を受けた消防、警察は、その旨を速やかに市へ通報する。

(2) 異常現象や災害による被害の通報を受けた市は、状況を調査し、判明した情報を直ちに県、宇都宮地方気象台、関係機関に通報する。

第３　被害状況等の情報収集

1　収集すべき情報

市は、次に掲げる項目に留意しながら、災害の種類に応じて必要な情報収集に努める。

(1) 災害の発生日時、場所、区域、災害の発生原因、進行過程、特質

(2) 降雨、降雪、河川水位の状況

(3) 市民の生命財産の安否の状況、市民の避難状況

(4) 家畜、建物、農地、山林、河川、道路、鉄道等の被害状況

(5) 水道、ガス、電気、通信等の被害状況

(6) 要配慮者利用施設の被害状況

(7) 消防、水防等の応急措置の状況

(8) 食料その他緊急に補給すべき物資及び数量

(9) 衛生環境、疾病発生の状況、その他救護措置の要否

(10) 医薬品その他衛生材料の補給の要否

(11) その他法令に定めがある事項

2　市の情報収集

市は、次により被害状況等の早期把握に努め、遅滞なく県及び防災関係機関に通報する。

(1) 関係機関からの情報収集

消防本部、警察、ライフライン関係機関等に被害状況を照会し、情報を収集する。

なお、迅速な対応と相互応援体制の速やかな運用を図るため、必要と判断される被害情報を情報提供機関に対し定期的に伝達し、情報の共有を図る。

(2) 市の機関による情報収集

庁内の関係課は、それぞれの担当分野において把握した情報を相互に提供し、情報の共有化を図る。

また、応急対策活動において把握した情報も相互に提供し、共有化を図る。

(3) 各部各班による情報収集

災害対策本部が設置された場合、災害対策本部各部・各班は所管施設等及び所掌業務に関する被害情報の収集に努め、必要に応じその内容を災害対策本部に報告する。

(4) 災害時応援協定による情報収集

災害の状況等により、必要と判断される場合は、災害時応援協定に基づき、協定締結先等に無人航空機（ドローン等）や無線設備等による被災地域の情報収集を要請する。

第４　被害状況の報告

1　市は、市の区域内に災害が発生したときは栃木県火災・災害等即報要の基準により、速やかに当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要をに報告する。

なお、災害により、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

「連絡先」

県	終日	危機管理課 及び 消防防災課	防災行政 ネットワーク	電話	発信特番－500－2136
				ＦＡＸ	発信特番－500－2146
			ＮＴＴ回線	電話	028－623－2136
				ＦＡＸ	028－623－2146
消防庁	勤務時間内 （平日9：30 ～18：15）	応急対策室	ＮＴＴ回線	電話	03－5253－7527
				ＦＡＸ	03－5253－7537
			地域衛星 ネットワーク	電話	発信特番－048－500－90－49013
				ＦＡＸ	発信特番－048－500－90－49033
	勤務時間外 （上記以外の時間）	宿直室	ＮＴＴ回線	電話	03－5253－7777
				ＦＡＸ	03－5253－7553
			地域衛星 ネットワーク	電話	発信特番－048－500－90－49102
				ＦＡＸ	発信特番－048－500－90－49036

＜資料編　・栃木県火災・災害等即報要領（P 464）＞

＜資料編　・即報基準一覧（P 481）＞

2　市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、その規模を把握するための情報を速やかに収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

第５　通信手段の種類

災害時の通信手段の種類としては、次のようなものがある。

区　分	通信手段	説　明
県防災行政ネットワーク		県主要機関、市町、防災関係機関等との通信を確保し、県が行う気象予警報や災害時の情報収集・伝達、その他応急対策を行う。
市防災行政無線		市町の地域において、移動局による災害情報の収集、地域市民への伝達を行う無線設備
ＮＴＴ	災害時優先電話	災害時に優先的に発信できる電話機（一般加入電話機を東日本電信電話株式会社と協議して事前に設定）
	非常・緊急通話用電話	災害時において災害時優先電話での発信が困難な場合、防災関係機関相互間を交換手扱いにより通信を確保する電話（災害時優先電話の設定が必要）

区　分	通 信 手 段	説　　明
ＮＴＴドコモ	災害時優先電話	災害時に優先的に発信できる携帯電話機（衛星携帯電話等を含む）
KDDI ソフトバンク	災害時優先電話	災害時に優先的に発信できる携帯電話機 衛星携帯電話機
その他	消 防 無 線	消防機関の設置する無線設備
	警 察 通 信	警察専用電話及び無線通信
	企 業 局 無 線	県企業局の設置する無線通信
	非 常 通 信	関東地方非常通信協議会の構成機関の有する無線通信設備を利用して行う通信
	防 災 相 互 通信用無線機	国、県、市町、防災関係機関が災害の現地において相互に通信を行うことができる無線機

＜資料編　・防災行政無線局回線構成（P 512）＞

第６　通信施設の利用方法

１　県防災行政ネットワーク

県から発信される災害情報の収集や本市の被害状況等の報告、また県内市町、消防本部、県出先機関、警察等との通信は、栃木県防災行政ネットワークを活用して行う。

２　市防災行政無線

市公用車、消防団車両に車載されている移動系無線により、災害情報の収集、災害現場との交信を行う。

３　その他の通信手段

災害時の通信環境に応じて、災害時優先電話等を活用するほか、他の通信手段を利用することができない場合、非常通信として他機関の通信施設を利用する。

なお、市、県庁（消防防災課）間の有線電話等が不通となった場合、警察や消防を中継して通信を行う。市の主な発信依頼機関は次のとおりである。

発信依頼機関			中継機関	着信機関
機関名称	電話番号	FAX番号		
芳賀地区広域行政事務組合消防本部	0285-82-3161	0285-83-3746	なし	県民生活部消防防災課
真岡警察署警備課	0285-84-0110	－	栃木県警察本部警備第二課	

第７　放送要請

災害のために、公衆電気通信施設、有線電気通信施設、無線通信施設により通信できない場合や著しく通信が困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達、警告のため、日本放送協会、栃木放送、エフエム栃木、とちぎテレビに放送を要請する場合は、県と各機関で締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じて必要な放送を要請する。

第３節　災害拡大防止活動

台風・集中豪雨等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、浸水、土砂くずれ・地すべり、倒木、降雪等による被害の拡大や二次災害の発生を防ぐため、関係機関は連携して迅速かつ的確な措置を実施する。

第１　監視、警戒

１　市、消防本部は、相当の降雨があり、警戒が必要と認められるときや災害が発生したときは、消防団員、職員等を巡回させ、被害状況等の把握に努める。

なお、被害状況等の把握にあたっては次の事項に留意し、栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する災害が発生した場合には、速やかに県に報告する。

(1) 警戒段階

ア　降雨量等の気象情報

イ　河川の水位、流量等の変化

ウ　河川、土砂崩れ等の災害危険箇所状況

エ　市民の動向

オ　その他発災防止上必要な事項

(2) 災害発生初期

ア　人的被害の発生状況

イ　家屋等建物の被害状況

ウ　河川等の氾濫、浸水の状況

エ　崖崩れ、地滑り等土砂災害の発生状況

オ　避難の必要の有無、避難の状況

カ　道路、交通機関の被害状況

キ　電気、水道、ガス、電話等のライフラインの被害状況

ク　119番通報の殺到状況

ケ　その他災害の応急対策活動に必要な事項

２　水防管理者（市長）は、大雨に関する気象状況の伝達を受けたときや自ら必要と認めたときは、出水前に必ず巡視員に堤防を巡視させる。

なお、堤防の巡視にあたっては次の事項に留意するとともに、巡視の結果、水防上危険と認められる箇所を発見した場合は、水防計画に基づき速やかに関係機関に連絡する。

(1) 堤防の溢水状況

(2) 堤防の亀裂、崩壊

(3) 水門、ひ門等の漏水、扉の締り具合

(4) 橋りょうその他の構造部と堤防との取付部分の異常

第２　浸水被害の拡大防止

水防管理者（市長）は、水防警報が発せられたとき、氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要であると認めたときは、消防団、消防本部を出動又は出動の準備をさせるとともに、市民に対する避難の指示等必要な措置を講じる。

なお、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者（市長）、消防団の長、消防本部の長は、直ちに県、関係機関に通報するとともに、できる限り被害が拡大しないように努める。

1　水防管理団体の非常配備

(1) 水防管理者が管下の消防団に非常配備体制をとるための指令は、次の場合に発するものとする。

ア　水防管理者が自らの判断により必要と認める場合

イ　水防警報指定河川等にあっては知事からの警報を受けた場合

ウ　緊急にその必要があるとして、知事からの指示があった場合

(2) 本部員の非常配備

各水防管理団体の本部（水防事務担当者）の非常配備については、県水防本部員の非常配備に準ずるものとし、水防管理者はあらかじめその体制を整備しておくものとする。

(3) 消防機関

ア　待機

消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後、情報を把握することに努め、また、一般団員は直ちに次の段階に入ることができるような状態におくものとする。

待機の指令は、おおむね水防に関係ある気象の予報、注意報及び警報が発表されたときに発令する。

イ　準備

河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位上昇のおそれがあるとき、又は水防警報（準備）の通報を受けたときは、水防機関に対し出動準備をさせる。出動準備の要領は次によるものとする。

a　消防団の団員は所定の詰所に集合する

b　水防資材及び器具の整備点検及び作業員の配備計画の作成

c　水門、ひ門等の水防上重要な工作物のある所へ団員の派遣及び水門等の開閉準備

ウ　出動

河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を越え、さらに水位上昇が予想されるとき、水防警報（出動）の通知を受けたとき、又は水防管理者（市長）が出動の必要を認めたときは、直ちに管下水防機関をあらかじめ定めた計画に従って警戒配備につかせる。

ただし、いずれの段階で出動を行うかは、水防管理者（市長）が担当区域の危険度に適合するよう定めるものとする。

第１次出動

水防機関員の少数が出動して、堤防の巡視警戒にあたるとともに、水門等の開閉、危険箇所の早期水防等を行う。

第２次出動

水防機関員の一部が出動し水防活動に入る。

第３次出動

水防機関員全部が出動して水防活動に入る。

エ　解除

河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)以下に低下した場合、又は氾濫注意水位以上であっても水防警戒の必要が認められなくなったときは、水防活動の終了を通知する。

2　警戒区域の設定

地域市民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要と認める場合は、消防団長、消防団員、消防職員は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命じる。

3　市民に対する避難の指示

水防管理者（市長）は、河川の氾濫等の危険な地域又は危険が予測される地域の市民等に対して、避難の指示を行い、安全な地域へ誘導するとともに、安全な場所へ収容する。

第３　土砂災害の拡大防止

1　施設・土砂災害危険箇所の点検・応急措置の実施

県、市、消防等関係機関は、降雨等による二次的な土砂災害等の防止のため、各機関の管理施設や、土砂災害危険箇所等の点検を実施し、安全の確保に努める。許可工作物等の管理者に対しても施設の点検報告を求める。

二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急措置を行う。

2　被災宅地危険度判定の実施

県及び市は、二次的な地すべり、崖崩れ等から市民の安全の確保を図るため、宅地の被害状況を調査し、二次災害発生の危険度の判定、表示を行う被災宅地危険度判定を実施する。

判定の結果、使用を制限する必要がある場合、市は、当該宅地の管理者又は使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

3　避難対策

県、市、消防は、土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害のおそれが高まった場合は、市民、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、又は必要に応じ本編第３章第６節の要領により、警戒区域の設定若しくは避難指示を行う。

第４　風倒木等対策

道路管理者は、風倒木等による被害を防止するため、必要に応じ、道路の巡回を行う。風倒木等があった場合には、速やかな除去に努める。

第４節　相互応援協力・派遣要請

自力による災害応急対策が困難な場合、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、他自治体に対し、迅速・的確な応援要請を行う。また、自衛隊に対し災害派遣の要請を行う。

第１　市町相互応援協力

１　市町間の相互応援協力

市は、災害が発生した際において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町や県等に応援を求め、災害応急対策に万全を期すものとする。

このとき、応援要請を受けた市町は、求められた災害応急対策のうちで、災害の発生を防御し又は災害の拡大を防止するための応急的な措置で、人の生命や身体の安全に関わる被害が生じ得るような緊急性の高い措置について応諾義務を負う。

＜資料編　・災害協定等一覧（P　　）＞

２　県への応援要請

市は、応急対策を実施するため、必要と認めるときは県に対して応援を求める。

３　指定地方行政機関の長に対する職員の派遣の要請及び斡旋

(1) 市は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は県に対し指定地方行政機関の職員の派遣について、斡旋を求め、災害対策に万全を期する。

(2) 市は、職員の派遣の要請及び斡旋を求めるときは、次の事項を記載した文書をもって行う。

ア　派遣を要請する（斡旋を求める）理由

イ　派遣を要請する（斡旋を求める）職員の職種別人員数

ウ　派遣を要請する期間

エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ　前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

(3) 国土交通省との連携

市は、国土交通省関東地方整備局との「災害時の情報交換に関する協定」に基づき、必要に応じ関東地方整備局から情報連絡員を受入れ、被害情報の共有を図る。

４　県と市町が一体となった応援体制

県は、大規模災害発生により県内市町又は都道府県において行政機能が喪失する等重大な被害が発生した場合に、市長会及び町村会と連携して県・市町が一体となった「チーム栃木」として職員を派遣する等の応援を行う。

第２　ライフライン関係機関との連携

市は県と連携し、通信、交通、電気、ガス等のライフラインの迅速な復旧を図るため、ライフライン等関係機関を災害対策本部の協力機関として位置づけ、災害対策本部組織への参画を図り、次のような応急対策及び復旧活動の調整等を行う。

(1) 市の災害応急対策活動との調整

(2) ライフライン復旧にあたっての各機関相互の連携

(3) 復旧作業にあたって重機等の確保

第３　物流関係機関との連携

市は県と連携し、県と(一社)栃木県トラック協会及び栃木県倉庫協会が締結した災害時協定に基づき、大規模な災害が発生した場合において、支援物資を適時・適切に市へ届けられるような仕組みを検討するとともに、必要に応じて物流専門家を市に派遣するよう両協会に要請する。

物流専門家は、物資の総合的なコントロールを行うため、災害対策本部事務局職員と協力して、物資の在庫管理や輸送トラックの配送指示等、必要な調整を行うものとする。

第４　自衛隊派遣要請

１　派遣要請

市長は、災害の発生により人命、財産の保護について、必要と認めた場合には、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

２　災害派遣要請の範囲

自衛隊に対する災害派遣要請の範囲は、おおむね次のとおりとする。

区　分		活　動　内　容
1	被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
2	避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
3	避難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
4	水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作製、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
5	消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって消防機関に協力して消火にあたる。（消火剤等は、県が提供するものを使用する。）
6	道路、水路の啓開	道路、水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開、除去にあたる。
7	診察、防疫、病虫害の防除	被災者に対する応急医療、救護、防疫活動を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供する物を使用する。）
8	人員、物資の緊急輸送	救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員、支援物資の緊急輸送を実施する。なお、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
9	被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水等の支援を実施する。
10	救援物資の無償貸付、譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年１月10日総理府令第１号）」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付、譲与する。

区　分		活　動　内　容
11	危険物の保安、除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置、除去を実施する。
12	その他臨機の措置等	その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

3　災害派遣要請手続

(1) 災害派遣要請の依頼方法

市長は、県に対して派遣に必要な事項を次の文書をもって依頼する。ただし、緊急を要する場合は、とりあえず電話等により依頼し、事後所定の手続をとる。

なお、特に緊急を要し、知事に対して要請を行うことができないときは、その旨及び災害の状況を陸上自衛隊第12特科隊に通知するものとする。この場合、速やかに県にその旨を通知する。

様式　　号

年　月　日

栃木県知事　様

栃木県真岡市長

陸上自衛隊の災害派遣要請について

次により陸上自衛隊の派遣をお願いいたします。

1　災害の状況及び派遣を要請する理由
2　派遣を希望する期間
3　派遣を希望する区域及び活動内容
4　その他参考事項

(2) 情報の交換

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各種情報を的確に把握し、県を通じて陸上自衛隊第12特科隊と相互に情報の交換を行う。

(3) 災害派遣部隊の受入れ体制

ア　災害救援活動の調整

市は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう、担当する業務、活動箇所、その他必要事項の調整を行う。

イ　資材の準備

市は、災害派遣部隊が災害救援のために使用する資材を原則として準備する。

ウ　宿舎の斡旋

市は、災害派遣部隊等が宿舎を必要とする場合、できる限りこれを斡旋する。

エ　経費の負担

自衛隊の災害救援活動に要した経費のうち、市が負担する経費はおおむね次のとおりとする。なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と市が協議するものとする。

（ア）派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料、修繕費

（イ）派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上料

（ウ）派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等

（エ）派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償

(4) 災害派遣部隊の撤収要請

市は、災害救援活動の必要がなくなった場合、陸上自衛隊第12特科隊と協議の上、知事を通じて陸上自衛隊第12特科隊長に対して部隊の撤収を要請する。

第５節　災害救助法の適用

被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、県が災害救助法を適用した場合、県と連携して法に基づく応急的な救助の実施を行う。

第１　災害救助法の適用基準

県は、災害による被害が次に掲げる基準（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第１条第１項各号に掲げる基準）に該当し、救助が必要であると認めたとき、市町を単位に災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用し、救助を実施することを決定する。

市は、県（県民生活部）が災害救助法の適用を的確に判断するために必要な被害状況に係る情報を、迅速かつ的確に報告する。

１　住家等への被害が生じた場合

(1) 当該市町において住家が滅失した世帯数が次表に掲げる数以上のとき。（１号基準）

(2) 当該市町において住家が滅失した世帯数が次表に掲げる数の２分の１以上で、かつ県全体で住家が滅失した世帯数が1,500以上のとき。（２号基準）

(3) 当該市町において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ県全体で住家が滅失した世帯数が7,000以上のとき。（３号前段基準）

(4) 当該市町において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ当該災害について被災者の救護を著しく困難とする次に掲げる特別の事情があるとき。（３号後段基準）

ア　当該災害が隔絶した地域に発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。

イ　被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

２　生命・身体への危害が生じた場合

(1) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、かつ当該災害について次に掲げる事情があるとき。（４号基準）

ア　当該災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

イ　当該災害が隔絶した地域に発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。

ウ　被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

＜災害救助法適用基準一覧表＞

市町村の人口（直近の国勢調査の人口）	滅失世帯数
5,000人未満	30世帯以上
5,000人以上　15,000人未満	40世帯以上
15,000人以上　30,000人未満	50世帯以上
30,000人以上　50,000人未満	60世帯以上
50,000人以上　100,000人未満	80世帯以上
100,000人以上　300,000人未満	100世帯以上
300,000人以上	150世帯以上

※住家が半壊、半焼、床上浸水等により被害を受けた場合の世帯換算率は、半壊、半焼にあっては１／２世帯、床上浸水にあっては１／３世帯とする。

※人口は、地方自治法第254条又は地方自治法施行令第176条及び第177条に規定する人口である。
※真岡市人口（令和2年国勢調査人口）　78,190人

第２　災害救助法の適用手続

１　市は、次に掲げる程度の災害が発生した場合は、迅速かつ的確に被害状況を収集把握して県に報告するものとする。

(1) 災害救助法の適用基準に該当する災害

(2) 大規模な被害は確認されていないが、その後被害が拡大するおそれがあり、災害救助法の適用基準に該当する見込みのある程度の災害

(3) 他の市町に災害救助法が適用されている場合で、同一原因による災害

(4) 災害の状況、それが及ぼす社会的影響からみて報告の必要があると認められる程度の災害

(5) その他特に報告の指示のあった災害

２　市は、被害状況を正確に把握できない場合には、概数により緊急報告を行う。

３　市は、関係部や防災関係機関と連絡を密にし、情報の調査にあたっては、遺漏、重複、誤認等のないよう留意する。

４　県は、必要に応じて職員を派遣し、市の行う被害状況の調査に応援、協力、立ち会い等を行う。

５　住家の被害認定にあたっては、専門技術的な判断が求められる場合があり、あらかじめ建築関係技術者等の応援体制を確保しておくよう考慮する。

６　災害救助法適用については、原則として県と内閣府との協議により決定するものであるが、県の機能等に甚大な被害が発生している場合には、市は、直接内閣府に対して情報提供を行うものとする。

７　県は、市からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに同法に基づく救助を実施する旨を、市及び内閣府あて通知するとともに、告示する。

第３　災害救助法に基づく救助の種類

災害救助法が適用された場合、知事及び市長は、同法、同法施行令及び同法施行細則に基づき、次の救助を実施する。

＜救 助 の 種 類＞

(1)　避難所の設置	(9)　被災した住宅の応急修理
(2)　応急仮設住宅の供与	(10)　学用品の給与
(3)　炊出しその他による食品の給与	(11)　埋葬
(4)　飲料水の供給	(12)　死体の捜索
(5)　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	(13)　死体の処理
(6)　医療	(14)　障害物の除去
(7)　助産	(15)　応急救助のための輸送
(8)　被災者の救出	

第４　災害救助法に基づく救助の実施

災害救助法が適用された場合、県及び市は、下記により救助を実施する。

１　県は、災害が大規模となり、災害救助法を適用する場合で、下記の要件に該当するときは、原則として、その権限に属する事務を市長に行わせることとする。この場合、県は、同法施行令第17条の規定により、救助の期間、内容を市長に通知し、直ちにその旨を公示する。

(1) 市長が当該事務を行うことにより、救助の迅速、的確化が図れること。

(2) 緊急を要する救助の実施に関する事務（避難所の設置及び収容、炊出しその他による食品の給与、被災者の救出等）及び県においては困難な救助の実施に関する事務（学用品の給与等）であること。

２　１により知事の権限の一部を市長が行うこととした場合を除き、市長は、知事の補助機関として救助を行う。

３　市は、１による通知を受けていない範囲の救助について、災害が突発し県の指示を待ついとまがない場合には、救助を開始し、事後速やかに県に情報提供する。この場合、県は、市長が知事の補助機関として救助を実施したものとして扱う。

４　救助事務の実施状況は、「災害救助法による救助の実施について」（昭和40年５月11日付け社施第99号厚生省社会局長通知）に定める様式の帳簿に記録する。

５　救助の実施の基準は、それぞれの種目について本章各節に定めるところによる。

＜資料編　・災害救助法施行細則（P 449）＞

第６節　避難対策

災害時における人的被害を軽減するため、市、県、防災関係機関等は連携して、適切な避難誘導を行う。

また、安全で迅速な避難の実施、要配慮者、女性や子ども、帰宅困難者への支援、避難場所における良好な生活環境の確保等について、特に配慮する。

さらに、必要に応じて、被災した市民の広域一時滞在に係る措置を行う。

第１　高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保

１　実施体制

避難指示等は、各法律により定めるとおり下表の者が実施する。

区　分	実　施　者 （根拠法令等）	措　　置	実施の基準
高齢者等避難	市　　長 （災害対策基本法第56条第1項）	一般市民の避難準備・避難に時間がかかる要配慮者等の立ち退き開始の発令	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき
避難指示	市　　長 （災害対策基本法第60条第1項・第2項）	立退きの指示、 立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められ急を要するとき
	知　　事 （災害対策基本法第60条第6項）	立退きの指示、 立退き先の指示	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき
	知事又はその命を受けた職員 （地すべり等防止法第25条）	立退きの指示	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者 （水防法第29条）	立退きの指示	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき
	警　察　官 （災害対策基本法第61条第1項）	立退きの指示、 立退き先の指示	市長が立退きを指示することができないとき又は市長から要求があったとき
	警　察　官 （警察官職務執行法第4条）	警告、避難の措置	人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災など、危険がある場合において、危害を受けるおそれのある者に対し、特に急を要するとき
	自　衛　官 （自衛隊法第94条第1項）	警告、避難の措置	警察官がその場にいない場合に限り、自衛官は警察官職務執行法第４条の避難の措置をとる

区　分	実　施　者 (根拠法令等)	措　　置	実施の基準
緊急安全確保の措置の指示	市　　長 (災害対策基本法 第60条第3項)	緊急安全確保措置の指示	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき
	知　　事 (災害対策基本法 第60条第6項)	緊急安全確保措置の指示	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき
	警　察　官 (災害対策基本法 第61条第1項)	緊急安全確保措置の指示	市長が緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき

2　高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保

(1) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令

市長は、あらかじめ定めた基準により必要と認める地域の居住者等に対し、以下の避難情報を発令する。また、発令の判断基準は、避難情報の判断・伝達マニュアルに定める。

なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待機その他の緊急に安全を確保する措置を指示することができる。市長は、避難指示等を発令したときは、速やかに、その旨を知事に報告する。

ア　高齢者等避難

避難に時間のかかる要配慮者とその支援者に避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）を促す。その他の人に対しては、立ち退き避難の準備を整えるとともに、以降の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自主的に避難することを促す。特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、緊急避難場所等へ立ち退き避難することが望ましい。

イ　避難指示

洪水浸水想定区域等の災害リスクのある区域等の居住者等に緊急避難場所等への立退き避難を基本とした避難を指示する。なお、近隣の安全な建物等の「近隣の安全な場所」への避難や「屋内安全確保」も含む。

ウ　緊急安全確保

必ず発令するものではなく、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、立ち退き避難を行うことがかえって危険であり、かつ、緊急を要するときに発令し、必要と認める居住者等に身の安全を確保するための行動を指示する。

(2) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の内容

市、その他の避難指示等実施機関は、次の事項を明示して高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令を行う。

ア　避難対象地域

イ　避難先

ウ　避難経路

エ　避難の理由

オ　避難時の注意事項

カ　その他の必要事項

高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令する際は、下表のとおり警戒レベルを付すとともに、市民が取るべき避難行動が分かるように伝達する。（警戒レベル１、警戒レベル２は気象庁が発表する情報であり、参考に記載）

市民は、警戒レベル３で高齢者等は避難、警戒レベル４で全員避難を基本とする。

警戒レベル	市民が取るべき行動	避難情報
（警戒レベル１）	（災害への心構えを高める）	（早期注意情報）
（警戒レベル２）	（避難に備え自らの避難行動を確認する）	（大雨・洪水注意報等）
警戒レベル３	危険な場所から高齢者等は避難する その他の者は、避難の準備をし、自主的に避難する	高齢者等避難
警戒レベル４	危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する	避難指示
警戒レベル５	命の危険があることから、直ちに身の安全を確保する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない。

３　警戒区域の設定

(1) 警戒区域と避難指示の違い

避難指示等は対人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定は地域的に行われる。また、警戒区域の設定には、避難指示にはない違反者に対する罰則規定があり、人の生命・身体に対し急迫する危険を回避するため特に必要と認められる場合に行う。

(2) 実施体制

警戒区域の設定は各法律により定めるとおり下表の者が実施する。

＼	実　施　者 （根拠法令等）	措　　置	実施の基準
(1)	市　　長 （災害対策基本法 第63条第1項）	立ち入りの制限、禁止、退去命令	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、生命、身体に対する危険防止のため特に必要と認められるとき
(2)	水防団長、水防団員、消防職員 （水防法 第21条第1項）	立ち入りの制限、禁止、退去命令	水防上緊急の必要がある場合
(3)	消防吏員、消防団員 （消防法第28条第1項、 第36条第8項）	立ち入りの制限、禁止、退去命令	火災の現場、水災を除く災害

	実　施　者 （根拠法令等）	措　　置	実施の基準
(4)	警　察　官 （災害対策基本法 第63条第2項 他）	立ち入りの制限、禁止、退去命令	(1)、(2)、(3)の実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合
(5)	自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 （災害対策基本法 第63条第3項）	立ち入りの制限、禁止、退去命令	(1)、(4)の実施者がその場にいない場合に限り、自衛官は災害対策基本法第63条第1項の措置をとる

(3) 警戒区域の設定

市は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに知事に報告する。

第２　避難指示等の周知・誘導

１　高齢者等避難

市は、高齢者等避難を発令した際は、高齢者等の避難に時間を要する要配慮者が、避難準備を整えて、支援者と一緒に避難することを支援するとともに、それ以外の市民が、家族などと連絡を取り合って状況を共有し、避難場所や避難経路を確認するなど、いつでも避難できる準備を整えることを周知する。

２　市民への周知

避難指示等を実施したときは、当該実施機関は、市民に対して最も迅速で確実、効果的にその内容の周知徹底できるよう、おおむね次の方法により伝達する。一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の要配慮者に対しては、地域市民の協力を得て確実に伝達できるよう配慮する。

(1) 市防災行政無線による伝達

(2) サイレン、鐘等の使用による伝達

(3) 自主防災組織、消防団等の組織を通じた戸別訪問及び拡声器、電話等による伝達

(4) 広報車の使用による伝達

(5) 緊急速報メール、市ホームページ、公式アプリ等による伝達

(6) テレビ、ラジオ、有線放送等による伝達

３　県への報告

市は、避難指示を実施したとき又は了知したときは、速やかに県に報告する。

４　関係機関相互の連絡

市、その他の避難指示等実施機関は、避難指示をしたときは、その内容を相互に連絡する。

5　避難の誘導

(1) 市民の誘導

市、その他の避難指示等実施機関は、市民が安全、迅速に避難できるよう警察署、自主防災組織、消防団等の協力を得て、できるだけ近隣の市民とともに集団避難を行うよう指導する。特に要配慮者の避難に配慮するものとし、自力で避難することが困難な者については、あらかじめ支援者を定めて避難させる等速やかに避難できるよう配慮する。

(2) 集客施設における誘導

ホテル、大規模商業施設等の集客施設の管理者は、あらかじめ定めた施設職員の役割分担、誘導経路、連絡体制等に基づき、施設利用者の避難誘導を実施するものとする。

(3) 徒歩帰宅者の支援

市は、徒歩帰宅者に対して、食料や水、休憩場所の提供を行う。

6　案内標識の設置

市は、避難場所等を明示する案内標識を設置するなど迅速に避難できるような対策を講ずる。

第３　避難所の開設、運営

1　避難所の開設

(1) 市は、災害により家屋等に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に受入れ、保護するため、避難所を設置する。

(2) 市は、避難所の開設にあたっては、災害の状況に応じた安全・安心な避難所を選定し、迅速な開設に努める。要配慮者については、必要に応じ介護等の支援機能を備えた福祉施設等に受入れる。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

＜資料編　・指定緊急避難場所・指定避難所一覧（P　　）＞

(3) 市は、新型コロナウイルス感染症等の発生、まん延防止のため、発生した災害や被災者の状況等に応じ、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館の活用等を検討する。

(4) 市は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知するとともに、避難所に受入れる者を誘導し、保護する。

(5) 市は、開設している避難所については、リスト化に努める。

(6) 市は、避難者一人ひとりについて、氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等の情報を記載した避難者名簿を作成し、被災者台帳へ引き継ぐよう努める。

(7) 市は、避難所を設置又は移転した場合は、直ちに次の事項を県に報告する。

ア　避難所開設の日時、場所

イ　受入人員

ウ　開設期間の見込み

エ　その他必要事項

2　避難所の運営

(1) 市は、自主防災組織、自治会、市社会福祉協議会、ボランティア団体、ＮＰＯ法人等の協力を得て、避難所を運営する。また、避難期間の長期化が見込まれる場合にあっては、避難者自身が食料の配給や共有スペースの清掃を行ったり、ゴミ出し等の生活ルールを作成したりする等、避難者自身が避難所運営へ自主的に関与できる体制の整備に努める。

(2) 市は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供する際には確実に被災者に伝達できるよう活用する媒体に配慮する。特に、避難所等にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については極力様々な手段を講じて情報提供を行うよう努める。また、要配慮者をはじめとする避難者の相談窓口を設置し、支援ニーズの把握に努めるとともに、視聴覚障がい者、外国人等への情報伝達において音声や多言語表示シートの提示等により配慮する。

(3) 市は、避難所の衛生状態を常に良好に保つとともに、避難者に対して手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底することとし、避難所内の十分な換気に努める。また、避難所における良好な生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずる。

(4) 市は、避難生活の長期化に伴う生活不活発病などの健康問題の発生の予防に努めるとともに、要配慮者をはじめ、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。また、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

(5) 市は、警察署と十分連携を図りながら避難所の巡回を行う。

(6) 市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の更衣室や授乳室、物干し場の設置、避難所における女性や子どもに対する暴力防止と安全性の確保、相談窓口の設置等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

(7) 市は、通信事業者（東日本電信電話（株）外）の協力を得て、速やかに指定避難所に非常用固定電話やインターネット等の通信施設を設置する。

(8) 市は、必要に応じ、家庭動物（ペット）のためのスペースを原則として渡り廊下、駐輪場、車庫等雨が避けられる屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意の下に、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

(9) 市は、自然災害発生時において安否情報システムを使用するときは、県にシステムを使用する旨を報告した上で、速やかに市庁舎と避難所との連携体制を確立する。

(10) 市は、避難者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理を徹底する。

第４　要配慮者への生活支援

1　要配慮者への日常生活の支援

県及び市は、被災した要配慮者の避難所生活や在宅生活におけるニーズを適切に把握し、粉ミルク、哺乳びん、おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の派遣など、円滑な生活支援を行う。また、避難所での要配慮者の健康状態の把握に努める。

２　被災児童等への対策

県及び市は、被災により生じた要保護児童や要援護高齢者等の発見と把握に努め、親族への引渡しや福祉施設への受入れ等の保護を行う。

また、被災によりダメージを受けた児童、高齢者等について、各種相談所、避難所等においてメンタルヘルスケアを実施する。

３　外国人への対策

県及び市は、被災した外国人に対して、（公財）栃木県国際交流協会等との連携のもと、生活再建や安全確保等に関する助言を行うための相談窓口を整備する。

第５　こころのケア対策

県及び市は、被災者が被災により生じたこころの不調について早期対応ができるよう、各種相談所、避難所等において災害時期に応じた取組みを行う。

第６　避難所外避難者への支援

近年の大規模地震災害において、避難所以外に車やテントで避難生活を送った人が多く、特に際立ったのは自動車利用の「車中泊」であった。自動車や仮設テントなどは自宅近くに避難でき、プライバシーも保てるなど利点も多く、今後の地方都市の地震でも多くの被災者が車中泊等を行うことが予想される。

避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難所を選択し、避難所が自然発生することから、車中泊避難者や避難所以外の避難者に対しても、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難所への移送など必要な支援に努める。

また、被災者は水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、エコノミークラス症候群等の予防方法を周知する。

１　避難所外避難者の把握

市は、指定した避難所以外の場所に避難した被災者（以下、「避難所外避難者」という。）の避難状況の把握に努める。

２　必要な支援の実施

市は、避難所外避難者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難所への移送など必要な支援を行う。

第７　帰宅困難者対策

震災対策編第３章第６節「避難対策」に準じて行う。

第８　市域を越えた避難等

災害の規模又は避難所の状況により、市のみでは十分な避難者の受入れが実施できない場合は、市長は、市町村相互応援協定により、県内他市町に応援を要請する。この場合、県は円滑に実施するための支援協力を行う。

第９　被災者台帳の作成

市は、被災者に対する支援漏れを防止し、公平な支援を効率的に実施するために、個々の被災者の被害の状況や、支援の実施状況、支援にあたっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成するよう努めるものとする。

なお、被災者台帳には、次の事項を記載する。

(1) 氏名

(2) 生年月日

(3) 性別

(4) 住所又は居所

(5) 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況

(6) 援護の実施の状況

(7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由

(8) その他必要事項

第10　災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の避難所の供与は、次の基準により実施する。

１　対象

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者。

２　内容

原則として、学校、公民館等既存の建物を利用する。適当な建物を利用することが困難な場合は、野外での仮設小屋の設置、天幕の設営その他適切な方法により実施する。

避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

３　費用の限度

避難所を設置、維持及び管理するため支出する次に掲げる費用で、災害救助法施行細則（昭和３５年５月２日栃木県規則第３５号）第２条で定める額以内。ただし、福祉避難所（避難所での生活において特別な配慮を必要とする高齢者、障がい者等を受入れる避難所）を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を次に掲げる金額に加算して得た額の範囲内とする。

(1) 賃金職員等雇上費

(2) 消耗器材費

(3) 建物の使用謝金

(4) 器物の使用謝金、借上費又は購入費

(5) 光熱水費

(6) 仮設便所等の設置費

４　期間

避難施設供与期間は、災害発生の日から７日以内。

ただし、やむを得ない事情により、これによりがたい場合においては、内閣総理大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長する。

＜資料編　・災害救助法施行細則（P 449）＞

第６節の２　広域一時滞在対策

水害・台風、竜巻等風害・雪害により被災した市民の生命・身体を保護するため、被災した市民の居住の場所を市外に確保する必要があるときは、市、県、防災関係機関は連携して広域一時滞在に係る措置を行う。

第１　制度概要

市は、市内で災害が発生し、被災した市民の生命・身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合で、他の市町の区域における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があるときは、その被災した市民の受入れについて、他の市町に協議することができる。協議を受けた市町は、正当な理由がある場合を除き、被災市民を受入れなければならない。

また、市は、県と協議を行い、被災した市民について県外における一時的な滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要があるときは、県に対し、その滞在先の都道府県と被災市民の受入れについて協議することを求めることができる。また、県は、他の都道府県に被災県民の受入れについて協議する。

第２　県内市町における一時滞在

１　市の実施事項

(1) 市は、被災状況等から受入れ可能と思われる他の市町（以下「協議先市町」という。）に、具体的な被災状況、受入れを要する被災市民数その他必要な事項を示した上で協議を行う。このときあらかじめ県に協議しようとする旨を報告しなければならない。

(2) 市は、協議先市町から受入れを決定した旨の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。

ア　協議先市町からの通知の内容の公示

イ　内閣府令で定める者への通知

ウ　県への報告

(3) 市は、広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに次の措置を行う。

ア　協議先市町への通知

イ　内閣府令で定める者への通知

ウ　広域一時滞在の必要がなくなった旨の公示

エ　県への報告

２　協議先市町の実施事項

(1) 市から１(1)の協議を受けた協議先市町は、被災市民を受入れないことについて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、被災市民を受入れるものとし、被災市民の広域一時滞在の用に供するため公共施設等を提供しなければならない。

ア　自らも被災していること

イ　被災市民の受入れに必要となる施設が確保できないこと

ウ　地域の実情により避難行動要支援者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと

エ　その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること

(2) 協議先市町は、(1)の正当な理由がある場合を除き、その市町域内において被災市民を受入れるべき公共施設等を決定し、直ちにその内容を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。

(3) 協議先市町は、(2)の決定をしたときは、速やかにその内容を市に通知しなければならない。

(4) 協議先市町は、市から１(3)アに記す広域一時滞在の必要がなくなったと認める通知を受けたときは、その旨を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。

第３　県外における一時滞在

１　市の実施事項

(1) 市は、県と協議を行い、県内の被災状況等から県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対して他の都道府県と被災市民の受入れについて協議することを求める。このとき、具体的な被災状況、受入れを要する被災市民数その他必要な事項を示すものとする。

(2) 市は、県から被災市民を受入れるべき公共施設等を決定した旨の通知を受けたときは、速やかに次の措置を行う。

ア　公共施設等を決定した旨の通知の内容の公示

イ　内閣府令で定める者への通知

(3) 市は、県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに次の措置を行う。

ア　県への報告

イ　県外広域一時滞在の必要がなくなった旨の公示

ウ　内閣府令で定める者への通知

第４　他都道府県からの協議

１　市の実施事項

(1) 県から被災市民の受入れについての協議を受けた市は、被災市民を受入れないことについて次に例示するような正当な理由がある場合を除き、被災市民を受入れるものとし、他都道府県被災市民の広域一時滞在の用に供するため公共施設等を提供しなければならない。

ア　自らも被災していること

イ　被災市民の受入れに必要となる施設が確保できないこと

ウ　地域の実情により避難行動要支援者等特段の配慮が必要な被災者の支援に必要な体制が十分に整備できないこと

エ　その他個別の災害における種々の状況を総合的に勘案してやむを得ない状況であると判断されること

(2) 市は、(1)の正当な理由がある場合を除き、その市域内において被災市民を受入れるべき公共施設等を決定し、直ちにその内容を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。

(3) 市は、(2)の決定をしたときは、速やかにその内容を県に報告しなければならない。

(4) 市は、被災市民を受入れた他都道府県から本県域内の広域一時滞在の必要がなくなった旨の県の通知を受けたときは、その旨を当該公共施設等の管理者その他内閣府令で定める者に通知しなければならない。

第５　広域一時滞在の協議等の代行

１　県による代行

県は、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、広域一時滞在又は県外広域一時滞在の必要があると認められる場合は、被災市民の受入れに係る県内市町又は他都道府県との協議を代行する。

２　内閣総理大臣による代行

内閣総理大臣は、県及び市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合であって、広域一時滞在又は県外広域一時滞在の必要があると認められる場合は、被災市民の受入れに係る県内市町又は他都道府県との協議を代行する。

第６　費用負担

１　原則

被災した地方公共団体が負担する。

２　災害救助法適用時

(1) 広域一時滞在実施時

県の責任で救助がなされ、当該救助に伴う費用を負担する。

(2) 県外一時滞在実施時

被災した都道府県が費用を負担することとし、受入れた都道府県から被災した都道府県に対し救助に要した費用を求償する。

第７節　救急・救助活動

被災した者に対し、地域市民、自主防災組織、市、消防機関、県、警察、自衛隊等は、連携して迅速、適切な救急・救助活動を行うものとする。

第１　市民及び自主防災組織の活動

災害時の交通路の遮断や、同時多発する救急・救助要請等により、消防機関等の現場到着の遅れに対処するため、自主防災組織や地域市民は、関係機関と協力して、次のとおり救急・救助活動を実施する。

１　関係機関への通報

災害現場に居合わせ、要救助者・負傷者を発見した者は、直ちに消防本部等の関係機関に通報する。

２　初期救急・救助活動の実施

災害現場において要救助者、負傷者を発見した者は、自らの安全を確保した上で、可能な限り救出活動を行うとともに、傷病者の保護にあたる。

また、自主防災組織は直ちに活動を開始し、通行人等とも協力し、救助、負傷者の保護にあたる。

３　消防機関等への協力

初期救急・救助活動の実施にあたっては、消防機関等からの求めに応じて、可能な限りこれに協力する。

第２　市、消防機関の活動

市及び消防機関は、警察等の関係機関と連携を図りながら、災害に対応した各種資機材を活用し、迅速、適切な救急・救助活動を実施する。

災害発生時に消防職員、消防団員は、迅速かつ適切な救助活動を実施する。

なお、大規模災害発生時は、要救助者及び傷病者が同時に多数いる事態を考慮し、出動対象の選択と優先順位の設定を行うとともに、地域市民、通行人等現場付近に居合わせた者の協力を得るなど、効率的な救助活動の実施に努める。

(1) 市は、直ちに芳賀郡市医師会等と協力して救護所を開設し、傷病者等の救護にあたる。

(2) 多数の傷病者が発生した場合は、医師、救急隊員等はトリアージを行い、重症者から搬送する。なお、特に重篤な負傷者については、ドクターヘリによる搬送を要請する。

(3) 重症者等の病院への搬送が必要な場合は、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。

なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

第３　県消防防災ヘリコプター緊急運航の要請

１　市長等からの緊急運航の要請

市長又は消防長は、地域、地域市民の生命、身体及び財産を災害から保護するために差し迫った必要性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がない場合は、県に対し県消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請を行う。

(1) 緊急運航の内容

ア　救急活動

（ア）被災地等からの救急患者の搬送

（イ）被災地等への医師、医療器材等の搬送

イ　救助活動

被災者の捜索、救助

ウ　災害応急対策活動

（ア）被災状況等の調査、情報収集活動

（イ）食料、衣料その他生活必需品や復旧資材等の支援物資、人員の輸送

（ウ）災害に関する情報、警報等の広報宣伝活動

エ　火災防御活動

（ア）林野火災等における空中消火活動

（イ）被害状況調査、情報収集活動

（ウ）消防隊員、消防資機材等の搬送

オ　その他、災害応急対策上特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

〈県消防防災ヘリコプター緊急運航要請フロー〉

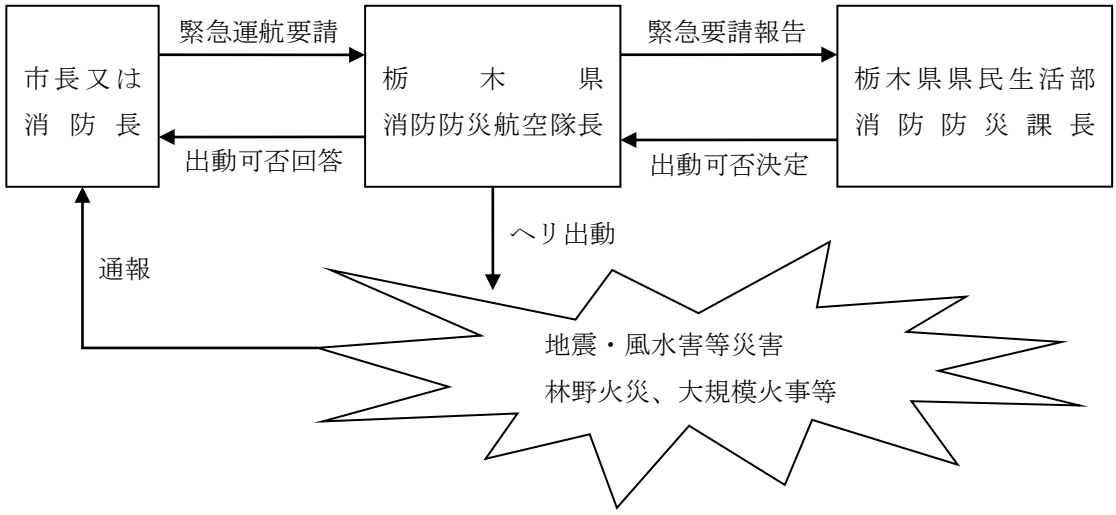

2　ヘリコプター飛行場外離着陸場等の確保

市は、ヘリコプターの活動のための飛行場外離着陸場等を確保し、安全対策を図るとともに、傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手配、地上支援等の準備を行う。

＜資料編　・飛行場外・緊急離着陸場一覧（P 342）＞

第４　消防相互応援等

1　消防相互応援

一つの消防機関では対応できないような大規模な災害が発生した場合、「栃木県広域消防応援等計画」等により相互応援を実施する。

(1) 「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援

県内全消防本部（局）による「特殊災害消防相互応援協定」に基づいた「栃木県広域消防応援等計画」所定の手続きにより要請、出動する。

ア　第一次応援体制

一つの消防機関をブロック内の他の消防機関が応援する体制。

要請手続：受援消防機関が、市長に報告の上、幹事消防本部に応援要請する。

イ　第二次応援体制

一つの消防機関を県内のすべてのブロックの消防機関が応援する体制。

要請手続：①受援消防機関が、幹事消防本部及び代表消防機関（宇都宮市消防局）と調整の上、市長に報告後、県及び代表消防機関に応援要請する。

②応援要請を受けた県が、県内消防機関に連絡する。

2　緊急消防援助隊

県内の消防力で対処できないような大規模な災害が発生した場合、県は、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、国に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

(1) 要請手続

ア　被災した市町は、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合は、次に掲げる事項を添えて県に対し応援要請を行う。県は、要請を受けた場合、災害の概況及び県内の消防力を勘案の上、国に対し応援要請を行う。

（ア）災害発生日時
（イ）災害発生場所
（ウ）災害の種別・状況
（エ）人的・物的被害の状況
（オ）応援要請日時
（カ）必要応援部隊数
（キ）連絡責任者の職・氏名・連絡先等
（ク）応援部隊の進出拠点、到達ルート
（ケ）指揮体制及び無線運用体制
（コ）その他の情報（必要資機材、装備等）
※（ク）～（コ）については決定次第報告を行う

イ　市は、県に連絡が取れない場合、直接国に応援要請を行うものとする。

第５　警察の活動

警察は、消防機関等の関係機関との緊密な連携のもとに、救出救助活動を実施する。

市等から救助活動の応援要請があった場合や自ら必要と判断した場合は、速やかに救出救助部隊を編成して救出・救助活動を実施する。

また、救急・救助活動が円滑に行われるよう、必要に応じ、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し又は制限し、緊急交通路の確保にあたる。

第６　自衛隊の活動

自衛隊は、知事の要請に基づき、災害現場に部隊等を派遣し、消防機関、警察、医療機関等と連携し、避難者の捜索・救助、救急患者の搬送等の各種救援活動を行う。

第７　災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の被災者の救出は、次の基準により実施する。

１　内容

災害のため現に生命又は身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。

２　費用の限度

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等で、当該地域における通常の実費。

３　期間

災害発生の日から３日以内。ただし、次のように真にやむを得ないと認められる場合、事前に内閣総理大臣の承認を得て期間を延長する。

(1) 現に救出を要する者が、目に見えるようなとき

(2) 家屋等の下敷きや土砂に埋没した者が助けを求め、又は生存していることが明瞭であるようなとき

(3) 災害の発生が継続しているとき

＜資料編　・災害救助法施行細則（P 449）＞

第８節　医療・救護活動

災害時には、広域にわたり医療助産の救護を必要とする傷病者の発生が予想されるため、市は、医療機関、県等の関係機関と緊密に連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療助産活動を実施する。

第１　実施体制

市は、被災者に対する医療助産の計画の策定を行い、実施する。県は市からの要請があった場合、又は市への緊急な支援が必要と判断した場合、市の対策を支援する。

なお、市が組織する医療救護班は、健康福祉部職員等をもって編成する。

第２　医療・救護活動

市は、医療救護班を編成し出動するとともに、災害の状況により地元医師会に出動を要請する。

また、市のみでは対応が十分でない場合は、県、関係機関に協力を要請する。

第３　救護所の設置

救護所の設置は原則として市が行う。医療救護班が出動したときは、救護の利便性、被災傷病者保護のため、直ちに救護所を開設して傷病者を収容治療する。

なお、妊産婦の救護所は、助産施設のある医療機関の一部及び助産所を充てる。

＜資料編　・市内医療機関一覧表（P　　）＞

第４　医療施設の応急復旧

市は、災害により医療施設の損壊によって医療機能が失われたときは、仮救護医療機関を設けて医療救護活動を行うとともに、あらかじめ防災訓練等を実施して災害に備えておく。

第５　医薬品等の確保

医療、助産の実施に必要な医薬品及び衛生材料は、原則として医療機関に整備されているものを使用し、不足する場合には市内薬局・薬店等から調達する。ただし、調達が不可能な場合は、応援協定に基づき他市町から調達し、あるいは県に要請して確保する。

第６　災害救助法による実施基準

災害救助法を適用した場合には、次の基準により医療救護、助産活動を実施する。

１　災害救助法による医療救護の基準

(1) 対象

災害のため医療の途を失った者に対して応急的に処置するもの。

(2) 内容

原則として災害拠点病院、栃木県医師会、医療機関等が組織する救護班及び県が組織する救護支援班によって、次の医療救護を行う。

ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、又は柔道整復師（以下、「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができる。

ア　診療

イ　薬剤、治療材料の支給

ウ　処置、手術その他の治療、施術

エ　病院、診療所への収容

オ　看護

(3) 費用の限度

ア　救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費。

イ　病院、診療所による場合は、国民健康保険診療報酬の額以内。

ウ　施術者による場合は、協定料金の額以内。

(4) 期間

災害発生の日から14日以内。

2　災害救助法による助産の基準

(1) 対象

災害発生の日の以前又は以後の７日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者。

(2) 内容

ア　分娩の介助

イ　分娩前、分娩後の処置

ウ　脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

(3) 費用の限度

救護班、産院その他医療機関による場合は、使用した衛生材料等の実費。

助産師による場合は、慣行料金の１００分の８０以内。

(4) 期間

分娩した日から７日以内。

＜資料編　・栃木県災害救助法施行細則（P 449）＞

第９節　緊急輸送活動

市は、国、県、市、防災関係機関は連携して、被災者の避難、消火・救助活動等の応急対策に必要な人員、緊急物資等を確実、迅速に輸送するため、災害時の緊急輸送対策を実施する。

第１　実施体制

被災者の輸送は、市が行う。県は、市からの要請があった場合、又は市への緊急な支援が必要と判断した場合、市の対策を支援する。

応急対策に必要な人員及び緊急物資等の輸送は、災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長が行う。緊急輸送活動は、人命の安全、被害の拡大防止、応急対策の円滑な実施に配慮して行う。

第２　輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、応急活動の段階に応じ次の対象を優先的に緊急輸送する。

１　第１段階　救出救命期

(1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資

(2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

(3) 国・県・市等の災害対策に係る人員、ライフラインの応急対策に必要な人員、物資

(4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等

(5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

２　第２段階　避難救援期

(1) 上記１の続行

(2) 食料、水等生命の維持に必要な物資

(3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送

(4) 輸送施設の応急復旧に必要な人員、物資

３　第３段階　応急対策期・復旧復興期

(1) 上記２の続行

(2) 災害復旧に必要な人員、物資

(3) 生活必需品

第３　交通路の確保

１　警察は、次により交通路の確保を行う。

(1) 交通状況の把握

現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通管理用カメラ等のあらゆる手段を講じて、通行可能な道路や交通状況を迅速、的確に把握する。

(2) 交通規制の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を的確、円滑に実施するため緊急の必要があると認めるときは、各種法令等に基づき、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど、緊急交通路の確保にあたる。なお、緊急交通路が指定された場合は速やかに周知し、緊急通行車両等の手続きについて配慮する。

また、被災地への流入車両等を抑制するため必要があるときは、被災地周辺の都県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

(3) 交通規制の周知徹底

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係わる区域又は道路の区間その他必要な事項について、市民、運転者などに周知徹底を図る。

(4) その他緊急交通路確保のための措置

ア　交通管制施設の活用

効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努める。

イ　放置車両の撤去等

緊急交通路を確保するために必要な場合、放置車両等の撤去、緊急通行車両の先導等を行う。

ウ　運転者等に対する措置命令

緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対して車両の移動等の措置命令を行う。

エ　緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、消防機関、自衛隊等と協力し、状況に応じて道路啓開等必要な措置をとる。

(5) 関係機関等との連携

交通規制にあたっては、交通規制を円滑に行うため、道路管理者、防災担当部局等と相互に緊密な連携に努める。

第４　輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案して、次のうち最も適切な方法により行うものとする。

(1) 自動車による輸送

(2) 鉄道による輸送

(3) ヘリコプター等による輸送

第５　輸送手段の確保

１　市の確保体制

(1) 市は、地域の現況に即した車両等の調達体制を整備しておく。

(2) 市は、車両等が不足する場合は、相互応援協定等に基づき、他の市町に対して車両の派遣を要請する。

(3) 市は、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して次の事項を明示して調達斡旋を依頼する。

ア　輸送を必要とする人員、物資の品名、数量（重量）

イ　車両等の種類、台数

ウ　輸送を必要とする区間、借り上げ期間

エ　集結場所、日時

オ　その他必要事項

2　緊急通行車両の確認

市は、大規模な災害の発生により、一般車両に対する交通規制が実施された場合、緊急輸送に必要な車両は次により緊急通行車両の確認を受ける。

(1) 事前届出済の車両

緊急通行車両の事前届出制度により、届出済証の交付を受けている車両は、県や警察署等において、届出済証による確認を行い、緊急通行車両等確認証明書及び標章の交付を受ける。

(2) 災害発生後の届出

事前に届出をしていない車両は、県公安委員会（警察署経由）に緊急通行車両の確認申請を行い、緊急通行車両等確認証明書及び標章の交付を受ける。

第６　輸送体制の確保

市及び県は、被災地における救助活動に必要な人員及び物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、輸送体制を確保する。

1　物資拠点の確保

市は、救援物資の集積、仕分け及び配布の円滑化を図るため、次の施設を地域物資拠点として確保する。

＜地域物資拠点＞

名　　称	所　　在　　地	電　話　番　号
真岡市総合運動公園	真岡市小林1900	0285－84－2811
真岡市総合体育館	真岡市田町1251－1	0285－84－2811
真岡市公民館真岡西分館	真岡市西高間木539－1	0285－84－6781
真岡市公民館山前分館	真岡市小林935－1	0285－82－2802
真岡市公民館大内分館	真岡市飯貝529	0285－82－2704
真岡市公民館中村分館	真岡市中247	0285－82－2902
二宮コミュニティセンター	真岡市石島893-15	0285－74－0107
真岡市生涯学習館	真岡市さくら1-15-1	0285－74－2788

2　緊急輸送道路の確保

県は、緊急輸送道路の維持保全に努め、災害時の緊急輸送路として確保する。

市内の県指定緊急輸送道路は、資料編のとおりである。

＜資料編　・緊急輸送道路（P 344）＞

3　臨時ヘリポートの確保

県は、緊急物資等のヘリコプターによる輸送を円滑に行うため、あらかじめ定めた臨時ヘリポートの中から適地を選定し、確保する。

＜資料編　・飛行場外・緊急離着陸場一覧（P 342）＞

第７　災害救助法による輸送基準

災害救助法が適用された場合の応急救助の輸送基準は、次のとおりである。

1　対象

(1) 被災者の避難のための輸送

(2) 医療及び助産のための輸送
(3) 被災者の救出のための輸送
(4) 飲料水の供給のための輸送
(5) 死体の捜索のための輸送
(6) 死体の処理のための輸送
(7) 救助用物資の整理分配のための輸送

2　費用の限度額

当該地域における通常の実費。

3　実施期間

各救助の実施が認められる期間。なお、それぞれの種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の承認を得て延長された場合は、その救助に伴う輸送の期間も延長する。

＜資料編　・栃木県災害救助法施行細則（P 449）＞

第１０節　食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動

市は、被災者、災害応急対策従事者等に対する円滑な食料・飲料水・燃料及び生活必需品の供給を図るため、関係機関と相互に連携して調達、供給体制を確立する。

第１　基本方針

１　実施体制

市は、被災者、災害応急対策業務従事者等に対し、必要な物資を調達・供給する。市のみでは対応できない場合は、近隣市町・県・その他関係機関の応援を得て実施する。

２　季節への配慮

市は、被災者等への支援にあたり、災害の発生時期を考慮した支援を行うよう配慮する。また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど時宜を得た物資の調達に留意する。

３　要配慮者への配慮

市は、特別用途食品（難病患者、透析患者などの病者、乳幼児、妊産婦、食物アレルギー等に配慮した食品）や生活必需品の調達に配慮するよう努める。

第２　給食

１　供給の対象

市は、次に掲げる者で食料の供給を必要とする者に対して食料を供給する。

なお、食料の供給に当たっては、要配慮者に配慮した品目選定を行う。

(1) 炊き出し等による給食を行う必要がある被災者

(2) ライフラインの寸断等により食料の供給が受けられない社会福祉施設等の入居者

(3) 被災地における救助活動、急迫した災害の防止、応急復旧作業に従事する者

２　食料の調達

市は、備蓄している食料のほか、応援協定等を締結する民間業者等から食料を調達する。

また、十分な食料が調達できない場合は、県に対して供給を要請する。

３　災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の炊き出しその他の食品の給与は、次の基準により行う。

(1) 対象

ア　避難所に避難している者

イ　住家に被害を受け現に炊事のできない者

ウ　災害により現に炊事のできない者

(2)内容

食品の給与は、被害者が直ちに食することができる現物によるものとし、次により行う。

ア　食料の確保

食料の確保については、上記２に定めるところによる。ただし、市において災害救助用米穀を必要とする場合で、かつ交通、通信の途絶により県との連絡がつかない場合は、農林水産省寄託倉庫の責任者に対し、直接災害救助用米穀の引渡しを要請することができる。

イ　炊き出し等の実施

日本赤十字奉仕団等の協力により避難所内若しくはその近くで給食施設等を有する既存の施設を利用して調理し、又は弁当等を購入して行う。また、炊き出しの配分は、組又は班等を組織し、各組織に責任者を定め、その責任者が確実に人員を掌握し、正確に行う。

(3) 費用の限度

食品給与費用として国庫負担の対象となる経費は、実際にそれらを受けるべき被災者に支給された給食に要した次に掲げる費用で、災害救助法施行細則（昭和35年５月２日栃木県規則第35号）第２条で定められた額以内とする。（食数を単位とし、給与のための総経費を延給食数で除した金額が規定額以内であればよい。）

ア　主食費（米穀、弁当、パン、うどん、インスタント食品等）

イ　副食費（調味料を含み、その内容、品目、数量等について制限はない。）

ウ　燃料費（品目、数量について制限はない。）

エ　雑費（炊飯器、鍋、やかん、しゃくし、バケツ等器物の使用謝金又は借上料、握飯を包むアルミホイル等の包装紙類、茶、はし、使い捨て食器等の購入費）

(4) 期間

災害発生の日から７日以内とする（被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、３日分以内を現物支給）。ただし、相当大規模な災害が発生し、当該期間内で炊き出しその他による食品の供給を打ち切ることが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長する。

＜資料編　・栃木県災害救助法施行細則（P 449）＞

第３　給水

１　供給の対象

市は、災害発生時に飲料水が得られない者に対して、１人１日３リットルを基準とする応急給水を行う。

２　飲料水の確保対策

市は、応急用飲料水、水道施設における貯水量の確保に努めるほか、湧水、井戸水、河川水等を浄化処理して飲料水を確保するとともに、プールの管理者は、災害の発生に備えて常にプールに常時蓄えておいた水を放出する。

また、市は、物資供給協定締結先に対して、飲料水の供給を依頼する。

３　給水活動

(1) 市は、給水班を組織して給水活動を行い、水道施設の応急復旧活動を実施する。

ただし、市の給水活動が十分行えない状況になったときは、必要に応じて日本水道協会栃木県支部、県及び他市町に対して応援給水要請を行う。

(2) 給水は、避難所等、医療機関、給食施設、社会福祉施設等緊急性の高いところから優先的に行う。

４　応急用飲料水以外の生活用水の供給

市は、飲料水以外の生活用水等についても、必要量の確保及び供給に努める。

５　資機材及び技術者の確保

市は、給水の早期実施体制確立のため、給水に必要な資機材及び配管工等技術者の確保に一層努めるものとする。

6　災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の応急給水は、次の基準により行う。

(1) 対象

災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行う。

(2) 費用の限度

水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材の費用とし、その地域における通常の実費とする。

費用は、災害救助法施行細則（昭和35年５月２日栃木県規則第35号）第２条で定められた額以内とする。

(3) 期間

災害発生の日から７日以内とする。ただし、相当大規模な災害が発生した場合等で飲料水の供給を打ち切ることが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長する。

＜資料編　・栃木県災害救助法施行細則（P 449）＞

第４　生活必需品等の供給

1　供給の対象

市は、被災者に対する生活必需品等の供給を実施する。

2　生活必需品等の確保

(1) 物資の確保

市は、物資供給協定締結先や市内販売業者等に対して、生活必需品の供給を依頼し、調達する。ただし、市において調達することが困難な場合は、県に対し、備蓄物資の供給又は県の物資供給協定締結先からの調達を要請する。

(2) 燃料の確保

災害時に必要となる燃料については、市や県が締結する燃料供給協定に基づき、あらかじめ指定した緊急車両や重要施設等に対して優先的に燃料を供給するよう要請し、災害応急対策を迅速に行うための燃料確保を図る。

3　災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の被服、寝具その他生活必需品の給与、貸与は、次の基準により行う。

(1) 対象

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) 給（貸）与品目

被害の実情に応じ、おおむね次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。

ア　寝具（タオルケット、毛布、布団等）

イ　被服（洋服、作業衣、子ども服、肌着等）

ウ　身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）

エ　炊事用具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）

オ　食器（茶碗、皿、箸等）

カ　日用品（石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー、生理用品等）

キ　光熱材料（マッチ、プロパンガス等）

ク　要配慮者(高齢者、障がい者、難病患者等)の日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材（紙おむつ、ストーマ用装具等）

(3) 支給方法

物資の確保及び市までの輸送は、原則として県が行う。被災者への支給は、主として市が実施する。

(4) 費用の限度

災害救助法施行細則第２条で定められた額以内とする。

(5) 給（貸）与期間

給（貸）与は、災害発生の日から１０日以内に完了するものとする。ただし、交通、通信の途絶により、物資の購入が困難であるような大災害の場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間を延長する。

＜資料編　・栃木県災害救助法施行細則（P 449）＞

第１１節　消火活動

消防機関は、市民等の協力の下、火災が発生した場合にできるだけ被害を軽減するため、迅速・的確な消火活動を行う。ただし、自らの消防力だけでは対応できないときは、他消防の応援や、県消防防災ヘリ、緊急消防援助隊、自衛隊等の県への要請を行い、応援機関と連携してより的確で効果的な対策を実施する。

第１　消防関係機関の活動

１　消防本部の活動

消防本部は、関係機関と密接な連携の下、「消防計画」に基づき効果的な消防活動を実施する。

(1) 現場指揮本部の設置

火災の拡大状況に応じて現場指揮本部を設け、関係機関と連携の上、統一的指揮の下、適時的確な消火活動を行う。

(2) 無線統制、水利統制の実施

消火活動を円滑に実施するため、消防無線や消防水利の統制を適切に実施する。

(3) 飛火警戒の実施

飛火警戒指揮所を設置するとともに、飛火警戒隊等を編成し、第２次、第３次火災の警戒にあたる。

(4) 消防警戒区域の設定

火災の状況により必要と認めるときは、消防警戒区域を設定し、火災現場区域内への車両等の出入りを禁止、制限する。

(5) 救助・救急活動の実施

火災により負傷者等が発生した場合には、警察、医療機関等と連携の上、迅速かつ的確な救急・救助活動を実施する。

２　消防団の活動

「消防計画」に基づき、消防団は、現場指揮本部の指揮により、消防本部、市民等と協力して人命の安全確保を最優先とした初期消火、延焼防止にあたる。

第２　広域応援等の要請

１　広域応援の要請

(1) 県内消防相互応援協力等

一の消防機関では対応できないような大規模な火災が発生した場合、「栃木県広域消防応援等計画」や市町間で個別に結んでいる協定等に基づき相互応援を実施する。

(2) 緊急消防援助隊の応援要請

県内の消防力では対処できないような大規模な火災が発生した場合、県は、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、国（総務省消防庁）に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

ア　要請手続

市は、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合は、次に掲げる事項を添えて県に対し応援要請を行う。県は、要請を受けた場合、災害の概況及び県内の消防力を勘案の上、国に対し応援要請を行う。

ただし、県に連絡が取れない場合、直接、国に応援要請を行うものとする。

・災害発生日時
・災害発生場所
・災害の種別・状況
・人的・物的被害の状況
・応援要請日時
・必要な応援部隊数
・連絡責任者の職・氏名・連絡先等
・応援部隊の進出拠点・到達ルート
・指揮体制及び無線運用体制
・その他の情報(必要資機材、装備等)

イ　指揮体制等

緊急消防援助隊の指揮体制、部隊運用等については、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」等に定めるところによる。

2　自衛隊の災害派遣要請

市は、大規模な火災の発生により人命、財産の保護が必要と判断した場合、同章第４節第４に定めるところにより、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

第３　大規模火災対策

1　大規模特殊火災

危険物施設や大規模な工場火災が発生した場合、消防機関等は、高所放水車等特殊車両による大量放水や、化学消火剤を使用した大量泡放射等の消火活動により火災の拡大防止に努める。

また、鎮火までに多大な時間と消防力を要するため、広域応援等により消防力を充実させ、継続放水や定期的な監視等適切な消火活動に努める。

2　古タイヤ火災の消火活動

大量に放置された古タイヤ堆積場で火災が発生した場合、消防機関等は、重機等の使用による可燃物の除去、化学消火剤の使用、覆土等迅速な消火活動により火災拡大の防止に努める。

また、鎮火まで長期間を要することがあることから、その間は、定期的な巡視、地中温度測定、適切な消火活動に努める。

第４　林野火災対策

1　迅速な消火活動

消防機関は、消防ポンプによる消火活動のほか、背負い式水のう等を使った人海戦術による消火、県消防防災ヘリコプター等の要請による空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。

また、延焼阻止が困難と判断されるときは、森林所有者等と調整し、森林を伐採し臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

2　現地指揮本部の開設

消防機関は、火災の規模が大きく、総員出動が必要な場合や関係機関との調整が必要となる場合には、現場近くに現地指揮本部を開設し、関係機関と連携し、延焼方向、地域市民・施設等への被害の発生状況、危険性等を十分把握し、効果的な消火活動等を行う。

3　消防団の活動

消防団は、消火活動を実施し、飛び火による延焼を警戒するなど火災の拡大防止に努め、火勢の状況等により必要な場合は、地域市民等を安全な場所に避難誘導する。

また、消防隊の到着後は、当該消防隊への情報提供と火点誘導を行い、消防隊と協力して消火活動にあたる。

4　空中消火活動の実施

市は、県と十分協議の上、ヘリコプター離発着場の決定や空中消火用資機材の確保等円滑な空中消火活動の実施に努める。

第５　施設、設備の応急対策

火災が発生した場合、市民に多大な影響を与える公共施設や設備について、関係機関は連携して緊急点検や応急措置等の適切な対策を実施する。

市、県及び公共機関等は、災害発生後速やかに、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

第１２節　農林水産業関係対策

市は、県及び農業関係団体等と連携して、被害を受けた農林水産物及び施設の応急対策を実施し、早期に営農林水体制の再開を目指す。

第１　家畜伝染性疾病予防体制

市は、畜舎の冠水等による家畜伝染性疾病を予防するため、必要に応じ、次の家畜伝染性疾病予防体制をとる。

１　家畜伝染性疾病予防実施体制

市は、被災地における予防対策を実施する。

２　応急対策の実施

(1) 家畜所有者等から通報を受けた場合に被害状況の把握、県への通報

(2) 伝染性疾病が発生した場合又は発生のおそれがある場合の畜舎消毒、薬浴等の疾病発生予防、まん延防止のための措置について指導

(3) その他必要な指示の実施

３　死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理については同章第１３節に準じて行う。

第２　農地・農業用施設等の応急対策

１　施設の点検、監視

(1) 施設の点検、監視

各施設管理者は、風水害の発生のおそれがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検、監視を行う。

(2) 関係機関等への連絡

各施設管理者は、施設の点検・監視の結果、危険と認められる場合は、県、市、地域市民、関係機関への連絡を適切に実施する。

(3) 災害未然防止活動

洪水の発生が予想される場合は、施設管理者は、頭首工、排水機、取水堰、水門等の放水などの適切な操作を行う。

また、災害を防止するため必要と認める場合は、あらかじめ、必要な事項を関係市町（消防機関を含む。）、警察署に通知するとともに、地域市民に対して周知する。

２　災害応急対策

農地・農林業用施設に災害が発生した場合には、次のような応急復旧対策を実施する。

(1) 被害状況の把握

市は、関係機関と相互に連携し、農地・農業用施設等の被害状況を把握し、県（農地・農業用施設については農業振興事務所、林業用施設については環境森林事務所等）に報告する。農業振興事務所及び環境森林事務所等は、被害報告をとりまとめ、各事業主管課に報告する。

(2) 応急対策の実施

ア　施設管理者は、関係機関と連携を図り、被害状況に応じた所要の体制を整備し、被害を拡大させないよう、次の応急対策を実施する。

（ア） 発災後の降雨の状況等により、土砂災害や主要な構造物の被害が発生するおそれがある場合は、速やかに市及び県等関係機関に連絡するとともに、地域市民に対して周知を図り、適切な警戒避難体制の整備など二次災害の防止に努める。

（イ） 土砂災害が発生した場合には、被害状況や被害拡大の可能性を調査し、必要に応じて土砂の除去、防護柵の設置等の応急工事を実施する。

（ウ） 集落間の連絡農道、基幹農道等の管理者は、避難路、緊急輸送路となる道路の優先的障害物の除去と応急復旧に努める。

また、通行が危険な道路については、通行禁止等の措置を講じる。

（エ） ため池等の施設管理者は、気象、水位の状況を十分に検討し、下流の河川の安全に配慮して、貯水位の調整等適切な措置を講じる。

（オ） 施設管理者は、被災して危険な状態にある箇所については、パトロール要員による巡回、監視により、危険防止の措置を講じる。

イ　市及び県は、農地・農業用施設等の被害が拡大するおそれがある場合は、関係機関と連携の上、施設管理者に対して、必要な応急措置の実施を指導する。

ウ　県は、主務省庁に農地・農林業用施設等の災害の状況を報告し、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（暫定法）等に基づき、速やかに災害復旧の手続を行う。

なお、被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所定の手続をとり、災害査定前に復旧工事に着手するよう市を通じて指導する。

第１３節　保健衛生活動

被災地における感染症の発生予防・まん延防止、被災者の健康の確保、及び人心の安定と人身の保護のため、市は県と連携して保健衛生対策、遺体の収容・埋葬、動物の管理（衛生及び死体の処理を含む）の的確な実施を図る。

第１　保健衛生対策

１　感染症対策

(1) 実施体制

市は、被災地における生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力低下等によって生じる感染症の発生予防及びまん延防止対策を実施する。

(2) 実施方法

ア　市が実施する対策

市は、被害の程度に応じた適切な感染症予防活動を行うことができるよう、防疫医療班を編成し、避難所、被災家屋等の消毒、ねずみ族・昆虫の駆除等を行う。市だけでは対応が困難である場合、県に応援の依頼を行うとともに、必要に応じて、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町に応援要請を行う。

イ　県が実施する対策

（ア）防疫活動計画の作成及び物資の確保、消毒の実施

市から応援依頼があった場合、市との連絡調整を行いながら防疫活動計画を作成し、消毒実施地区の決定や消毒の補助を行う。また、消毒に必要な資材（作業着・マスク等）、噴霧器、薬剤の確保を行う。

（イ）疫学調査、健康調査の実施

緊急度に応じて計画的に疫学調査を実施し、患者の早期発見に努める。

また、調査の結果、必要があるときは健康診断の勧告を行う。

（ウ）飲用井戸汚染対策

水道未普及地域の飲用井戸が災害等で汚染され、又は汚染された可能性がある場合は、水質検査や消毒等の飲用に対する指導を行う。

（エ）予防対策の周知・指導

避難場所、被災地区での感染症の発生予防、まん延防止のため、ちらしによる広報や避難所等の巡回指導により、感染症予防対策について指導を行う。

（オ）感染症発生時の対応

感染症の患者が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合は、栃木県感染症マニュアル等に基づき迅速かつ適切な対応を実施する。

２　食品衛生監視

県は、食品衛生活動体制を確立し、市、関係機関と連携して、避難所等の巡回指導、食品衛生知識の啓発指導など被災地の総合的な食品衛生対策を行う。

3　栄養指導対策

市は、食料の供給にあたり、避難所の生活が長期化する場合は被災者全般の食事について、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、疾病上の食事制限者、要配慮者に対する配慮等、質の確保について配慮を行う。

なお、市のみで対応が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。

4　被災者等の健康管理対策

避難生活の長期化に伴い、生活環境変化等による心身への負担から生じる健康障害を予防するため、市は、次の保健対策を実施する。

(1) 巡回指導

定期的に避難所等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者など要配慮者に配慮しながら、必要に応じて保健師等による保健指導及び健康相談を実施する。

(2) メンタルケアの実施

避難生活の長期化等による被災者の精神不安定に対応するために、避難所等の被災者に対し、県や医療機関等の協力を得て、巡回メンタルケアを実施する。

5　資器材の備蓄、調達

感染症対策に必要となる資器材は、市内の防疫・保健衛生用資器材取扱業者等からの調達に努める。また、大規模な災害等により資器材が不足する場合は、応援協定に基づく他市町からの調達や県に調達の斡旋を要請する。

第２　動物取扱対策

1　動物保護管理対策

(1) 実施体制

飼い主責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物の救護等の対策を講じるため、市は、県及び関係機関と連携の上、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物の受入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講じる。

(2) 実施方法

ア　市が実施する対策

（ア）動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。

（イ）県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。

（ウ）感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。

（エ）飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理台帳の活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やＦＡＸを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。

（オ）保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。

（カ）実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、獣医師会や関係機関に応援を求めて実施する。

イ　飼い主が実施する対策

（ア）飼い主は、被災により一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

（イ）飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせるなどの訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。

2　死亡獣畜の処理

(1) 実施体制

被災地における、死亡獣畜の処理が広範囲にわたり、かつ公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合の処理計画の策定及び実施は、原則として市が行う。

県は、広域的で公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合に、市と協力して適切な措置を実施する。

(2) 実施方法

ア　市が実施する対策

（ア）死亡獣畜の回収等適切な措置の実施

（イ）死亡獣畜の処理にあたっては、死亡獣畜取扱場で死亡獣畜の処理を行うほか、状況に応じて次のように処理する。

a　移動し得る死亡獣畜については、人家、飲料水、河川、道路に近接せず、日常、人や家畜が近接しない場所に集めて、公衆衛生上適切な方法で、埋却又は焼却処理

b　移動し難いものについては、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、その場で個々に埋却又は焼却処理

イ　県が実施する対策

（ア）死亡獣畜の処理について指導、助言

（イ）必要と認めた場合、市町等と協力して適切な措置の実施

(3) 処理方法

ア　埋却

死体を入れてなお地表まで１ｍ以上の深さを有する穴に死体を入れ、死体の上には生石灰又はその他の消毒液を撒布したうえで覆うこと。また、埋却した土地には、獣畜の種類、死亡事由、埋却年月日を記載した標柱を設ける。

イ　焼却

焼却は、完全に行い、未燃焼物を残さないこと。

（約１ｍの深さを掘り、薪を入れ、ロストル、鉄板を置き、死亡獣畜をのせ、さらにその上に薪をおいて重油をかけ、むしろ等で被覆して焼き、土砂で覆う。）

第１４節　遺体の捜索・処理・埋葬

災害により、行方不明となった者や死亡した者の存在が確認された場合、市は、警察及び医療関係機関と連携し、迅速に行方不明者の捜索及び遺体の埋葬を実施する。

第１　遺体の捜索

(1) 実施体制

市は、県警察、消防機関等の関係機関の協力のもと、遺体（災害により、現に、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者）の捜索を実施する。

(2) 市が実施する対策

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を、警察、消防機関、地元自主防災組織等と協力して行う。

市だけでは対応が困難である場合、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町に応援要請を行うとともに、県に、自衛隊に対する応援要請を行うよう依頼する。

(3) 県が実施する対策

市からの依頼により、自衛隊に派遣要請を行う。

(4) 警察が実施する対策

市が行う捜索活動に協力し、行方不明者の発見に努める。

(5) 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体捜索は、次の基準により実施する。

ア　対象

災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者

イ　費用の限度

舟艇その他遺体の捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費

ウ　期間

原則として、災害発生の日から１０日以内とする。ただし、当該期間のうちに終了することができないやむを得ない事情がある場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

第２　遺体の処置、収容及び検案（検視）

１　実施体制

市は、災害の際に死亡した者の遺体の処置等について、その遺族等が混乱のため行うことができない場合は、県、警察、日本赤十字社栃木県支部、医療機関等関係機関の協力のもとに実施する。

２　市が実施する対策

(1) 地元医師団や日本赤十字社栃木県支部の協力を得て、適切な遺体の処置及び検案を実施する。

(2) 身元不明の遺体又は災害の混乱により引き取りが行われない遺体を収容するため、適当と認められる公共施設や寺院等を遺体収容所として開設する。また、遺体の保存に十分な量のドライアイス、棺等の確保に努める。

(3) 捜索により発見された遺体について、警察等関係機関と協力し、遺体収容所へ搬送する。

3　県が実施する対策

市から応援要請等により、医師会等の協力を得て支援を行う。なお、災害救助法適用後は、委託契約に基づき日本赤十字社栃木県支部が組織する救護班、災害拠点病院が組織する救護班に対して活動を要請するとともに、状況により医師会や医療機関等の協力を得て実施する。

4　警察が実施する対策

各種の法令や規則に基づき、遺体の検視を行う。検視後の遺体について、身元が明らかになったものは遺族又は関係者に引渡し、身元が確認できない遺体については、市へ処理を引き継ぐ。

5　災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体取扱は、次の基準により実施する。

(1) 対象

災害の際死亡した者について、その遺族が災害による混乱のため遺体に関する処置（埋葬を除く。埋葬については、同節第３の対策のとおり）を行うことができない場合に行うものであること。

(2) 内容

ア　遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

イ　遺体の一時保存

ウ　検案

(3) 費用の限度

次の範囲内において行うこと。

ア　遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、災害救助法施行細則（昭和35年５月２日栃木県規則第35号）第２条で定められた額以内とする。

イ　遺体の一時保存のための費用は、次のとおりとする。

（ア）遺体の一時保存のため既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額。

（イ）遺体の一時保存のため既存建物を利用できない場合は、遺体の一時保存に要する賃金職員等雇上費及び輸送費を含め、災害救助法施行細則（昭和35年５月２日栃木県規則第35号）第２条で定められた額以内とする。

（ウ）検案が救護班によることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

エ　期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、当該期間のうちに終了することができないやむを得ない事情がある場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

第３　遺体の埋葬等

1　実施体制

市は、災害の際死亡した者に対して、その遺族が災害による混乱のため埋葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がいない場合には、遺体の応急的な埋葬を行う。市で対応が困難な場合、県に対して広域的な火葬の実施を要請する。

2　市が実施する対策

(1) 民間事業者の協力を得て、棺、骨つぼ等の確保に努める。

(2) 災害発生により火葬場が不足した場合には、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町に火葬場の提供及び斡旋を求める。

(3) 縁故者の判明しない焼骨は納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、縁故者が判り次第、引継ぐ。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、墓地に埋葬する。

(4) 遺体を土中に葬る場合は、公営墓地の中に所要の地積を確保する。

3　県が実施する対策

市で火葬が十分行えない状況になった場合は、県内他市町及び他都県に対して応援要請を行い、広域的な火葬の実施に努める。

4　災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の埋葬は、次の基準により実施する。

(1) 対象

災害の際死亡した者について行う、遺体の応急的な埋葬。

(2) 費用の限度

原則として、次の現物給付に要する費用であって、災害救助法施行細則（昭和35年５月２日栃木県規則第35号）第２条で定められた額以内とする。

ア　棺（付属品を含む。）

イ　埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ウ　骨つぼ及び骨箱

(3) 期間

原則として、災害発生の日から１０日以内とする。ただし、大災害等のため当該期間のうちに終了することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

(4) 遺体が法適用地域外の他市町に漂着した場合

ア　遺体の身元が判明している場合は、原則として、その遺族等又は法適用市町に連絡して引き取らせるが、法適用市町が混乱のため引き取れない場合、漂着した市町が埋葬（費用は栃木県負担。）する。

イ　遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺品を保管し、及び遺体を撮影する等記録して、 ア に準じて実施する。

＜資料編　・栃木県災害救助法施行細則（P 449）＞

第１５節　障害物等除去活動

災害により、土石、竹木等の障害物が、日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれ、一時的に居住できない者に対して、障害物の除去を行うとともに、河川及び道路の障害物の除去を行い、災害の拡大防止と交通路の確保等を図るとともに被災者の保護と生活の安定を図る。

第１　住居内障害物の除去

１　家屋等の障害物の除去

市は、市民に対し家屋等に運びこまれた土石、竹木等の障害物の除去に関する啓発、情報提供を行う。家屋等の障害物の除去は、原則として所有者・管理者が実施するが、市は、避難行動要支援者の世帯等について必要に応じ近隣市民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除去作業の協力を呼びかける。労力等が不足する場合は、県や隣接市町に対して応援を要請するほか、ボランティアの協力を求める。

２　災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の障害物除去の実施基準は、次のとおりとする。

(1) 対象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に土石、竹木等の障害物が運び込まれているため住家への出入が困難な状態にあり、かつ自らの資力では当該障害物を除去することができない者。

(2) 内容

人夫、技術者等の協力を得て速やかに除去を行う。

(3) 費用の限度

ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費、購入費、輸送費、賃金職員等雇上費で、災害救助法施行細則（昭和35年５月２日栃木県規則第35号）第２条で定める額以内。

(4) 期間

原則として、災害発生の日から10日以内に完了する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに完了することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

＜資料編　・栃木県災害救助法施行細則（P 449）＞

第２　河川の障害物の除去

１　実施体制

河川にある障害物の除去は河川管理者、水防管理者が実施する。

２　実施方法

河川管理者、関係機関が適切な判断を行い、速やかに実施する。

第３　道路の障害物の除去

１　実施体制

道路交通に支障となる障害物については、道路管理者が直営又は災害協定に基づく協定先、その他業者委託の活用等により速やかに除去し、道路交通の確保を図る。

２　実施方法

道路管理者は、その管理区域の障害物の状況を調査し、速やかに路上障害物を除去する。

なお、緊急輸送道路を優先するなど、所管する道路の緊急度に応じて除去作業を実施する。

第４　障害物集積所の確保

障害物の除去にあたっては、関係機関と連携して、あらかじめ交通や応急対策活動に支障のない場所に十分な集積所を確保しておく。

第５　除雪活動

１　家屋等の除雪活動

市は、市民に対し家屋等の除雪に関する啓発、情報提供を行う。家屋等の積雪の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、市は、避難行動要支援者の世帯等について必要に応じ近隣市民、自主防災組織等に対して地域ぐるみ除雪作業の協力を呼びかける。

また、必要に応じて、ボランティアの協力を求める。

２　公共施設の除雪活動

公共施設の除雪活動は、その管理者が行う。ただし、大型機械による除雪が困難な狭隘な生活用道路等について、管理者は必要に応じ地域市民に対し地域ぐるみの除雪の協力を呼びかける。

第１６節　廃棄物処理活動

市は、被災地の環境衛生の保全と早期の復旧・復興を図るため、県、関係機関と連携して、災害廃棄物やし尿、避難所ごみなどの災害廃棄物等を適正かつ迅速に処理する。

第１　ごみやがれきの処理

１　実施体制

市は、被災地及び避難所におけるごみやがれきなどの災害廃棄物等を、生活環境、公衆衛生上支障のない方法で処理する。処理にあたっては、現存の人員、機材、処理施設で実施するものとするが市のみで対処できない場合には、相互応援協定等に基づき、協定先に応援を求め、緊急事態に対処する。

２　排出量の推計

市は、災害により発生する廃棄物等について、平常時に把握した災害廃棄物等の発生見込量を勘案して排出量を推計し、その処理体制を整備する。

３　市民等への周知

市は、災害廃棄物の排出方法や分別方法、仮置場の利用方法等について、市民へ広報するとともに、県やボランティア等とも情報を共有する。

４　仮置場の設置・運営

市は、大量に発生した災害廃棄物を一時的に保管するため、被害状況や周辺環境から適地を抽出し、仮置場を早急に設置する。

被災現場から仮置場へ搬入する際の分別を徹底し、可能な限り再資源化を図る。

５　損壊家屋等の解体撤去

損壊家屋等の解体は、原則、所有者の責任により実施されるものであるが、倒壊などの二次災害の防止や、生活環境保全上の観点から、市が早期に解体する必要があると判断した損壊家屋等については、市自らが解体を行い、それに伴い発生する廃棄物について、収集・運搬及び処分を行う。

６　収集運搬

(1) 市は、相互応援協定等に基づき、協定先に人員、機材等の応援を求めるなど、収集運搬体制を確立する。

(2) 災害時に大量に排出される粗大ごみやがれきなどの災害廃棄物等については、一時期に処理施設へ大量搬入された場合はその処理が困難となるおそれがあるので、市は、必要に応じて環境保全に支障のない場所を仮置場として確保し、搬入先とする。

(3) 災害廃棄物は、原則として被災者自らが市の指定する場所に搬入することが望ましいが、被災者自らによる搬入が困難な場合には、市が収集運搬を行う。

(4) 市は、生活ごみについては収集可能となった時点から、できる限り早急に収集が行われるようにその体制の確立を図る。

７　留意事項

市は、災害廃棄物等の処理にあたっては、廃棄物の種類ごとに次の対応方針に基づき適正に処理する。

(1) 可燃物

ア　焼却施設に輸送可能な廃棄物は、原則として焼却施設で処理する。

イ　プラスチック類は、できるだけ分別を行い、焼却施設に搬入する。

ウ　公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、露天焼却を実施するものとし、露天焼却により発生した焼却灰は、速やかに最終処分場に搬入する。

(2) 不燃物

金属等の資源物は分別して再生利用することとし、その他の不燃物は最終処分場に搬入するなど適正な処理を行う。

(3) がれき

ア　適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。

イ　環境汚染の未然防止又は市民、作業者の健康管理のため、適切な措置を講ずる。

なお、石綿については、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（平成29年９月環境省）等を参考とし、石綿を含有する廃棄物の飛散流出や他の廃棄物との混合を防止し適切に取扱う。

ウ　がれきに混入した土砂は、できるだけ取り除き、適正に処理を行う。

8　避難所の廃棄物対策

市は、避難所の衛生状態を保持するため、避難所の清掃、生活ごみの収集体制の速やかな確立に努める。

9　近隣市町等、関係機関との協力体制の整備

市は、近隣市町等及び関係団体と、相互応援協定等に基づき、災害廃棄物等の処理を行う。

第２　し尿処理

1　実施体制

市は、倒壊家屋、焼失家屋の便槽のし尿について、被災地における防疫上、収集可能になった日から可能な限り早急に収集し、処理する。

処理にあたっては、既存の人員、機材、処理施設で実施するものとするが、市のみで対処出来ない場合には、相互応援協定等に基づき、協定先に応援を求め、緊急事態に対処する。

2　排出量の推計

市は、被災地の戸数等から排出量を推計し、その処理体制を整備する。

3　市民等への周知

市は、排出方法等について、市民へ広報するとともに、県と情報を共有する。

4　収集運搬

(1) 市は、必要に応じてし尿のくみ取業者への委託、他市町からの機材、人員の応援を求め、収集運搬体制を確立する。

(2) 被災地における感染症対策面から、不用となった便槽及び避難所の便所に貯留されているし尿、汚水についても早急に収集を行うように努める。

5　留意事項

収集運搬したし尿は、原則としてし尿処理施設で処理するほか、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、農地還元等により環境衛生上支障のないよう特に注意して処分する。

6　近隣市町等、関係団体との協力体制の整備

市は、近隣市町等及び関係団体と相互応援協定等に基づき、し尿の処理を行う。

第３　廃棄物処理の特例

１　実施体制

著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、当該災害による生活環境の悪化を防止することが特に必要と認められるものとして、災害対策基本法の規定に基づき、当該災害が政令で指定され、環境大臣が、迅速に廃棄物の処理を行うことが必要とされる地域を廃棄物処理特例地域として指定したときは、特例地域においてのみ適用のある特例的な廃棄物処理特例基準が定められる。

市は、同節第１、第２により災害廃棄物の処理を行うことを基本としつつ、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。この場合において、県は環境省と連携し、市に対し必要な情報の提供を行う。

なお、廃棄物処理特例地域の市から要請があり、かつ、一定の要件を勘案して必要と認められる場合、環境大臣は災害廃棄物の処理を代行することができるものとされている。

２　留意事項

市は、廃棄物処理業の許可を受けないで廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものにより特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

第４　水害における留意点

水害による災害廃棄物は、水分を多く含み、腐敗しやすく、悪臭・汚水の発生源となるため、市は、その特性を踏まえ、次の事項に留意して早急に処理する。

１　仮置場

水が引くと、被災市民が一斉に水に浸かった災害廃棄物を屋外に排出するため、仮置場を早急に開設する。

開設にあたっては、日常生活圏への影響の少ないところで開設するとともに、消臭剤や殺虫剤の噴霧等の害虫・悪臭対策等を行う。

２　収集運搬

水分を含む畳や布団等の重量のある廃棄物が発生するため、積込みや積降ろしに使用する重機を確保するほか、収集運搬車両には平積みダンプ等を使用する。

３　処理

災害廃棄物混じりの土砂が多量に発生するため、土砂の選別等を行う。

腐敗性廃棄物については、優先して処理を行う。

４　衛生面

汲み取り式の便槽や浄化槽等が水没し、槽内に雨水や土砂が流入することがあるため、速やかにし尿を汲み取り、清掃・消毒を実施する。

第１７節　文教施設等応急対策

災害時の児童生徒等の生命、身体の安全確保や応急時の教育の実施、文化財の保護対策などの文教対策に必要な措置を講じる。

第１　応急措置

学校長等は、あらかじめ定めている学校安全計画、マニュアル等に従い、状況に応じて次の措置を行う。

１　児童生徒、教職員等を、安全な場所に避難させ、安否を確認する。

２　災害の規模や児童生徒、教職員等、施設設備の被害状況を速やかに把握し、県教育委員会又は市教育委員会に報告する。

３　災害時の状況により、市教育委員会と連携し、臨時休業、始（終）業時刻の繰り下げ又は繰り上げ、部活動の停止など適切な措置を講じ、児童生徒等の安全確保に努める。

第２　応急時の教育の実施

１　教育施設の確保

(1) 市教育委員会は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断されることを避けるため、災害の程度に応じ、おおむね次のような方法により、応急時の教育の実施の予定場所の選定について対策を立てる。

災害の程度	応急時の教育の実施の予定場所
学校の一部の校舎が災害を受けた場合	特別教室、体育館、講堂
学校の校舎が全部災害を受けた場合	(1) 公民館等公共施設 (2) 隣接学校の校舎
特定の地域全体について相当大きな災害を受けた場合	(1) 市民の避難先の最寄りの学校、被害のない学校、公民館等公共施設 (2) 応急仮校舎
市内大部分についての災害を受けた場合	避難先の最寄りの学校、公民館等公共施設

(2) 被害の地域が広範囲で校舎の被害が大きく復旧に長期間を要し、授業不可能（１週間以上）による学習の遅れが予想される場合は応急の仮教室を使用して授業を行う。なお、児童生徒等の通学可能な地区に仮教室の借用ができないとき、又は、仮教室が市民の避難所として使用される場合は、被害地区以外に仮教室及び教職員、児童生徒等が起居できる建物を臨時に借上げて応急教育を行う。

２　教職員の確保

市教育委員会は、災害により通常の教育活動を実施することが不可能となった場合の応急対策として、県教育委員会と連携して次により教職員を確保する。

(1) 市内における災害の状況により、市教育委員会は、被害を免れた学校の教職員を適宜被害を受けた学校に派遣し、教育の正常化に努める。

(2) 市内における被災の状況がひどく、(1)によることが困難な場合は、県教育委員会が、県単位に対策をたて、市教育委員会と協議し早急に応援体制をとり教職員の確保に努める。

第３　防災拠点としての役割

学校は、避難所等の防災拠点としての役割を果たすため、学校、公民館、青少年教育施設、体育館等の長は、避難所の運営や学校施設設備の提供等について、必要に応じ市に協力する。

第４　学用品の調達・給与

教科書については、栃木県教科書供給所を通じて必要冊数を当該会社から取り寄せ配布する。学用品等は必要量を調達し、被災校へ急送する。

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、基本的に市長が行う。災害救助法による学用品給与の基準は、次のとおりである。

１　対象

災害により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校前期課程の児童及び特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程の生徒及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の過程、通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。

２　内容

被害の実状に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行う。

(1) 教科書

(2) 文房具

(3) 通学用品

３　費用の限度

費用は、次の額の範囲内とする。

(1) 教科書代

ア　小学校児童及び中学校生徒

「教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）」第２条第１項に規定する教科書、教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費

イ　高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

(2) 文房具、通学用品費

災害救助法施行細則（昭和35年５月２日栃木県規則第35号）第２条で定められた額以内とする。

４　期間

災害発生の日から教科書については１月以内、その他の学用品については15日以内に完了する。ただし、交通、通信の途絶等により当該期間内に学用品を調達及び輸送することが困難な場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

＜資料編　・栃木県災害救助法施行細則（P 449）＞

第５　文化財の保護

１　災害発生の措置（通報）

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）を通報責任者として、災害が発生した場合には直ちに被害状況を市教育委員会へ通報する。

所有者、管理者が市の場合の通報責任者は、市教育委員会教育長とする。通報を受理したときは、県に報告し、被災の状況によって係員の派遣を求める。

２　災害状況の調査、復旧対策

市教育委員会は、災害発生の場合は被害の程度により係員を現地に派遣し、被害状況の詳細を調査する。また、必要に応じて県に対して復旧計画等の準備、計画の応援協力を要請する。

第６　文化施設における応急対策

施設の被災により収蔵品等が損傷するおそれがある場合、施設の管理者は、施設・設備の緊急点検、収蔵品等の安全な場所への移動等被災防止の措置をとる。また、見学者、入場者を安全な場所へ避難させる、臨時休業又は開館時間の短縮等を行うなどの応急措置をとる。

第７　社会教育施設における応急対策

１　応急措置

施設の管理者は、防災計画（危機管理マニュアル）等に基づき、利用者を安全な場所に誘導・避難させ、安否を確認し、必要に応じて消防署、警察署、医療機関等への通報及び協力要請を行う。

また、利用者の避難後の保護の方法をはじめとした応急対策を決定し、安全確保に努めるとともに、対応体制を確立し県又は市教育委員会に報告する。

第１８節　住宅応急対策

災害のため住家が滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない被災者の居住の安定を図るため、市は関係機関と連携して、公営住宅の一時的な供給、仮設住宅の供給、民間賃貸住宅に関する情報提供、被害家屋の応急修理を行う。

第１　実施体制

１　実施体制

災害により住家が滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない被災者に対する住宅の提供、斡旋及び住宅の応急修理に係る計画の策定及び実施は、原則として市が行い、県はこれに協力する。ただし、災害救助法を適用した場合は、基準に基づき原則として県が行う。

２　応急住宅の供給

応急住宅の供給は、原則として既設の公的住宅等で提供可能なものを供給するものとし、なお必要数に不足する場合に応急仮設住宅を建設、又は民間賃貸住宅を応急仮設住宅として借上げることにより供給するものとする。

第２　公営住宅等の一時供給

１　対象

次の条件を満たす者とする。

なお、入居者の選定にあたっては、公平を期するほか、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮する。

(1) 災害のため住家が全壊、全焼又は流失したこと。

(2) 居住する住家がないこと。

(3) 自己の資力では住宅を確保することができないこと。

２　供給する公営住宅等の確保

(1) 市は、既設の公的住宅等で提供可能なものを確保する。

(2) 市内で確保できない場合、県は市の要請に応じ、既設の県営住宅等の供給及び他市町の公営住宅等の斡旋を行う。

第３　応急仮設住宅の供給

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の供給は、次の基準により行う。

なお、供給にあたっては、高齢者・障がい者等の要配慮者向け住宅の設置に配慮する。

１　対象

本節第２に掲げる対象に同じ。

２　建設による応急仮設住宅の供給

(1) 設置予定場所

市において決定するものとする。

なお、市は建設候補地をあらかじめリスト化し、県に報告するものとする。

(2) 住宅の規模及び構造

１戸あたり29.7平方メートルを基準とし、県において構造を定める。

(3) 実施方法

県が直営又は県が締結した「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の締結先、その他業者活用等により実施する。県又は業者に手持資材がない場合や確保困難な場合は、関東森林管理局又は国の非常（緊急）災害対策本部に協力を要請する。

3　民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の供給

県は、協定の締結先やその他関係団体と協力し、民間賃貸住宅を借上げることにより、応急仮設住宅として被災者に供給する。

4　費用の限度

災害救助法施行細則（昭和35年５月２日栃木県規則第35号）第２条で定められた額以内とする。

5　期間

(1) 建設期間

応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成する。ただし、大災害等のため当該期間のうち着工することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

(2) 供与期間

応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法第85条第３項又は第４項による期間（３か月。特定行政庁の許可を受けた場合は２年。）以内とする。ただし、特別な事情があり、当該期間を超える場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て延長する。

第４　被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理の実施は、次の基準により行う。

1　対象

災害のため住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。

2　内容

市は、業者活用等により修理を実施する。

3　費用の限度

修理箇所は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分とし、支出できる費用は災害救助法施行細則（昭和35年５月２日栃木県規則第35号）第２条で定められた額以内とする。

4　期間

応急修理は、災害発生の日から１月以内に完了する。ただし、大災害等のため当該期間のうちに着工することができない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

＜資料編　・栃木県災害救助法施行細則（P 449）＞

第１９節　労務供給対策

災害応急対策を実施するにあたって、労力的に不足する箇所への労務の安定供給を行う。

第１　労務供給計画

１　要員の確保

災害時における必要な要員の確保は、それぞれの応急対策実施機関において行う。

２　要員の確保が困難な場合の対応

市は、その地域内で要員の確保が困難な場合には、次により要員の確保に努める。

(1) 相互応援協定等に基づく他の市町に対する応援要請

(2) 県への要員確保依頼

(3) 指定地方行政機関の長に対する当該職員の派遣要請又は知事に対する指定行政機関、指定地方行政機関の職員の派遣についての斡旋要求

(4) 県及び市は、不足する要員を確保するほか、職員の負担軽減を図るため、当該応急対策に精通した退職職員に協力を求める。

第２　災害救助法を適用した場合の要員の確保

市、県の職員の労力だけでは応急対策に十分な効果をあげることが困難な場合、次の基準により公共職業安定所を通じて救助に必要な労働者を雇用し、救助活動の万全を期す。

要員の確保については、災害救助法の規定に基づき、県又は市が行う。

１　対象

次に掲げる活動に要する労働者で都道府県又は市町が雇用する者。

(1) 被災者の避難に係る支援

(2) 医療及び助産

(3) 被災者の救出、その救出に要する機械等の資材の操作、後始末

(4) 飲料水の供給

(5) 死体の捜索

(6) 死体の処理（埋葬を除く。）

(7) 救援用物資の整理配分

２　費用の限度

当該地域における通常の実費とする。

３　実施期間

前項の各救助の実施が認められる期間（ただし、(1)については１日程度）。

なお、それぞれの種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の承認を得て延長された場合は、その救助に伴う輸送の期間も延長する。

また、各救助の実施期間は延長しないが、なお職務が残るような場合において、必要がある場合、事前に内閣総理大臣の承認を得て、これらに使用する労働者の雇用期間のみ延長する。

＜資料編　・栃木県災害救助法施行細則（P 449）＞

第２０節　公共施設等応急対策

災害に際して、交通機関、ライフライン等市民の生活に多大な影響を及ぼす施設の早期復旧を図るため、各施設の管理者は、防災関係機関と連携して、その所管する道路、上下水道等の適切な応急対策を実施する。

第１　道路施設

１　被害情報の収集

市は、災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、道路パトロールカー等による巡視及び管理委託業者等からの道路情報（第三者被害のおそれのある箇所は未供用道路も含む）の収集に努める。

２　被害情報の伝達

(1) 市は、道路の被災状況、応急対策の活動状況、応援の必要性等を県に連絡するとともに、必要に応じてライフライン等の関係機関に連絡する。

(2) 市は、管理する道路以外の被災情報を入手した場合は、当該道路管理者に対して、その情報を速やかに連絡する。

３　応急措置

(1) 緊急の措置

巡視の結果等から必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施するとともに、被害箇所の応急措置を行い、交通の確保に努める。

(2) 交通規制

交通の危険が生じると認められる場合は、警察署等関係機関と調整を図り、通行の禁止、制限の措置をとり、道路法第47条の５に規定する道路標識を設置する。

また、必要に応じて迂回路の選定、その他誘導等の措置を講じる。

(3) 交通の確保

関係機関との調整を図りながら、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、交通の確保を図る。

また、緊急通行車両、緊急自動車の通行が必要な場合は、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して機能の確保を図る。

(4) 二次災害の防止

災害発生後、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、必要な措置を講じるとともに、交通規制や施設の使用制限を行い、二次災害の防止に努める。

(5) 道路情報の提供

災害発生箇所、被災状況、通行規制状況、迂回路等の情報を迅速かつ的確に道路情報板等により利用者への提供に努める。

＜道路施設関係事故発生情報等の連絡系統図＞

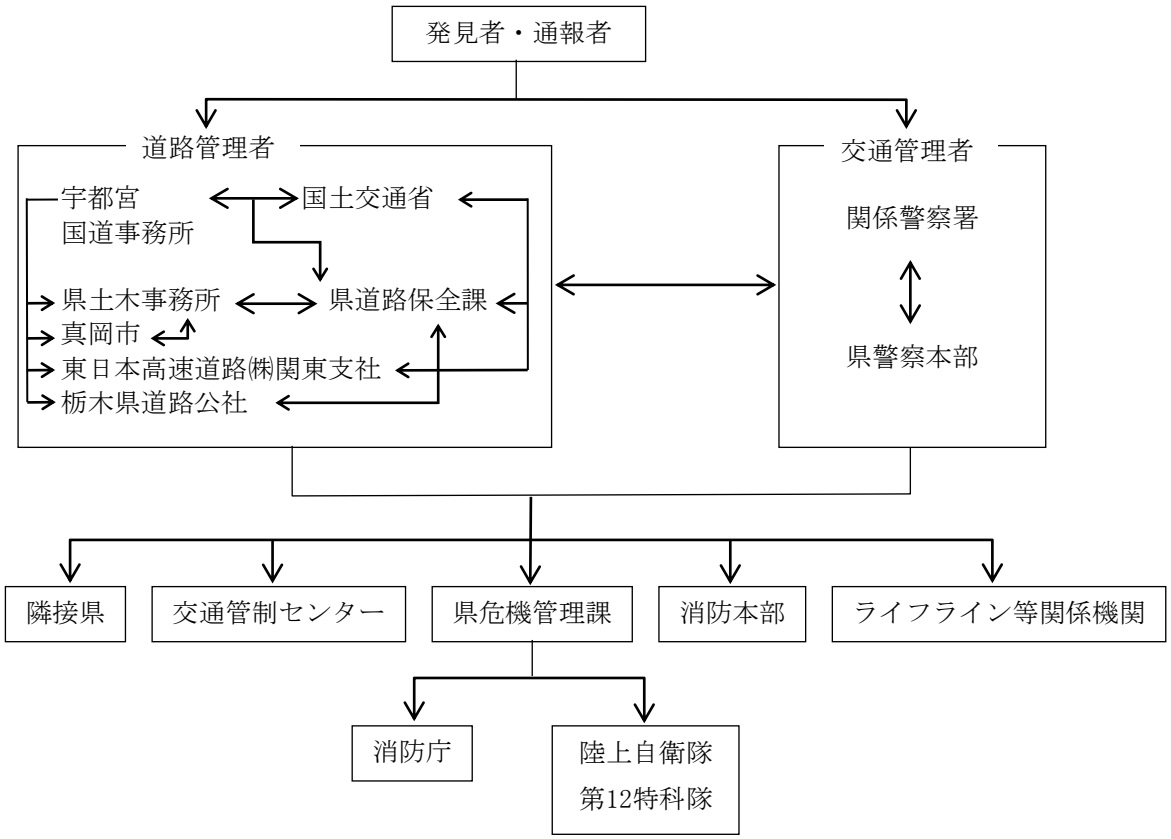

第２　鉄道施設

鉄道事業者は、事故災害の発生を未然に防止するため、国土交通省の指導・監督の下、関係機関と連携して事故発生の誘因を減らすとともに、鉄道車両、施設の安全対策の推進に努める。

また、事故発生時に迅速に対処できるよう、防災体制や関係機関との連携体制を整備する。

１　被害状況等の情報収集・伝達

(1) 鉄道事業者の情報収集・伝達

鉄道事業者は、管理する鉄道上で事故が発生した場合、速やかに事故状況等の把握に努め、その情報等を直ちに国、県等関係機関に伝達する。

(2) 市及び消防本部の情報収集・伝達

市及び消防本部は、大規模な鉄道事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）へ報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

＜資料編　・栃木県火災・災害等即報要領（P 464）＞

＜資料編　・即報基準一覧（P 481）＞

2　情報の収集・伝達系統

大規模な鉄道事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。

〈鉄道施設関係事故発生情報等の連絡系統図〉

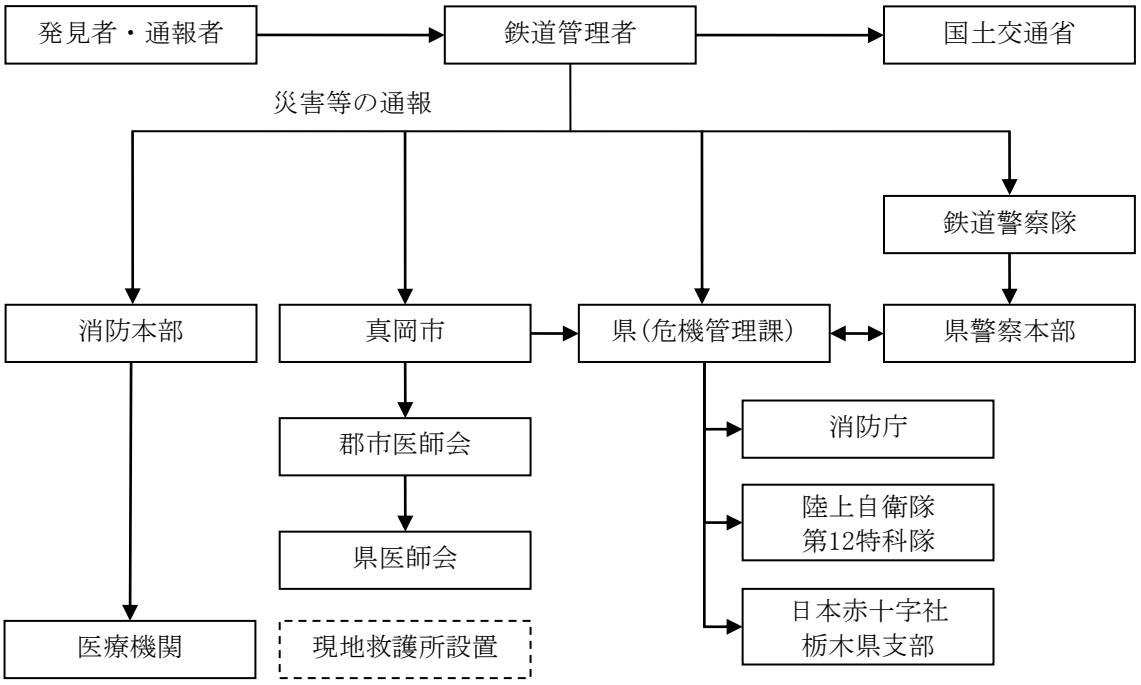

（注）　1　市民からの110番、119番通報等により事故発生情報があった場合、通報を受けた機関は、上記関係機関に迅速かつ確実に情報を伝達する。

2　県、市は、通報を受けたときは直ちに事故現場に情報収集要員を派遣する。

第３　水道施設

1　被害情報の収集、伝達

市は、災害発生後直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関に通報する。

2　応急措置

市は、水道施設が被害を受けた場合、短期間に応急的に復旧させ、給水区域内市民への給水を確保するとともに、二次災害の発生を防止し、通常の生活機能回復維持に努める。

(1) 工事業者への協力依頼

被害の状況により工事業者へ応急復旧の協力を要請する。

なお、主要施設について、あらかじめ工事業者を選定し、被災施設の復旧工事の協力依頼をしておく。

(2) 送配水管等の復旧手順

ア　導水管及び送配水管の復旧

応急復旧作業は、最初に水源から浄水場までの導水管及び配水池までの送水管を復旧し、配水池確保水量の補給を行う。

配水管については、主要配水管から順次復旧し、給水拠点に進めていく。

イ　臨時給水栓の設置

被災していない配水管、復旧された配水管で避難所に近い公設消火栓について、臨時給水栓を設置する。

なお、臨時給水栓を設置の際は、芳賀地区広域行政事務組合消防本部に通報し、消火活動の障害にならないよう努める。

(3) 仮設配水管の設置

被害状況によって、主要配水管の応急修理が困難な場合には仮配水管を布設する。

(4) 通水作業

応急処理後の通水は、配水池までの送水施設が完全に復旧した後、順次行う。

3　広報

給水場所は、あらかじめ広報紙等で市民に周知しておくとともに、災害の発生に際しては、広報活動によりその場所を市民に知らせる。

また、水道施設の被害状況、復旧見込等についても情報提供し、利用者の水道に関する不安解消に努める。

4　応援の依頼

水道施設の復旧のため必要と認めたときは、他の水道事業者等に応援を依頼する。

第４　下水道施設

1　被害情報の収集、伝達

市は、災害発生に対して、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、処理・排水機能の支障の有無を確認する。

なお、巡視結果等から詳細な点検が必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施し、二次災害のおそれがあるものについては応急復旧を行う。

被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連絡、市民への広報に努める。

2　応急措置

(1) 市は、下水道施設が被害を受けた場合、二次災害の発生のおそれがある箇所の安全確保を行い、早急に応急復旧を行う。

(2) 処理場、中継ポンプ場、水管橋、放流ゲート、管きょ等の態様の違いに配慮し、次の事項について復旧計画を策定する。

ア　応急復旧の緊急度、工法の検討

イ　復旧資材、作業員の確保

ウ　技術者の確保

エ　復旧財源の措置

第５　電力施設

東京電力パワーグリッド（株）は、同社防災業務計画に定めるところにより電力施設を防護し、被災地に対する電力供給の確保を図る。

1　被害情報の収集、伝達

災害が発生した場合、東京電力パワーグリッド（株）は、被害情報、停電に関する情報等の把握に努め、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連絡、市民への広報に努める。

2　危険予防措置

県、警察、市、消防機関等は、、危険防止のため必要がある場合は、東京電力パワーグリッド（株）に対して送電の停止を要請する。同支店は、要請に対して適切な措置を講じるものとする。

3　応急工事の実施

東京電力パワーグリッド（株）は、恒久的復旧工事との関連及び緊急度を勘案し、二次災害の防止に配慮しながら、応急工事を実施する。

4　広報

東京電力パワーグリッド（株）は、被害の発生が予想される場合又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報を行う。広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

第６　都市ガス施設

都市ガス事業者は、各事業者の区域内ガス供給施設に被害が生じた場合、各ガス事業者が相互に協力し、被害を最小限にくい止めるとともに、ガス供給の早期復旧を図るものとする。

1　被害情報の収集

都市ガス事業者は、災害が発生した場合には、保安規程に定める処理要領に基づき、直ちに職員の緊急出動体制をとり、施設の点検、供給区域内の巡視を行うほか、消費者からの通報等により被害状況を把握する。

2　被害情報の伝達

(1) 都市ガス事業者は、被害の概況が把握された時点で、速やかに県、市、消防本部、警察署、防災関係機関に被害情報を連絡する。

(2) 都市ガス事業者は、被害の状況により、救援が必要と判断される場合は、県都市ガス協会幹事事業者に対してあらかじめ被害情報を連絡する。

3　応急措置

都市ガス事業者は、災害によりガスの供給停止が生じた場合や災害の状況から必要と認められる場合は、保安規程に定める処理要領に基づき、災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。

また、被害状況により必要と判断される場合は、ガスの供給を停止するなど適切な二次災害防止対策をとる。

4　広報

台風、洪水、火災等による災害の広報活動は、二次災害の防止、消費者の不安解消、復旧作業の円滑な推進のため極めて重要であるため、次により迅速、適切に実施する。

(1) 災害発生直後の広報

ア　利用者に対する広報活動

テレビ、ラジオ、広報車などを通して、災害発生後の二次災害防止のため、器具栓、ガス栓、メーターガス栓を閉めるよう周知する。

イ　報道機関に対する広報活動

地元をはじめとするテレビ、ラジオ放送局に対して、二次災害防止の観点から、保安確保のための緊急放送を依頼する。

また、必要に応じて、マイコンメーターの取扱い方法についても放送を依頼する。

ウ　地方自治体、警察、消防等に対する広報活動

都市ガスに関する被害情報を連絡するとともに、保安確保や利用者広報に対する協力を要請する。

(2) ガス供給停止時の広報

災害等により供給停止の措置がとられた場合、二次災害防止とともに、消費者への不安解消を目的とした広報を行う。

このため、供給停止地区への広報活動だけでなく、供給継続地区へのガスの安全使用に関する周知についても適切な広報を行う。

ア　利用者に対する広報活動

報道機関や諸官公庁への協力要請等により、供給停止や保安確保に関する情報を周知してもらうよう努め、地区全体や個々の消費者の復旧作業内容、スケジュール、復旧見通し等を、ちらし、広報車、社告、ハンドマイク、個別訪問等で可能な限り提供するように努める。

イ　報道機関・地方自治体等に対する広報

（ア）報道機関、地方自治体等に対して随時情報提供し、利用者の理解と協力を得られるように、報道や公的周知の面での協力を要請する。

（イ）関係省庁、地方自治体、警察、消防、自治会等と復旧状況報告などを通して情報を密にする。

（ウ）ホームページ等の活用も考慮する。

第７　河川管理施設等

市は、災害発生時に河川護岸、堤防の損壊や橋りょうの落橋等によって発生する被害の軽減を図るため、県及び関係機関との協力のもとに警戒活動、広報活動及び応急復旧活動を迅速かつ的確に実施する。

１　水防機関の監視、警戒活動

豪雨等の際は、河川の損壊によって水害となる各種施設の巡視を実施し、早期に危険箇所を把握し、必要な応急措置を講ずるものとする。

(1) 出動、水防開始及び堤防等の異常に関する報告

次の場合には、水防管理者（市長）は、直ちに下館河川事務所長及び真岡土木事務所長に報告するものとする。

ア　消防団が出動したとき。

イ　水防作業を開始したとき。

ウ　堤防等に異常を発見したとき。（これに関する措置を含む。）

(2) 出動及び水防作業

ア　水防管理団体の非常配備

水防管理者（市長）が管下の消防団を非常配備するための指令は、次の場合により発するものとする。

（ア）水防管理者が自らの判断により必要と認める場合

（イ）水防警報指定河川等にあっては知事からの警報を受けた場合

（ウ）緊急にその必要があるとして、知事から指示があった場合

イ　本部員の非常配備

水防管理者（市長）はあらかじめ定められた計画に基づき配置につく。

ウ　消防機関

（ア）待機

消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の情報を把握することに努め、一般団員は直ちに次の段階に入りうる状態におくものとする。

（イ）準備

河川水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき、又は水防警報（準備）の通報を受けたとき、水防機関に対し出動準備をさせる。

出動準備の要領は下記によるものとする。

a　消防団員は所定の詰所に集合する。

b　水防資材及び器具の整備点検並びに作業員の配備を行う。

c　水門、取水堰等の水防上重要な工作物のある所へ団員を派遣し、水門等の開閉準備をする。

（ウ）水防管理者（市長）が出動の必要を認めたときは、あらかじめ定めた計画に従い、直ちに警戒配備に配置する。

2　河川管理施設決壊時の通報措置

堤防の決壊、その他の河川管理施設等の損壊、又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、市は、水防法第25条の規定により直ちにその旨を関係機関及び氾濫のおそれのある方向の隣接水防管理団体に通報しなければならない。

第２１節　危険物施設等応急対策

危険物施設等が被災した場合に、危険物等が爆発、漏洩することによる二次災害の発生、拡大を防ぐため、関係機関は連携して、適切な応急対策を実施する。

第１　情報の収集・伝達

１　被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

危険物等事故災害の災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市、警察、消防本部に通報する。

(2) 市及び消防本部の情報収集・伝達

市及び消防本部は、危険物等事故災害発生により、区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県及び国（総務省消防庁）に報告する。

＜資料編　・栃木県火災・災害等即報要領（P 464）＞

＜資料編　・即報基準一覧（P 481）＞

(3) 県の情報収集・伝達

県は、国からの情報を関係市町、関係機関に連絡する。また、市町、消防本部、警察、防災関係機関と相互に連携して情報を収集するとともに、自らも県消防防災ヘリコプター、警察ヘリコプターによる偵察や職員の現地派遣、災害時協定に基づく無人航空機派遣要請等により、速やかに被害状況等の把握に努め、その情報等を直ちに関係機関に伝達する。

第２　放射性同位元素等取扱施設

１　情報の収集・伝達系統

ＲＩ施設における事故災害の収集・伝達系統は、次のとおりとする。

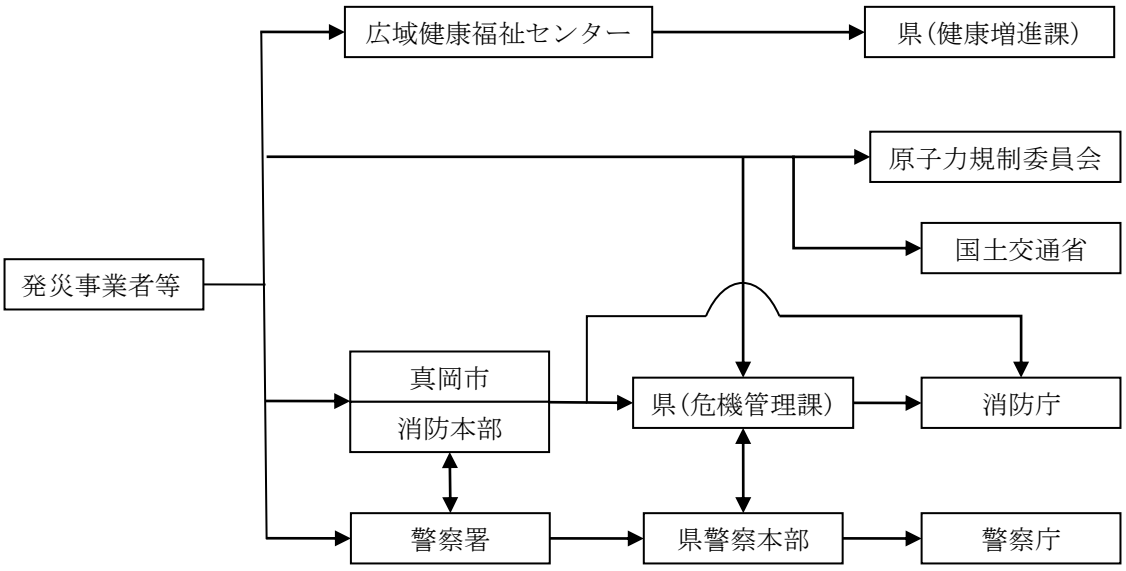

2　事業者の対策

ＲＩ等取扱事業者は、放射性物質による災害が発生するおそれがある場合は、直ちに国、県、市及び警察に連絡する。

3　市、消防機関の対策

(1) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、ＲＩ等取扱事業者と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

(2) 管理区域内における注水は、放射性物質の飛散を招くおそれがあるため、消防機関は、施設関係者と連携をとりながら状況の把握に努め、棒状注水を避け、低速噴霧注水でかつ必要最初小限の水量とする。

(3) 消防機関は、汚染水による身体汚染を防止するため、防水性を有する防護服等を着装するなど隊員の放射線被ばくを最小限に抑えることに留意し、応急活動を実施する。

(4) 市は、市民の安全と健康を守るため、市民への情報の提供や避難措置等を迅速かつ的確に実施する。

第３　放射性物質運搬

1　情報の収集・伝達系統

放射性物質運搬時における事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。

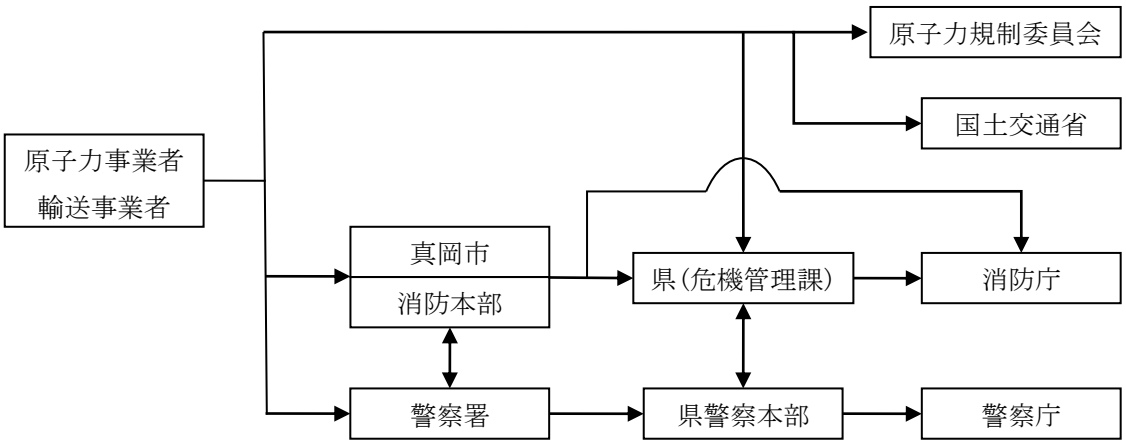

2　事業者の対策

(1) 原子力防災管理者は、核燃料物質等の事業所外運搬中に原子力災害対策特別措置法第10条第１項に規定された通報すべき事象（以下「特定事象」という。）発見後又は発見の通報を受けた場合、国、県、事故発生場所を所轄する市、警察機関、消防機関など関係機関に文書で送信する。さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認し、以後、応急対策の活動状況等を随時連絡する。

(2) 原子力事業者は、直ちに携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏洩の拡大防止対策、遮蔽対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図り、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者等に要員及び資機材の派遣要請を行う。

3　市、消防機関の対策

事故の報告を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。

第４　石油類等

1　情報の収集・伝達系統

石油類等危険物事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。

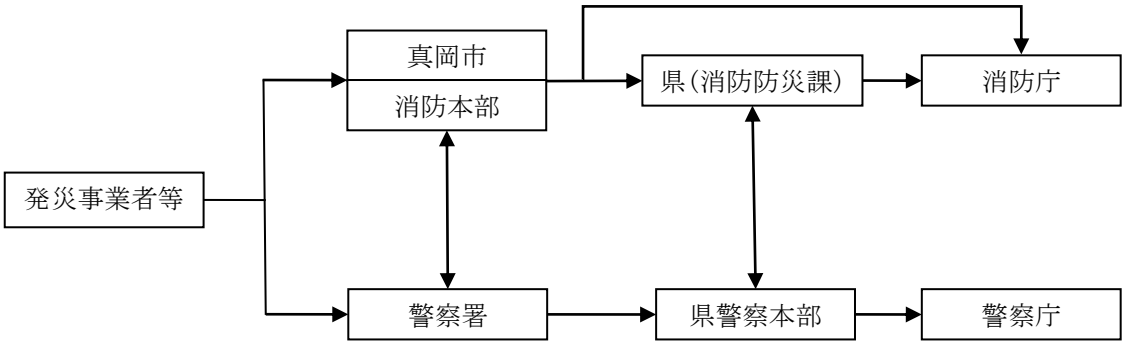

2　火災・爆発応急対策

(1) 危険物取扱事業所等の対策

ア　災害が発生した場合、消防、警察等関係機関に速やかに通報し、協力体制を確立する。

イ　災害が発生した場合、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。

ウ　災害発生時には災害の拡大を防止するため、関連する施設及び装置等の緊急停止を行うとともに、被災施設、関連施設の点検を実施する。

エ　危険物等施設の被害状況、付近の状況等について十分に考慮し、状況に応じた初期消火や流出防止措置を行う。

オ　地域市民の安全を図るため、発災した場合は、速やかに周知し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に市民への広報や避難誘導等の協力を求める。

(2) 市、消防機関の対策

ア　市は、被害の状況により所轄警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内市民への広報、避難誘導を行う。

イ　消防機関は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

3　漏洩応急対策

(1) 危険物取扱事業所等の対策

ア　災害が発生した場合、消防、警察等関係機関に速やかに通報し、協力体制を確立する。

イ　災害が発生した場合、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。

ウ　災害発生時には、直ちに土のう措置、排水溝閉止、オイルフェンス展張等により危険物の流出防止に努める。

エ　事故の発生状況、危険物の性状に対応した液面被膜措置やガス検知器等の活用による引火防止措置、さらには漏洩危険物の回収措置を実施する。

オ　地域市民の安全を図るため、発災した場合は、速やかに周知し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に市民への広報や避難誘導等の協力を求める。

(2) 河川管理者の対策

ア　河川管理者、河川以外の水路等の管理者は、パトロールによる監視を実施するとともに必要な場合は適切な応急対策を実施する。

イ　河川管理者、河川以外の水路等の管理者は、オイルフェンスの拡張など危険物の拡散を防止するとともに、必要な場合は吸着マット等回収資機材を活用し回収作業を実施する。

(3) 市及び消防機関の対策

ア　消防機関は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

イ　消防機関は、土のう設置により危険物等の河川等への流出を防止するなど、漏洩範囲を最小に止める措置をとるとともに、危険物の性状を把握し、引火による火災発生を防止する措置を実施する。

また、必要な場合は、吸着マット等回収資機材を活用し回収作業を実施する。

ウ　市は、被害の状況により所轄警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内市民への広報、避難誘導を行う。

第５　ＬＰガス・高圧ガス

1　情報の収集・伝達系統

高圧ガス事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。

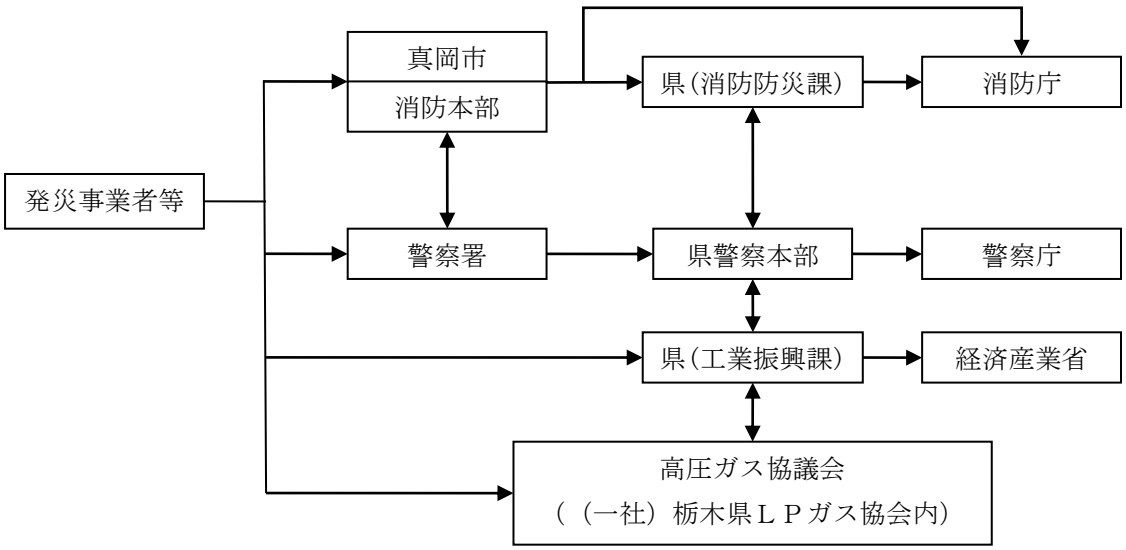

2　販売事業者、高圧ガス事業者等の対策

(1) 速やかな応急措置の実施

ア　販売事業者等は、二次災害を防止するため、市民に対する火気使用禁止、容器のバルブ閉止等の広報を行い、消防機関等関係機関と連携しながら適切な措置を講じる。

イ　事業者は、直ちに応急点検を実施し、施設配管の各種弁類等の緊急遮断等応急措置によりガス漏洩防止を図るとともに、県、消防本部、警察及び高圧ガス協議会等関係機関に速やかに通報する。

(2) 応援・協力

ア　販売事業者等は、応急措置や復旧に当たっては、人員、資機材等に関し相互に応援、協力する。

イ　高圧ガス協会等各支部内での対応が困難な場合は、高圧ガス協議会は、応援、協力について調整を行い、的確な応急措置、復旧措置を講じる。

ウ　高圧ガス事業者は、自らの防御措置では対応が不可能な場合には、高圧ガス協議会等防災関係機関と連携を図り、指定防災事業所に応援を要請する。

エ　高圧ガス協議会等防災関係機関は、協力要請に基づき、消防本部、警察署等防災関係機関との密接な連携の下、事業所の実施する応急対策に協力する。

3　市、消防機関の対策

(1) 市は、被害の状況により所轄警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内市民への広報、避難誘導を行う。

(2) 消防機関は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

(3) 消防機関は、高圧ガスの性状を把握し、消火活動、注水冷却措置等必要な措置を講じる。

(4) 消防機関は、ガス濃度測定を適時に実施するほか、ガスの性状を踏まえたガス滞留予測により、爆発等二次災害に留意して活動する。

第６　都市ガス

1　事業者等の対策

(1) 被害情報の収集・伝達

災害が発生した場合には、保安規程に定める処理要領に基づき、直ちに職員の緊急出動体制をとり、施設の点検、供給区域内の巡視を行うほか、消費者からの通報等により被害状況を把握する。

また、被害状況が把握された時点で、速やかに県、市町、警察、消防本部等関係機関に被害状況を連絡する。

(2) 災害対策本部の設置

災害によりガスの供給停止が生じた場合や災害の状況から必要と認める場合は、保安規定に定める処理要領に基づき、災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。

(3) 二次災害の防止

被害状況等必要に応じガスの供給を停止するなど適切な二次災害防止策を講じる。

(4) 救援要請

被害の状況から県都市ガス協会の救援が必要と判断した場合は、幹事ガス事業者に対して救援要請を行う。

(5) 救援隊の派遣

県都市ガス協会は、必要に応じて県都市ガス協会内に救援対策本部、被災事業者災害対策本部内に現地災害対策本部を設置するとともに、各ガス事業者に対して協力を要請し、救援隊を派遣する。

3　市、消防機関の対策

(1) 市は、災害時における緊急通報体制を活用して、災害状況を把握し、必要に応じ市民の避難誘導、立入禁止区域の設定等を行い危害防止に努めるとともに、県に応急対策の活動状況、応援の必要性について報告する。

(2) 消防機関は、漏洩ガス滞留による引火爆発等二次災害に留意して消火活動等応急対策を実施する。

(3) 消防機関は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

第７　火薬類

1　情報の収集・伝達系統

火薬類事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。

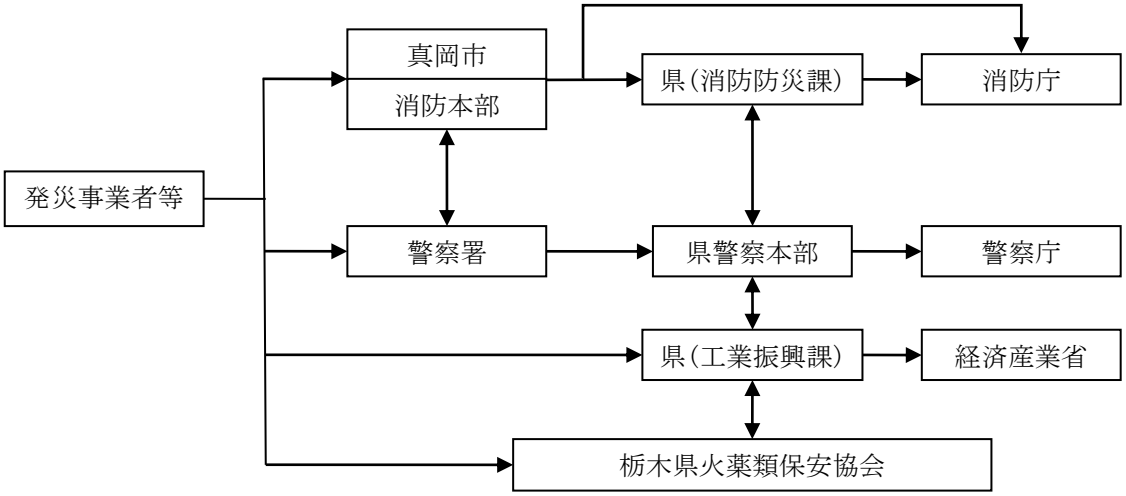

2　事業者等の対策

(1) 火災等により火薬庫等が危険な状態となるおそれがある場合、貯蔵火薬類を安全地域に移送する余裕のある場合は移し、かつ見張り人をつける。

(2) 移送する余裕がない場合等には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講じる。

(3) 火薬庫の入口等を目土等で完全に密封するなど安全の措置を講じ、必要があれば付近の市民に避難するよう警告する。

(4) 安定度に異常を呈した火薬類等は破棄する。

3　市の対策

(1) 市は、災害時における緊急通報体制を活用して、災害状況を把握し、必要に応じ市民の避難誘導、立入禁止区域の設定等を行い危害防止に努めるとともに、県に応急対策の活動状況、応援の必要性等について報告する。

(2) 消防機関は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

災害時における緊急通報体制を活用して、災害状況を把握し、必要に応じ市民の避難誘導、立入禁止区域の設定等を行い危害防止に努めるとともに、県に応急対策の活動状況、応援の必要性等について報告する。

第８　毒物・劇物

1　情報の収集・伝達系統

毒物・劇物事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。

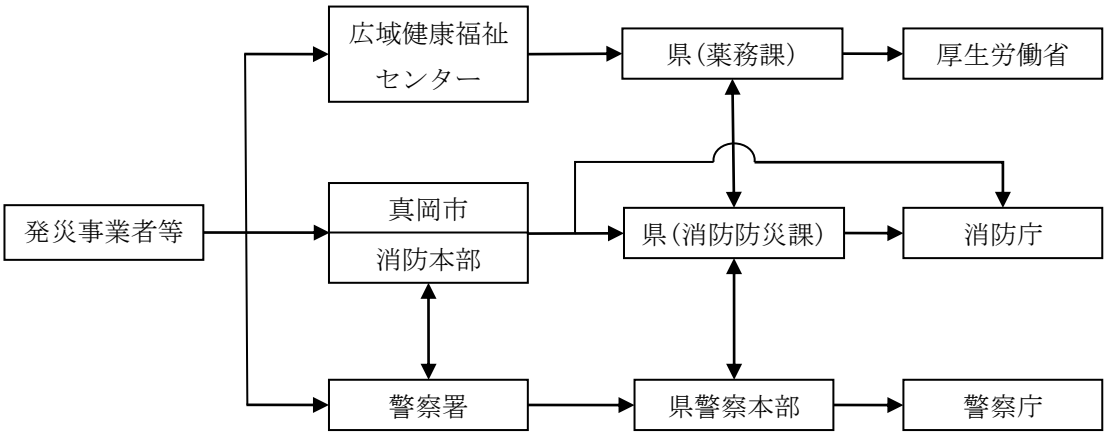

2　事業者の対策

(1) 毒物・劇物の流出等の災害が発生し、周辺市民の健康被害のおそれが生じた場合には、市、県、消防本部、警察署等へ通報する。

(2) 漏洩、流出した毒物・劇物の中和処理等の応急措置を実施し、周辺市民の安全を確保するための措置を講じる。

(3) 災害が発生した場合は、直ちに貯蔵設備等の応急点検や必要な災害防止措置を講じる。

3　市、消防機関の対策

(1) 状況により周辺市民への周知、避難指示等、避難誘導、立入禁止区域の設定等の措置を講じる。

(2) 消防機関は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

第２２節　広報対策

災害時の社会的混乱を防ぐため、市は消防機関、警察署等の関係機関と連携して、市民ニーズに対応した広報活動を行う。

第１　広報の内容

市は、消防機関、警察署等の防災関係機関等と連携して、災害の規模、態様等に応じて、市民生活に関係する次の事項について広報を実施するほか、時間ごとに変化する被災者の情報ニーズに的確に対応した情報の提供に努める。

なお、(10)については、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

(1) 災害の規模、被害の状況に関する事項
(2) 避難指示等に関する事項
(3) 犯罪の防止等社会秩序の維持に関する事項
(4) 医療救護活動に関する事項
(5) 交通規制等に関する事項
(6) 食料・飲料水・生活必需品の供給に関する事項
(7) 保健衛生に関する事項
(8) 道路、橋りょう、河川等の復旧に関する事項
(9) 電気、ガス、上下水道、電話等ライフラインの復旧に関する事項
(10) 被災者の安否に関する情報
(11) ボランティア・義援物資の受入れに関する事項
(12) 問い合わせ・要望・相談等の対応に関する事項
(13) その他関係機関の応急対策に関する事項
(14) 個人の防災心得等人心の安定のために必要な事項
(15) その他必要な事項

第２　市の広報活動

１　災害時の広報体制

市は、次により災害時の広報活動を実施する。

(1) 災害情報等の提供窓口の一元化

災害情報等を市民に的確に提供するため、確実な情報の収集に努めるとともに、情報提供窓口の一元化を図る。

(2) 広報活動

市は、各種広報媒体を活用して市民への災害情報や生活情報を提供する。広報活動にあたっては、市民生活の混乱を防止し、効率的な広報を行うため、県等の関係機関との相互連絡体制を確立し、迅速、的確な広報を行うことに努める。

2　市民に対する災害情報等の提供

(1) 報道機関を通して行う災害情報等の提供

報道する事項について本部員会議に諮ったうえ、報道機関を通じて提供するものとする。

発表の時期については適宜行うこととするが、時期等についてはあらかじめ報道機関と協議し、協力を得て行うものとする。

(2) 要配慮者等への配慮

ア　災害で道路や通信が途絶した地域への情報が伝達されるよう、各種広報手段を活用する。

イ　視聴覚障がい者、外国人等に情報が伝達されるよう、福祉団体、外国人団体、ボランティア等の支援を得て的確な情報提供を行う。

特に、視聴覚障がい者に対する情報支援に当たっては、障害の程度（全盲、弱視、聞こえの状態など）に応じた提供方法（点字・音声・拡大文字、手話・文字・拡張器など）による情報支援に努める。

ウ　一時的に遠隔地に避難した被災者に対して、生活再建・復興計画等に関する情報が伝達されるよう、情報伝達手段を工夫する。

(3) 各種広報手段の活用

市は、市民に対して、災害情報や生活情報等をよりきめ細かに提供するため、関係機関の協力を得て、次の広報活動を実施する。

ア　市防災行政無線による放送

イ　広報車によるの呼びかけや印刷物の配布、掲示

ウ　避難場所等への公共掲示板の設置、ポスターの掲示等による各種情報の周知

エ　災害情報等に関する広報紙、チラシ、ビラ等を作成・配布

なお、視聴覚障がい者や外国人等には、各種団体やボランティアの支援等を得た、点字や録音テープ、多言語による広報資料を作成・配布

オ　テレビ、ラジオ、有線放送等による情報提供

カ　自主防災組織を通じた回覧等による周知

キ　ホームページやメール等の情報通信技術を活用した情報提供

ク　ボランティアの協力を得た、情報の収集や広報活動

3　災害時等における報道要請

大規模災害が発生した場合に、災害の防止と被害拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行い、必要に応じて県を通じて報道機関に要請を行う。

(1) 警報の発令・伝達、避難の指示

(2) 消防、その他の応急措置

(3) 被災者の救難、救助その他の応急措置

(4) 災害を受けた児童生徒の応急の教育

(5) 施設、設備の応急の復旧

(6) 保健衛生に関すること

(7) 交通の規制、緊急輸送の確保

(8) 災害の拡大防止の措置

(9) その他災害応急対策に関すること

第３　記録写真等の収集

市は、災害に関する写真や映像等を整理・保存するほか、関係機関が保持する災害写真、ビデオ等資料の収集に努める。

大規模又は特異な災害若しくは長期間にわたり日常生活に影響する災害が発生した場合等の写真は、各関係機関で積極的に収集するとともに、市民の撮影した写真にも留意する。

第４　その他の機関の広報活動

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体・防災上重要な施設の管理者は、それぞれ各機関において定めるところにより、県、市その他関係機関と連携を図り、迅速、的確な広報活動を実施する。

第２３節　自発的支援の受入

大規模災害発生時に被災地に駆けつけたボランティアが混乱なく円滑に活動できるよう、市は関係機関と連携して適切な支援調整を行うとともに、被災者の必要物資等を把握し、広報機関を通じて義援物資・義援金を募り、寄せられた義援物資・義援金を的確に受入れ、公平に分配する。

第１　ボランティアの受入・活動支援

１　災害時のボランティアの活動内容

災害時において、ボランティアに期待される活動内容は、次のものが想定される。

(1) 災害・安否・生活情報の収集・広報
(2) 炊出し、その他の災害救助活動
(3) 医療、看護
(4) 高齢者、障がい者等の介護、外国人への通訳
(5) 清掃、保健衛生活動
(6) 災害応急対策物資・資材の輸送、仕分け
(7) 家屋内の土砂、家具の除去等、応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
(8) 災害応急対策事務の補助
(9) その他災害応急対策に関する業務

２　ボランティア活動の支援調整

市社会福祉協議会は、市、県、県社会福祉協議会と連携して、災害救助活動や被災者個人の生活の維持・再建等の場面に、全国から参集することが予想される多くのボランティアの活動を支援・調整するための体制の整備を図る。

また、真岡市総合福祉保健センターにボランティアの受入れ窓口となる災害ボランティアセンターを設置して、ボランティア活動が円滑に行えるよう、被害情報や活動に必要な拠点、資機材等の提供について支援するるとともに、設置の事実をホームページ等に公表するなどの市民やボランティアへの周知を図る。

＜資料編　・災害ボランティアセンターの概要（P 521）＞

第２　義援物資・義援金の受入・配分

１　義援物資の受入

(1) 義援物資の受入

市は、義援物資に関する対応方針について、ホームページへの掲載や報道機関への報道依頼により周知徹底を図る。

ア　受入れを希望する物資及び希望しない物資（需要状況を勘案し、随時更新する。）
イ　義援物資の受入場所
ウ　義援物資の問合せ窓口（健康福祉部）

また、義援物資は、物資集積所において、受入れ、一時保管、仕分け、配送を行い、適切な在庫管理に基づき、必要とする義援物資のリストを作成、公表し、応急対策が終了するまで定期的に更新する。

(2) 義援物資集積所

市は、地域物資拠点等から適地を選定し、義援物資の一時保管を行う。

(3) 義援物資の需給調整と情報発信

市は、被災地のニーズと全国から寄せられる義援物資を的確に結び付け、円滑な救援活動を実施するため、報道機関の協力を得て、被災地における物資の過不足に関する情報提供を行う。

2　義援金の受入・配分計画

(1) 義援金配分委員会の設置

義援金の受入・配分は、市や市社会福祉協議会等により義援金配分委員会を構成し、実施する。配分委員会は、義援金の配分対象者、配分基準、配分時期、配分方法やその他必要な事項について審議する。

(2) 義援金の受入

義援金は、各受付機関で受入れるものとし、受付機関において一時管理を行うものとする。配分委員会が設置された後は、配分委員会が各受付機関から引き継ぎを受けて配分が終了するまで管理する。

(3) 義援金の配分

義援金の配分は、被害程度、被害人員を考慮して、配分委員会で決定する。

(4) 配分結果の公表

配分委員会は、義援金の配分結果について公表し、救援活動の透明性の確保を図るものとする。

第２４節　孤立集落応急対策

市は、災害に起因する土砂災害や大雪等による道路や通信の途絶によって孤立状態となった集落に対し、迅速に状況を把握し、応急対策活動を実施する。

第１　孤立実態の把握

市は、孤立可能性地区と連絡をとり、孤立発生の有無及び被害状況の把握に努める。また、現地との連絡がとれない場合は、ヘリコプターを要請するとともに、必要に応じて職員の現地派遣や災害時応援協定に基づく無人航空機（ドローン）等による情報収集に努める。

孤立集落内の自主防災組織の長は、集落内の状況把握に努める。

第２　救出・救助活動の実施

市は、負傷者発生など人的被害の状況が判明した場合は、関係機関と連携し早急な救出・救助活動を実施する。

第３　通信体制の確保

市は、通信の途絶を解消するため、通信機関等と連携し、衛星携帯電話等の貸与や職員の派遣により、通信体制の確保を図る。

第４　生活必需物資の輸送

市は、孤立集落市民の生活を維持するため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を、ヘリコプターによる空輸、不通箇所での中継による陸上輸送など状況に応じた手段により実施する。

第５　道路の応急復旧

市は、優先して道路復旧を実施して、孤立集落に対する輸送ルートを確保する。

第４章　復旧・復興

第１節　復旧・復興の基本的方向の決定

被災の状況、地域の特性、関係者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに強いまちづくりを図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

第１　基本的方向の決定

１　実施体制

市及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を考慮しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

２　市民との協同

被災地の復旧・復興は、市民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うものとする。

３　国等職員の派遣要請

市及び県は、復旧・復興にあたり、必要に応じ国、他の地方公共団体等に職員の派遣等協力を求めるものとする。

第２　迅速な原状復旧

市及び県その他関係機関は、次の点に留意して公共施設等の復旧にあたるものとする。

１　施設の重要度、被災状況等を勘案し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用すること。

２　施設の復旧は、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとすること。

３　地盤の緩みにより土砂災害の危険が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うこと。

４　ライフライン、交通輸送等の関係機関については、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示すること。

５　施設の復旧作業に伴うがれきその他の廃棄物は、その事業者が適正に処理すること。

第３　計画的復興の推進

１　復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な被害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、市及び県は、必要に応じて復興計画を作成し、関係機関の諸事業の調整を図って計画的に復興を進めるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害であって当該非常災害に係る災害対策基本法第28条の２第１項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）を受けた場合、市は必要に応じて復興計画を定めるものとする。

市の定める復興計画は、県の復興基本方針に即して、以下の事項を定めるものとする。

(1) 復興計画の区域

(2) 復興計画の目標

(3) 市における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項

(4) (2)の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令に定める事項

(5) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の地域市民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項

(6) 復興計画の期間

(7) その他復興整備事業の実施に関し必要な事業

2　防災まちづくり

(1) 防災まちづくりに関する計画

必要に応じ、市及び県は、再度災害防止と、より快適な都市環境の整備を目指し、市民の安全と環境保全等に配慮した防災まちづくりを実施する。

その際、両者は、まちづくりは現在の市民のみならず将来の市民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、市民の理解を求めるよう努める。

(2) 防災まちづくりに関する留意事項

市及び県は、防災まちづくりに関する計画の作成にあたっては、「都市復興ガイドライン」等をもとに、次の点に留意するものとする。

ア　復興のため市街地の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法を活用するとともに、市民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに市民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図ること。

イ　必要に応じ、おおむね次のような事項を基本的な目標とすること。

（ア）河川の治水安全度の向上

（イ）土砂災害に対する安全性の確保

（ウ）避難場所や延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備

（エ）ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化

（オ）建築物や公共施設の耐震化、不燃化

（カ）耐震性貯水槽の設置

ウ　被災施設の復旧作業、がれきの処理事業にあたっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を踏まえ、必要に応じ傾斜的、戦略的実施を行う。

エ　市民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者側の選択肢、施策情報の提供等を行う。

第２節　民生の安定化対策

災害により被害を受けた市民・事業者の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、生活相談等を計画的に実施し、人心の安定と社会生活の早期回復に万全を期する。

第１　被災者のための相談、支援

市は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、必要に応じて防災関係機関と連携し、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口を設置するものとする。

また、被災地外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与えないような広報・連絡体制を整える。

第２　罹災証明書の発行

市は、市内で災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付する。

また、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、専門的な知識及び経験を有する職員の育成、市と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第３　租税の減免等の措置

市は、災害の状況に応じて法令、条例の規定に基づき、市税の申告・納付等の延長、徴収猶予、減免等を行う。

第４　被災者生活再建支援制度

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して都道府県が拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって市民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する制度。

１　対象となる災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、地震、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生じる災害であって次のいずれかに該当するもの。

(1) 災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号に該当する被害（同条第２項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町における自然災害

(2) 10世帯以上の住宅が全壊した市町における自然災害

(3) 県内で100世帯以上の住宅が全壊した自然災害

(4) 県内のいずれかの市町において(1)又は(2)に規定する被害が発生している場合で、その他の市町で５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（人口10万人未満のものに限る。）

(5) 栃木県に隣接する都道府県で(3)又は(4)に規定する被害が発生している場合で、(1)から(3)に規定する区域のいずれかに隣接し、かつ、全壊５世帯以上の被害が発生した市町における自然災害（人口10万人未満のものに限る。）

(6) (3)又は(4)に規定する都道府県が２以上ある場合に、５世帯（人口10万人未満の市町に限る。人口５万人未満の市町にあっては２世帯）以上の住宅全壊被害が発生した市町における自然災害

2　支給対象世帯

支給対象は、次のいずれかに該当する世帯。

(1) 居住する住宅が全壊した世帯

(2) 居住する住宅が半壊し、又は居住する住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯

(3) 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯

(4) 居住する住宅が半壊し、大規模な改修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

3　支給金額

下表に示す区分により支給される。

（単位：万円）

	世帯人員	合計支給限度額	基礎支援金	加算支援金		
				住宅の再建方法		
				建設・購入	補修	賃借
全壊・解体・長期避難世帯	単数	225	75	150	75	37.5
	複数	300	100	200	100	50
大規模半壊世帯	単数	187.5	37.5	150	75	37.5
	複数	250	50	200	100	50
中規模半壊	単数	75	－	75	37.5	18.75
	複数	100	－	100	50	25

※単数世帯とは、その世帯に属する者の数が一である世帯をいう。

※基礎支援金の金額は、住宅の再建方法に関わらず、一定額が支給される。

※加算支援金は、住宅の再建方法により支給額が異なる。

4　支給手続

被災者は、支給申請は市に行い、提出を受けた市は申請書等の確認を行い、取りまとめの上、県に提出する。は、当該書類を委託先である（公財）都道府県センター被災者生活再建支援基金部に提出する。

＜支援金支給事務手続＞

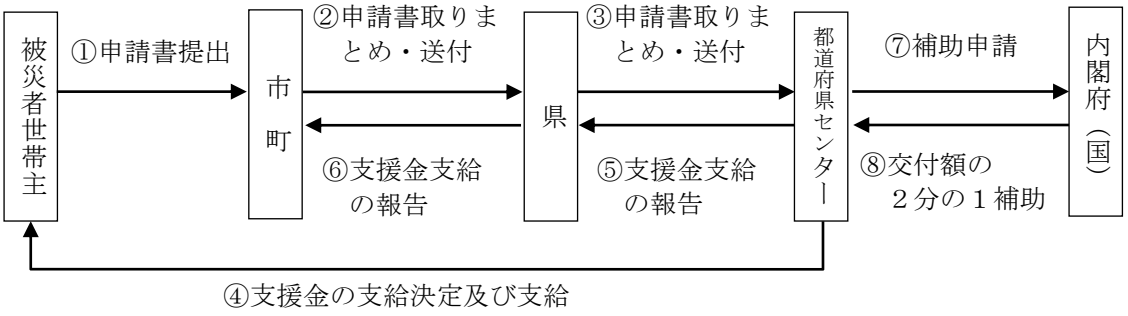

第５　栃木県被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援が適用されない被災世帯を支援するために創設され栃県独自の制度。

1　対象となる災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生じる災害であって被災世帯数の規模等により、支援法が適用されない区域の災害

2　支給対象世帯

本節第４の２と同じ

3　支援金額

本節第４の３と同じ

4　支給手続

被災者は、支給申請を市に行い、提出を受けた市は申請書等の確認を行い、支援金額を支給する。

なお、支援金支給に要した市の費用については、栃木県市町村振興協会から市に交付される。

＜支援金支給事務手続＞

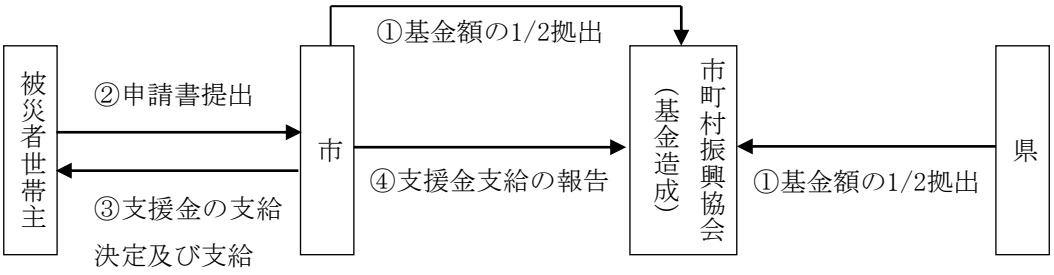

第６　融資・貸付・その他資金等の支援

県は、被災した市民の生活の早期再建を図るため、資金枠の確保、貸付け等の金融支援や金融機関等の災害関連資金に関する情報提供等を行う。

＜融資・貸付・その他資金等の概要＞

	資　金　名　等	対　象　者	窓　口	担当課(県)
支給	災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	市社会福祉課	危機管理課
	災害障害見舞金	災害により精神・身体に重度の障害を受けた者	市社会福祉課	危機管理課
貸付	災害援護資金貸付金	災害により被害を受けた世帯の世帯主（所得制限あり）	市社会福祉課	危機管理課
	生活福祉資金	災害により被害を受けた低所得世帯	市社会福祉協議会	保健福祉課
	勤労者生活資金	災害により被害を受けた県内居住の勤労者	労働金庫	労働政策課
	中小企業融資 (県制度融資)	災害により被害を受けた中小企業者	県 銀行 信用金庫 信用組合 商工組合中央金庫	経営支援課
	災害復興住宅融資	災害により被害を受けた住宅の所有者	住宅金融支援機構	住宅課

	資　金　名　等	対　　象　　者	窓　　口	担当課(県)
	災害条例資金制度 （災害経営資金） （施設復旧資金）	災害条例が適用された場合に市長の認定を受けた被害農漁業者	農業協同組合等	経済流通課
	農業近代化資金 （災害復旧支援資金）	市長の認定を受けた被害農業者	農業協同組合等	経 済 流 通 課
	災害により被害を受けた農林漁業者向け融資 ・農林水産業事業「農林漁業施設資金（災害復旧施設）」、「農林漁業セーフティネット資金（災害）」	市長が発行する罹災証明書の交付を受けた農林漁業者	日本政策金融公庫	経済流通課 林業木材産業課

第７　被災者への制度の周知

市、及びその他関係機関等は、被災者に対する各種相談、施策を実施するときは、次のような広報手段を用いて周知を図る。

１　放送、新聞広報

２　広報車、広報誌、チラシ

３　ケーブルテレビ（いちごチャンネル）

４　市及び関係機関等のホームページ

第３節　公共施設等災害復旧対策

公共施設の早期復旧を図るため、市は、県、防災関係機関と連携して被害状況を的確に調査把握し、速やかに復旧計画を策定し、早期に復旧事業を実施する。

第１　災害復旧事業の種別

公共施設の災害復旧を国が直轄で、あるいは市等に対して負担又は補助して実施する災害復旧事業は以下のとおり。

災害復旧事業名	関係省庁	県担当課
1　公共土木施設災害復旧事業（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）		
(1) 河川	国土交通省	河川課
(2) 砂防設備	国土交通省	砂防水資源課・河川課
(3) 林地荒廃防止施設	農林水産省	森林整備課
(4) 地すべり防止施設	国土交通省	砂防水資源課・河川課
	農林水産省	農地整備課・森林整備課
(5) 急傾斜地崩壊防止施設	国土交通省	砂防水資源課・河川課
(6) 道路	国土交通省	道路保全課・河川課
(7) 下水道	国土交通省	都市整備課・河川課
(8) 公園	国土交通省	都市整備課・河川課
2　農林水産業施設等災害復旧事業（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）		
(1) 農地・農業用施設	農林水産省	農地整備課
(2) 林業用施設	農林水産省	林業木材産業課・森林整備課
(3) 共同利用施設	農林水産省	環境森林部・農政部
3　文教施設等災害復旧事業		
(1) 公立学校施設（公立学校施設災害復旧費国庫負担法）	文部科学省	施設課
(2) 私立学校施設（激甚災害法）	文部科学省	文書学事課・こども政策課
(3) 公立社会教育施設（激甚災害法）	文部科学省	生涯学習課・スポーツ振興課
(4) 文化財	文部科学省	文化財課
4　保健衛生施設等災害復旧事業	厚生労働省	保健福祉課 健康増進課 障害福祉課 生活衛生課 薬務課
5　社会福祉施設災害復旧事業	厚生労働省	保健福祉課 こども政策課 高齢対策課 障害福祉課
6　廃棄物処理施設災害復旧事業	環境省	廃棄物対策課

災　害　復　旧　事　業　名	関 係 省 庁	県担当課
7　医療施設災害復旧事業		
(1) 公的医療機関	厚 生 労 働 省	医療政策課
(2) 民間医療機関（資金融資）	厚 生 労 働 省	医療政策課
8　水道施設災害復旧事業	厚 生 労 働 省	生活衛生課
9　都市施設災害復旧事業（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針）		
(1) 街路	国 土 交 通 省	都市整備課
(2) 都市排水施設	国 土 交 通 省	都市整備課
(3) 堆積土砂排除事業	国 土 交 通 省	都市整備課
(4) 湛水排除事業	国 土 交 通 省	都市整備課
10　住宅災害復旧事業（公営住宅法）		
(1) 罹災者公営住宅の建設	国 土 交 通 省	住宅課
(2) 既設公営住宅の復旧	国 土 交 通 省	住宅課
(3) 既設改良住宅の復旧	国 土 交 通 省	住宅課
11　災害関連緊急事業		
(1) 災害関連緊急治山事業	農 林 水 産 省	森林整備課
(2) 災害関連緊急地すべり防止事業	農 林 水 産 省	森林整備課
(3) 災害関連緊急砂防事業	国 土 交 通 省	砂防水資源課
(4) 災害関連緊急地すべり対策事業	国 土 交 通 省	砂防水資源課
(5) 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	国 土 交 通 省	砂防水資源課
(6) 災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業（がけ特）	国 土 交 通 省	砂防水資源課
(7) 災害関連緊急雪崩対策事業	国 土 交 通 省	砂防水資源課
(8) 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業	国 土 交 通 省	砂防水資源課
12　その他の災害復旧事業等		
(1) 鉄道施設（鉄道軌道整備法）	国 土 交 通 省	交通政策課
(2) 公共土木施設に関する災害時における工事施工中の手戻り工事	国 土 交 通 省	（各事業所管課）
(3) その他の復旧事業	（関係省庁）	（関係課）

第２　災害復旧事業実施方針

１　災害復旧事業計画の策定

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国、県が費用の全部又は一部を負担、補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を立て、査定実施が速やかに行えるよう努める。

２　災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の策定にあたっては、被災地の状況、被害発生の原因等を考慮し、災害の再発防止と速やかな復旧が図られるよう関係機関との連絡調整を十分図り、事業期間の短縮に努める。

第３　災害復旧事業事務手続

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく手続は次のとおりである。

＜公共土木施設災害復旧事業事務手続の流れ＞

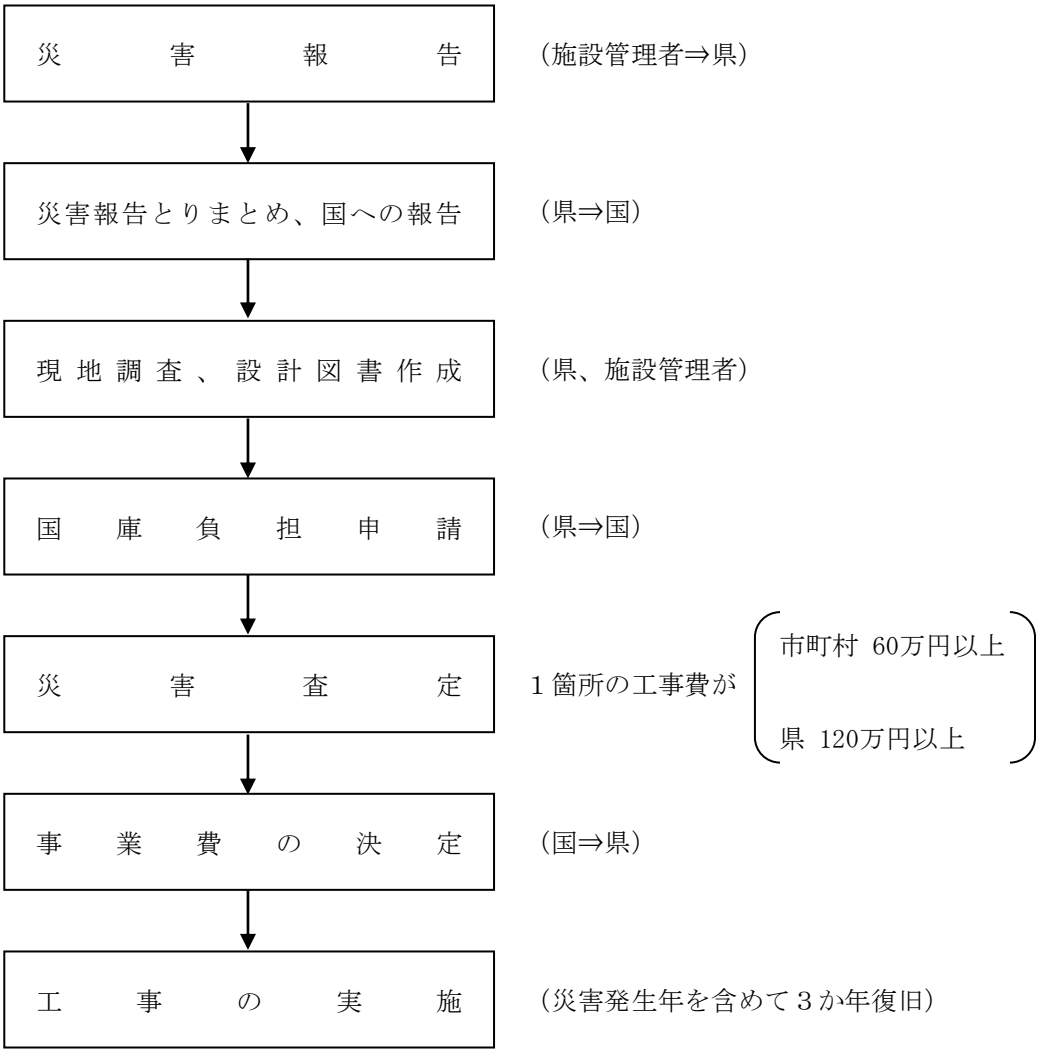

第４　激甚災害の指定に関する計画

１　計画の方針

災害により甚大な被害が生じた場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設等の災害復旧事業が迅速、円滑に実施できるように努める。

２　激甚災害に関する調査

県は、市町の被害状況等を検討の上、激甚災害（本激）、局地激甚災害（局激）の指定を受ける必要があると考えられる事業について、関係各部で必要な調査を実施する。

市は、県が行う激甚災害、局地激甚災害に関する調査等について協力する。

３　激甚災害適用措置の指定手順

激甚災害指定及び適用措置は、中央防災会議が決定した「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づき次のとおり指定される。

(1) 激甚災害指定手順

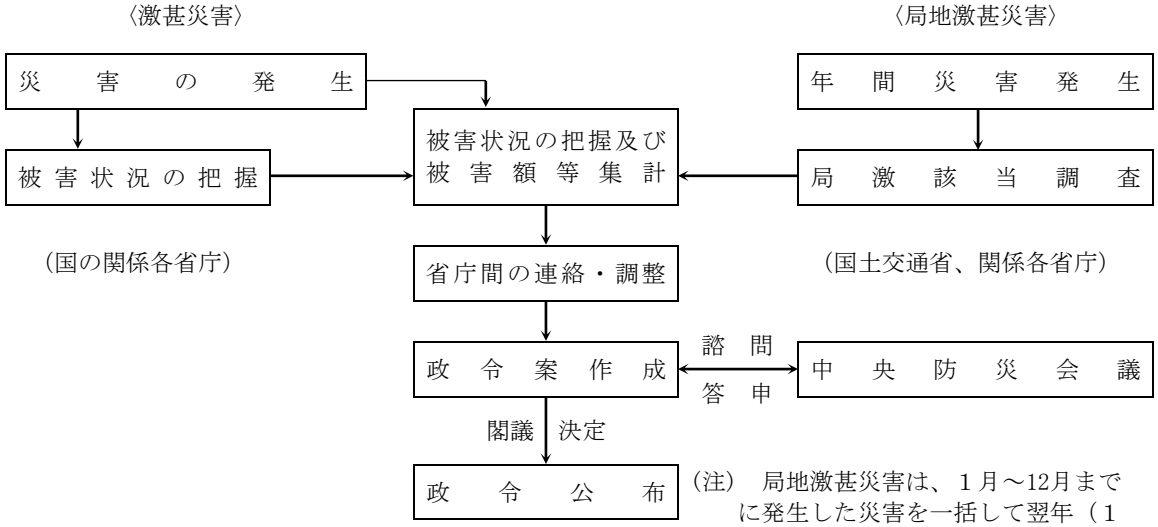

(2) 適用措置と指定基準

ア　激甚災害

適用措置	指定基準
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 〈法第３条、第４条〉	次のいずれかに該当する場合 〔Ａ基準〕 全国査定見込額＞全国標準税収入×0.5% 〔Ｂ基準〕 全国査定見込額＞全国標準税収入×0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上 (1)　県分査定見込額＞県の標準税収入×25% (2)　県内市町の査定見込額総計＞県内市町標準税収入総計×５%

適　用　措　置	指　　定　　基　　準
農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 〈法第５条〉	次のいずれかに該当する場合 〔Ａ基準〕 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×0.5% 〔Ｂ基準〕 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上 (1)　都道府県の事業費査定見込額＞都道府県の当該年度の農業所得推定額×４% (2)　都道府県の事業費査定見込額＞10億円
農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 〈法第６条〉	次のいずれかに該当する災害 ただし、当該施設に係る被害見込み額が5,000万円以下と認められる場合は除く (1)　激甚災害法第５条の措置が適用される激甚災害 (2)　農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得額×1.5%で激甚災害法第８条の措置が適用される激甚災害
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 〈法第８条〉	次のいずれかに該当する災害 ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮 〔Ａ基準〕 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×0.5% 〔Ｂ基準〕 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が１以上あるもの 一つの都道府県の特別被害農業者数＞当該都道府県内の農業を主業とする者の数×３%
森林災害復旧事業に対する補助 〈法第11条の２〉	次のいずれかに該当する災害 〔Ａ基準〕 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ） ＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×おおむね５% 〔Ｂ基準〕 林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×おおむね1.5% かつ、次の要件に該当する都道府県が１以上あるもの (1)　一つの都道府県の林業被害見込額＞当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×60% (2)　一つの都道府県の林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×おおむね1.0%

適　用　措　置	指　　定　　基　　準
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 〈法第12条〉	次のいずれかに該当する災害 〔Ａ基準〕 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額（第２次産業及び第３次産業国民所得×中小企業付加価値×中小企業販売率。以下同じ）×0.2% 〔Ｂ基準〕 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額×0.06% かつ、次の要件に該当する都道府県が１以上あるもの (1)　一つの都道府県の中小企業関係被害額＞当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×２% (2)　一つの都道府県の中小企業関係被害額＞1,400億円
公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 〈法第16条〉 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 〈法第17条〉 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 〈法第19条〉	激甚災害法第２章の措置が適用される激甚災害 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く
罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 〈法第22条〉	次のいずれかに該当する災害 〔Ａ基準〕 滅失住宅戸数＞4,000戸以上 〔Ｂ基準〕 次のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の滅失戸数は、被害の実情に応じ特例的措置を講じることがある (1)　被災地全域の滅失住宅戸数＞2,000戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの ア　一市町村の区域内で200戸以上 イ　一市町村の区域内の住宅戸数の10%以上 (2)　被災地全域の滅失住宅戸数＞1,200戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの ア　一市町村の区域内で400戸以上 イ　一市町村の区域内の住宅戸数の20%以上
小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 〈法第24条〉	(1) 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については、激甚災害法第２章の措置が適用される災害 (2) 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については、激甚災害法第５条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生の都度被害の実情に応じて個別に考慮

イ　局地激甚災害

適　用　措　置	指　　定　　基　　準
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 〈法第３条､第４条〉	査定事業費＞当該市町村の当該年度の標準税収×50％（ただし、当該事業費の額が1,000万円未満のものを除く） ただし、この基準に該当する市町ごとの査定事業費の額を合算した額がおおむね１億円未満のものを除く
農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 〈法第５条〉	農地等の災害復旧事業に要する経費＞当該市町村の当該年度の農業所得推定額×10％（ただし、当該経費の額が1,000万円未満のものを除く）
森林災害復旧事業に対する補助 〈法第11条の２〉	林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ）＞当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×1.5倍 ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05％未満の場合を除く かつ、次の要件に該当する市町村が１以上あるもの (1) 大火による災害の場合 当該災害に係る要復旧見込面積がおおむね３００haを超える市町村 (2) その他の災害 当該災害に係る要復旧見込面積＞当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る）×おおむね25％
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 〈法第12条〉	中小企業被害額＞当該市町村の中小企業所得推定額×10％（ただし、当該被害額が1,000万円未満の場合を除く） ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満の場合は除かれる
小災に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 〈法第24条〉	法第２章又は第５条の措置が適用される場合適用

震 災 対 策 編

第１章　総　　則

第１節　計画の目的等

第１　計画の目的

真岡市地域防災計画（以下「計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、真岡市に係る防災に関し、市、関係機関及び市民が処理すべき事務又は作業の大綱を定め地域における災害に対する予防、応急対策及び復旧の各種対策を実施することにより市民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第２　計画の性格

この計画は、市及び防災関係機関等の防災対策の実施責任を明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものであり、その実施細目等については、別途関係機関が定める。

市、防災関係機関等は、国の防災基本計画に基づくとともに、この計画を踏まえて、具体的計画を定め、その推進を図る。

第３　計画の構成

この計画は、「風水害等対策編」、「震災対策編」、「原子力災害対策編」、「資料編」からなり、本編はこのうち「震災対策編」として、地震に係る災害対策を定めるものとするが、この計画に定めのない事項、また風水害等対策編と内容に変更がない計画は、風水害等対策編を準用するものとする。

第４　修正

市、県及び防災関係機関は、さらに引続き調査・研究を行い、必要に応じ計画の見直しを図り、地震防災対策の確立に万全を期するものとする。

第２節　防災関係機関等の責務と業務の大綱

風水害等対策編第１章第２節「防災関係機関等の責務と業務の大綱」を準用する。

第３節　真岡市の概要

風水害等対策編第１章第３節「真岡市の概要」を準用する。

第４節　地震被害想定

真岡市周辺では、広範囲に被害をもたらす活断層は確認されていない。このため、市に被害をもたらす地震として、県が実施した地震被害想定の結果を参考に用いることとする。

第１　真岡市内最大の被害を及ぼす地震の想定

１　地震規模、震源等の設定

真岡市に最も甚大な被害をもたらす地震を想定するため、以下のとおり地震規模、震源等を設定した。

想定地震名	地震規模
想定真岡市直下地震	Ｍ６．９

なお、地震規模、震源等の設定に関する基本的な考え方は、次のとおりである。

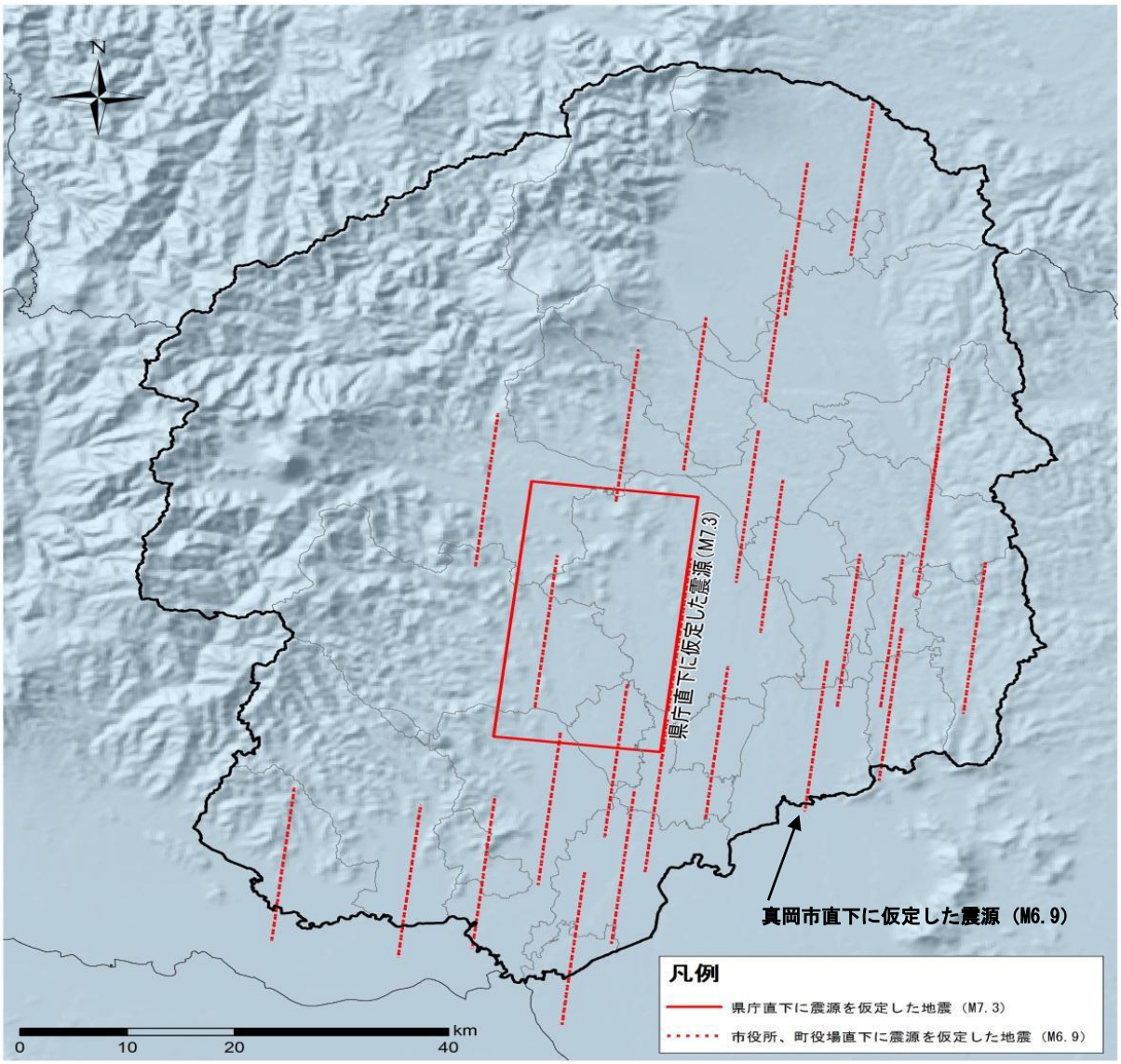

○真岡市として最も甚大な被害をもたらす地震を想定するため、真岡市直下で地震が発生すると仮定する。

※ 真岡市で大地震が発生しやすいということではない。

○国（首都圏直下地震対策専門調査会）では、地表に活断層が認められていない地震の事例を踏まえ、すべての地域でいつ発生するかわからない地震の規模としてマグニチュード６．９を設定している。

○県の防災行政の参考とする地震は、国の設定を踏まえるとともに、地表に活断層が認められていなかった地域で発生した最大級の地震である鳥取県西部地震（2000年 Ｍ７．３）を参考に県庁直下に震源を仮定したＭ７．３としているが、本市では、被害規模の大きい真岡市直下に震源を仮定したＭ６．９を参考とした。

２　発災ケース（季節・時刻等）

過去の地震の例等から、地震発生の季節や時刻によって被害規模等が異なってくることが考えられるが、被害が最大となる次のケース（季節・時刻等）を設定した。

被害区分	季節	時刻等	風速
建物被害	冬	深夜	10m/s
人的被害	冬	深夜	10m/s
その他被害	冬	18時	10m/s

【各ケース（季節・時刻等）における被害の特徴】

冬深夜・・・・・多くが自宅で就寝中に被災するため、建物倒壊による死者が発生する可能性が高い。一方、オフィスや市街地の滞留者や鉄道、道路の利用者が少ない。

冬18時・・・・・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。オフィスや市街地周辺のほか、駅にも滞留者が多数存在する。

第２　被害想定結果

被害想定結果については、平成25年度栃木県地震被害想定調査において、計測震度、液状化、土砂災害予測、建物被害、人的被害、ライフライン被害、機能被害等について予測されたものを参考とした。

○真岡市直下地震Ｍ６．９の被害想定

(1) 建物被害　（単位：棟）

全壊棟数	液状化	地震動	土砂災害	火災	合計
	31	3,666	3	135	3,835

(2) 人的被害　（単位：人）

区分		建物倒壊等	土砂災害	火災	合計
死者数		235	0	3	237
負傷者数		2,438	0	4	2,443
	（うち重傷者数）	410	0	1	411

注：端数処理により合計が一致しない場合有

(3) ライフライン被害（直後）

上水道被害 （断水人口）	63,271人
下水道被害 （支障人口）	13,519人
電力被害 （停電件数）	6,012軒
通信被害 （固定電話不通回線数）	3,506回線

(4) 避難者数（当日・1日後）　　（単位：人）

避難所避難者	避難所外避難者	合計
8,330	5,553	13,883

(5) 経済被害

直接被害額（建物資産、ライフライン交通施設、災害廃棄物等）　　3,117億円

第３　首都直下地震の被害想定

１　地震規模、震源等の想定

首都直下地震対策ワーキンググループでは、平成25年12月に取りまとめた最終報告において19とおりの地震を示しており、そのうち最大の被害を及ぼす地震について次のとおり想定している。

想定地震名	地震規模	震源
都心南部直下地震	Ｍ７．３	フィリピン海プレートの地殻内地震

○ 震度分布については、下図のとおり想定されている

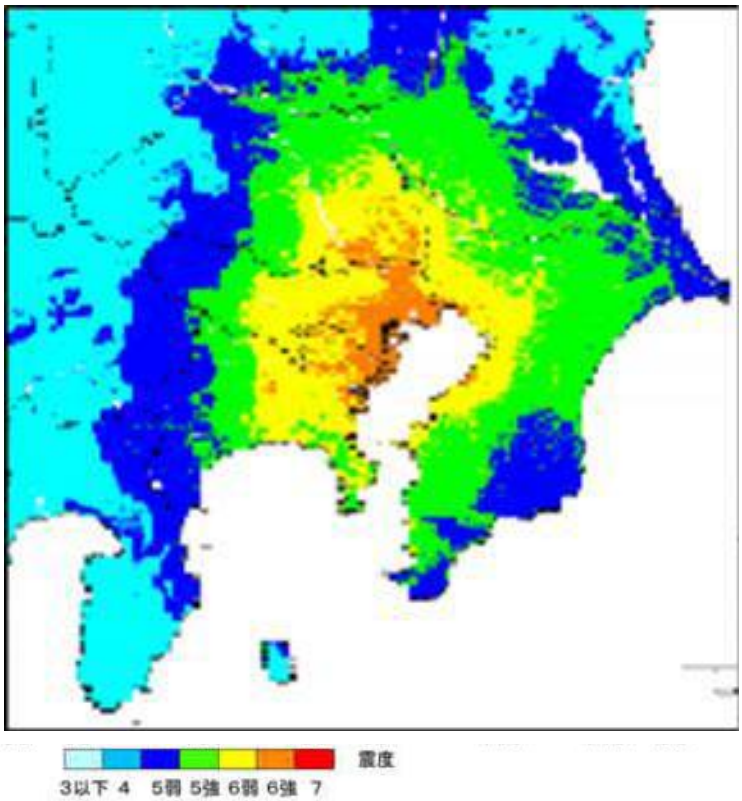

2　被害想定の概要

上記１の地震について調査会が取りまとめた被害想定結果においては、次のとおり人的、物的、その他の被害が予測されている。

	死者数(人)	建物全壊･焼失戸数(戸)					避難者(人)(1日後)	帰宅困難者数(人)(1日後)	発生する震災廃棄物(t)
		建物倒壊等	液状化	急傾斜地崩壊	火災	合計			
茨城県	－	約60	約1,200	－	約30	約1,300			
栃木県	－	－	約80	－	約10	約80			
群馬県	－	－	約80	－	約10	約90			
埼玉県	約2,400～3,800	約21,000	約4,900	約20	約71,000	約97,000			
千葉県	約900～1,400	約11,000	約5,600	約80	約25,000	約42,000			
東京都	約8,900～13,000	約105,000	約7,000	約300	約221,000	約333,000	約3,000,000	約3,800,000～4,900,000	
うち都区部	約8,000～11,000	約97,000	約6,800	約200	約195,000	約299,000	約1,500,000		
神奈川県	約3,600～5,400	約37,000	約2,800	約700	約95,000	約136,000			
山梨県	－	－	－	－	－	－			
静岡県	－	－	－	－	－	－			
合計	約16,000～23,000	約175,000	約22,000	約1,100	約412,000	約610,000	約3,000,000	約5,400,000～8,000,000	約9,800,000

※帰宅困難者数の合計は、1都4県（東京都、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県）の合計

※　冬夕方 風速8m/s

3　首都直下地震緊急対策区域について

国では、首都直下地震が発生した際に震度６弱以上（関係都府県等が管轄地域内の防災対策を検討するために個別地域の情報を踏まえて実施した被害想定や防災アセスメントの結果、震度６弱以上となる市区町村を含む。）になる地域を首都直下緊急対策区域として指定し、県内においては本市を含む次の６市１町が指定された。

足利市、佐野市、栃木市、小山市、**真岡市**、下野市、野木町

第４　想定結果に基づく本市の取組み

上記により想定された被害を軽減するため、市は、防災活動拠点となる公共施設の耐震化に努めるとともに、市民に対する住居耐震化の必要性の周知徹底、火災の延焼をくい止めるための消防力の強化等に努めるものとする。

また、地震発生後の停電、断水に備えて日頃から物資や資器材等の備蓄に努めるものとする。

＜資料編　・気象庁震度階級関連解説表（P 493）＞

第２章　予　　防

第１節　防災意識の高揚・ボランティア連携強化

この計画に定めのない事項は、風水害等対策編第２章第１節「防災意識の高揚・ボランティア連携強化」を準用する。

第１　市民の防災意識の高揚

１　自主防災思想の普及、徹底

自らの身の安全は自ら守るという「自助」の精神が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時は、自ら身の安全を守るよう行動することが重要である。平常時には、地震に関する基本的な知識を身に付けるとともに、各家庭において住家の耐震化、大型家具・電化製品の固定、安全な配置等に努める一方、地域において、市、地域自主防災組織等が行っている防災活動に積極的に協力し、災害時には、的確に身を守る、初期消火を行う、近隣の負傷者及び要配慮者を助ける、避難所等で自ら活動する、あるいは市、地域自主防災組織等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、市及び防災関係機関は、市民に対し、自主防災思想や正確な防災・気象に関する知識、特に「生命（いのち）・身体（み）を守る」ことに関する知識の普及、徹底を図る。

(1) 発生地震の想定

地震調査研究推進本部で作成している「全国地震予想地図」によれば、県内の山地を除くほとんどの地域で、今後30年間に震度６弱以上の地震に見舞われる確率が「やや高い」と評価される0.1%以上であるとされている。

このことから、市民の一人ひとりが最低限震度６弱以上の地震の発生を想定し、日頃からこれに備えておくことが望まれる。

(2) 地盤の揺れやすさ

一般には、地震の規模（マグニチュード）が大きいほど、また、震源から近い（伝播特性の１つ）ほど地震による揺れは大きくなる。しかし、マグニチュードや震源からの距離が同じであっても、表層地盤の違い（地盤特性）によって揺れの強さは大きく異なり、表層地盤がやわらかな場所では、固い場所に比べて揺れは大きくなる。

この効果を、ここでは「表層地盤のゆれやすさ」と表現し、この揺れやすさを視覚的に表したのが「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」（内閣府作成）である。栃木県では山地などの固い岩盤が地表近くまで迫っている地域では揺れにくく、柔らかい軟弱地盤が広がり生活しやすい平地では揺れやすくなっている。

自分の住む場所が揺れやすい土地なのかどうかあらかじめ把握しておくことも、地震が起きたときにとっさに身を守る助けとなる。

(3) 緊急地震速報による事前覚知

緊急地震速報を利用することにより、いち早く大きな地震の発生を知ることができる。

【緊急地震速報の仕組みの概要】

地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた初期微動（Ｐ波）の観測データを解析し、最大震度が５弱以上と予測された場合にその解析結果に基づいて各地での主要動（Ｓ波）の到達時刻や震度を予測し、テレビやラジオ、携帯電話等の緊急速報メール等で可能な限り素早く知らせる。

また、市の全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）を介し、大きな地震に対する注意情報を防災行政無線で瞬時に放送している。

【速報の発表条件】

地震波が２点以上の地震観測点で観測され、最大震度が５弱以上と予測されたとき

【速報の内容】

地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名、強い揺れ（震度５弱以上）が予測される地域及び震度４が予測される地域名

【留意事項】

・ 情報を発表してから主要動が到達するまでの時間は、長くても十数秒から数十秒と極めて短く、震源に近いところでは速報が間に合わないことがある。
・ ごく短時間のデータだけを使った速報であることから、予測された震度に誤差を伴う。

２　防災知識の普及啓発推進

市及び防災関係機関は、市民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、防災知識の普及啓発を推進する。

さらに、避難指示等が発表された場合の安全確保措置としては、緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市は、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

(1) 普及啓発活動

ア　市民への啓発内容

【速報を覚知したときのとっさの行動】

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、気象庁ホームページ「緊急地震速報を見聞きしたときは」に示されている自分の身を守る行動をとる必要がある。

イ　生命・身体を守る方法について

実際に地震が発生したときに具体的に身を守る方法として、（一財）消防科学総合センター作成のパンフレット「地震に自信を」では次のような事項を挙げている。

（ふだんの対策）

◆自分の家がいつ建てられたのかを調べておく。昭和56(1981)年に住宅の建物の強さを定める基準が強化されたため、これ以前に建てられている場合には十分な強度が備わっているか耐震診断を受けて、その結果に応じた補強を行う。

◆ ブロック塀や組積造の塀が、基準どおりに鉄筋が入っているか、転倒防止の控壁を設けているかなどの安全点検を行い、危険性が確認された場合は補修や撤去等を行う。

◆家具の固定や配置の見直しで、家の中での家具の転倒、照明や荷物の落下等が発生しないようにして、特に寝室や居間に安全な空間を確保する。

◆家庭で防災会議を開き、大地震のときに家族があわてず行動できるように、ふだんから次のようなことを話し合い、それぞれの分担を決めておく。

・家の中でどこが一番安全か

・救急医薬品や火気などの点検

・幼児や老人の避難はだれが責任をもつか

・避難所等、避難経路、危険箇所はどこにあるか

・避難するとき、だれが何を持出すか、非常持出袋はどこに置くか

・家族間の連絡方法をどうやって行うか、最終的な待ち合わせ場所はどこにするか

◆いざというときのために消火器や三角バケツなどの消火用具を備えておく。

◆避難場所での生活に最低限必要な準備をし、負傷したときに応急手当ができるように準備しておく。また、非常持出袋などはいつでも持出せる場所に備えておく。

◆日頃から避難場所や避難経路、近所の危険箇所を確認しておく。

◆自分が住む地域が、ゆれやすい土地かどうか、日頃から調べておく。

（地震が起きたときの最初の行動）

◆揺れを感じたら、まず丈夫な机やテーブルなどの下に身を隠す。座ぶとんなどが身近にあれば、頭部を保護する。

◆揺れを感じたら、玄関などの扉を開けて非常脱出口を確保する。

◆大揺れは１分程度でおさまるので周囲の状況をよく確かめ、あわてて外へ飛び出すことなく落ち着いて行動する。

◆使用中のガス器具、ストーブなどは、すばやく火を消す（石油ストーブは「耐震自動消火装置」のものを使用する）。ガス器具は元栓を締め、電気器具はコンセントを抜く。

◆万一出火したら、まず消火器や三角バケツなどの消火用具でボヤのうちに消し止めるようにする。大声で隣近所などに声をかけ、みんなで協力しあって初期消火に努める。

◆狭い路地や塀ぎわは、瓦などが落ちてきたり、ブロック塀やコンクリート塀が倒れてきたりするので近寄らない。

◆崖や川べりは、地盤のゆるみで崩れやすくなっている場合があるので、これらの場所には近寄らない。

◆不要、不急な電話はかけないようにする。特に消防署等に対する災害状況の問合わせ等は消防活動等に支障をきたすので行わない。

（避難するときの注意点）

◆避難するときは、必ず徒歩で避難する。このときの服装は運動着等活動しやすいものとし、携帯品は必要品のみにして背負うようにする。

◆山ぎわや急傾斜地域では、山崩れ、崖崩れが起こりやすいので、自分ですばやく決断し、直ちに避難する。

◆テレビ、ラジオの報道に注意してデマにまどわされないようにする。また、市役所、消防署、警察署などからの情報には、たえず注意する。

ウ　主な普及啓発活動

・防災講演会・講習会・出前講座等の開催

・防災パンフレット、ちらし等の配布
・テレビ、ラジオ、新聞、広報誌、ホームページ、インターネット等による広報活動の実施
・防災訓練の実施　　等

エ　消防団員、地域防災活動推進員等による防災普及啓発活動の促進

市は、消防団員、地域防災活動推進員等による地域における防災普及啓発活動を促進し、家具の転倒防止、避難口等の点検、食料・飲料水の備蓄、地震発生時にとるべき行動、家族の連絡体制の確保の重要性等についての啓発、避難場所・経路等の周知を行い、防災知識の普及を図る。

オ　効果的な防災情報の提供

防災知識の普及にあたって、市は、インターネット等ＩＣＴ技術を活用し、災害情報の発信を積極的に実施する。また、放送機関・報道機関等の協力を得て訴求効果の高いものを活用した啓発を実施するよう努める。

＜以下、風水害対策編第２章第１節以降を参照＞

第２節　地域防災の充実に関する計画

風水害等対策編第２章第２節「地域防災の充実に関する計画」を準用する。

第３節　防災訓練の実施

風水害等対策編第２章第３節「防災訓練の実施」に定めるとおりとするが、震災対策として次の事項を検討し、訓練への導入を図るものとする。

第１　通信連絡訓練の強化検討

大規模な震災が発生した際は、電話の不通等により、通信連絡網の混乱が予想されるので、通信機能の充実強化を促進するため、市防災行政無線（移動系）の利用を図り、被害状況の収集及び情報伝達訓練への取り入れを検討する。

第４節　避難行動要支援者対策

風水害等対策編第２章第４節「避難行動要支援者対策」を準用する。

第５節　物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備

風水害等対策編第２章第５節「物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備」を準用する。

第６節　震災に強いまちづくり

風水害等対策編第２章第６節「災害に強いまちづくり」を準用する。

第７節　地盤災害予防対策

地震に起因する地盤災害から市域を保全し、市民の生命、身体、財産を保護するため、関係法令等に基づき災害危険区域を設定し、計画的な災害予防対策を実施する。

第１　斜面崩壊防止対策等の推進

地震に起因する土砂災害から市民等の安全を守るため、土砂災害（特別）警戒区域内等の居住者、自主防災組織及び要配慮者利用施設等に対して、風水害等対策編第２章第８節に準じた啓発活動を実施し、異常確認時には市又は消防、警察に速やかに通報するとともに、早めの避難行動を行うよう周知する。また、急傾斜地崩壊対策事業等の適切なハード対策の促進指導を県に要望し、未然防止を図る。

第２　宅地造成地災害防止対策

市は、地震に起因する崖崩れによる造成地の被害を防止するため、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）及び「建築基準法」（昭和25年法律第201号）の法令の規定に基づき、宅地造成地における擁壁の構造、敷地の安全等について規制を行うなどの対策を実施する。

第３　被災宅地危険度判定制度の整備

市は、県と連携し、地震により被災した宅地の余震等による二次災害に対する安全性を判定するため、被災宅地危険度判定制度を整備する。

１　被災宅地危険度判定実施体制の整備

被災宅地危険度判定実施要領等により、実施体制を整備する。

２　被災宅地危険度判定士の運用・支援体制の整備

被災宅地危険度判定士の派遣、輸送、判定準備等の運用・連絡網について整備する。

第４　軟弱地盤対策

市、県及び公共・公益施設の管理者は、市の南部平地等の液状化の被害が想定される地域における施設の設置にあたっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を行うとともに、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止・軽減する対策を適切に実施するよう努める。また、大規模開発においては、市及び県等と十分な連絡調整を図る。

第８節　農林業災害予防対策

風水害等対策編第２章第１１節「農林業災害予防対策」を準用する。

第９節　情報通信・放送網の整備

風水害等対策編第２章第１２節「情報通信・放送網の整備」を準用する。

第１０節　避難体制の整備

風水害等対策編第２章第１３節「避難体制の整備」を準用する。

第１１節　消防・救急・救助体制の整備

風水害等対策編第２章第１４節「消防・救急・救助体制の整備」を準用する。

第１２節　保健医療体制の整備

風水害等対策編第２章第１５節「保健医療体制の整備」を準用する。

第１３節　火災予防対策

風水害等対策編第２章第１６節「火災予防対策」を準用する

第１４節　緊急輸送体制の整備

風水害等対策編第２章第１７節「緊急輸送体制の整備」を準用する。

第１５節　防災拠点の整備

風水害等対策編第２章第１９節「防災拠点の整備」を準用する。

第１６節　建築物等災害予防対策

地震発生時における建築物の安全性の確保を図るため、市及び施設等の管理者等は、建築物等の耐震性の強化など、必要な防災対策を講じる。

第１　建築物の耐震性の状況

「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第123号）」（以下「耐震改修促進法」という。）は、阪神淡路大震災の教訓から、建築物の耐震化を促進することを目的として施行され、平成18年には、具体的な目標の設定と、より積極的な耐震化の促進を目指した改正が行われた。これを受け、本市では、平成22年に「真岡市建築物耐震改修促進計画」を策定し、耐震化の促進を図ってきたところである。

平成25年11月25日には、耐震改修促進法の二度目の改正が行われ、南海トラフ連動型巨大地震や首都直下型地震等の被害想定による甚大な人的・物的被害に対するための、耐震診断の義務化を含む規制強化等の施策誘導が追加された。

市は、これらを受け、引続き耐震化促進の取組強化を図るとともに、その必要性に関する普及啓発に努めていく。

第２　建築物の耐震性確保

１　民間建築物の耐震性の強化

(1) 耐震診断、耐震改修の促進

市は、耐震改修促進法に規定されている耐震性能を有さないと想定される既存建築物等について、「真岡市建築物耐震改修促進計画（三期計画）（令和3年4月策定）」に基づき、建築物の所有者等に助言を行い、耐震診断、耐震改修等を促進する。また、天井の脱落防止対策についても、特定行政庁と連携して、新しい基準や落下の危険性を周知するとともに、必要に応じて改善の指導を行う。

(2) 耐震性に関する知識の普及

市は、建築物の耐震性強化に関する知識を普及させるため、耐震補強等の重要性の啓発を行い、既存建築物の耐震性の向上の促進を図る。

(3) 耐震診断及び耐震改修等の費用助成

耐震診断、改修及び建替えの実施には相当の費用を要することから、市は、費用負担を軽減するための助成制度の周知・活用促進を図る。

２　公共建築物の耐震性の強化

(1) 市庁舎等の整備

市は、本章第１５節のとおり、災害対策の中枢施設として重要な役割を担う市庁舎等について、重点的に耐震性の確保を図る。

(2) 学校施設の整備

市は、震災時における児童生徒、教職員及び一時的に収容する被災者等の安全の確保を図るため、安全確保の観点に立った次のような整備を図る。

ア　校舎等の耐震性の確保

新耐震基準導入前に建築された校舎等について、耐震診断結果に基づき、耐震補強工事を行うなど、重点的に耐震性の確保を図るとともに、国が示す技術的基準に基づいて、構造体の耐震化と併せて、非構造部材の落下防止対策に努める。

イ　設備・備品等の安全管理

コンピュータをはじめ、テレビ、ロッカー、書棚、書架、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止を行い、その安全性を強化するとともに、児童生徒、教職員等の安全と避難通路が確保できるよう設置方法、場所等について十分配慮する。

(3) その他防災上重要な公共建築物の耐震化

避難収容施設、医療救護施設、社会福祉施設、応急対策活動の拠点となる施設等防災上重要な公共建築物について、施設管理者は、耐震診断を実施し、必要に応じ、順次改修等の実施に努める。

第３　その他必要な予防対策の実施

防災上重要な建築物は、災害時の応急対策活動や避難の施設として重要であるばかりでなく、復旧活動における拠点施設としても重要であるため、次に示す防災対策を推進する。

１　建築物、建造物の安全確保

市、県及びその他の施設管理者は、「建築基準法（昭和25年法律第201号）」、「消防法（昭和23年法律第186号）」等の法令で定める技術基準を遵守し、常に災害に対応できるよう施設の管理に努める。

２　防災設備等の整備

市、県及びその他の施設管理者は、以下のような防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

ア 飲料水の確保

イ 非常用電源の確保

ウ 敷地内の排水施設、擁壁等の整備

エ 配管設備類の固定・強化

オ 施設・敷地内の段差解消等、要配慮者に配慮した施設設備の整備

カ その他防災設備の充実

３　施設の維持管理

市、県及びその他の施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検や法令に基づく点検などにより施設などの維持管理に努める。

ア 点検結果表

イ 現在の図面及び防災関連図面

ウ 施設の維持管理の手引

第４　震災建築物応急危険度判定制度の整備

市は、県と連携し地震により被災した建築物の余震等の二次災害に対する安全性を判定するため、震災建築物応急危険度判定制度を整備する。

1　震災建築物応急危険度判定士の運用・支援体制の整備

震災建築物応急危険度判定士の派遣、輸送、判定準備等の運用・連絡網を整備する。

2　震災建築物応急危険度判定実施体制の整備について

県内関係機関との連絡調整及び震災建築物応急危険度判定実施体制について整備する。

第５　ブロック塀等の倒壊防止、窓ガラス等の落下防止

1　ブロック塀等の倒壊防止

昭和53年６月に発生した宮城県沖地震では、ブロック塀等の倒壊による被害が大きく、死亡事故も発生したことから、ブロック塀等倒壊防止のための施策を推進してきたが、阪神・淡路大震災、東日本大震災及び大阪北部地震においても、多くの被害が生じた。

このため、市は、県と連携してブロック塀等の倒壊防止のため、建築基準法に基づき、市民に対して十分な指導啓発活動を行い、安全対策を推進するとともに、県と連携して、危険なブロック塀の除去に対する助成制度の周知・活用促進を図る。

2　窓ガラス等の落下防止

市は、地震による落下物からの危害を防止するため、市街地における窓ガラス、看板、タイル等の落下危険のあるものについて、市民に対して十分な指導、啓発活動を行い、安全対策を推進する。

第６　家具等転倒防止

市は、一般家庭でのタンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒や棚上の物の落下による事故を防止するため、パンフレット等の配布を通じて、市民に対し家具類の安全対策等の普及啓発を図る。

第１７節　公共施設等災害予防対策

災害時における応急対策活動の実施や市民生活の安定に重要な役割を果たす鉄道、上下水道、電力、ガスその他公共施設の管理者は、大規模な地震発生時においてもその機能が確保できるよう、平常時から、耐震性の確保等災害に対する安全性を考慮した施設整備に努める。

第１　鉄道施設

鉄道事業者は、構造物の建造にあたっては、耐震性に十分配慮するとともに、従来の構造物も補修、改良により耐震性の強化を図り、その整備に努める。また、運転規則、巡回、点検等によって災害予防対策を講じる。

１　施設等の整備

施設等構造物の建造にあたっては、関係基準に定められた安全設計を行う。

また、従来からの構造物についても、危険性を有するものについては、定期的に補修・改良に努める。

２　施設等の点検巡回

地震災害による被害を最小限に抑えるため、平常時から施設関係職員による定期的な点検、巡回を行う。

３　運転規則

地震等による異常事態が発生したときは、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるよう訓練教育を行うとともに、運転規則によって災害の防止に努める。

(1) 列車運転中に地震等による異常を感知したときは、速やかに列車を停止させる。

(2) 異常を認めた場合は、駅又は運転指令へ連絡して指示を受ける。

(3) 運転を再開する場合は、注意運転によって最寄りの駅まで運転し、駅の指示を受ける。

(4) 状況により諸施設担当責任者は、施設の点検巡回の手配を行う。

第２　水道施設

水道事業者は、水が市民の生命維持に必要不可欠なものであることから水道施設のより一層の耐震化を図り、水道水の安定給水と二次災害防止のため、次により水道施設の整備を図る。

１　書類の整備

施設の完成図面、図面台帳、設備仕様書等を整備しておく。

２　防災体制の編成

防災体制の編成、危機管理マニュアル、緊急連絡系統図等を作成する。

３　貯留水の確保

配水池等の貯水施設は、耐震化を図るほか、流入管、流出管には、緊急しゃ断弁等を設置し、貯水施設内の水を安全に確保できるようにする。

４　二次災害防止

ポンプ場、浄水場内での薬液注入設備等、特に塩素ボンベ室塩素注入設備、重油、ガス等の燃料用設備の設置にあたっては、地震による漏洩、その他の二次災害の発生を防止するための措置を講じる。

5　施設の維持管理

点検基準等に従い機器、設備の保守管理に努め、施設のリスクを表示し、職員に周知徹底させるとともに、発災の際には、早期発見と改善を行い施設の機能保持を図る。また、消火機器、塩素ガス漏洩検知装置、中和装置、救護用具、医薬品等を常に使用可能な状態にしておく。

6　配水管路等の改良

石綿セメント管等の老朽管や耐震性の低い管路の布設替えを行い、管路の強化に努めるとともに、地盤の特性を考慮した、材料の選定を行う。

7　応援体制の整備

給水系統相互間における水の融通体制を強化するとともに、隣接水道事業者間の相互連携に努める。

8　応急復旧用資機材の備蓄

応急復旧が速やかに実施できるよう、主要施設の資機材の備蓄に努める。

9　重要給水施設の把握

避難所、医療施設等、災害時に重要となる施設を把握し、給水体制の確保に努める。

第３　下水道施設

1　施設の整備

下水道施設の管理者は、施設の新設、増設にあたって、耐震性を考慮した設計を行うとともに、新たに、耐震性向上のため開発される資機材、工法等を積極的に取り入れ、より耐震性のある施設とする。

また、既存の施設については、耐震性能を把握し、必要に応じ補修、補強等を実施するなど耐震性の向上に努める。

2　危険箇所の改善

下水道施設の管理者は、施設の点検等による危険箇所の早期発見と改善に努める。

第４　電力施設

東京電力パワーグリッド（株）は、地震発生時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、平常時から防災体制を整備する。

第５　都市ガス施設

都市ガス事業者は、大規模地震発生時における施設に係る災害の未然防止のため、安全化対策に努めるとともに、広範囲にわたる都市ガス施設の被害やガスによる二次災害の防止、被害の軽減、早期復旧等を図るため、防災体制を整備する。

また、災害の発生が予想され、又は発生した場合に、県、市、消防本部、警察、防災関係機関、関連工事会社との情報連絡等が円滑に行えるよう、あらかじめ連絡方法を確認するなど連携体制を整備しておく。

第６　河川管理施設等

河川管理者は、地震の発生による河川管理施設等の被災や二次災害としての水害に備え、それぞれの施設の点検、警戒活動、広報活動、応急復旧活動を迅速かつ的確に実施する体制の整備に努める。

第７　廃棄物処理施設

市、処理業者、民間事業者は、災害時においても、災害廃棄物及びその他の通常の廃棄物（以下「災害廃棄物等」という。）を迅速かつ円滑に処理することができるよう、次の対策を講じておく。

１　処理施設における耐震化、耐水化、燃料等の備蓄、始動用電源の確保等を図る。

２　被害を最小限とするため各設備の保守点検を定期的に行い、破損している箇所については、速やかに補修する。

３　廃棄物処理施設に被害があった場合に備え、緊急連絡体制、応急復旧体制（メーカーからの技術者の応援体制を含む。）を整備する。

４　応急復旧のための資機材を整備するとともに、定期的にその保守点検を行う。

５　廃棄物の最終処分場（平成10年６月以降許可分）の災害防止については、許可申請時の災害防止の計画に基づき、速やかな処理体制を整備する。

また、市は、施設が被災した際は、相互応援協定等に基づき県に応援を求め、緊急事態に対処する。

第１８節　危険物施設等災害予防対策

風水害等対策編第２章第１８節「危険物施設等災害予防対策」を準用する。

第１９節　文教施設等災害予防対策

風水害等対策編第２章第２２節「文教施設等災害予防対策」を準用する。

第２０節　相互応援体制の整備

風水害等対策編第２章第２３節「相互応援体制の整備」を準用する。

第２１節　孤立集落災害予防対策

風水害等対策編第２章第２４節「孤立集落災害予防対策」を準用する。

第２２節　災害廃棄物の処理体制の整備

風水害等対策編第２章第２５節「災害廃棄物の処理体制の整備」を準用する。

第３章　応急対策

第１節　活動体制の確立

大規模な地震発生時に、震度に合わせて災害対策の中枢となる組織を設置し、防災関係機関と連携して被災者の救出・救護等の応急対策活動を迅速、的確に実施する。

なお、この計画に定めのない事項は風水害等対策編第３章第１節「活動体制の確立」の定めるところによる。

第１　市の活動体制

地震の震度に応じた職員の配備区分、配備基準は原則として次のとおりとし、震度、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

震度	活動体制の種類	災害の態様	体制の概要	配備要員
４	注意体制	小規模な災害が発生した場合	小規模災害の情報収集及び応急対策を行う体制	災害対策関係職員のうち、参集を指定されている者
５弱 ５強	警戒体制	①中規模な災害が発生するおそれがある場合 ②中規模又は局地的な災害が発生し、拡大のおそれがある場合	災害警戒本部が自動的に設置され、災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	警戒体制に該当する職員
６弱 ６強 ７	第２非常体制	大規模な災害は発生し、甚大な被害を出すおそれがある場合	災害対策本部が自動的に設置され、市の全組織をあげて災害応急対策を実施する体制	全職員

（注１）配備要員の編成については、配備区分ごとにあらかじめ定めておく。

（注２）震災対応においては、震度６弱以上の地震が発生したときは、自動的に第２非常体制（全庁による体制）をとることになるため、第１非常体制をとることはない。

第２　注意体制

市は、市内において震度４以下の地震により人的・住家被害が発生した場合、注意体制をとる。

参集者に指定されている災害対策関係職員は、直ちに登庁し、次の措置を講じる。

(1) 地震に関する情報の収集

(2) 被害情報の把握

ア　被害が発生した日時、場所

イ　被害の概要

ウ　被害に対してとられた措置

エ　その他必要な事項

(3) 被害情報を県へ報告

(4) 必要に応じて関係課等への通報

(5) 必要に応じて市長・副市長等への報告
(6) 災害応急対策（小規模）

第３　災害警戒本部の設置

1　災害警戒本部の設置、解散の時期

市は、市内に震度5弱強の地震が発生した場合、災害対策本部の設置に至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的に、迅速かつ的確に行うため、副市長を本部長とする災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

(1) 災害警戒本部の設置基準

ア　市内に最大震度５弱強の地震が発生したとき（自動的に設置する）

イ　市内に中規模な地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、副市長が必要と認めるとき

(2) 設置場所

災害警戒本部は、真岡市役所内に設置する。ただし、市役所内に災害対策本部を設置することができない場合は、本部長の指定する場所に設置する。

(3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

ア　災害の発生するおそれがなくなったと本部長が認めたとき

イ　災害応急対策がおおむね終了したと本部長が認めたとき

ウ　災害対策本部が設置されたとき

2　災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、次の災害対策業務を行う。

(1) 災害対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び地震災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること

(2) 災害対策本部の設置に関すること

(3) 災害応急対策の実施に関すること

3　代決者

本部長（副市長）不在時等の意思決定は、副本部長（市民生活部長）が行う。

第４　災害対策本部の設置

1　災害対策本部の設置、解散の時期等

市は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは,災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条及び真岡市災害対策本部条例（昭和38年７月５日条例第20号）の規定により、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(1) 設置基準

次の各号に掲げる場合に災害対策本部を設置する。

ア　震度6弱以上の地震が発生したとき（自動的に設置する。）

イ　市内に大規模な地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき

ウ　市内に災害救助法による救助を適用する災害又はこれに準じる大規模な災害が発生した場合で、市長が必要と認めるとき

(2) 設置場所

災害対策本部は、真岡市役所内に設置する。ただし、市役所内に災害対策本部を設置することができない場合には、本部長の指定する場所内に設置する。

(3) 県現地対策本部との連携

災害対策本部を設置し、県の現地災害対策本部が設置された場合には、情報交換等連絡を密にし、相互に連携をとって業務にあたる。

(4) 災害対策本部の解散

災害対策本部は、地震災害のおそれが解消し、災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めたとき解散する。

2　防災関係機関等への通報

災害対策本部を設置したときは、速やかに次のうち必要と認める機関に通報する。

(1) 栃木県庁

(2) 芳賀地区広域行政事務組合消防本部

(3) 真岡警察署

(4) 陸上自衛隊宇都宮駐屯地第12特科隊

(5) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関

(6) その他の関係機関（隣接市町等）

3　災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、「真岡市災害対策本部組織図」及び「真岡市災害対策本部事務分掌」のとおりとする。

本部及び各班の運営体制については、災害の規模や内容、時期に応じてその都度配置を見直す等柔軟に対応するとともに、災害対応が長期にわたる場合には継続した運営が可能となるよう全庁からの応援を受けて従事職員のローテーションを確保するよう努める。また、職員招集の迅速化を図るため、職員初動マニュアルを整備する。

なお、初動期において全庁体制による業務継続が可能となるよう、あらかじめ災害時に必要となる人員、物資等を想定した上で、災害応急対策業務及び継続の必要性の高い通常業務等の優先すべき業務を特定し、当該業務に適切な人員配置を行うことができるように準備しておく。

4　災害対策本部の業務

災害対策本部は、次の災害対策業務を実施する。

(1) 災害救助法の実施に関すること

(2) 災害予防及び災害応急対策の的確かつ迅速な実施のための方針の作成に関すること

(3) (2)で作成した方針に沿った災害予防及び災害応急対策の実施に関すること

(4) 災害に関する情報の収集に関すること

(5) 本部の活動体制に関すること

(6) 現地本部の活動体制に関すること

(7) 関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互の連絡調整に関すること

(8) 都道府県、他市町等への応援要請に関すること

(9) 自衛隊の災害派遣要請、配備に係る調整に関すること

(10) 応援に関すること
(11) 災害広報に関すること
(12) 災害対策本部の解散に関すること
(13) その他重要な事項に関すること

5　代決者

本部長（市長）不在時等の意思決定は副本部長(副市長)が、本部長、副本部長ともに不在時等の場合には、市民生活部長が行う。

6　職員の動員体制

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、次により職員の動員を行う。

(1) 動員体制の整備

ア　各部長は、職員一人ひとりに動員区分と業務内容を周知するとともに、特に勤務時間外、休日等における迅速かつ的確な動員が行われるよう、職員の動員計画表あるいは連絡系統図等を作成し、常に動員体制の整備に努めるものとする。

イ　配備要員となる職員は、休日その他勤務時間外において災害の発生を知ったとき、又は動員の伝達を受けたときは、あらかじめ定められた場所に直ちに登庁し、災害応急対策業務に従事するものとする。

(2) 動員の伝達方法

本部長（市長）が決定した非常体制における職員等への伝達は、次により行う。

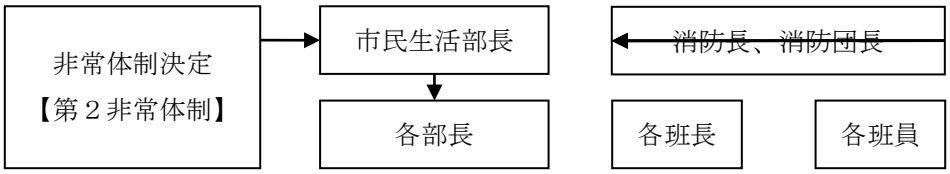

第５　業務の継続

市は、ヒト・モノ・情報・ライフライン等の利用する資源に制約を受ける状況が考えられる中で、発災発動期において、応急業務等を実施するとともに、中断することのできない優先度の高い通常業務を継続するため「真岡市業務継続計画(大規模災害編)」に準じて、全庁体制で業務を実施・継続する。

第２節　情報の収集・伝達及び通信確保対策

市は、地震災害が発生した場合、救出・救助活動等の災害応急対策活動や市民の避難勧告等の判断に資するため、関係機関と連携して速やかな情報収集に努めるとともに、その情報を迅速かつ的確に伝達するため、各種通信手段の確保を図る。

なお、災害の情報収集・伝達については、風水害等対策編第３章第２節「情報の収集・伝達及び通信確保対策」のとおりとするが、震災対策として次の事項を特に定めるものとする。

第１　地震情報等の発表・伝達

１　宇都宮地方気象台では、次の場合に地震情報等を発表する（観測点は、気象台及び県、(国研)防災科学技術研究所が管轄するもの）。市は、地震情報等の伝達系統に基づき、宇都宮地方気象台及び県との連絡体制の確立に努める。

(1) 県内の観測点のいずれかで、震度３以上が観測された場合

(2) 県内で地震による被害が発生した場合

(3) 県内を震源とする地震により、県内のいずれかの観測点で震度１以上が観測された場合

(4) その他、必要と認められる地震が発生した場合

２　地震情報等の伝達系統は、次のとおりとする。

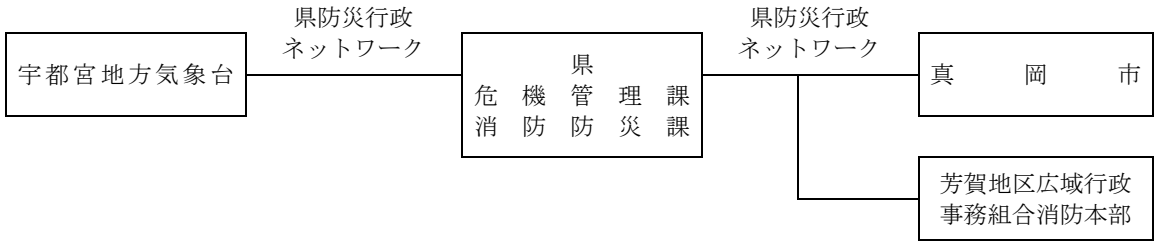

３　一般市民からの通報

(1) 発見者（一般市民）の通報責務

地震災害が発生するおそれのある異常現象や地震による被害を発見した者は、遅滞なく市又は消防、警察に通報する。

(2) 市、警察の処置

ア　異常現象や地震による被害の通報を受けた消防、警察は、その旨を速やかに市に通報する。

イ　異常現象や地震による被害の通報を受けた市は、要救助者を早急に救助するとともに、被害状況を調査し、その状況を直ちに県、宇都宮地方気象台、関係機関に通報する。

第２　被害状況の報告

１　市及び芳賀地区広域行政事務組合消防本部は、市の区域内に災害が発生したときは、栃木県火災・災害等即報要領基準により、速やかに当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を県に報告する。

ただし、市の区域内で震度５強以上の地震が発生した場合は、国（総務省消防庁）及び県に報告する。

なお、災害により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

2　市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、その規模を把握するための情報を速やかに収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

＜資 料 編　・栃木県火災・災害等即報要領における報告様式（P 476）＞

＜資 料 編　・即報基準一覧（P 481）＞

第３　通信手段の種類

震災時の通信手段の種類としては、次のようなものがある。

区　分	通 信 手 段	説　　明
県防災行政ネットワーク		県主要機関、市町、防災関係機関等との通信を確保し、県が行う気象予警報や災害時の情報収集・伝達、その他応急対策を行う。
市防災行政無線		市町の地域において、移動局による災害情報の収集、地域市民への伝達を行う無線設備
ＮＴＴ	災害時優先電話	災害時に優先的に発信できる電話機（一般加入電話機を東日本電信電話株式会社と協議して事前に設定）
	非常・緊急通話用電話	災害時において災害時優先電話での発信が困難な場合、防災関係機関相互間を交換手扱いにより通信を確保する電話（災害時優先電話の設定が必要）
ＮＴＴドコモ	災害時優先電話	災害時に優先的に発信できる携帯電話機（衛星携帯電話等を含む）
KDDI ソフトバンク	災害時優先電話	・災害時に優先的に発信できる携帯電話機 ・衛星携帯電話機
その他	消防無線	消防機関の設置する無線設備
	警察通信	警察専用電話及び無線通信
	企業局無線	県企業局の設置する無線通信
	非常通信	関東地方非常通信協議会の構成機関の有する無線通信設備を利用して行う通信
	防災相互通信用無線機	国、県、市町、防災関係機関が災害の現地において相互に通信を行うことができる無線機

第３節　相互応援協力・派遣要請

風水害等対策編第３章第４節「相互応援協力・派遣要請」を準用する。

第４節　災害救助法の適用

風水害等対策編第３章第５節「災害救助法の適用」を準用する

第５節　災害拡大防止活動

風水害等対策編第３章第４節「災害拡大防止活動」の定めるところによるが、建築物の災害拡大防止については、次のように定めるものとする。

第１　建築物・構造物に係る二次災害防止

１　震災建築物応急危険度判定の実施

市は、県と連携し、余震に伴う建築物・構造物の倒壊、部材の落下等による二次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、建築物等の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険程度の判定、表示等を行う、震災建築物応急危険度判定を実施する。

２　二次災害の防止

市は、震災建築物応急危険度判定の結果、使用を制限する必要がある場合は、当該建築物の管理者、使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

第６節　避難対策

風水害等対策編第３章第６節「避難対策」に定めるとおりとするが、震災対策として次の事項を特に定める。

第１　帰宅困難者対策

１　一斉帰宅の抑制

(1) 一斉帰宅抑制呼びかけ

市は、発災直後の一斉帰宅を抑制するため、ホームページやマスコミ等を通じて、市民や企業等に対して「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけを行う。

(2) 企業等における施設内待機

企業や学校等は、施設の安全を確認の上、従業員や児童生徒等を施設内の安全な場所に待機させ、一斉帰宅を抑制するよう努める。

(3) 駅や集客施設等における利用者保護

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者等は、施設や周辺の安全を確認の上、利用者を一時滞留が可能な場所へ誘導し保護する。

２　一時滞在施設の開設

市は、あらかじめ指定した一時滞在施設について、施設の安全を確認の上、一時滞在施設として開設し、帰宅困難者の受入を行う。

(1) 一時避難施設への誘導

企業や学校等は、施設が安全でない場合、一時滞在施設に従業員や児童生徒等を誘導する。

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者等は、施設や周辺が安全でない場合や利用者が多数で施設内で安全に利用者を保護できない場合、一時滞在施設に利用者を誘導する。

誘導に際しては、市や警察と協力して、安全な誘導に努める。

また、地域内に滞留する帰宅困難者については、市が警察や消防機関と協力して、一時滞在施設に誘導するよう努める。

市は、帰宅困難者が多数発生するなど一時避難施設への誘導が困難であるときは、（一社）栃木県バス協会に帰宅困難者の輸送を依頼するとともに、状況に応じて、県へ必要な支援を要請する。

(2) 一時避難施設での対応

市は、帰宅困難者が帰宅可能な状況になるまでの間、食料や水、毛布等の物資等を提供すると同時に、必要に応じて風水害等対策編第３章第６節第３の２に掲げる避難所の設置・運営に係る対応を行う。併せて、交通機関の復旧状況や、代替輸送に関する情報、交通規制に関する情報の提供に努める。

なお、鉄道事業者から自己の施設の運行や復旧、代替輸送等に関する情報を収集するとともに、警察から交通規制に関する情報その他必要となる情報を収集する。

また、状況に応じて、県へ必要な支援を要請する。

３　外国人への支援

市は、災害の規模・被害等に応じ「災害多言語支援センター」を設置するなど、災害時に多言語による情報提供や相談業務を行うことにより、外国人の安全体制の確保に努める。

第６節の２　広域一時滞在対策

風水害等対策編第３章第６節の２「広域一時滞在対策」を準用する。

第７節　救急・救助活動・消火活動

市は、震災により被災した者を迅速に救助すること、また、火災による被害を最小限に止めるため、市民、自主防災組織、消防機関、県、警察、自衛隊等と連携して迅速、適切な救急・救助活動を行う。

第１　市民及び自主防災組織の活動

地震災害時の交通路の遮断や、同時多発する救急・救助要請等により、消防機関等の現場到着の遅れに対処するため、自主防災組織や地域市民は、関係機関と協力して、次のとおり救急・救助活動を実施する。

１　救急・救助活動

(1) 関係機関への通報

災害現場に居合わせ、要救助者・負傷者を発見した者は、直ちに消防本部等の関係機関に通報する。

(2) 初期救急・救助活動の実施

災害現場において要救助者、負傷者を発見した者は、自らの安全を確保した上で、可能な限り救出活動を行うとともに、負傷者の保護にあたる。

また、自主防災組織は直ちに活動を開始し、通行人等とも協力し、救助、負傷者の保護にあたる。

(3) 消防機関への協力

初期救急・救助活動の実施にあたっては、消防機関等からの求めに応じて、可能な限りこれに協力する。

２　消火活動

(1) 火災予防措置

大きな地震を感じた場合、各家庭では、火災の発生を防止するため、使用中の火気を直ちに遮断するとともに都市ガスはメーターガス栓、プロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブ等を閉止し、電気ブレーカーを遮断する。

自主防災組織は、各家庭等におけるガス栓の閉止等の相互呼びかけを実施するとともに、点検及び確認を行う。

(2) 火災が発生した場合の措置

ア　火災が発生した家庭の措置

（ア）近隣に火災が発生した旨を大声で知らせる。

（イ）消防機関に通報する。

（ウ）消火器、くみ置き水等で消火活動を行う。

イ　自主防災組織等の措置

自主防災組織は、近隣市民に知らせるとともに、消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。消防機関が到着したときは消防機関の指示に従う。

第２　事業所の活動

１　火災予防措置

火気の消火及びプロパンガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な火災防止措置を講ずる。

２　火災が発生した場合の措置

(1) 防災管理者又は防火管理者の指揮により、自衛消防隊等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

(2) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

３　二次災害防止措置

都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取扱う事業所において、異常が発生し、災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

(1) 周辺地域の居住者等に対し、避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。

(2) 警察、最寄りの防災関係機関にかけつける等の可能な手段により直ちに通報する。

(3) 立入禁止等の適切な措置を講ずる。

第３　市、消防機関の活動

１　救急・救助活動

市、消防機関は、警察等の関係機関と連携を図りながら、災害に対応した各種資機材を活用し、次により迅速、適切な救急・救助活動を実施する。

なお、大規模災害発生時は、要救助者及び傷病者が同時に多数発生する事態を考慮し、出動対象の選択と優先順位の設定を行うとともに、地域市民、通行人等現場付近に居合わせた者の協力を得るなどして、効率的な救助活動の実施に努めるものとする。

(1) 市は、直ちに芳賀郡市医師会等と協力して救護所を開設し、傷病者の救護にあたる。

(2) 多数の傷病者が発生した場合は、医師、救急隊員等はトリアージを行い、重症者から搬送する。なお、特に重篤な負傷者については、ドクターヘリによる搬送を要請する。

(3) 重症者等の病院への搬送が必要な場合は、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。

なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

２　消火活動

(1) 火災発生状況の把握

大きな地震が発生した場合、消防機関は、管内の消火活動に関する次の情報を収集し、市災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。

ア　延焼火災の状況

イ　自主防災組織の活動状況

ウ　消防ポンプ自動車等の通行可能道路

エ　消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利の活用可能状況

(2) 消火活動の留意事項

地震による火災が発生した場合、消防機関は、火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を行う。

ア　延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。

イ　多数の延焼火災が発生している地区については、市民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難路の確保等市民の安全確保を最優先に行う。

ウ　危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、火災警戒区域を設定し、市民の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

エ　救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

オ　自主防災組織が実施する消火活動と連携するとともに、指導に努める。

第４　県消防防災ヘリコプター緊急運航の要請

１　市長等からの緊急運航の要請

市長又は消防長は、地域、地域市民の生命、身体及び財産を災害から保護するために差し迫った必要性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がない場合は、県に対し県消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請を行う。

(1) 緊急運航の内容

ア　救急活動

（ア）被災地等からの救急患者の搬送

（イ）被災地等への医師、医療器材等の搬送

イ　救助活動

被災者の捜索、救助

ウ　災害応急対策活動

（ア）被災状況等の調査、情報収集活動

（イ）食料、衣料その他生活必需品や復旧資材等の支援物資、人員の輸送

（ウ）災害に関する情報、警報等の広報宣伝活動

エ　火災防御活動

（ア）林野火災等における空中消火活動

（イ）被害状況調査、情報収集活動

（ウ）消防隊員、消防資機材等の搬送

オ　その他、災害応急対策上特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

〈県消防防災ヘリコプター緊急運航要請フロー〉

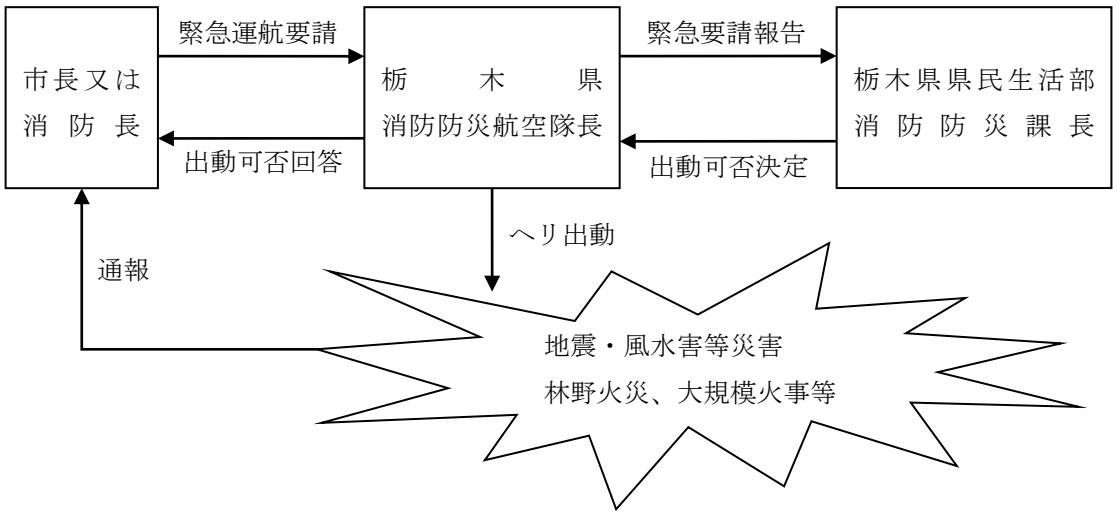

2　ヘリコプター飛行場外離着陸場等の確保

市は、ヘリコプターの活動のための飛行場外離着陸場等を確保し、安全対策を図るとともに、傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手配、地上支援等の準備を行う。

第５　消防相互応援等

1　消防相互応援

一つの消防機関では対応できないような大規模な災害が発生した場合、「栃木県広域消防応援等計画」等により相互応援を実施する。

(1)「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援

県内全消防本部（局）による「特殊災害消防相互応援協定」に基づいた「栃木県広域消防応援等計画」所定の手続きにより要請、出動する。

ア　第一次応援体制

一つの消防機関をブロック内の他の消防機関が応援する体制。

要請手続：受援消防機関が、市長に報告の上、幹事消防本部に応援要請する。

イ　第二次応援体制

一つの消防機関を県内のすべてのブロックの消防機関が応援する体制。

要請手続：①受援消防機関が、幹事消防本部及び代表消防機関（宇都宮市消防局）と調整の上、市長に報告後、県及び代表消防機関に応援要請する。

②応援要請を受けた県が、県内消防機関に連絡する。

2　緊急消防援助隊

県内の消防力で対処できないような大規模な災害が発生した場合、県は、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、国に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

(1) 要請手続

ア　被災した市町は、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合は、次に掲げる事項を添えて県に対し応援要請を行う。県は、要請を受けた場合、災害の概況及び県内の消防力を勘案の上、国に対し応援要請を行う。

（ア）災害発生日時
（イ）災害発生場所
（ウ）災害の種別・状況
（エ）人的・物的被害の状況
（オ）応援要請日時
（カ）必要応援部隊数
（キ）連絡責任者の職・氏名・連絡先等
（ク）応援部隊の進出拠点、到達ルート
（ケ）指揮体制及び無線運用体制
（コ）その他の情報（必要資機材、装備等）
※（ク）～（コ）については決定次第報告を行う

イ　市は、県に連絡が取れない場合、直接国に応援要請を行うものとする。

第６　警察の活動

警察は、消防機関等の関係機関との緊密な連携のもとに、救出救助活動を実施する。

市等から救助活動の応援要請があった場合や自ら必要と判断した場合は、速やかに救出救助部隊を編成して救出・救助活動を実施する。

また、救急・救助活動が円滑に行われるよう、必要に応じ、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し又は制限し、緊急交通路の確保にあたる。

第７　自衛隊の活動

自衛隊は、知事の要請に基づき、災害現場に部隊等を派遣し、消防機関、警察、医療機関等と連携し、避難者の捜索・救助、救急患者の搬送等の各種救援活動を行う。

第８　災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の被災者の救出は、次の基準により実施する。

１　内容

災害のため現に生命又は身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。

２　費用の限度

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等で、当該地域における通常の実費。

３　期間

災害発生の日から３日以内。ただし、次のように真にやむを得ないと認められる場合、事前に内閣総理大臣の承認を得て期間を延長する。

(1) 現に救出を要する者が、目に見えるようなとき

(2) 家屋等の下敷きや土砂に埋没した者が助けを求め、又は生存していることが明瞭であるようなとき

(3) 災害の発生が継続しているとき

第８節　医療・救護活動

風水害等対策編第３章第８節「医療・救護活動」を準用する。

第９節　二次災害防止活動

地震発生後の余震等による建物倒壊等や降雨による土砂災害等の二次的な災害を防ぐため、市は関係機関と連携して、迅速かつ的確な措置を実行する。

第１　水害・土砂災害等の二次災害防止

１　水害の防止

風水害等対策編第３章第３節に定めるところによる。

２　土砂災害の防止

(1) 施設、土砂災害危険箇所等の点検・応急措置の実施

市は、県、消防機関等関係機関と連携して、余震、降雨等による二次的な土砂災害等の防止のため、各機関の管理施設や、土砂災害危険箇所の点検を実施して安全の確保に努める。また、許可工作物等の管理者に対しても施設の点検報告を求める。

二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、県と連携し、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急措置を行うなど、二次災害の防止に努める。

(2) 被災宅地危険度判定の実施

市は、県と連携して、二次的な地すべり、崖崩れ等から市民の安全の確保を図るため、宅地の被害状況を調査し、二次災害発生の危険度の判定、表示を行う被災宅地危険度判定を実施する。

判定の結果、使用を制限する必要がある場合、市は、当該宅地の管理者又は使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

(3) 避難対策

市及び消防機関は、土砂災害の発生が予想される場合は、危険区域内の市民、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、又は必要に応じ本章第５節の要領により警戒区域の設定若しくは避難指示等を行うなどの安全対策に努める。

第２　建築物・構造物に係る二次災害防止

１　震災建築物応急危険度判定の実施

市は、県と連携して、余震に伴う建築物・構造物の倒壊、部材の落下等による二次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、建築物等の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険程度の判定、表示等を行う、震災建築物応急危険度判定を実施する。

２　二次災害の防止

市は、震災建築物応急危険度判定の結果、使用を制限する必要がある場合は、当該建築物の管理者、使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

第１０節　緊急輸送活動

風水害等対策編第３章第９節「緊急輸送活動」に定めるところによるものとするが、地震発生時に緊急輸送の確保を図るため、次の事項について定めるものとする。

第１　被害状況の把握等

１　被害状況の把握

大規模地震発生後、道路の陥没、橋りょうの落下、その他の交通の障害状況を的確に把握するため、速やかに調査班を編成し、道路の被害状況を調査する。また、警察署、他の道路管理者から交通規制状況や管理道路の被害状況を把握するとともに、消防団、自治会等から各地区における道路被害状況等を収集し、道路の通行可能状況を把握する。

２　広報の実施

市は、把握した道路通行状況等について広報車等により広報を行い、市民及び自動車運転者に運転の自粛や協力を求める。

第１１節　食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動

風水害等対策編第３章第１０節「食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動」を準用する。

第１２節　農林水産業関係対策

風水害等対策編第３章第１２節「農林水産業関係対策」を準用する。

第１３節　保健衛生活動

風水害等対策編第３章第１３節「保健衛生活動」を準用する。

第１４節　遺体の捜索・処理・埋葬

風水害等対策編第３章第１４節「遺体の捜索・処理・埋葬」を準用する。

第１５節　障害物除去活動

風水害等対策編第３章第１５節「障害物除去活動」を準用する。

第１６節　廃棄物処理活動

風水害等対策編第３章第１６節「廃棄物処理活動」を準用する。

第１７節　文教施設等応急対策

風水害等対策編第３章第１７節「文教施設等応急対策」を準用する。

第１８節　住宅応急対策

風水害等対策編第３章第１８節「住宅応急対策」を準用する。

第１９節　労務供給対策

風水害等対策編第３章第１９節「労務供給対策」を準用する。

第２０節　公共施設等応急対策

風水害等対策編第３章第２０節「公共施設等応急対策」を準用する。

第２１節　危険物施設等応急対策

風水害等対策編第３章第２１節「危険物施設等応急対策」を準用する。

第２２節　広報対策

風水害等対策編第３章第２２節「広報対策」を準用する。

第２３節　自発的支援の受入

風水害等対策編第３章第２３節「自発的支援の受入」を準用する。

第２４節　孤立集落応急対策

風水害等対策編第３章第２５節「孤立集落応急対策」を準用する。

第４章　復旧・復興

第１節　復旧・復興の基本的方向の決定

風水害等対策編第４章第１節「復旧・復興の基本的方向の決定」を準用する。

第２節　民生の安定化対策

風水害等対策編第４章第２節「民生の安定化対策」を準用する。

第３節　公共施設等災害復旧対策

風水害等対策編第４章第３節「公共施設等災害復旧対策」を準用する。

原子力災害対策編

第１章　総　　則

第１節　計画の目的等

第１　計画の目的

真岡市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、真岡市に係る防災に関し、市、関係機関及び市民が処理すべき事務又は作業の大綱を定め地域における災害に対する予防、応急対策及び復旧の各種対策を実施することにより市民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第２　計画の性格

この計画は、市及び防災関係機関等の防災対策の実施責任を明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものであり、その実施細目等については、別途関係機関が定める。

市、防災関係機関等は、国の防災基本計画に基づくとともに、この計画を踏まえて、具体的計画を定め、その推進を図る。

第３　計画の構成

この計画は、「風水害等対策編」、「震災対策編」、「原子力災害対策編」、「資料編」からなり、本編はこのうち「原子力災害対策編」として、原子力災害に係る対策を定めるものとするが、この計画に定めのない事項、また風水害等対策編と内容に変更がない計画は、風水害等対策編を準用するものとする。

第４　修正

市、県及び防災関係機関は、さらに引続き調査・研究を行い、必要に応じ計画の見直しを図り、地震防災対策の確立に万全を期するものとする。

第２節　原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲等

第１　原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、市民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。その際、市民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと（以下、当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。）が必要であるとされている。

原子力災害対策重点区域は、原子力施設の種類に応じて当該施設からの距離を目安として設定され、実用発電用原子炉については、国際基準や東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて、以下のとおり定められた。

１　予防的防護措置を準備する区域（ＰＡＺ：Precautionary Action Zone）

ＰＡＺとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避し又は最小化するため、後述するＥＡＬに応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。ＰＡＺの具体的な範囲については、国際原子力機関（ＩＡＥＡ）の国際基準において、ＰＡＺの最大半径を原子力施設から３～５kmの間で設定すること（５kmを推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね半径５km」が目安とされている。

２　緊急時防護措置を準備する区域（ＵＰＺ：Urgent Protective Action Planning Zone）

ＵＰＺとは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、後述するＥＡＬ、ＯＩＬに基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。ＵＰＺの具体的な範囲については、ＩＡＥＡの国際基準において、ＵＰＺの最大半径は原子力施設から５～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね30km」が目安とされている。

真岡市境から最も近い日本原子力発電東海第二発電所までの距離は、最短で約48kmの位置関係にあるため、本市に該当する区域はない。

第２　プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域

ＵＰＺ外においても、プルーム通過時の防護措置が必要となる事態に至るおそれがある場合には、専門的知見を有する原子力規制委員会が原子力施設の状況や放射性物質の放出状況等を踏まえて防護措置の必要性を判断し、ＵＰＺ外へ屋内退避エリアを拡張する範囲を判断することとしている。そのため、ＵＰＺ外においても防護措置の実施を想定する必要がある。

第３節　緊急事態区分及び緊急時活動レベル

第１　緊急事態区分及び緊急時活動レベル（ＥＡＬ）

初期対応段階においては、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じなければならないため、ＩＡＥＡ等が定める防護措置の枠組みの考え方を踏まえ、原子力施設の状況等に応じて、緊急事態は、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の３つの事態に区分された。

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル（ＥＡＬ：Emergency Action Level）が設定された。

第２　東京電力株式会社福島第一原子力発電所に関わる原子力災害対策

事故後の東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下、「特定原子力施設」という。）に関わる原子炉施設については、実用発電用原子炉施設に定められたＥＡＬに準拠する。なお、ＥＡＬ２の放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（３か月平均）＋毎時５マイクロシーベルト』とされた。

上記区分に応じて実施すべき措置の概要は、次のとおりである。

区分	警戒事態 （ＥＡＬ１）	施設敷地緊急事態 （ＥＡＬ２）	全面緊急事態 （ＥＡＬ３）
事態の段階	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、早期に実施が必要な要配慮者等の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階
措置の概要	体制構築や情報収集を行い、市民防護のための準備を開始	ＰＡＺ内の市民等の避難準備、及び早期に実施が必要な市民避難等の防護措置を実施	ＰＡＺ内の市民避難等の防護措置を行うとともに、ＵＰＺ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施

区分	警戒事態 （ＥＡＬ１）	施設敷地緊急事態 （ＥＡＬ２）	全面緊急事態 （ＥＡＬ３）
福島第一原子力発電所に係る福島県の市民防護措置の例	避難指示区域への一時立入を中止するとともに、避難指示区域に一時立入している市民の退去を準備する。	避難指示区域に一時立入している市民の退去を開始するとともに、避難指示区域でない区域の市民の屋内退避を準備する。	避難指示区域でない区域の市民の屋内退避を開始する。

避難指示区域：帰宅困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の総称

なお、福島第一原子力発電所に係る福島県の市民防護措置が実施される場合、近隣県に避難市民の受入れ要請の可能性がある。

第４節　運用上の介入レベル

第１　運用上の介入レベル（ＯＩＬ）

運用上の介入レベル（ＯＩＬ：Operational Intervention Level）とは、放射性物質の放出後、地表面からの放射線等による被ばくの影響をできる限り低減するため、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等で表された防護措置の判断基準である。

１　防護措置

(1) 避難等の準備と措置の概要

	基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
緊急防護措置	ＯＩＬ１	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、市民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μSv/h （地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率）	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難なものの一時屋内退避を含む。）
早期防護措置	ＯＩＬ２	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、市民等を１週間程度内に一時移転させるための基準	20 μSv/h （地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率）	１日内を目途に区域を特定し、地域生産物※の摂取を制限するとともに、１週間程度内に一時移転を実施

※「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

(2) 人のスクリーニング等の基準と措置の概要

基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
ＯＩＬ４	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000 cpm	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染
		β線：13,000 cpm 【１か月後の値】	

(3) 飲食物のスクリーニング、摂取制限の基準と措置の概要

<table>
<tr><th>基準の種類</th><th>基準の概要</th><th colspan="3">初期設定値</th><th>防護措置の概要</th></tr>
<tr><td>飲食物に係るスクリーニング基準</td><td>ＯＩＬ６による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準</td><td colspan="3">0.5μSv/h
（地上１ｍで計測した場合の
空間放射線量率）</td><td>数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定</td></tr>
<tr><td rowspan="5">ＯＩＬ６</td><td rowspan="5">経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</td><td>核種</td><td>飲料水
牛乳・乳製品</td><td>野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他</td><td rowspan="5">１週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施</td></tr>
<tr><td>放射性ヨウ素</td><td>300Bq/kg</td><td>2,000Bq/kg</td></tr>
<tr><td>放射性セシウム</td><td>200Bq/kg</td><td>500Bq/kg</td></tr>
<tr><td>プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種</td><td>1Bq/kg</td><td>10Bq/kg</td></tr>
<tr><td>ウラン</td><td>20Bq/kg</td><td>100Bq/kg</td></tr>
</table>

第５節　計画の基礎とするべき原子力災害の想定

第１　周辺地域における原子力発電所の立地状況

本市と隣接する茨城県には、日本原子力発電東海第二発電所が所在し、１基の原子炉が設置されている。また、福島県には、災害が発生した原子力施設について、施設の状況に応じた適切な方法による管理を行うため特定原子力施設に指定された東京電力福島第一原子力発電所が所在し、廃炉が決定されている。福島第二原子力発電所には４基の原子炉が、さらに新潟県には、東京電力柏崎刈羽原子力発電所が所在し、７基の原子炉が設置されている。

本市から最も近い日本原子力発電東海第二発電所までの距離は、真岡市役所から直線距離で約53kmの位置関係にある。

○対象となる原子力発電所

発電所名	福島第一原子力発電所					
事業者名	東京電力ホールディングス株式会社					
所在地	福島県大熊町・双葉町					
距離（市役所より）	142.0km					
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	6号機
熱出力	138万kw	各238.1万kw				329.3万kw
電気出力	46万kw	各78.4万kw				110万kw
運転開始日	S46.3	S49.7	S51.3	S53.10	S53.4	S54.10
備考	廃炉決定					

発電所名	福島第二原子力発電所				東海第二発電所
事業者名	東京電力ホールディングス株式会社				日本原子力発電株式会社
所在地	福島県楢葉町・富岡町				茨城県東海村
距離（市役所より）	132.6km				53.2km
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	－
熱出力	各329.3万kw				329.3万kw
電気出力	各110万kw				110万kw
運転開始日	S57.4	S59.2	S60.6	S62.8	S53.11
備考	停止中				定期検査中

発電所名	柏崎刈羽原子力発電所						
事業者名	東京電力ホールディングス株式会社						
所在地	新潟県柏崎市・刈羽村						
距離（市役所より）	167.1km						
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機	6号機	7号機
熱出力	各329.3万kw					392.6万kw	
電気出力	各110万kw					各135.6万kw	
運転開始日	S60.9	H2.9	H5.8	H6.8	H2.4	H8.11	H9.7
備考	定期検査中						

第２　原子力災害の想定

１　原子力発電所等における事故

栃木県内には原子力発電所等が存在せず、また、旧原子力安全委員会が定めた「原子力施設等の防災対策について」における「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」（ＥＰＺ：Emergency Planning Zone）にも本市の地域は含まれていなかったが、東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放射性物質がこの範囲より広範囲に拡散し、市民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。

こうした経過を踏まえ、原子力発電所等の事故による放射性物質の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれのあるときを想定して、予防、応急対策及び復旧・復興を行う。

２　放射性物質輸送中に係る事故等

核燃料物質等の輸送中に係る事故により、放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

第３　予測される影響

１　栃木県における具体的影響、想定等

(1) 東京電力福島第一原子力発電所事故における具体的影響

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放射性物質が県内の広範囲に拡散し、放射性物質汚染対処特措法に基づき８市町が汚染状況重点調査地域に指定され、除染が必要となったほか、農林水産物の出荷制限や観光業への風評被害など市民生活と産業に大きな影響を与えた。

(2) 想定

ＵＰＺ外においても、プルーム通過時の防護措置が必要となる事態に至るおそれがある場合には、原子力規制委員会が原子力施設の状態等を踏まえ防護措置（屋内退避）の必要性を判断する。県及び市は放射性物質が到達する前に予防的な屋内退避の実施を想定・準備する必要がある。

なお、プルームの通過後、国の緊急時モニタリング結果や県の環境放射能モニタリング結果等を踏まえ原子力規制委員会が更なる防護措置の必要性を判断することになっている。

第６節　リスクコミュニケーションの充実

第１　リスクコミュニケーションの実施方策

放射性物質が拡散し、市内が汚染した場合、放射線に対する健康不安、農林水産物等の出荷制限、観光業等への風評被害など、長期間にわたり深刻な影響をもたらすという点で、原子力災害は極めて特異な災害である。

このため、市民が正しい情報に基づき、リスクを適正に評価し、合理的な選択と行動を行うことができるよう、平常時から、情報提供・情報共有などリスクコミュニケーションの充実に努める。

１　原子力防災に関する知識の普及と情報共有

(1) 市民に対する原子力防災に関する知識の普及と情報共有を行うため、ホームページの充実やパネル展示等に努める。

(2) 学校教育の場においても、原子力防災に関する知識の普及に努める。

２　迅速な情報収集と市民等に対する情報伝達

重大な事故が発生した場合、県、国、原子力事業者等からモニタリング情報、事故情報等を迅速に把握し、市民等に的確に伝達するよう努める。

３　環境放射線モニタリング結果及び飲食物に係る放射性物質モニタリング検査結果の情報提供

環境放射線に係るホームページの整備に努め、モニタリング結果について分かりやすく提供する。

４　市民生活への影響にかかる説明

市民に提供する情報について、市民生活にどのような影響があるか、専門家や国等の助言を受けながら市民に分かりやすく説明するように努める。

５　相談体制の整備

重大な事故が発生した場合、市民等からの問い合わせに対応ができるよう、総合的な問合せ窓口を設置するとともに、県、国や専門家の派遣などの協力を得て、的確な相談ができる体制整備に努める。

第２章　予　　防

第１節　初動体制の整備

災害情報の迅速かつ的確な収集・連絡の重要性に鑑み、県及び関係機関等との間で、原子力発電所等における異常事態等に関する情報収集・連絡体制の整備・充実に努め、災害時における初動体制の整備を図る。

第１　情報の収集・連絡体制の整備

市は、県と平常時から原子力防災に関する情報の共有に努める。

第２　通信手段の確保等

１　複合災害への備え

市は、国及び県と連携して、防災行政無線、緊急時連絡網、衛星携帯電話等の整備・拡充を図るとともに、複合災害の場合も想定して、システムの機能が損なわれないよう、複数の連絡手段を確保するなどの対策を講じる。

※緊急時における流れ

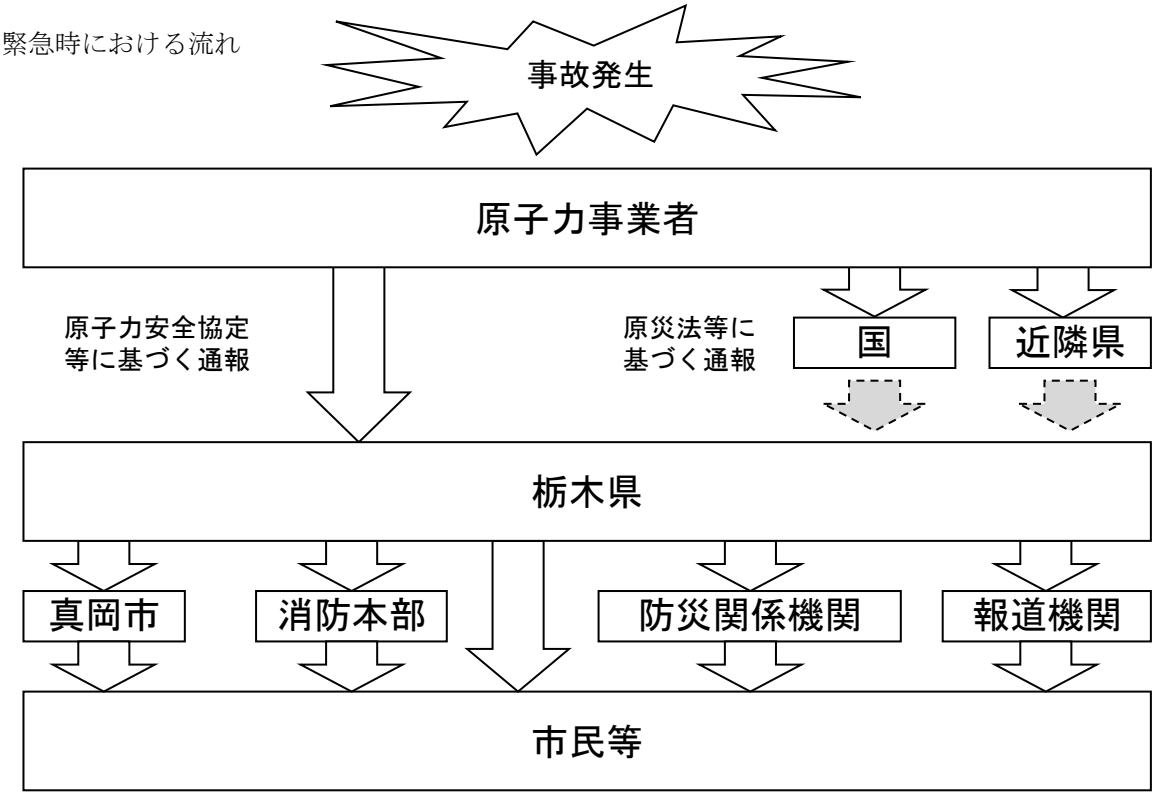

第２節　市民等への情報伝達体制の整備

災害時における情報について、市民等に対し正確・迅速に伝達できる体制を整備するとともに、屋内退避、飲食物の摂取制限、安定ヨウ素剤の服用等提供すべき情報について、災害対応の段階等に応じた具体的な内容を整理しておく。

第１　情報伝達体制の整備

市は、県、関係機関及び報道機関等からの情報を、防災行政無線、市ホームページ等の様々な広報媒体を活用し、迅速かつ確実に情報が伝達されるよう広報体制の整備に努める。

第２　要配慮者等への情報伝達

市は、消防機関や自主防災組織、福祉団体、外国人団体、ボランティア等と連携し、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障がい者、外国人等の情報伝達において困難が予想される要配慮者及び一時滞在者への情報伝達について支援するなど、市民等の協力を得ながら円滑かつ確実に行われる体制を整備するよう努める。

第３　相談窓口の設置

市は、県が他市町や消防機関等と連携して設置する市民相談窓口の設置体制等の整備に協力する。

第４　情報提供項目

市は、国や県と連携し、特定事象発生後の経過等に応じて、市民等に伝達すべき情報の項目について整理する。

第３節　避難活動体制等の整備

モニタリング結果や分析データを踏まえ、市民の生命及び身体を原子力災害から保護するため、退避等に関する指標、退避等を指示した場合の対応等について定め、屋内退避等を迅速に決定･実施するための体制を確保することにより、市民の安全確保を図る。

第１　避難体制等の整備

１　避難等の準備

市は、屋内退避の指示が出された場合を想定し、県及び防災関係機関と連携し、避難等の注意喚起を行うとともに、必要に応じて他市町への避難が迅速に行えるよう連絡体制を整備する。

なお、避難等の準備にあたっては、医療機関、社会福祉施設等の要配慮者関連施設の入院患者、入所者をはじめ要配慮者の避難について、十分配慮する。

２　避難所の指定等

(1) 避難所の設置及び資機材の整備

市は、県の助言を受けて、学校、公民館、福祉センター等の公共的施設の指定、民間の社会福祉施設との協定等により避難所及び福祉避難所を確保、避難所で必要な資機材等の整備に努める。

(2) 避難誘導用資機材

市及び消防機関は、県の助言を受けて、市民等の避難誘導に必要な資機材の整備に努める。

３　避難所、避難方法等の周知

市は、県の助言を受けて、避難所、避難方法、屋内退避の方法等について、日頃から市民への周知徹底に努める。

４　安定ヨウ素剤の配布体制の整備

本県における防護措置は屋内退避を基本としているが、ＵＰＺ外においてＯＩＬに基づく避難や一時移転を実施することに至る場合に備え、国が安定ヨウ素剤の備蓄を行うこととしているため、県及び市は、必要に応じて配布体制の整備を検討する。

第２　避難指示の判断

１　避難等の判断基準等

国が主体となって実施する緊急時モニタリング結果や県の環境放射能モニタリングの結果などにより、空間放射線量率等が次の基準により一定のレベルを超えるような場合には、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から市長等に対し、ＯＩＬに基づき避難等の指示が発出される。

【避難等の基準】

	基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
緊急防護措置	ＯＩＬ１	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、市民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μSv/h（地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率）	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難なものの一時屋内退避を含む。）
早期防護措置	ＯＩＬ２	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、市民等を１週間程度内に一時移転させるための基準	20 μSv/h（地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率）	１日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、１週間程度内に一時移転を実施

２　屋内退避

大気中を拡散してきた放射性物質からの被ばくを低減するためには、放射性物質からできるだけ遠ざかることが最も効果的であるが、避難等に伴う混乱の発生のおそれ等を考慮すれば、簡便な防護対策として屋内退避が有効である。

ＵＰＺ外における防護措置については、自宅内への屋内退避が中心であり、原子力施設の状況や放射性物質の放出状況等に応じて本県に屋内退避エリアが拡張され、国の原子力災害対策本部が屋内退避を実施するよう指示する。

国の指示を受けた市は、緊急時における実効性を考慮して、屋内退避指示エリアを含む行政区単位で屋内退避を実施するよう市民等に指示する。

また、プルームが通過した後、モニタリング結果などを参考に、県、国等と連携して迅速かつ適切な時期の屋内退避解除に努める。県及び市は、これらの指示を実行するための伝達方法等について整備する。

第３　警戒区域設定の判断基準

原子力発電所等における事故に対し、人命若しくは身体に危険が生じる又は生じるおそれがある場合、市長は、原子力災害対策特別措置法及び災害対策基本法に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して立入制限等を行う。警戒区域は、事態の規模、風向き等を考慮し、放出源からの一定距離の範囲で設定される。

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、従来のＥＰＺの範囲を超えて、半径20㎞圏内に設定されたことから、今後、原子力緊急事態が発生し、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から指示があった場合、市は警戒区域を設定するための体制を整備するとともに、警戒区域を設定した際の県警察、消防機関等との連携・協力体制についても検討しておく。

第４　要配慮者等への対応

市は、県の助言を受けて、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、平常時から消防団や民生委員・児童委員、周辺市民、自主防災組織等の協力を得ながら、これらの者に係る避難支援計画等を整備するとともに、作成後も登録者及び計画の内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努めるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について、十分配慮する。

第４節　市民等の健康対策

市民の健康等を保持するため、資機材等を整備するとともに、初期被ばく医療を中心とした医療体制の整備について、県に協力し実施する。

第１　資機材の整備等

１　活動用資機材の整備

市は、県が実施するスクリーニング、人体への除染等を実施する資機材の整備に協力する。

２　防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

市は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のために、県が実施するの資機材の整備・維持管理に協力する。

また、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時から県及び関係機関との情報交換に努める。

第２　医療救護活動体制の整備

１　基本方針

県及び市は、関係機関の協力を得て、避難所に設置する医療救護所等において、市民や防災業務関係者等を対象とした放射性物質による表面汚染の検査（放射線サーベイ検査）、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染、医療救護及び健康管理等を実施する体制を整備する。

２　関係機関の協力の確保

(1) 関係機関は、原子力災害時における迅速かつ的確な医療を確保するため、緊急被ばく医療等の実施に必要な要員及び医薬品等の資機材の整備・提供に協力する。

(2) 救急医療を担う医療機関は、一般傷病者等の受入れに関して協力する。

第５節　農林水産物・加工食品等の安全性確保体制の整備

事故発生時における放射性物質を含む食品等の摂取に伴う市民の内部被ばくを防止するため、平常時からの農林水産物や飲料水等の飲食や出荷を制限する体制を整備する。

第１　検査体制の整備

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、広範な地域で原乳、野菜類、水産物などの出荷制限措置が講じられた。本県においても、野菜類、茶、牛肉、林産物等の出荷制限の指示がなされたほか、出荷自粛等を行った。

市は、県と連携し、事故発生時における農林水産物や加工食品、飲料水、工業製品等の安全性を確保するため、平常時から検査体制を整備する。

また、食品等の検査を的確に実施するため、日頃から関係職員が原子力災害に関する幅広い知識を習得しておくとともに、放射性物質に係る検査方法、機器類の操作等について習熟する。

さらに、事故発生時における食品等のモニタリング検査や出荷制限等の円滑な実施のため、県と連携し、関係団体等に対して、平常時から検査体制等を説明し、理解と協力を得る。

第６節　児童生徒等の安全対策

児童生徒等に対し、放射線に関する知識の普及、啓発活動等防災に関する教育の充実に努めるとともに、県及び関係機関と連携して、原子力災害発生時に迅速かつ適切に対応できるよう防災体制の整備に努める。

第１　原子力防災体制の整備

幼稚園、保育所、小・中学校、高等学校等（以下「学校等」という。）は、原子力災害に備え、児童生徒及び教職員等の安全を確保するため、学校等における原子力防災計画の作成など、原子力防災体制の整備に努める。

また、原子力災害時の学校等における保護者や医療機関との緊急連絡体制の整備に努めるとともに、屋内退避時における教職員等の役割分担を平素から明確にしておく。

さらに、児童生徒及び教職員等の安全確保に万全を期するため、学校等は、地域の実情等を踏まえ、学校等ごとに対応マニュアル等を作成し、原子力災害時における教職員等の共通理解を図るとともに、保護者及び関係者への周知に努める。

県及び市は、学校等が計画等を策定する際に、情報提供など必要な支援を行う。

第７節　緊急輸送体制の整備

原子力災害発生時に、必要な人員、資機材、物資等を迅速かつ確実に輸送するための体制を整備する。

第１　道路交通管理体制の整備

市は、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行うため、道路機能を確保できるよう、国及び県の道路管理者と協力し、情報板などの整備を行い、道路管理の充実を図る。

第８節　市民等に対する普及・啓発活動

災害時において、市民や防災業務関係者等が、適切な行動等をとることが可能となるよう、様々な手段により放射線等に関する知識の普及・啓発のための活動を実施する。

第１　市民等に対する普及・啓発

市は、国、県、原子力事業者等と協力して、市民等に対し原子力防災に関する知識の普及のため、次に掲げる事項のほか、必要な事項について普及啓発活動を実施する。

１　放射性物質及び放射線の特性
２　原子力発電所等の概要
３　避難等施設の位置
４　原子力災害とその特性
５　放射線による健康への影響及び放射線防護
６　本市の平常時における環境放射線の状況
７　緊急時に県や国等が講じる対策の内容
８　屋内退避・避難
９　安定ヨウ素剤の服用
10　放射性物質による汚染の除去

第９節　防災訓練の実施

原子力災害に対応するため訓練計画を策定し、訓練等を実施することにより、関係機関の連携、職員の責任の範囲の確認、機器等の習熟等を促進する。

第１　訓練計画の策定及び実施

市は、県が実施する総合訓練のほか、以下に掲げる防災活動について協力する。

1　災害警戒本部等の災害応急体制の設置運営訓練

2　緊急時通信連絡訓練

3　緊急時の県モニタリング訓練

4　市民等に対する情報伝達訓練

訓練の実施にあたっては、行政機関のほか、市民等を含め様々な組織を効率的に運用できるよう努める。また、訓練結果の評価を行い、次回の訓練内容や地域防災計画等へ反映させる。

第３章　応 急 対 策

第１節　災害対策本部等の設置

市の地域に原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害対策本部等を設置し、県及び防災関係機関と相互に連携し、応急対策活動を迅速、的確に実施する。

第１　市の活動体制

災害の規模に応じた職員の体制区分、配備基準は原則として次のとおりとし、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

体制等	災害の態様		体制の概要	配備要員
注意体制	近隣県における原子力発電所等において事故等（ＥＡＬ１）が発生し、災害警戒本部を設置するに至らない被害が生じた場合		情報収集及び応急対策を行う体制	災害対策関係職員のうち、参集を指定されている者
警戒体制	①原子力防災管理者から原災法第10条第１項に定める通報があった場合（ＥＡＬ２） ②副市長が必要と認めた場合		災害警戒本部を設置し、災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	警戒体制に該当する職員
非常体制	①原子力防災管理者から原災法第15条第１項に定める通報があった場合（ＥＡＬ３） ②市長が必要と認めた場合	①大規模な災害が発生するおそれがある場合 ②大規模な災害が発生し、甚大な被害を出すおそれがある場合	災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制	全職員

（注）配備要員の編成については、配備区分ごとにあらかじめ定めておく。

第２　注意体制

市は、近隣県における原子力発電所等において事故等（ＥＡＬ１）が発生し、災害警戒本部を設置するに至らない被害が生じた場合、注意体制をとる。

参集者に指定されている災害対策関係職員は、直ちに登庁し、次の措置を講じる。

(1) 原子力災害に関する情報の収集

(2) 被害情報の把握

ア　被害が発生した日時、場所

イ　被害の概要

ウ　被害に対してとられた措置

エ　その他必要な事項

(3) 被害情報の県等への報告

(4) 必要に応じて関係部局等への通報

(5) 必要に応じて市長等への報告や市民等への周知

(6) 災害応急対策（小規模）

第３　災害警戒本部の設置（警戒体制）

市は、特定事象発生の通報を受けた場合（ＥＡＬ２）又は特定事象発生のおそれがあると副市長が認めた場合は、災害対策本部を設置するまでに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的、迅速かつ的確に行うため、副市長を本部長とする災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

１　災害警戒本部の設置、解散の時期

(1) 災害警戒本部の設置基準

ア　原子力防災管理者から県を通じて、原災法第10条第１項に定める通報があったとき

イ　原子力防災管理者から県を通じて、緊急時の通報を受け、副市長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき

ウ　近隣県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、５μSv/h以上の放射線量が検出されたことが判明したとき

エ　その他副市長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき

(2) 設置場所

災害警戒本部は、真岡市役所内に設置する。ただし、市役所内に災害警戒本部を設置することができない場合は、市長の指定する場所に設置する。

(3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

ア　災害の発生するおそれがなくなったと本部長が認めたとき

イ　災害応急対策がおおむね終了したと本部長が認めたとき

ウ　災害対策本部が設置されたとき

２　災害警戒本部の業務

災害警戒本部は、次の災害対策業務を行う。

(1) 災害対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び地震災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること

(2) 災害対策本部の設置に関すること

(3) 災害応急対策の実施に関すること

３　災害対策本部長の職務代決者の決定

本部長（副市長）不在時等の意思決定は、副本部長（市民生活部長）が行う。

第４　災害対策本部の設置（非常体制）

１　災害対策本部の設置、解散の時期等

市は、原子力緊急事態発生（ＥＡＬ３）の通報を受けた場合又は原子力緊急事態発生のおそれがあると市長が認めた場合は、国、県及び原子力事業者等の防災関係機関と緊密な連携を図り、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。

(1) 設置基準

次の各号に掲げる場合に災害対策本部を設置する。

ア　原子力防災管理者から県を通じて、原災法第15条第１項に定める通報があったとき

イ　原子力防災管理者から県を通じて、緊急時の通報を受け、市長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき

ウ　近隣県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で５μSv/h以上の放射線量が検出されたことが判明したとき（２地点以上又は10分間以上継続して検出された場合に限る。）

エ　原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき

オ　その他市長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき

(2) 設置場所

災害対策本部は、真岡市役所内に設置する。ただし、市役所内に災害対策本部を設置することができない場合には、本部長の指定する場所内に設置する。

(3) 災害対策本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害対策本部は解散する。

ア　原子力緊急事態解除宣言がなされたとき

イ　災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき

2　防災関係機関等への通報

災害対策本部を設置したときは、速やかに次のうち必要と認める機関に通報する。

(1) 栃木県庁

(2) 芳賀地区広域行政事務組合消防本部

(3) 真岡警察署

(4) 陸上自衛隊宇都宮駐屯地第12特科隊

(5) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関

(6) その他の関係機関（隣接市町等）

3　災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、原則として風水害等対策編第３章第１節のとおりとする。

4　災害対策本部の業務

災害対策本部は、次の災害対策業務を実施する。

(1) 災害救助法の実施に関すること

(2) 災害応急対策の実施、調整

(3) 本部の活動体制に関すること

(4) 各班の活動体制に関すること

(5) 国、県、他市町等への応援要請

(6) 自衛隊の災害派遣要請、配備に係る調整

(7) 応援に関すること

(8) 災害広報に関すること

(9) 災害対策本部の解散

(10) その他重要な事項に関すること

5　代決者

本部長（市長）不在時等の意思決定は副本部長(副市長)が、本部長、副本部長ともに不在時等の場合には、市民生活部長が行う。

第５　防災業務関係者の安全確保

市、県、県警察、消防機関及びその他防災関係機関は、緊急事態応急対策に係る防災業務関係者の安全確保を図る。

１　防護対策

市は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防災資機材の整備等必要な措置をとる。

２　防災業務関係者の被ばく線量管理

(1) 防災業務関係者の被ばく線量管理については、次の指標を基準とする。

ア　防災関係者の被ばく線量は、実効線量で５年間につき100mSvかつ１年間につき50mSvを上限とする。

イ　救命救助等の場合は、実効線量で100mSvを上限とする。なお、女性に関しては胎児保護の観点から適切な配慮を行う。

(2) 市は、県及び対策拠点施設と緊密な連携の下、被ばく管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得る。

(3) 市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、県及び原子力事業者と相互に緊密な情報交換を行う。

第２節　情報の収集・連絡活動

原子力災害が発生した場合、県や原子力事業者等から速やかな情報収集を行い、防災関係機関に対し、その情報を迅速かつ的確に伝達し、災害応急対策活動や市民の避難等に必要な情報伝達を行う。

第１　警戒事態発生情報等の連絡（ＥＡＬ１）

警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集に努める必要がある。このため、県では原子力発電所等の安全確保に係る連絡体制等に関する覚書等に基づき、原子力事業者から連絡通報を受けるとともに、国、近隣県等に対し情報収集活動を実施し、必要に応じて市町、消防等関係機関への通報や市民等への周知を行う。市は、県からの通報を受け必要な情報を市民へ周知する。

第２　特定事象発生情報等の連絡（ＥＡＬ２）

原子力発電所の原子力防災管理者は、原災法第10条に規定する特定事象を発見し又は発見の通報を受けた場合、防災業務計画に基づき、直ちに原発所在県をはじめ、官邸（内閣官房)、安全規制担当省庁、内閣府、関係市町村、関係県警察本部、関係市町村の消防本部、原子力防災専門官等に、文書をファクシミリで送付することとされている。

第３　応急対策活動情報の連絡

１　特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡（ＥＡＬ２）

原子力事業者は、原発所在県をはじめ、官邸（内閣官房)、安全規制担当省庁、内閣府、関係市町村、関係県警察本部、関係市町村の消防本部、原子力防災専門官等に、次の事項について、定期的に文書により連絡をすることとされている。

(1) 施設の状況

(2) 原子力事業所の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況

(3) 被害の状況等

県は、国や近隣県、原子力事業者等から入手した情報を、市・消防機関等に対して速やかに連絡するとともに、相互の連携を密にし、その後の対応に備える。

２　原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡（ＥＡＬ３）

(1) 要員の確保

市は県と連携し、原子力発電所の事故により放射性物質が広範囲に拡散し、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのある場合、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。

(2) 情報の収集等

市は、県や関係機関から原子力発電所周辺の状況、モニタリング情報、屋内退避等の状況等必要な情報を収集し、併せて、県や近隣県等の緊急事態応急対策活動の状況を把握し、市が行う応急対策について活用する。

第４　原子力災害合同対策協議会への職員派遣

市は県と連携し、原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設（オフサイトセンター）において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、原子力事業所の状況やモニタリング情報を把握するとともに、緊急事態応急対策及び原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等に関する情報を収集するため、必要に応じて職員等を派遣する。

第３節　市民等への情報伝達

市は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における市民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできる限り小さくするため、多様な媒体を活用して市民等に対する情報提供、広報を迅速かつ的確に行う。

第１　市民等への情報伝達活動

１　市民等に対する情報伝達

(1) 市は、県と連携し、早い段階から原子力災害に関する情報を広く迅速に市民に向けて提供し、市内における原子力災害に伴う混乱を未然に防ぎ又はその軽減に努める。

(2) 市は、防災行政無線等により情報提供を行うとともに、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て広域的な情報提供に努める。また、情報を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用した情報の提供に努める。

(3) 市は、県と連携し、市民等のニーズを迅速に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、県が講じている施策に関する情報、交通規制等、原子力災害に対する不安の解消や市民生活の混乱の防止に役立つ事項について、きめ細やかに情報を県等と連携しながら伝える。また、情報の一元化を図り、定期的な情報提供に努める。

２　情報伝達の内容等

(1) 情報伝達にあたっての留意事項

市は、市民への情報伝達等にあたっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい伝達文例等を準備することにより、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じ伝達情報の内容を理解するうえで参考となる情報等を併せて提供する。

(2) 要配慮者への配慮

市は、市民等への情報伝達にあたっては、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障がい者、外国人等の情報伝達において困難が予想される要配慮者に配慮する。

(3) 情報伝達内容

ア　事故・災害等の概況

イ　災害応急対策の実施状況

ウ　不安解消のための市民に対する呼びかけ

エ　避難市民を受入れる場合、避難市民の受入れを行う旨及び避難を円滑に行うための協力呼びかけ

(4) 広報内容の確認

ア　十分に内容を確認した情報の公表及び広報活動を行う。

イ　発表内容や時期については、国の原子力災害現地対策本部、原子力事業者、指定行政機関及び公共機関等と相互に連絡を取り合い実施する。

(5) 誤情報の拡散への対処

市は、県の公式見解をいち早く発表し、誤情報の拡散抑制に努める。

第２　市民等からの問い合わせに対する対応

１　相談窓口の設置

市は県と連携し、市民等からの問い合わせに対応する窓口を設置する。

２　情報の収集・整理

市は、市民等のニーズを見極め、情報を収集・整理するとともに、情報伝達活動に反映させるよう努める。

第４節　屋内退避・避難誘導等

市は、原災法第20条第２項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示等に基づき、屋内退避又は避難等の措置を講じる。

第１　避難等措置の実施主体

市民の避難等の措置を講じるにあたっては、市のほか、県、県警察、消防、自衛隊等防災関係機関の応援・協力のもと実施する。

市は、県から避難等の防護対策の指示があった場合には、あらかじめ定める退避等措置計画により、市民が動揺・混乱しないよう、速やかに指示する。

第２　屋内退避、避難等の実施

１　市民等に対する周知

原子力緊急事態における内閣総理大臣からの指示が近隣県等にあった場合、県及び市は、市民に対して情報提供を行うとともに、必要に応じて屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行う。なお、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視覚・聴覚障がい者、日本語に不慣れな在住外国人等の情報伝達に困難が予想される要配慮者に対する周知方法については、特段の配慮を行う。

２　避難誘導等

(1) 県は、ＥＡＬ又はＯＩＬに基づく原子力災害対策本部長の指示、その他市民の安全確保のために必要と認めた場合、市町に対し、市民に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの指示等の連絡等必要な緊急事態応急対策を実施する。

(2) 市は、原子力災害対策本部長の指示若しくは県からの指示又は独自の判断に基づいて、市民等に対する屋内退避若しくは避難のための立ち退きの指示等を行う。

(3) 市は、県、県警察、消防機関等と協力し、避難状況等を的確に把握する。

３　避難状況の確認

県及び市は、警察、消防機関等と協力し、避難状況等を的確に把握するものとする。

第３　安定ヨウ素剤の服用等

国が備蓄する安定ヨウ素剤の配布について、市及び県は、国及び関係機関と連携して対応する。

第４　避難所等の開設、運営

１　避難所の開設

市は、必要に応じ避難所及び福祉避難所を開設し、市民等に対し周知徹底を図る。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

２　避難所の管理・運営

(1) 県及び市は、各避難所の管理・運営にあたり、避難所における正確な情報の伝達、食料、水等の配布、衛生管理（清掃等）について円滑に実施するため、医師等専門家、ボランティア、避難者、市民、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。

(2) 県及び市は、避難所に必要な設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なときに直ちに配備できるよう準備しておくものとする。

(3) 市は、避難所における避難者に係る情報の早期把握に努めるとともに、避難者の要望を把握するなど、避難所における生活環境に注意を払い、必要に応じて改善を図り、常に良好なものとするよう努める。

3　飲食物、生活必需品等の供給

(1) 市は、避難者のために飲食物、生活必需品等の提供が必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、事業者等への物資の調達要請等を行うとともに、それでも不足すると認めた場合は、県に対し、飲食物、生活必需品等の調達の協力を要請する。

(2) 県は、市から、避難所等において必要な飲食物、生活必需品等の調達等の協力要請を受けた場合又は状況等から自ら判断して必要と認めた場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、関係業者等への物資の調達要請等を行う。

第５　県外からの避難者の受入

原子力発電所事故が発生した場合、その影響が広範囲に及ぶため、近隣県の市民が栃木県に避難することが予想される。

市は、県外広域避難協定等に基づき、県外住民の避難受入を実施する。

また、状況に応じて、県に対し必要な協議、調整及び支援を要請する。

第６　要配慮者等への配慮

市は、避難誘導、避難所での生活に関して、高齢者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の避難行動要支援者、愛がん動物同伴者に十分配慮する。特に、要配慮者の避難所での健康状態の把握等に努める。

また、要配慮者の避難所生活におけるニーズを適切に把握し、粉ミルクや哺乳びん、紙おむつ等の生活必需品、医薬品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の派遣など、円滑な生活支援を行う。

第５節　医療・救護活動等

災害時において、市民等に対し健康相談や医療活動等を実施し、市民等の心身の健康を確保する。

第１　市民等を対象とする健康相談等の実施

１　避難者等に対する健康相談等の実施

県は、市や国と連携し、避難所、救護所等において、災害対応の段階や対象区域等に応じて、避難者等を対象とした健康相談（原子力災害発生直後から避難所等までの行動状況や健康状態の把握）を実施する。また、必要に応じて、放射性物質による表面汚染に関する検査（放射線サーベイ検査）を実施する。

【人のスクリーニング等の基準と措置の概要】

基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
ＯＩＬ４	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000 cpm	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
		β線：13,000 cpm 【１か月後の値】	

２　相談窓口の設置

市は県と連携し、健康福祉センター等に市民等の心身の健康に関する相談に応じる窓口を設置する。また、避難生活者の心身の健康を確保するため、必要に応じ、避難所等における巡回相談を実施する。

第２　被災者を対象とする医療救護活動の実施

市は県と連携し、主要な避難経路上に医療救護所を設けることとし、当該医療救護所において、被災者等を対象に、汚染検査、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染、医療救護及び健康管理等の所要の措置を行う。

また、医療救護所で対応できない場合は、搬送機関と連携し医療機関等へ搬送する。

なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

第６節　農林水産物・加工食品等の安全性の確保

市は、国や県が行うモニタリング検査結果に基づき、市民に対して広く周知するとともに、生産者等に対して出荷自粛を要請するなど必要な措置を講じる。

第１　食品等の安全性の確認

原子力災害が発生した場合、国が主体となって実施する緊急時モニタリング結果や県の環境放射能モニタリングの結果等の情報を集約する原子力規制委員会が、飲食物中の放射性物質濃度の測定を行うべき地域や当該地域における測定結果に基づく摂取制限の内容について、原子力災害対策本部を通じて、地方公共団体に伝達することになっている。市は、当該情報の提供を受けた場合は、速やかに市民に周知する。

なお、緊急時の暫定規制値等が設定された場合は、その基準等に基づき対応する。

■　食品中の放射性物質の基準値等

【飲食物摂取制限の基準】

<table>
<tr><th>基準の種類</th><th>基準の概要</th><th colspan="3">初期設定値</th><th>防護措置の概要</th></tr>
<tr><td>飲食物に係るスクリーニング基準</td><td>ＯＩＬ６による飲食物の摂取制限を判断する基準として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準</td><td colspan="3">0.5μSv/h
（地上１ｍで計測した場合の空間放射線量率）</td><td>数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を特定すべき区域を特定</td></tr>
<tr><td rowspan="5">ＯＩＬ６</td><td rowspan="5">経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準</td><td>核種</td><td>飲料水、牛乳、乳製品</td><td>野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他</td><td rowspan="5">１週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施</td></tr>
<tr><td>放射性ヨウ素</td><td>300Bq/kg</td><td>2,000Bq/kg</td></tr>
<tr><td>放射性セシウム</td><td>200Bq/kg</td><td>500Bq/kg</td></tr>
<tr><td>プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種</td><td>1Bq/kg</td><td>10Bq/kg</td></tr>
<tr><td>ウラン</td><td>20Bq/kg</td><td>100Bq/kg</td></tr>
</table>

【食品中の放射性物質の基準値】

（平成24年3月15日厚生労働省通知、平成24年4月1日施行・適用）

食品群	基準値（ベクレル／kg）
飲料水	10
牛乳	50
乳児用食品	50
一般食品	100

第２　食品等の出荷自粛要請及び解除

モニタリング検査等の結果、国が定める基準値等を超過した場合、市は、関係団体等と協力し生産者等へ出荷自粛を要請するとともに、ホームページへの掲載やテレビ、ラジオ、新聞等による報道要請など、様々な手段を使って市民に対し広く周知する。

また、基準値を超過した牧草等が確認された場合は、関係団体等と協力し生産者等へ給与自粛を要請するとともに、給与された疑いのある家畜の生産物については安全であることが確認されるまでの間、出荷自粛を要請する。

国から出荷制限の指示があった場合は、市民に対し広く周知する。

出荷自粛要請後のモニタリング検査結果が国の示す解除ルールに適合する場合、県は、国と解除計画について協議し、国の指示を受けて出荷自粛等を解除する。市は、生産者及び市民等へ広く周知する。

第３　飲料水の安全対策の実施

市は、国の指導・助言、指示及び県が実施するモニタリングの結果に基づき、国が定める摂取制限に関する指標を超え、又は超えるおそれがあると認められると県から情報提供があった場合は、水道水及び飲料水の摂取制限等必要な措置をとる。

なお、市は、水道水の摂取制限を実施する場合に備え、飲料水の備蓄等について整備する。

第４　食品等の供給

市は、食品等の摂取制限等の措置を県が指示した際、県と連携し、関係市民への応急措置を講じる。

第７節　児童生徒等の安全対策

学校等は、原子力災害が発生した場合に、児童生徒等の安全を確保し、保護者や関係機関との連携に努める。

第１　児童生徒等の安全の確保

学校等は、原子力災害が発生した場合に、適切な情報に基づき、屋内退避等を行うことにより児童生徒等の安全を確保し、保護者や関係機関との連携に努める。

市は、国や県と連携して、学校等に対し、生活上の留意点など、原子力災害に関する情報を提供する。さらに、児童生徒等や保護者からの放射線や健康への影響に関する相談に応じることができるよう体制を整備する。

第８節　緊急輸送活動

風水害等対策編第３章第９節「緊急輸送活動」を準用する。

第４章　復旧・復興

第１節　市民等の健康対策

市民等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するとともに、必要に応じて、健康影響に関する調査を実施し、市民等の不安を払拭する。

第１　市民への対応

市は、県と協力し、市民等の不安を払拭するため、市民に対するこころのケアを含む健康相談を実施する。

第２　健康影響調査

１　調査の検討

市は、県と連携し、必要に応じて、防護対策を講じた地域の市民等を対象とする健康影響に関する調査を実施する。

実施にあたっては、緊急時医療や放射線の人体への影響に詳しい専門家等による検討会等の意見を聴いて、健康影響調査の必要性等について検討する。

検討会等では、メンタルヘルスやリスクコミュニケーションなど、身体的影響調査以外に、こころのケアに関する調査、情報提供のあり方等についても検討する。

２　調査の実施

検討会等において、健康影響調査の必要性が認められた場合には、調査の対象、内容、方法等について具体的な検討を加え、速やかに医療機関をはじめ関係機関等と協力して実施する。

３　メンタルヘルス対策

市は、国、県、医療機関をはじめ、関係機関等と連携し、市民のメンタルヘルス対策として、こころのケアに関する電話相談の実施など、市民からの問合せに対応できる体制を整備する。

防災業務関係者もこころのケア対応を受ける対象者となりうるため、市民等に対し配慮しながら、防災業務関係者への対応にも十分に留意する。

第３　学校等における対策

学校等における健康対策について、子どもは放射線の影響を比較的受けやすいこと、精神的にも成長過程にあること等の特性を考慮する。

１　健康調査

健康調査を実施するにあたり、原子力災害による児童生徒等の心身の健康への影響を把握するため、教職員等による健康観察を行う。特に児童生徒等については、災害で受けたこころの影響は、長期化することや数箇月後に突然現れることもあるので、長期的に観察をする。

２　こころのケア

原子力災害の経過に伴い、児童生徒等の健康問題解決のために、教職員等による組織的かつ迅速・適切な対応が不可欠であるため、学校等においてはこころのケアに関する体制を整備し、児童生徒等の対応にあたる。

3　その他

(1) 原子力災害が収束しても、放出された放射性物質が地表上に蓄積し、児童生徒等の屋外活動の妨げとなるおそれがあるため、学校の設置者等は、園庭や校庭など児童生徒等が活動する場所について放射線量の計測を行い、必要に応じて、表土除去等放射線量を低減するための必要な措置を行う。

(2) 学校等の設置者は、児童生徒等や保護者の不安を払拭するため、必要に応じて学校給食等について放射性物質の測定を実施し、目に見える形での情報提供に努める。

第２節　風評被害対策

県及び関係機関と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、農林水産物、工業製品等の適正な流通の促進及び観光客の減少防止のための広報活動を実施する。

第１　農林水産物、工業製品等に係る対策

(1) 農林水産物

市は、農林水産物等について風評被害を最小限にとどめるため、詳細な放射性物質モニタリング検査を実施し、安全性を積極的にＰＲしていく。

(2) 工業製品等

市は、工業製品や加工食品等について、速やかな放射性物質の測定による安全確認を積極的に支援する。

第２　観光業に係る対策

市は、県と連携して報道発表や市ホームページ等、様々な広報媒体を用い、安全性に関する明確でわかりやすい情報を国内外に対して積極的に発信する。

また、本市を訪れている観光客等に対し、安全に関する明確でわかりやすい説明を行うことにより、当該観光客等から本市が安全であることを発信してもらうよう努める。

第３　被害者の救済

市は、風評被害が実際に生じたと考えられる場合、県等と連携して事故と被害との因果関係を含む風評被害の詳細な状況を把握し、損害を受けた被害者の救済が図られるよう努める。

また、安全性のＰＲや誘客促進に係るキャンペーンなどのイベントの実施による風評被害解消に向けた取組に加え、生産者や観光業者に対し、風評被害等に対する損害賠償に係る手続きを周知し、支援する。

第３節　除染・放射性物質により汚染された廃棄物の処理

市は、国が示す方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。

第１　基本方針

市及び県は、放射性物質に汚染された廃棄物の処理及び除染作業について、国の施策に協力し、国、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携して、必要な対策を実施する。

第２　除染の実施

市、県、その他防災関係機関及び市民は、避難のための立退きの指示があった地域以外に関する除染にあたっては、主に市における除染を対象として国が策定した「除染関係ガイドライン」を参考とし、国や原子力事業者とも連携の上、以下のとおり実施する。

原子力事業者は、県、市等の要請に基づき、除染等に必要な防災資機材の貸与、要員の派遣に努める。なお、除染を実施する際は、市民の意見を十分に尊重するものとする。

(1) 土壌、工作物、道路、河川、湖沼、農用地、森林等の対象の中から、人の健康の保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。また、乳幼児等が放射線の影響を受けやすいとされていることに鑑み、学校・幼稚園・保育所・公園等、子どもの生活圏を優先して除染する等妊産婦や子ども等に十分配慮する。

(2) 比較的高い濃度で汚染された場所を特定し、汚染の特徴に応じ、表土の削り取り、建物の洗浄、道路側溝等の清掃、枝打ち及び落葉の除去等、適切な方法で効果的に行う。水を用いて洗浄を行う場合は、水による洗浄以外の方法で除去できる放射性物質を可能な限りあらかじめ除去する等、排水による流出先への影響を極力避けるよう配慮する。

(3) 土壌等の除去を実施する際は、削り取る土壌の厚さを必要最小限にする等除去土壌等の発生抑制に配慮し、除去土壌等は、その他の物と混合するおそれのないよう区分するとともに、可能な限り除去土壌と除染廃棄物を区分する。

(4) 除去土壌については、国が示す考え方に基づき、周辺市民及び作業者の追加的な被ばく線量を考慮して（※）、収集、運搬、保管及び処分を適切に行う。

なお、保管場所及び処分先の確保の観点から、必要に応じて、保管又は処分の際に減容化や再生利用を図る。

除染廃棄物については、本節第３の記載するところにより適切に処理を行う。

※ 参考「福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について」（平成23年6月3日原子力安全委員会）なお、当通知の廃棄物については、除去土壌を含む。

① 処理に伴って周辺市民の受ける線量が１mSv／年を超えないようにする。

② 処理を行う作業者が受ける線量が可能な限り１mSv／年を超えないことが望ましい。比較的高い放射能濃度の物を取扱う工程では、電離放射線障害防止規則を遵守する等により、適切に作業者の受ける放射線の量の管理を行う。

③ 処分施設の管理期間終了以降、周辺市民の受ける線量が10μSv／年以下とする。

(5) 飛散流出防止の措置、悪臭・騒音・振動の防止等の措置、除去土壌の量等の記録等、周辺市民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

（参考資料編）

除染関係ガイドライン（平成25年5月第2版、平成28年9月追補環境省）

第３　放射性物質に汚染された廃棄物の処理

１　国が処理する廃棄物

県、市、排出事業者等は、国の責任において処理することとされる廃棄物（放射性物質汚染対処特措法の規定では8,000Bq/kgを超える放射性物質を含む廃棄物（指定廃棄物））を国に引渡すまでの間、適切に保管する。

２　市及び排出事業者が処理する廃棄物

県、市排出事業者等は、自らの責任において処理することとされる廃棄物（放射性物質汚染対処特措法の規定では8,000Bq/kg以下の放射性物質を含む廃棄物）の収集、運搬、保管及び処分を適切に行うとともに「廃棄物関係ガイドライン」（事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン、環境省）に基づき、飛散・流出防止の措置、モニタリングの実施、廃棄物の量、運搬先等の記録、周辺市民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。また、県は、市、処理業者等に対し、専門的な知見に関する情報提供等を行う。

３　その他

県及び市は、摂取制限や出荷制限等の対象となった飲食物や農林畜水産物等を含め放射性物質に汚染された廃棄物の処理の安全性について、市民等へ周知徹底する。

県及び市は、国に対し、放射性物質に汚染された廃棄物の保管場所や処分を行う施設を確保するよう要請するものとする。

第４節　損害賠償

市及び県は、原子力災害によって損害を受けた事業者等に対して、損害賠償を請求するために必要な情報提供を行うなど支援を行うとともに、必要に応じて、行政が受けた損害について請求するための体制を整備する。

第１　事業者等への支援

市及び県は、東京電力福島第一原子力発電所事故において原子力事業者に対し請求した経費を参考に、原子力災害において支出した様々な経費について、請求の可否を判断するとともに、迅速かつ正当な損害賠償の履行を求める。

第５節　各種制限の解除

市及び県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等の措置の解除を関係する機関に指示する。

第１　状況の把握及び解除の指示

市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会緊急事態応急対策委員等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うとともに、解除実施状況を確認する。